321
164

始

'86.12.25

2961

大正四年六月刊行

獨領南洋諸島事情

外務省通商局

321-164

獨領南洋諸島事情

序

本書は著者か官命により大正三年十一月より翌四年一月まで出張したる獨領南洋マリアーネン・カロリーネン・マルシャル三群島に於ける調査の結果を集錄したるものなり、右三群島は曩に我か海軍の占領せるところにして廣漠たる海洋面上に碁布せる大小數百の島嶼より成り遠く諸大陸より隔絶したる別天地なり而して之か詳細なる視察は船便其他の關係上到底事情の容さゞるものあり勢ひ著者が實地踏査の範圍は各群島中の主要島(マリアーネン群島のサイパン島、カロリーネン群島のトゥルク・ポナペ・クサイエ・ヤップ・パラウ・アンガウル諸島、及マルシャル群島のヤルイト・ナウル兩島)に局限せられたるを以て其他の諸島の島情に付ては主として獨國官文書獨國人の著書其他の刊行物に就き獲たる材料に加ふるに出張中諸方面より聽取したるところを補足して記述せり、將た其の滯在實査したる地方に於ても熱帶圏內暑熱激甚なる爲め調査資料の謄寫其他執筆上の支障尠なからざるものありしを以て書中不備の點あるは深く遺憾とするところなるも幸に讀者の諒恕を請

寄贈本
大正 4. 8. 2 寄贈

はんと欲す若し此小册子に依り獨領南洋風物の一端を窺知し得るものあらば著者の幸之れに過きさるなり

島地に於ける各般の調査に關しては第二南遣枝艦隊司令官幕僚及當時各主島に駐屯したる海軍陸戰隊の諸官其他在留本邦人諸氏か繁務中與へられたる援助は著者の感謝措く能はさるところにして玆に特記して其の厚意を深謝す

大正四年五月

大使館三等書記官　大野守衛

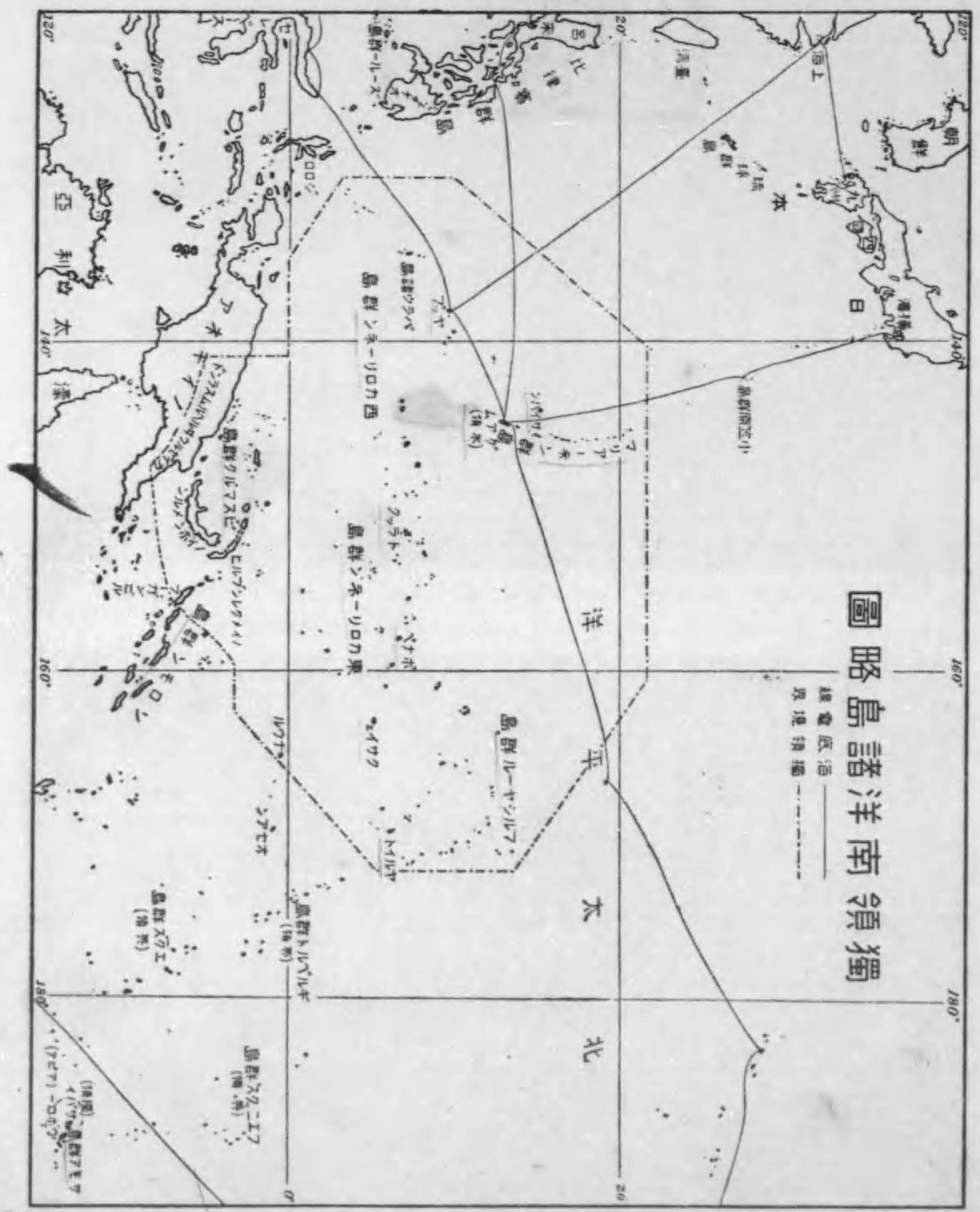

露光量違いの為重複撮影

クサイエ島の河流

[illegible]河岸ニハマングローブ樹叢生シ魚介其間ニ繁殖ス

同島土人のコプラ製造

大刄ヲ以テ先ツ椰子實ヲ割リ更ニ小刄ニテ果殼內ノ脂肪質果核ヲ抉出シ日光ニ曝シテ乾燥ス

露光量違いの為重複撮影

クサイエ島の河流

[illegible]河岸ニハマングローブ樹叢生シ魚介其間ニ繁殖ス

同島土人のコプラ製造

大刄ヲ以テ先ヅ椰子實ヲ割リ更ニ小刄ニテ果殼內ノ脂肪質果核ヲ抉出シ日光ニ曝シテ乾燥ス

露光量違いの為重複撮影

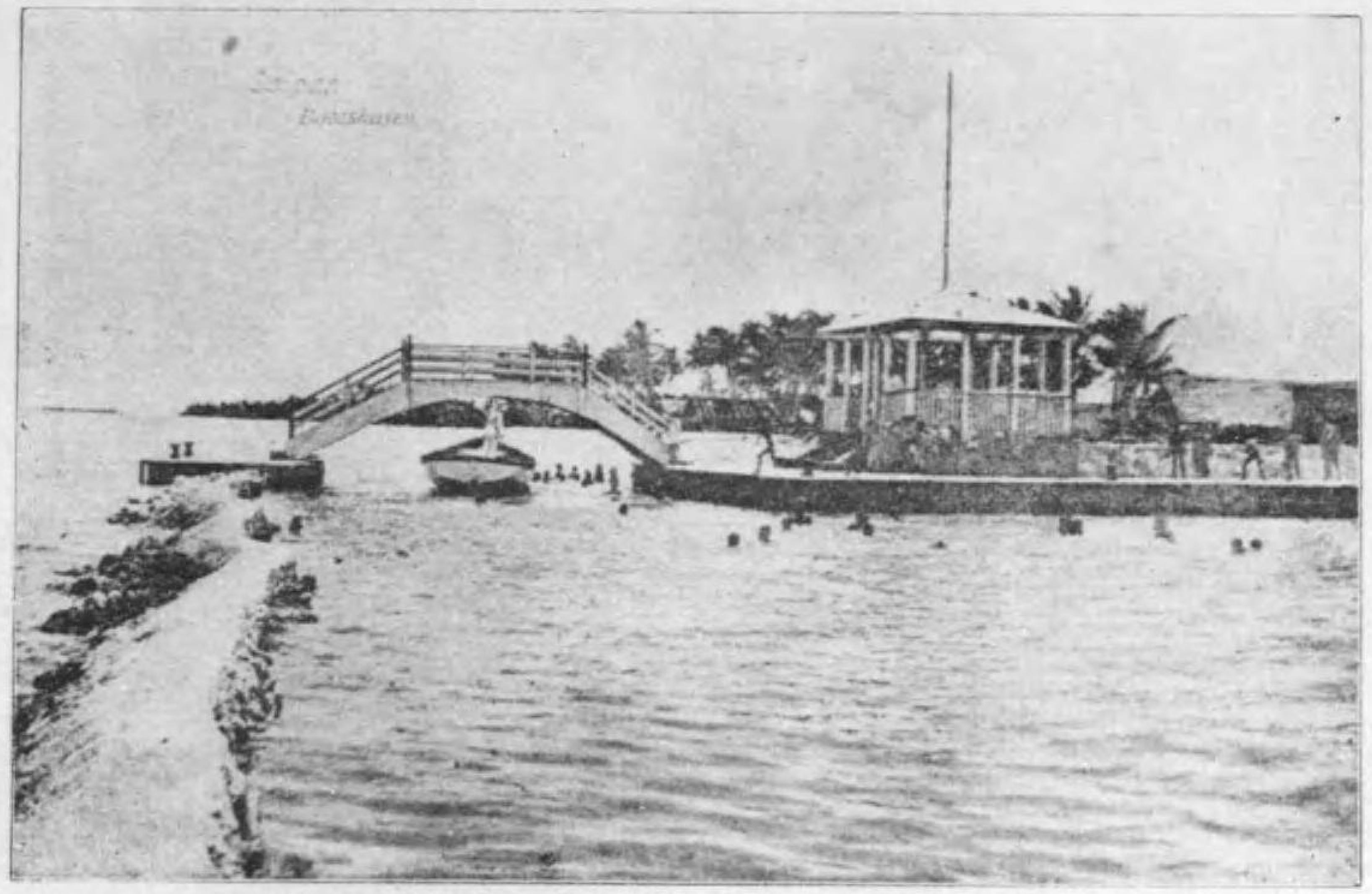

マリアナ群島の首島サイパン島西岸の波止場

マリアナ群島軍政廳(サイパン島)

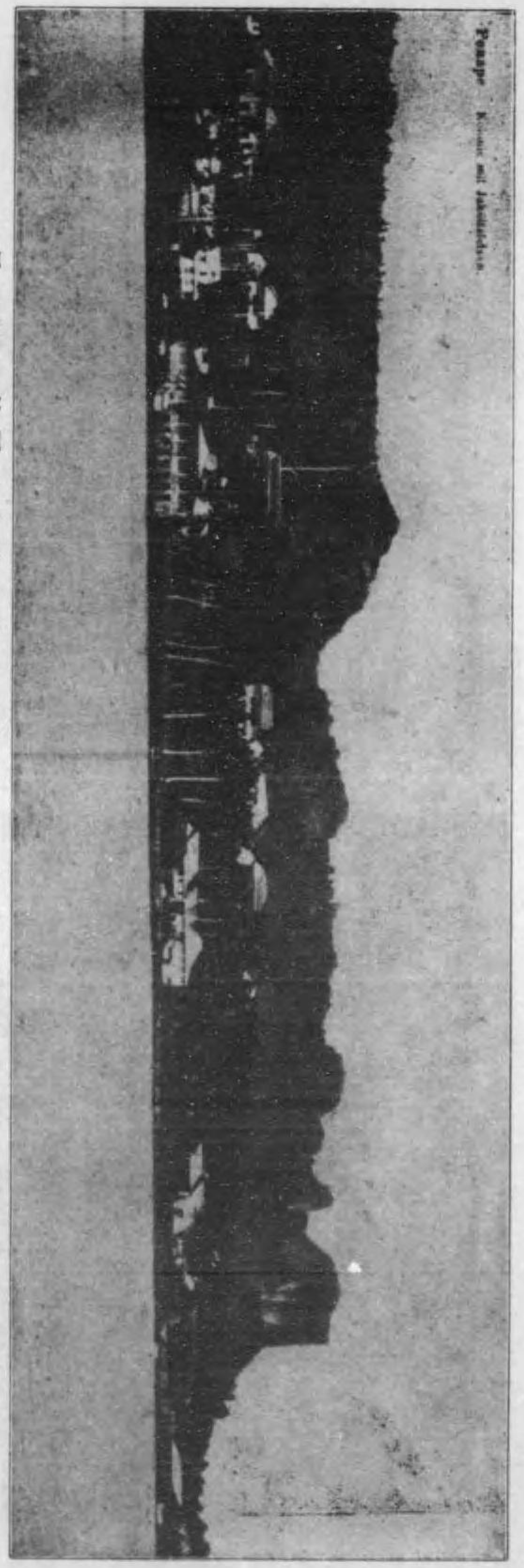

中部カロリーネン群島の首島ポナペ島に於ける欧米人居住地區の景

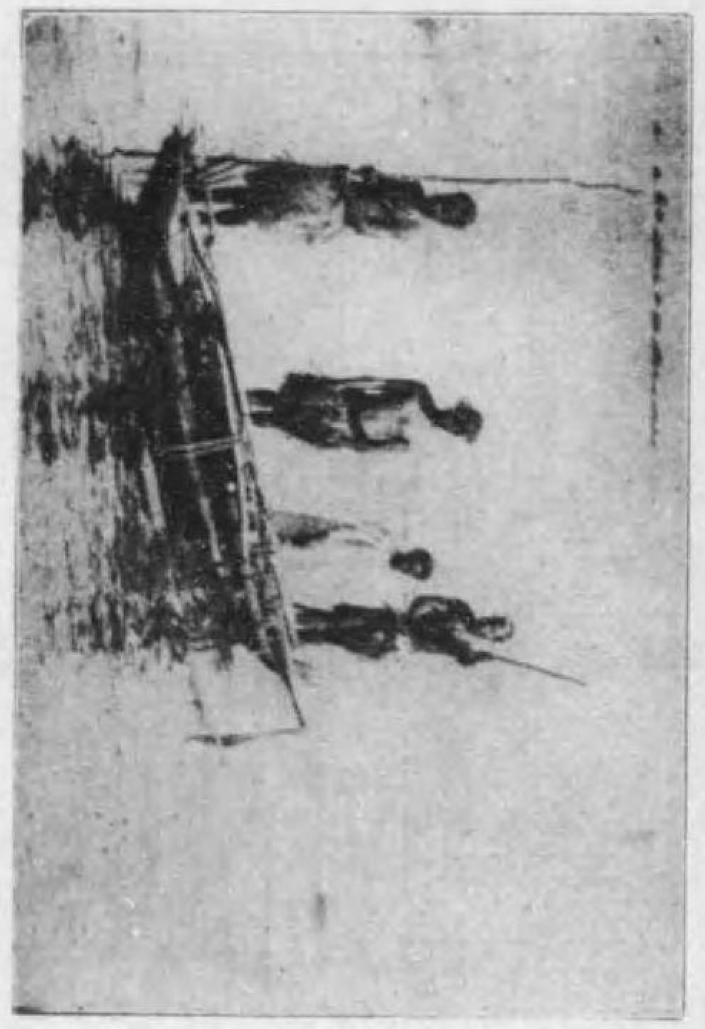

ポナペ島民とカノー

ポナペ島々廳

露光量違いの為重複撮影

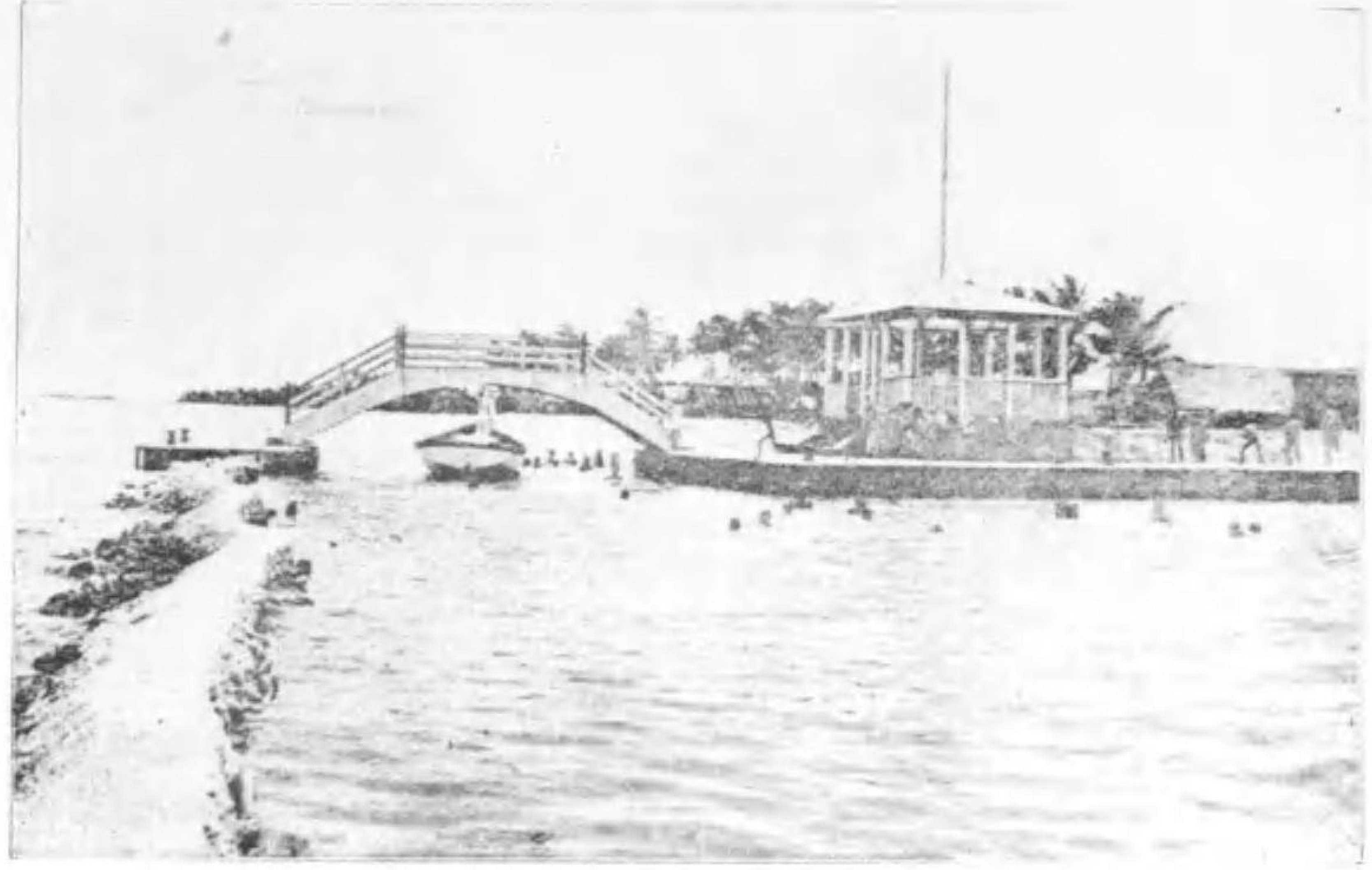

マリアナ群島ノ首島サイパン島西岸の波止場

マリアナ群島軍政廳(サイパン島)

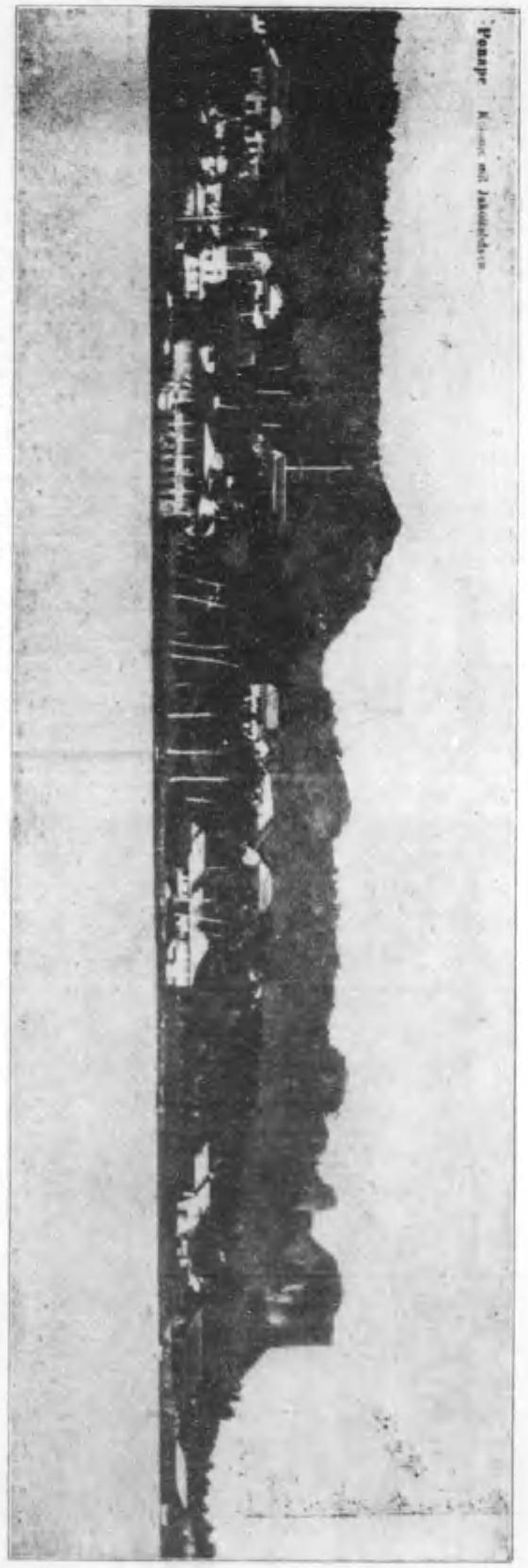

中部カロリーネン群島の首島ポナペ島に於ける歐米人居住地區の景

ポナペ島民ミカノー

ポナペ島々廳

露光量違いの為重複撮影

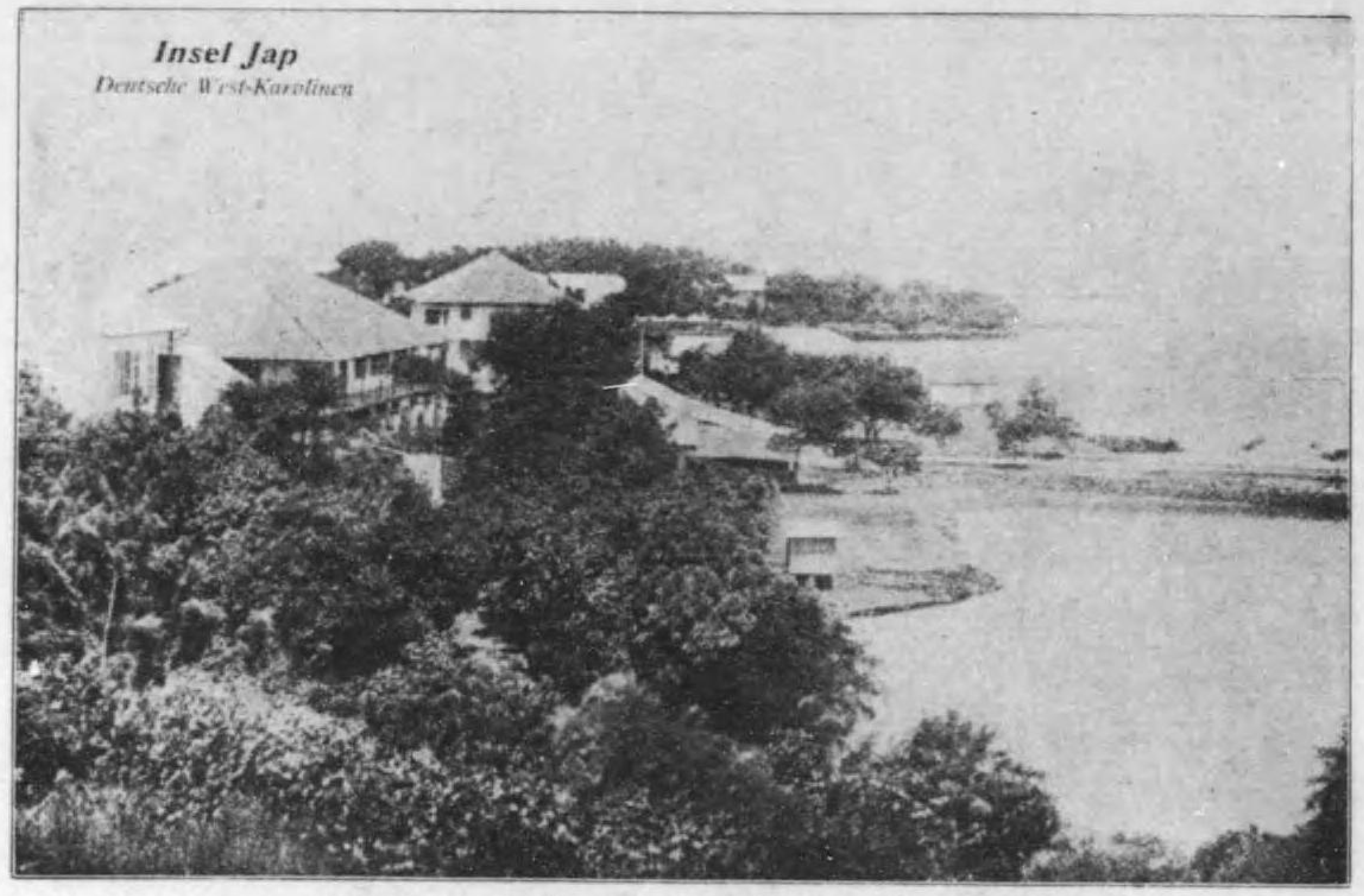

西カローリネン群島ノ首島ヤップ島
歐米人居住地區
本島ハ南洋ト亞細亞大陸トノ海底電線ノ交叉點ニシテ歐米人ノ居住者尠カラス

ファイス島土人及其住家
本島ニハ多量ニ燐礦ヲ産ス

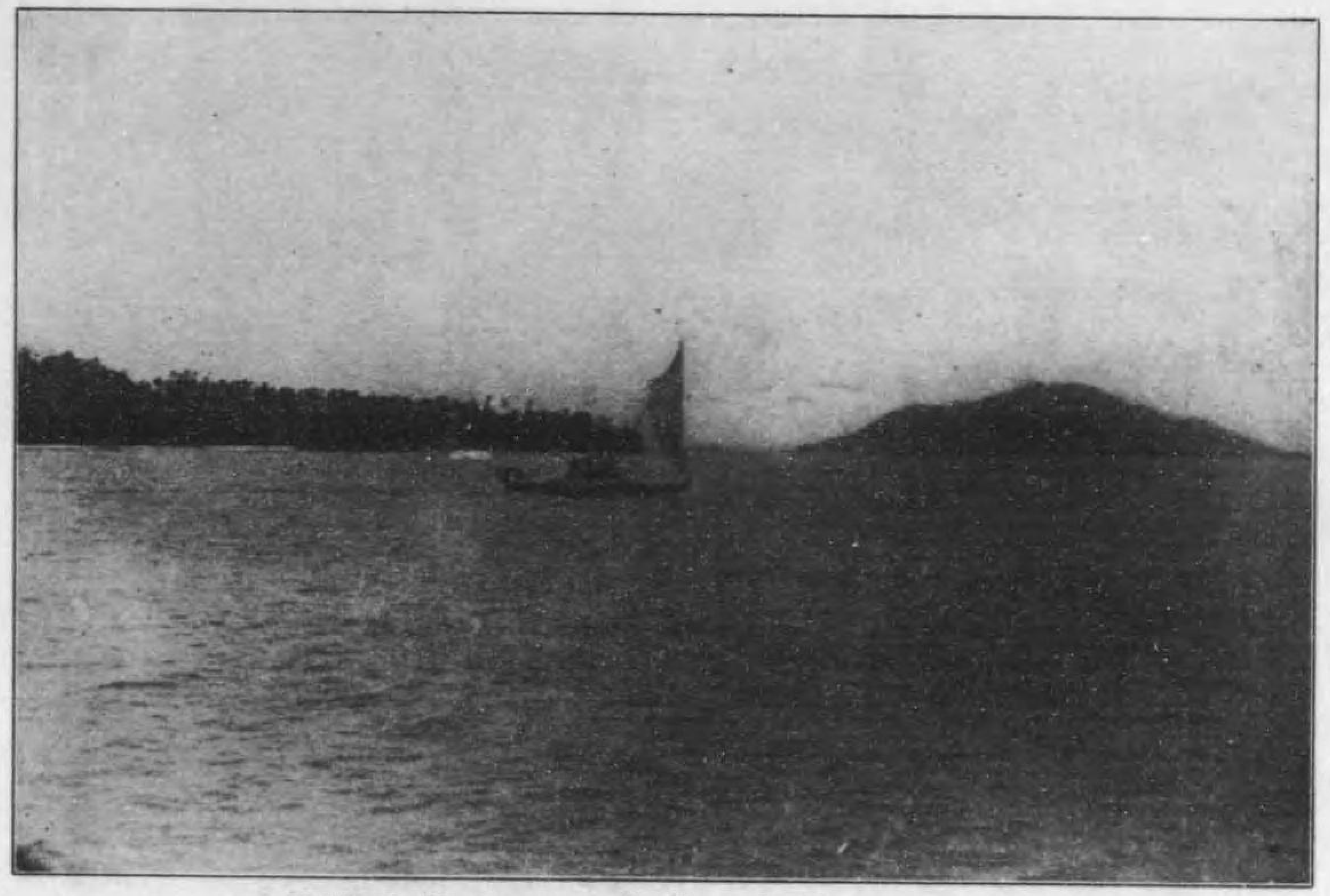

西カロリン群島の首島トラック島の遠景

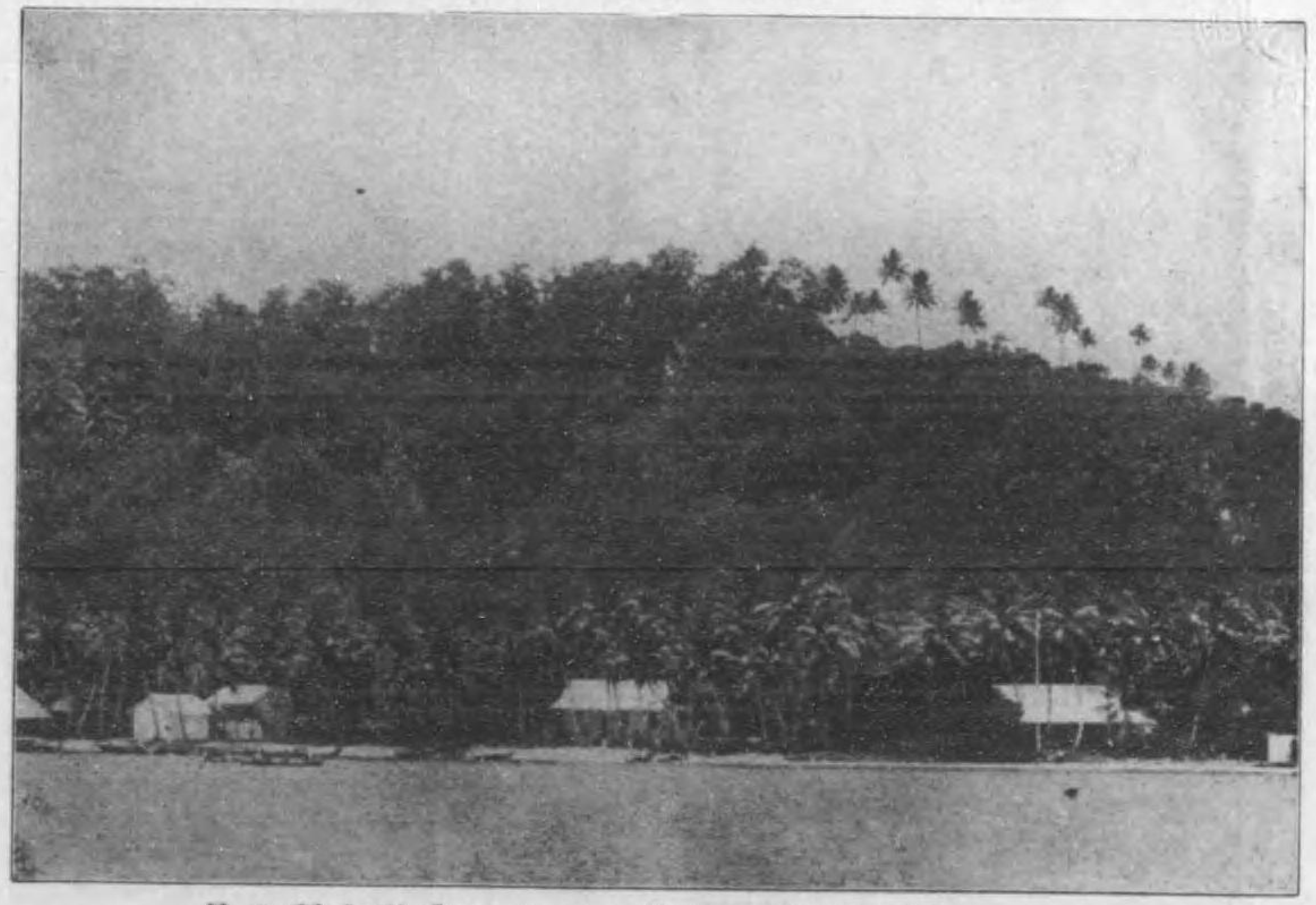

トラック島に於ける獨逸ヤルイト會社支所の景

露光量違いの為重複撮影

西カロリーネン群島ノ首島ヤップ島

歐米人居住地區

本島ハ南洋ト亞細亞大陸トノ海底電線ノ交叉點ニシテ歐米人ノ居住者尠カラズ

フッイス島土人及其住家

本島ニハ多量ニ燐礦ヲ産ス

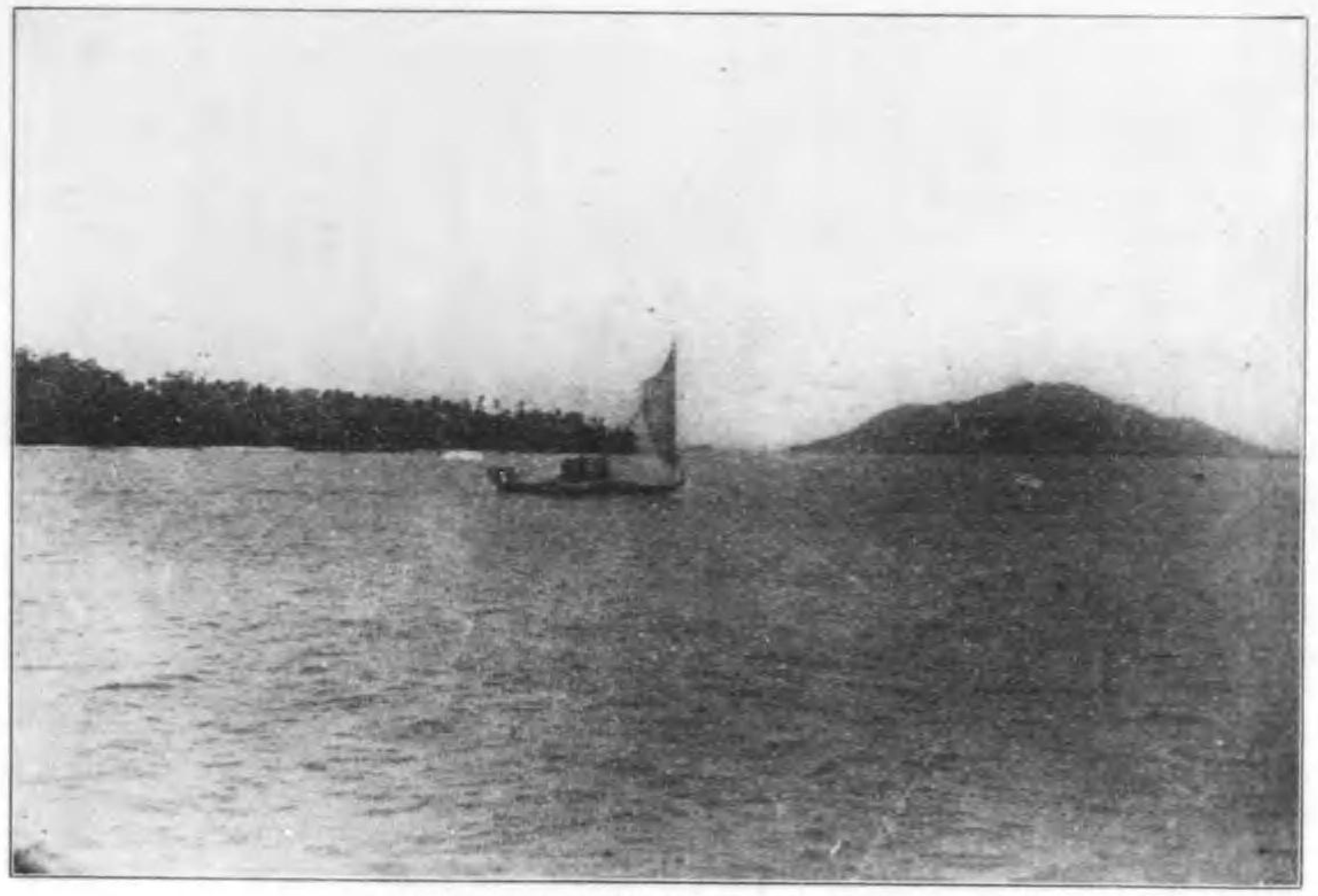

西カロリン群島の首島トラック島の遠景

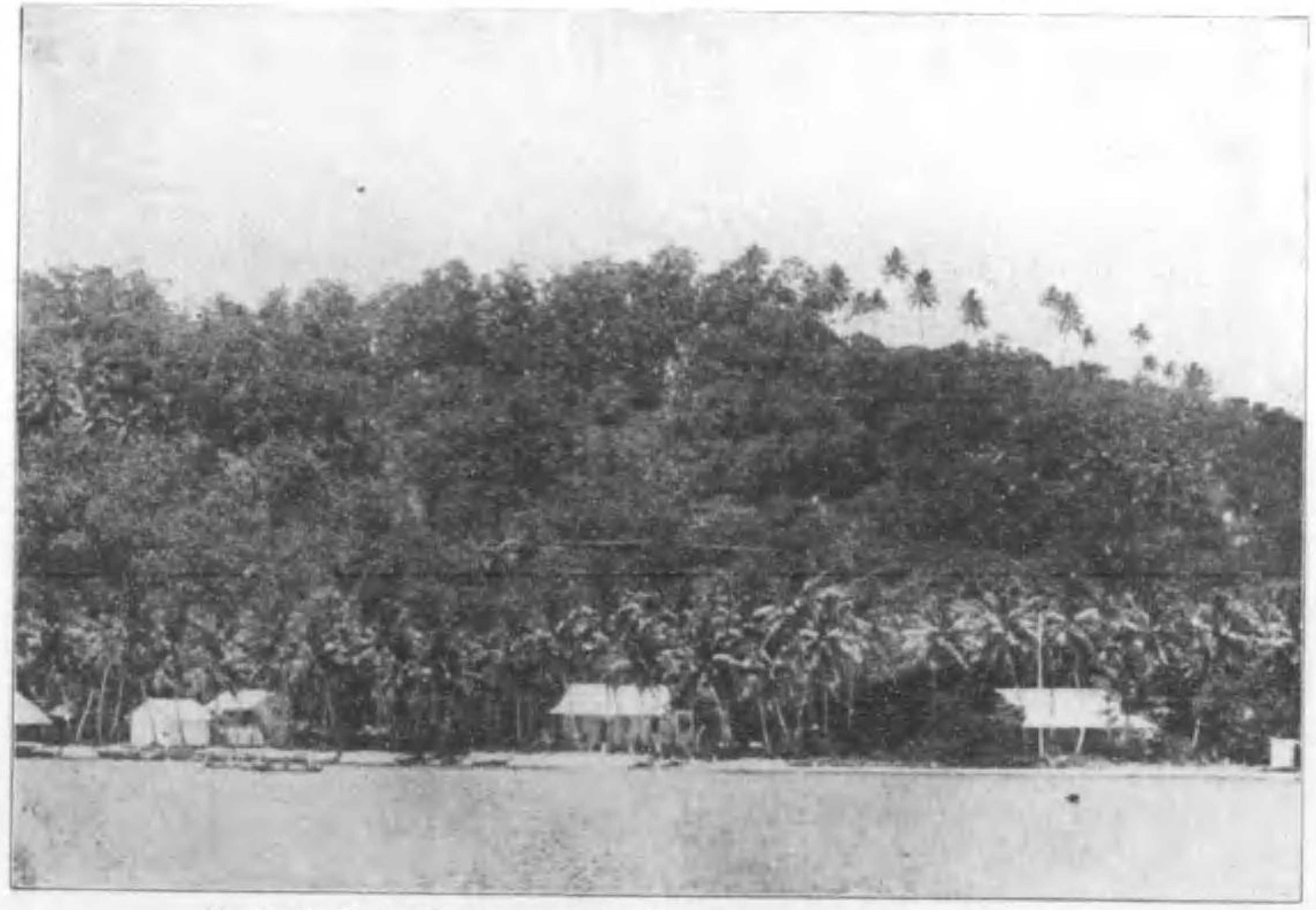

トラック島に於ける獨逸ヤルイト會社支所の景

露光量違いの為重複撮影

ヤルイト島南東通路

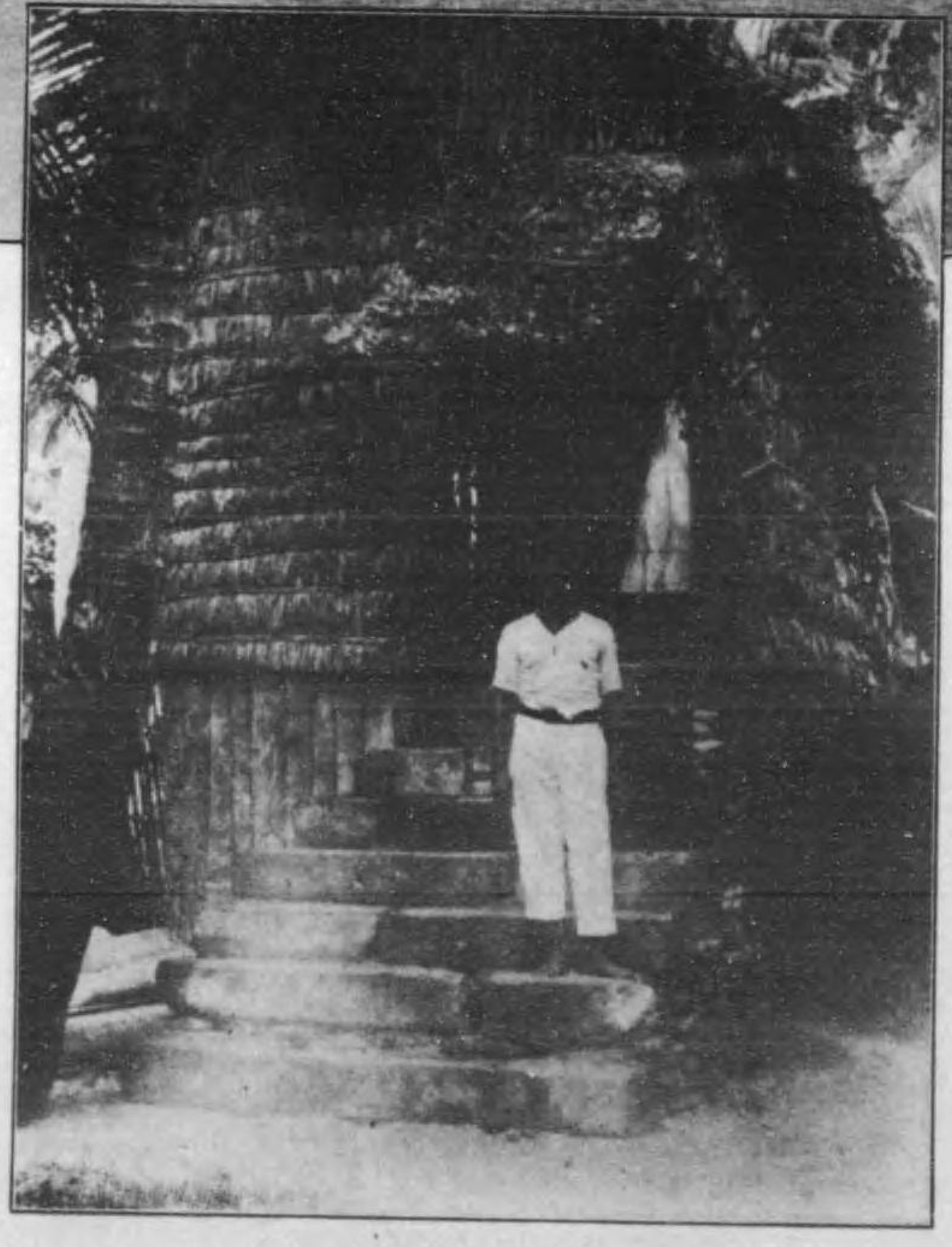

ヤルイト島ノイギニア土人（警察隊長宿舍）

宿舍ノ床下ハ日獨開戰當時邦人塚村某ノ抑留セラレタル所ナリ

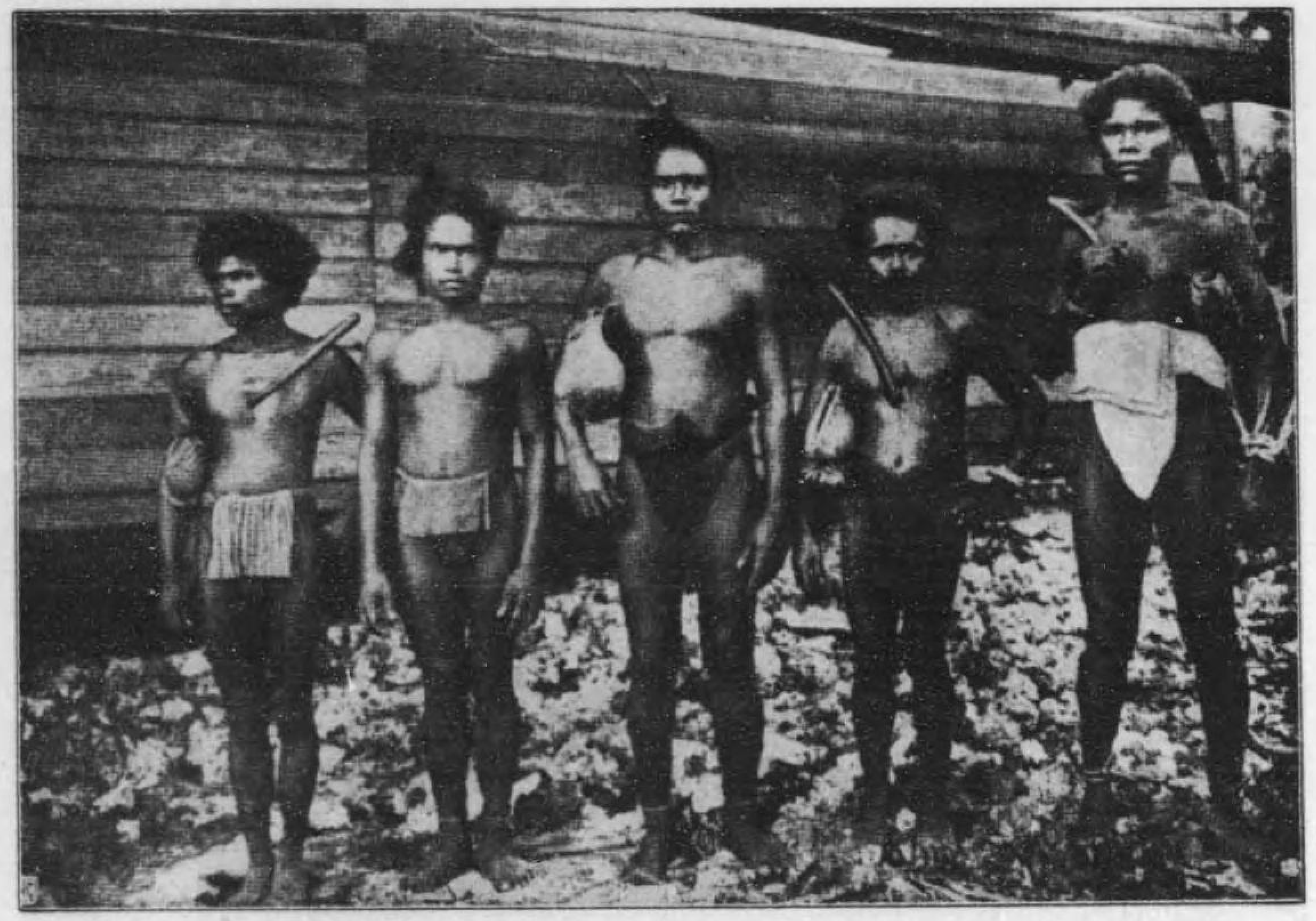

パラウ島土人

本島ハ獨領南洋諸島中最モ亞細亞大陸ニ近キモノニシテ沿岸海産物ニ富ミ且ツ諸種ノ優良ナル木材ヲ産出ス、島ノ南端ピリリウニ燐礦ヲ産ス

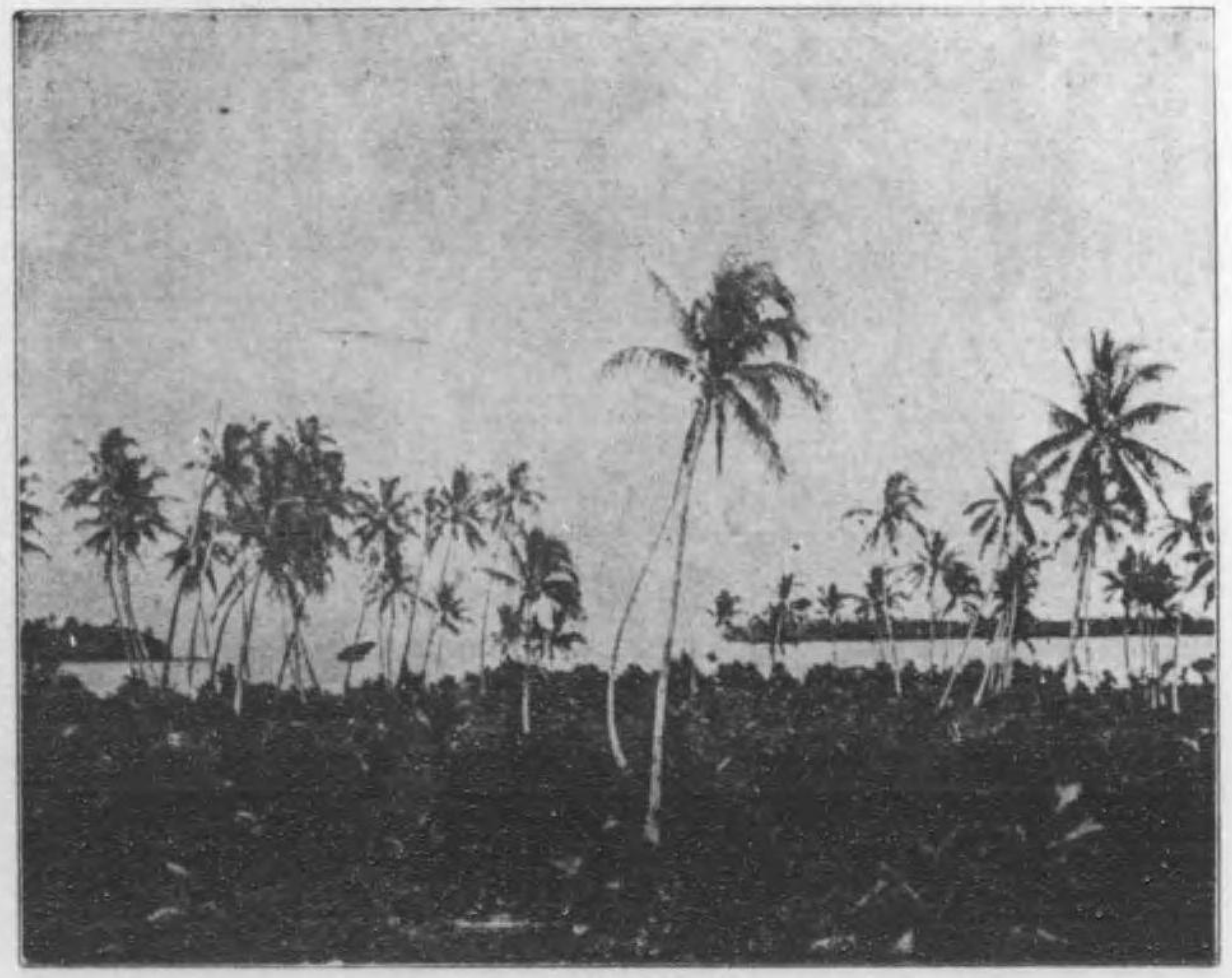

マーシャル群島首島ヤルイト島

露光量違いの為重複撮影

ヤルイト島南東通路

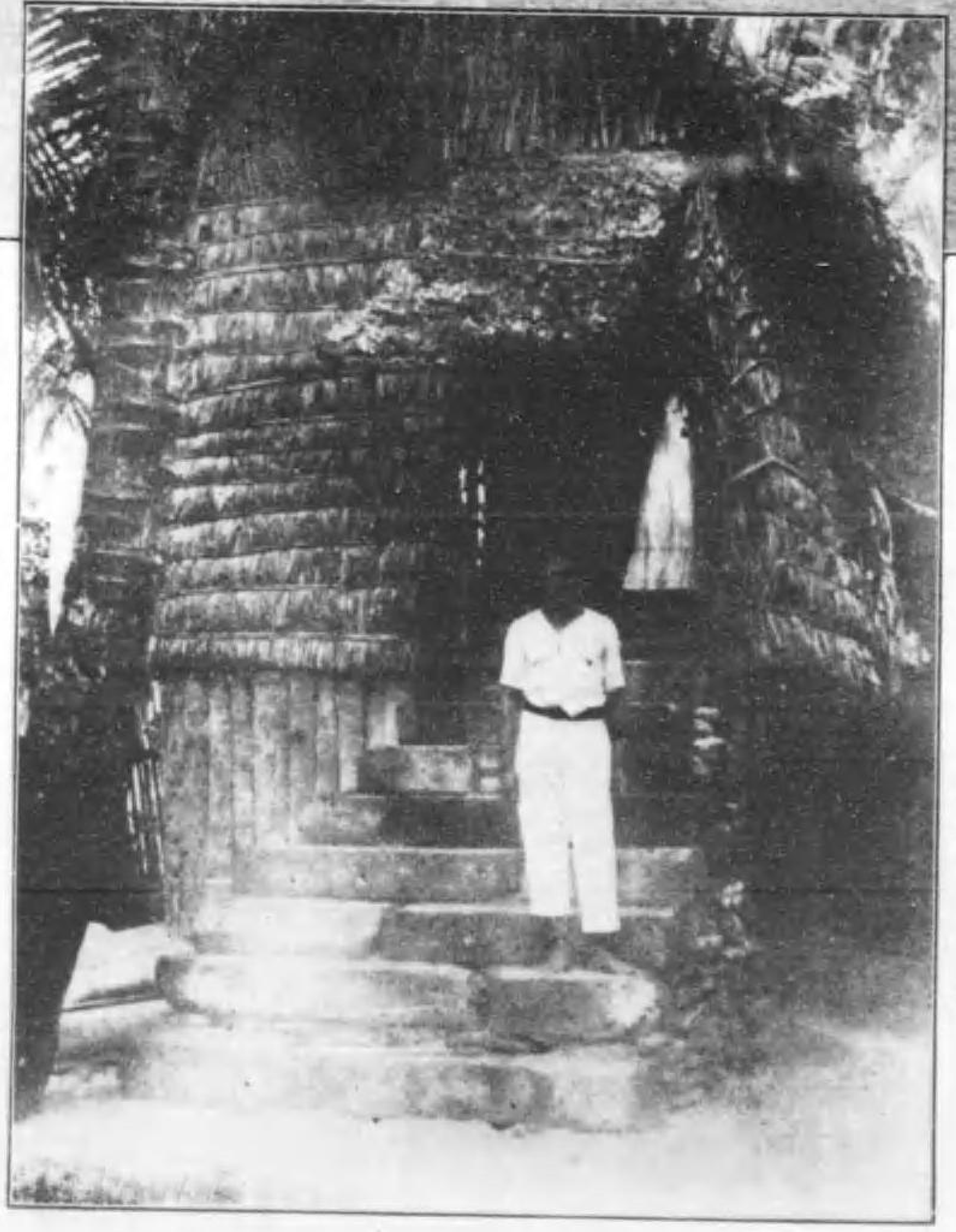

ヤルイト島ノイギニア土人（警察隊長宿舍）

宿舍ノ床下ハ日獨開戰當時邦人塚村某ノ抑留セラレタル所ナリ

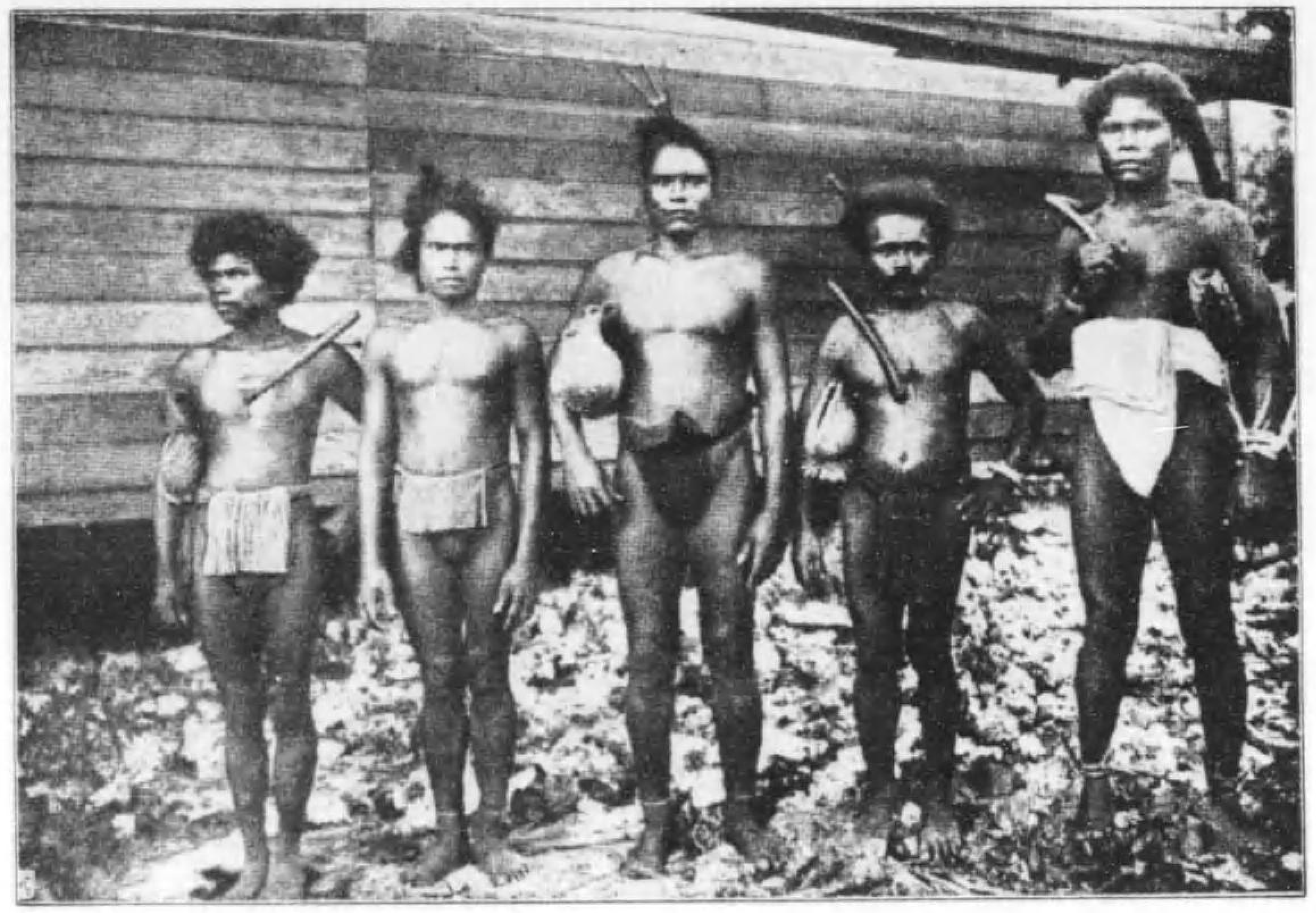

パラウ島土人

本島ハ獨領南洋諸島中最モ亞細亞大陸ニ近キモノニシテ沿岸海産物ニ富ミ且ツ諸種ノ優良ナル木材ヲ産出ス、島ノ南端ピリリウニ燐礦ヲ産ス

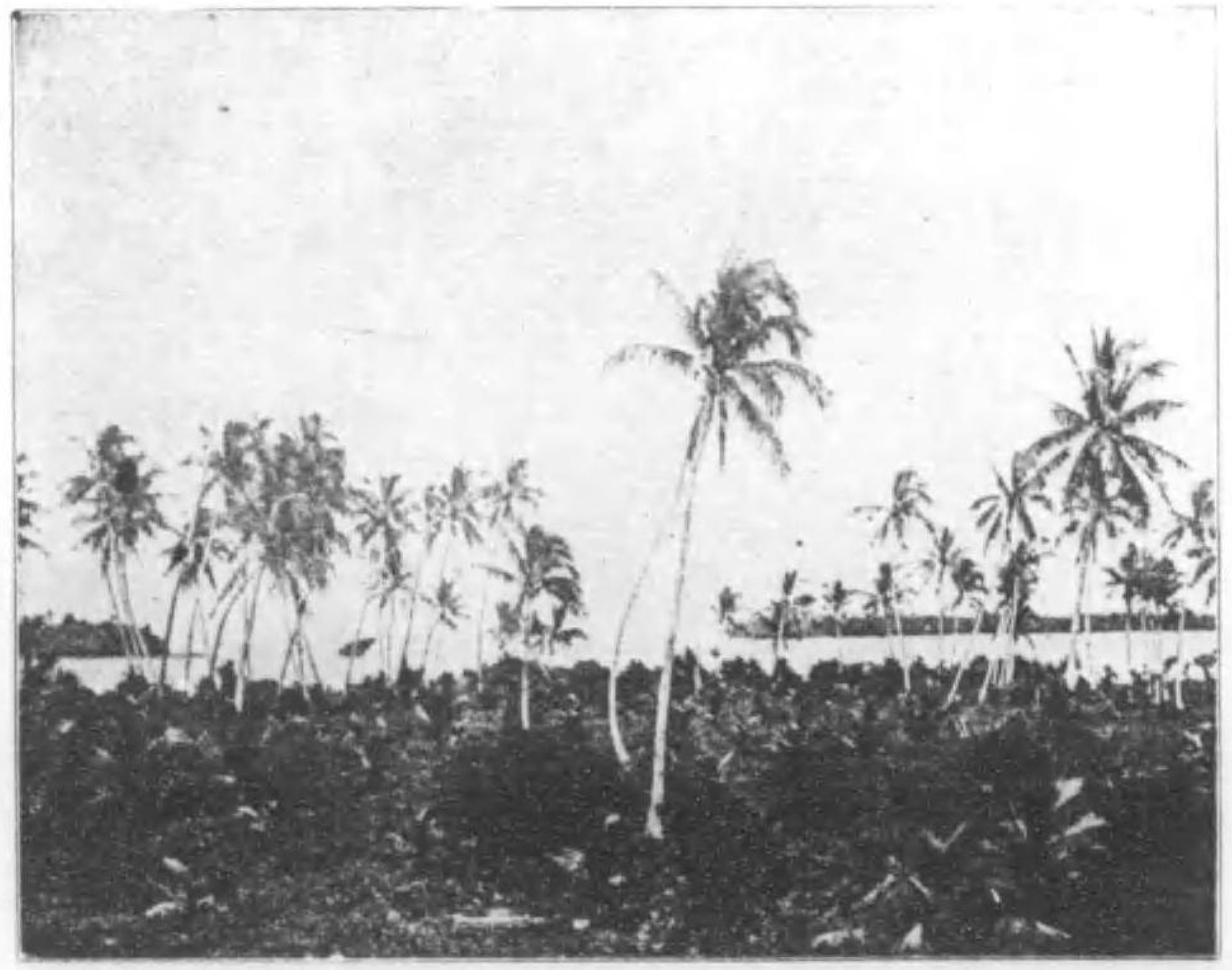

マシャル群島首島ヤルイト島

露光量違いの為重複撮影

ポナペ島

ナウル島遠望

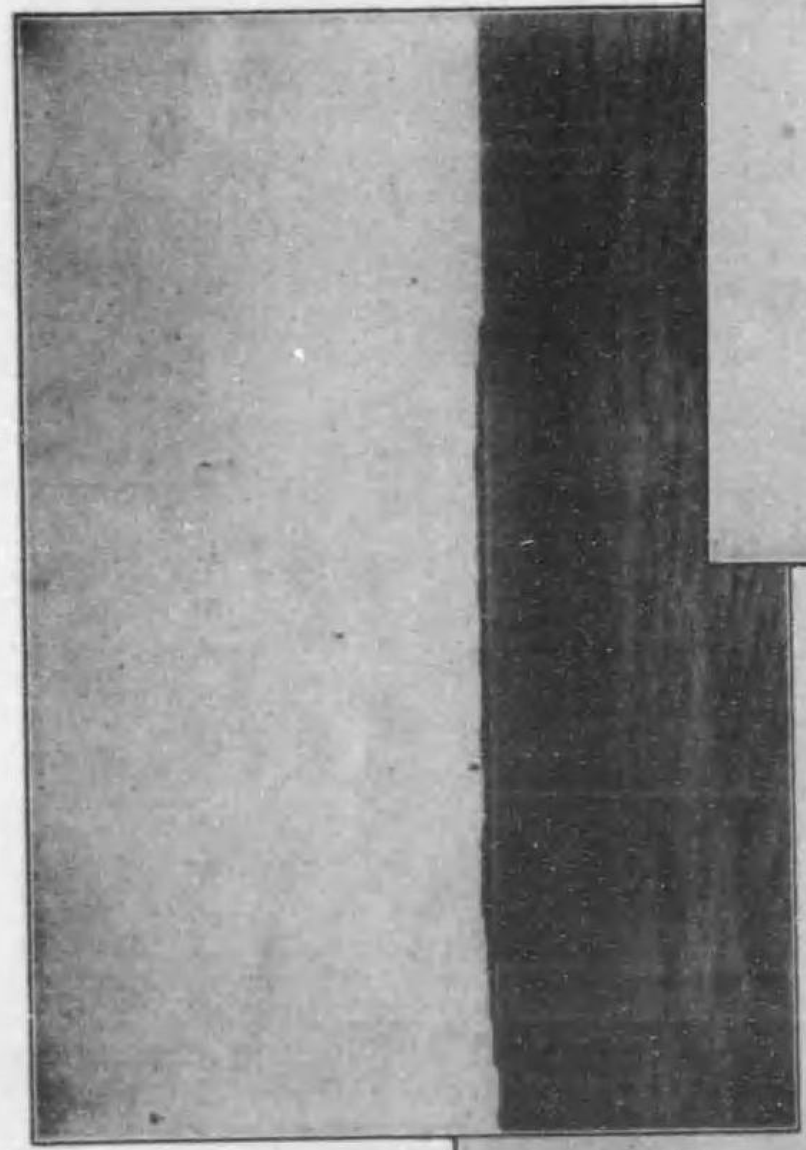

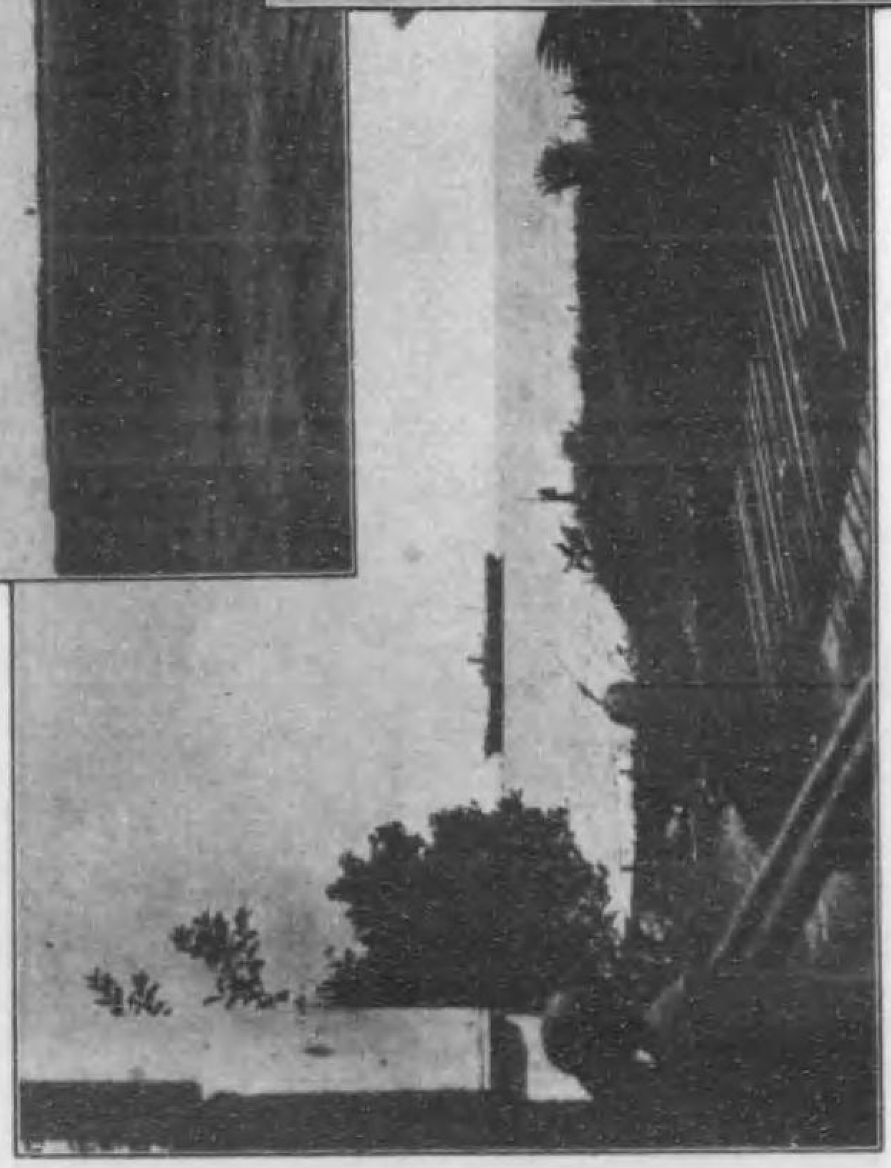

ヤップ島々廳ヨリ港口ヲ望ム

圖中鐵軌ヲ横ヘタルハ我占領軍ニ備フル爲メ造レル塹壕ナリ

獨領南洋諸島事情

目次

第一章　汎論
第一節　總説　財政―農業―工業―鑛業―漁業―牧畜―移民―貿易狀況―本邦と三群島との間及各島間の距離
第二節　獨逸の統治狀況梗概　行政組織―財務―敎育―衞生―交通　殖産業及商業―宗教―島民の對獨感情
第二章　マリアーネン群島
第三節　總説　小史―地理―氣候―颱風―植物―動物―島民―貿易
第四節　サイパン島　地理―住民―島治―税制―歳出入―土地の所有―敎育―衞生―宗教―交通―物價及賃銀―重なる事業―本邦人の狀況
第五節　マリアーネン群島各島事情　ロタ島―テニアン島―アギグァン島―アナタハン島―サリガン島―アラマガン島―パガン島―アグリガン島―アッソングソング島―マウグ島―ウラカス島―マガリャーネス群島
第三章　カロリーネン群島
第六節　總説　小史―地理―氣候―植物―動物―島民―貿易
第七節　クサイエ島　地理―港灣―産物―氣候―住民―人口―島治―宗教―衞生―交通―物價―居住外人―島史(傳説)
第八節　ポナペ島　地理―港灣―氣候―産物―住民―人口―島治―土地の所有―豫算―宗教―敎育―衞生―交通―物價―島史―島民叛亂事情―貿易―輸出入表
第九節　トラック島　地理―氣候―動植物―産物―住民―人口―島治―土地の所有―宗教及敎育―衞生―交通―勞銀―貿易―輸出入表
第十節　ヤップ島　地理―氣候―動植物―産物―住民―人口―島治―歳出入―宗教及敎育―衞生―交通―商業及貿易―輸出入表
西カロリン會社
獨蘭電信會社
沿革―電信線―資本關係―營業狀況―蘭獨兩國約定―海底線敷設免許條件
獨逸南洋無線電信會社
沿革―營業狀況
第十一節　ファイス島　ファイス島燐礦採掘權
第十二節　パラウ諸島　地理―氣候―動植物―産物―住民―島治―宗教及敎育―衞生―勞銀―人口―交通―貿易―南洋貿易株式會社支店―日本恒信社支店―輸出入表
第十三節　アンガウル島　住民―人口―島治―衞生―宗教及敎育―交通―産物―島史
獨逸南洋燐礦株式會社
會社事情―燐礦採掘特許―土地賣買契約―定款―業務報告―大株主氏名表―燐礦輸出量及會社損益表―在アンガウル會社財産
第十四節　カロリーネン群島各島事情
東部カロリーネン群島　ピンゲラップ―モキール―パキン―アント―ヌガテック―オロルク―ミント

露光量違いの為重複撮影

獨領南洋諸島事情

目次

第一章　汎論
第一節　總說　財政―農業―工業―鑛業―漁業―牧畜―移民―貿易狀況―本邦と三群島との間及各島間の距離
第二節　獨逸の統治狀況梗概　行政組織―財務―敎育―衞生―交通　殖產業及商業―宗敎―島民の對獨感情
第二章　マリアーネン群島
第三節　總說　小史―地理―氣候―颱風―植物―動物―島民―貿易
第四節　サイパン島　地理―住民―島治―稅制―歲出入―土地の所有―敎育―衞生―宗敎―交通―物價及賃銀―重なる事業―本邦人の狀況
第五節　マリアーネン群島各島事情　ロタ島―テニアン島―アギグァン島―アナタハン島―サリガン島―アラマガン島―パガン島―アグリガン島―アッソングソング島―マウグ島―ウラカス島―マガリャーネス群島
第三章　カロリーネン群島
第六節　總說　小史―地理―氣候―植物―動物―島民―貿易
第七節　クサイエ島　地理―港灣―產物―氣候―住民―人口―島治―宗敎―衞生―交通―物價―居住外人―島史(傳說)
第八節　ポナペ島　地理―港灣―氣候―產物―住民―人口―島治―土地の所有―豫算―宗敎―敎育―衞生―交通―物價―島史―島民叛亂事情―貿易―輸出入表
第九節　トラック島　地理―氣候―動植物―產物―住民―人口―島治―土地の所有―宗敎及敎育―衞生―交通―勞銀―貿易―輸出入表
第十節　ヤップ島　地理―氣候―動植物―產物―住民―人口―島治―歲出入―宗敎及敎育―衞生―交通―商業及貿易―輸出入表
西カロリン會社
獨蘭電信會社
沿革―電信線―資本關係―營業狀況―蘭獨兩國約定―海底線敷設免許條件
獨逸南洋無線電信會社
沿革―營業狀況
第十一節　ファイス島　ファイス島燐礦採掘權
第十二節　パラウ諸島　地理―氣候―動植物―產物―住民―島治―宗敎及敎育―衞生―勞銀―人口―交通―貿易―南洋貿易株式會社支店―日本恒信社支店―輸出入表
第十三節　アンガウル島　住民―人口―島治―衞生―宗敎及敎育―交通―產物―島史
獨逸南洋燐礦株式會社
會社事情―燐礦採掘特許―土地賣買契約―定款―業務報告―大株主氏名表―燐礦輸出量及會社損益表―在アンガウル會社財產
第十四節　カロリーネン群島各島事情
東部カロリーネン群島　ピンゲラップ―モキール―パキン―アント―ヌガテヰク―オロルク―ミント

ボナペ島

ナウル島遠望

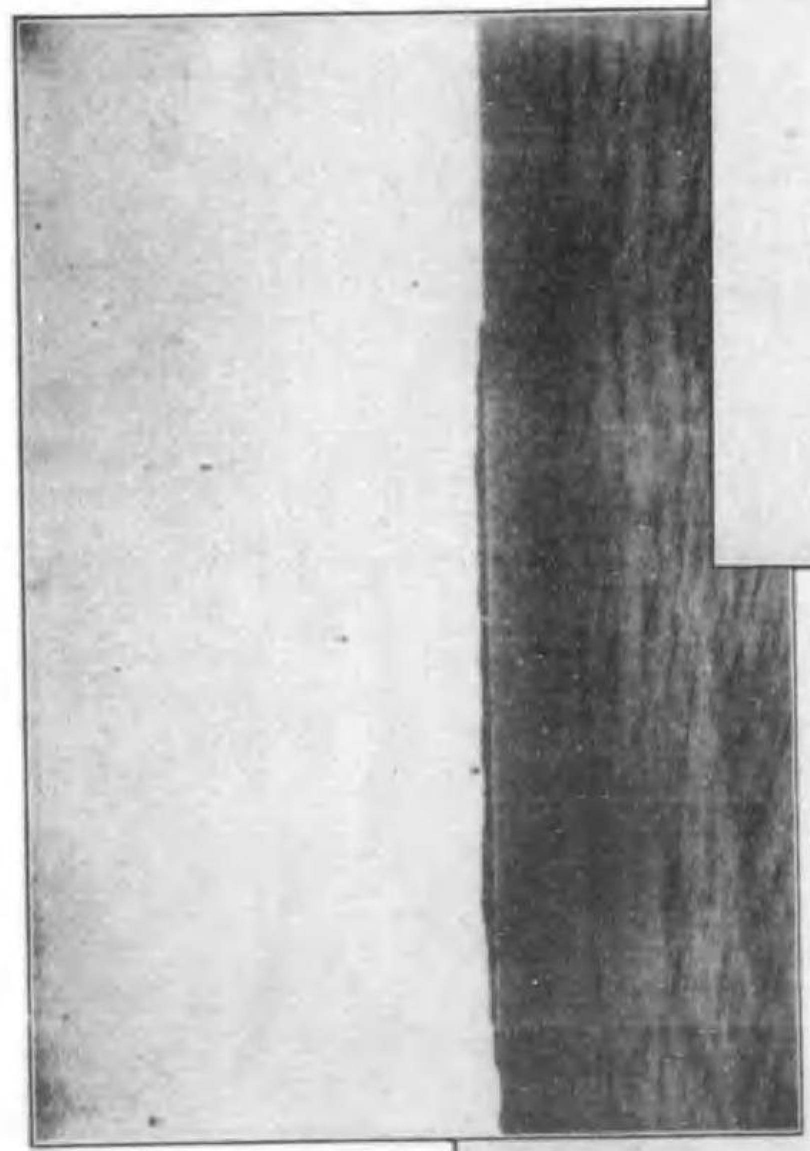

ヤップ島々廳ヨリ港口ヲ望ム

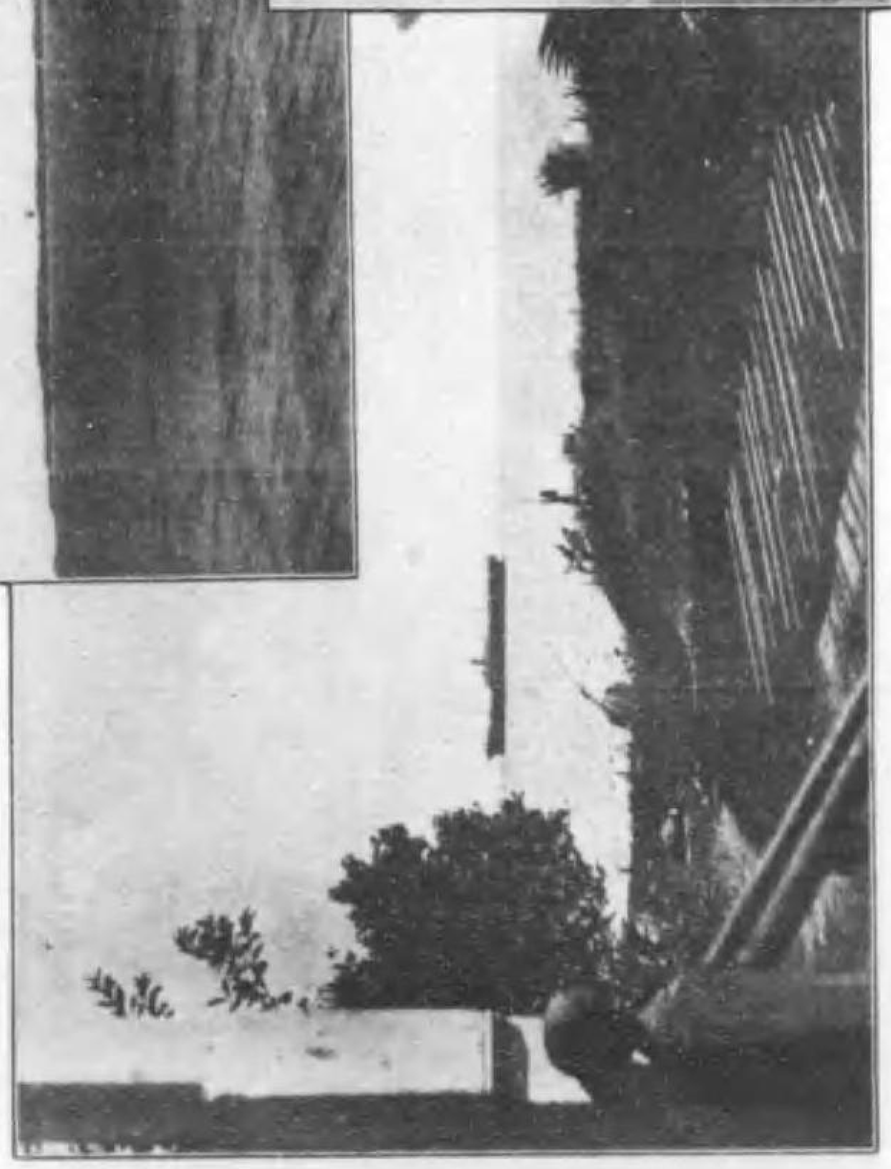

圖中鐵軌ヲ横タヘタルハ我占領軍ニ備フル爲メ造レル塹壕ナリ

中部カロリーネン群島　サン、ラフェール―ホール―ムリロ―ノムウヰン―オノン―マック、ラフリン―ヌクオロ―ノモイ―ナモルク―ロソップ―ナマ―ロヤリスト―ポロート―ホック―ロス、マルテヰレス―ピガロ―ピケロット―サタワル―ウエスト、ファヨーラムトリック―エラトーラミオール―オリマラウ―ファラウリップ―イファルク―アウレピク―オレアイ
西部カロリーネン群島　ソロール―ウルルシ―ヌグル
パラウ群島　ソンソル―ブル―メリール―ヘレナ―トビ
第四章　マルシャル群島
第十五節　總說　小史―地理―氣候―植物―動物―住民―人口―農業―商工業―物價―島民の收入―勞銀―貿易
第十六節　ヤルイト環礁
島治―豫算―警察―戶籍―土地の所有―衞生―宗教及教育―交通
ヤルイト會社
會社事情―成立の沿革―營業狀況―定款―汽船定期航海表
東カロリーネン植樹有限責任會社
第十七節　ナウル島
第十七節　マルシャル群島各島事情
ラタック島列　ナリク―ミル―エンコール―アルノ―マジュロ―アウル―マロエラプ―ウォテヰエ―エリクプ―リキエプ―イエモ―アイルーク―メジィト―タカ―ウテヰリク―ビカール―タオンギ
レリック島列　エボン―ナモリク―キリ―アイリングラプラプ―ヤブワット―ナモ―クヮヂエリン―エリプ―ライ―ウヤイ―ボト―ロンゲリック―ロンゲラプ―アイリンギナイ―ビキニ
エニウエトク―ウヂエラング

第一章　汎論

第一節　總說

○財政

占領三群島（マリアーネン・カロリーネン及マルシャル群島）を通じて歳入の重なるものは關稅（輸入稅及輸出稅）、燐礦積出稅（ヤップ政廳管內のみ）、人頭稅及營業稅にして千九百十四年の經常費豫算に依れば歳入額左の如し

關稅	一八四、四〇〇馬克
燐礦積出稅	一三五、〇〇〇
人頭稅	一〇〇、〇〇〇
營業稅	三五、四〇〇
其他の歳入	七五、六六六
歳入總計	五二一、二五六

歳出の重なるものは俸給及諸給與、衞生費、教育費等にして其總額左の如し

俸給及諸給與	三四一、五二六馬克
衞生費	四一、五〇〇
教育費	三四、七二〇
歳出總計	六八一、九二二

今更に歳出入を群島別にすれば

マリアーネン群島歳入	二五、七四五馬克		
同　歳出	一一八、九九〇	（不足）	九三、二四五馬克
カロリーネン群島歳入	三四〇、四一一		
同　歳出	四七四、四九七	（不足）	一三四、〇八六
マルシャル群島歳入	一五五、一〇〇		
同　歳出	八八、四三五	（剩餘）	六六、六六五
合計　三群島歳入	五二一、二五六		
同　歳出	六八一、九二二	（不足）	一六〇、六六六

右の如く歳計はマルシャル群島に於ては剩餘を示しカロリーネン群島に於て大不足を、マリアーネン群島に於て小不足を示し三群島を通じて歳計の不足額十六萬餘馬克を算せり

○農業

小島散在其地積狹小なる結果として占領各群島に於ける農事は之れを重視するを得ずコプラ製造業と相俟て群島の利源たる椰子樹の栽培業は姑く之れを擱き他の農業に就き之れを見るに各島の低平地にして耕植に適する土地は其の大部分既に島民の手に依りて開發せられ新に開拓の餘地に乏し只島民の農業は頗る粗にして放雜なるを以て之れを敎習して集約的耕植を行はしむるに於ては農產額は幾分增收を期し得べきも到底多大なる產額を獲るの望少なく只島民及將來多少入込ましむる必要ある本邦人の食糧を自給せしむる見込あるのみ

若し夫れ椰子樹（ココ椰子樹 Kokos palmen）の栽培に至りては頗る好望なるものあるが如く其產額は年と共に增加しつゝあると同時に未だ栽植を試みざる土地各島に尙少なからず白人の經營せる椰子樹園は之れを擱き島民の經營せる同園に至りては大に之れを整理するの餘地ある一方に於て海岸地帶又は島內の地の椰子の栽培に適するものにして未だ其樹影を見ざるもの少ながらず若し是等を利用して極力栽植に努むるに於てはコプラの產額は著るしく增大すべき見込あり數年每に襲來の惧ある颶風は椰子樹栽培業に對する大支障たるを免れざるも栽植法にして宜しきを得ば從來の如き大損害は之れを釀すべきに非ずポナペ政廳は數年前管內に布告して椰子樹深植法（方一米突餘の穴を掘りて其內に苗木を植へ其生長と共に穴を埋むる法にして水分の吸收容易に風に抵抗するに充分なる根張りをなさしむる利益あり）を奬勵せしが其結果頗る良好なるものゝ如く現に客年十一月サイパン島を襲へる颶風に際し從來此の方法に依りたる椰子樹は其被害頗る輕微なりしといふ

今各群島（ナウル島を含む）に於ける最近八年間のコプラ產額を見るに左の如し

	數量	價額
一九〇六年	四、〇五二噸	八三七、九八八馬克
一九〇七年	二、八四四	六〇二、九一三
一九〇八年	四、七〇七	九四一、二七四
一九〇九年	四、六二四	一、〇五五、八三四
一九一〇年	五、二八三	一、二七三、四二二
一九一一年	四、九七一	一、一六八、五〇七
一九一二年	五、九二八	一、九五八、二一六

一九一三年…………………六五八噸

右の内ナウル島（英國占領）のコプラ産出年額は約七百噸内外なるを以て我が占領三群島のコプラ産額は年に五千八百噸内外にして尙將來島民從業者の努力と近年官憲の奬勵に依り增植せられたる椰子樹の成熟とに因り今後群島に於ける產額の增大を齎すに至るべきは明かなり

千九百十三年に於けるコプラの本邦輸入額（濠洲、印度、海峽殖民地、蘭領印度、佛領印度、其他の諸國より）は二千六百六十五噸にして悉く橫濱魚油會社に於て石鹼製造の原料に消費せられ居れり而してコプラの新用途生ぜざる以上は多額の供給を要せざる現狀に在りと聞くを以て將來占領群島生產のコプラに就ては其販路を新に他に求むるの必要ありといふべく當業者の攻究を要すべし

○工　業

サイパン島とヤルイト島に小造船場若くは端艇修理場あるのみにして各群島を通じて工業の見るべきものなし島民の手工業は島嶼に依り稍々行はるゝ如くなるも多くは自家用器具の製作に止り輸出品として價値あるもの少なし手工業は獨逸官憲に於ても之れを奬勵し居りしものゝ如くカロリンの大島に於ては之れを島民に敎授したる形迹あり

將來に於ては到底大工業を創始すべき餘地なきも島民を敎養して各種熱帶植物の纖維質に富めるものを栽植し各種の綱、索、織布類を生產し得べき見込あり又西カロリーネン諸島には多種の有用木材多量に存するを以て之れを採伐して製材業を試むるも利潤多き事業なるべし

○鑛　業

西カロリーネンのアンガウル島、マルシャル群島のナウル島の燐礦竝にピリリウ及ファイス島（西カロリーネン群島）の燐礦は三群島隨一の利源にして其採取業は唯一の鑛業なり

アンガウル島は燐礦々量約三百萬噸と稱せられ獨逸南洋燐礦株式會社（獨國ブレメン）（カロリーネン群島の章參照）に於て獨國政府より採掘權を特許せられ千九百八年以降事業を開始し其狀況頗る好良にして年額九萬噸を主として獨國及本邦へ輸出せり同會社は此他にファイス及ピリリウ兩島の燐礦採掘權を有するも未だ事業に著手せず兩島の燐礦量は各約百五十萬噸なりと傳へらる

ナウル島（マルシャル群島の章參照）の燐礦採取は太平洋燐礦會社（英領太洋島）と獨逸ヤルイト會社との共同經營するところにして年額二十萬噸を獨米及本邦へ輸出し是亦營業狀況頗る佳良なり

燐礦を除きては三群島を通じて何等の礦物なく又將來鑛業の成立し得べき見込なきが如し獨國人は弘く各島嶼の地質を探究し何等獲る所なかりしもパラウ諸島の地層の古きを認めて石炭層の存在を疑ひ之れを探査せし結果却て燐礦を發見したるものなりといふ聞く所に據れば東カロリーネンのトラック島には鐵鑛を存すと又ポナペ政廳雇西班牙人の說に依れば東カロリーネンのポナペ・クサイエ・トラック諸島にはラヂゥム原石の存することを近時發見せりといふも容易に信を置き難し須く專門家の討究を待つ

○漁　業

遠洋漁業は十數年前迄マルシャル・カロリーネン兩群島近海に於て英米人の鯨獵盛んに行はれたるも濫獲の結果鯨族の存在を失ひたるを以て爾後鯨獵船の來るものなく近年に至り再び鯨群を見るに至れりといふ近海漁業は島民之れを行はざるに非ざるも其收獲は僅少にして見るに足るものなし各島民は唯島邊の珊瑚礁附近に於て自家用魚介を採取するに過ぎず然るに魚族の繁殖は頗る饒多にして若し相當の設備を整ふるに於ては多大なる漁獲を期し得べきが如きも輸出品として之れを製するには淡水の缺乏、日光の射度强烈に過ぐる等の支障ありて工夫を要するもの尠なからず聞くところに依ればポナペ・トラック等の大島の近海に於ては鰹、鰯、鰺等の魚群を見るといふ其他鱶、沙魚の類は到所に捿息し珊瑚礁內に游泳するは屢々目睹するところにしてマリアーネン及西カロリーネン諸島に於ては鱶鰭は輸出品の一たり

瑇瑁・蠵龜の類は到所に多數棲息し島民は產卵期に海邊に於て之れを捕獲するか又は槍を以て其游泳中を突き肉を喰ひ甲殼を以て器具、裝身具を作るも捕龜業は要するに島民の生業にあらず時に之れを試むるのみ瑇瑁は殊に西カロリーネン諸島に多く產し其額多からざるも輸出品の一たり而して島嶼の裾礁殊に珊瑚環礁の內側には龜類の養殖に好適の地少なからざるものゝ如くなるを以て瑇瑁養殖は將來留意すべき事業たるを失はざるべし

其他海參、海綿等の產出少なからざるを以て之れを製造して貿易品たらしむるは困難ならざるべく現にマリアーネン西カロリーネン諸島よりは年々若干の乾海參本邦商人の手に依り支那及本邦へ輸出せらる

貝類に至りては頗る好望にして從來島民は其の熱心なる採漁者にあらざりしを以て島嶼によりては各種貝類の繁殖驚くべきものあり殊に西カロリーネン諸島に於ては蝶貝、高瀨貝等夥しく生育し從來商人の手により幾分の輸出を見たり將來眞珠貝其他の養殖に好適の地點少からず殊にトラック島マルシャル群島の珊瑚環礁內は最も適當なるべしといふ

○牧　畜

マリアーネン群島には西班牙人の輸入後野性化したる牛、豚及羊等あり殊に前兩種は頗る饒多に繁殖し島民の好食料たるものあるも他の群島に至りては其數極めて少なく僅に獨國人の輸入して飼育せる牛、豚類の少數を見るのみ若し今後適當の島嶼に於て（ヤップ・トラック・ポナペ・クサイエ等河水の存する所に限るべし）牧畜を行へば群島住民の要する肉類は之れを他の輸入に仰がずして自給するを得るに至るべし群島の季候風土は家畜及鷄類の飼育に適すといふ

○移　民

占領三群島は孰れも往時は多大の人口を包容せしものゝ如く何等記錄の徵すべきものなきも彼の現時僅に三千七百の人口を有するに過ぎざるサイパン島が往昔一萬又は三萬の人口を有し往時三萬の人口を有せるポナペ島が現時僅に

四千四百の島民を算するが如きは其一斑にして要するに惡疫の流行其他一般島民の無智、颱風等の災害、饑饉に因り人口の著るしく減少したるは事實なるが獨國の領有に歸してより衛生狀態逐年改善せられたる結果漸く人口增加の傾向を示せるが如し然れども往年各島地が養へる人口數を同復するに至らざるは明かにして一般に人口稀薄なりといはざるべからず今各大島の人口稠密の度を測るに凡そ左の如し

島名	面積 一平方基米	人口 一九一三年又は一九一四年	人口密度 一平方基米に付
サイパン島	一八五	三、七四一	二〇
トラック島	一三二	一一、〇〇〇	八三
ポナペ島	三四七	四、四〇一	一三
クサイエ島	一一〇	六四三	六
ヤップ島	二〇七	六、五〇二	三一
パラウ島	四五〇	四、五四三	一〇
マルシャル群島	四〇〇	九、五六九	二四

斯の如く人口稀薄なる結果獨領時代に於て植樹事業、燐礦採掘業等に付勞働力の不足なりしことは顯著なる事實にして勞銀割合に高く各事業者は官憲の手を煩はして全力を擧げて勞働島民の招致に盡したる形跡あり現にトラック・ヤップの如き人口割合に饒多なる島嶼よりは年々多數の勞働島民他島に出稼ぎしたり此の如き事情なるを以て是等島民勞働力の不足を補はんが爲に本邦勞働者を群島に移入し得る見込なきに非ず然れども素是れ事業の興廢に關聯せる問題なるを以て本邦人にして若し群島の事業に著目するもの少なく今後新事業起らずとすれば多大なる本邦勞働者の移入を期し得難きこと勿論なるも若し比較的規模の大なる新事業を經營し又は在來の事業を擴張せんと企圖するものあらば忽ち勞働力不足の支障に逢著すべきを以て豫め大に本邦勞働者を移入するの覺悟あるを要すべし

次に特に注意すべきは農村又は漁村の移植なり本邦內地の寒村又は小漁村にして天災又は魚筋の變更等に依り荒廢し村民流離、糊口に窮する如きものあるは往々耳にするところにして此の如きものを人口稀薄なる群島の小島嶼又は大島にして開拓の餘地ある地に移さば其生活の單簡にして衣食自給の途に窮せざるべき點より見て都合好かるべしと思料せらる南洋諸島に於ては單り其衣住の簡易なるのみならず本邦人の常食たる米穀其他僅少なる必要品の供給を時に受くるならば邦人にても島內の生產を以て優に自給自立の道を講じ得べく內地に在りて他を累するよりも遙に慶ぶべき境遇に入ることを得べし此點に於て南洋移民又は殖民は將來大に勸奬すべき價値あるが如し

群島中移民又は殖民上注意の價値あるは東カロリーネンのポナペ島及西カロリーネンのパラウ島其他マリアーネンの諸大島にしてポナペ島は其地積廣大山地多しと雖谿流あり河川あり低平なる島地も亦狹少にあらざるを以て農業移民には好適とすべく人口も亦幸に稀薄なることと上述せる如し現時四千餘の人口に加ふるに今後尙一萬乃至一萬二、三千の人口を移植し得る餘地あるが如く認めらる西カロリーネン諸島は魚介其他の海產富饒なるを以て其各島殊にパラウ諸島は漁民の移住に適するものといふべく人口は稀薄なり陸上に於ても林業は注意するの價値ありマリアーネン群島の諸島に至りては地積小なるも人口少なく且つ海產に富み農業も亦椰子樹其他の栽培に適地多し農、漁業兩種共移殖民に適す

或は熱帶地方の移民は本邦人の健康に適せざるやの論あるべきも占領三群島の熱帶的氣候は海洋的性質を帶び暑熱は常に洋風及驟雨の爲に緩和せられて烈甚を極めず且つ各地を通じて特殊の風土病の惧るべきなく概して健康地なりといふを得べし現にマリアーネン群島のサイパン島、カロリーネン群島のパラウ・ヤップ・トラック・ポナペ等の諸島嶼には本邦人の既に久しく店舗を構ふるものあり或は妻女を招きて同棲せるものあるも男女共に健康上何等支障あるを見ず斯の如きは從來本邦人の入るを得ざりしマルシャル群島諸島に於ても同樣なるを信じ得べく將來本邦人の移住に關し健康上何等顧慮すべき點なしと信ず

○貿易狀況

三群島に於ける千九百十二年及千九百十三年の輸出入狀況左の如し(カロリーネン群島中アンガウル島に關しては統計の依るべき資料なきを以て姑く推算を加へたることカロリーネン群島總說中貿易の項に說ける如し又ポナペ島に關しては千九百十一年及千九百十二年の統計表に依れり)

		一九一二年	一九一三年
マリアーネン群島	輸入	二八六、六一九 馬克	二九五、四一七 馬克
	輸出	二三二、四三七	二三一、四九三
カロリーネン群島	輸入	(約) 九二八、一七一	(約) 一、七七四、五〇〇
	輸出	(約) 一、九九九、八六二 馬克	(約) 二、九三〇、九五〇 馬克
マルシャル群島	輸入	不明	九四七、七三二
	輸出	一、四九七、一一三	一、四三六、八三七

千九百十三年

輸入額總計	(約)	三、〇一七、六四九 馬克
輸出額總計	(約)	四、五九九、二八〇
貿易額總計	(約)	七、六一六、九二九

右の內マリアーネン群島の貿易は大部分本邦商人の手中に在りカロリーネン群島に於ては本邦商と獨逸商と競爭の狀況に在りて後者優勢を占めマルシャル群島は大部分獨商の手に在りて英商其の幾分を占む三群島の貿易は逐年增加の傾向を示し將來益々增大すべき勢あり

○本邦三群島間及各島嶼間の距離

占領三群島と本邦との距離及各島嶼間の距離を測定するに大要左の如し

橫濱ヤルイト島間の距離は別表の如く直航二千四百餘海里、サイパン・トラック諸島經由二千九百餘海里にして平均速力九浬の汽船を以て橫濱よりサイパン島迄八日、同島よりトラック島迄四日、更にポナペ島迄三日、クサイエ島へ三日、ヤルイト島迄三日を要すべく又トラック島より西すれば同島よりヤップ島迄四日、更にアンガウル島迄二日を要すべく同島よりヤルイト島迄二千二百餘海里十四日、長崎迄千六百海里八日の航路なりとす

又ヤルイト島よりナウル島へ四百四十海里、二日、ヤルイト島よりラバウル港へ千三百七十五海里、八日、シドニ

ー港へ三千二百二十九海里十二日 パラウ島コロール港より香港へ千五百四十五海里、九日航程なりとす

本邦南洋諸島間浬程表

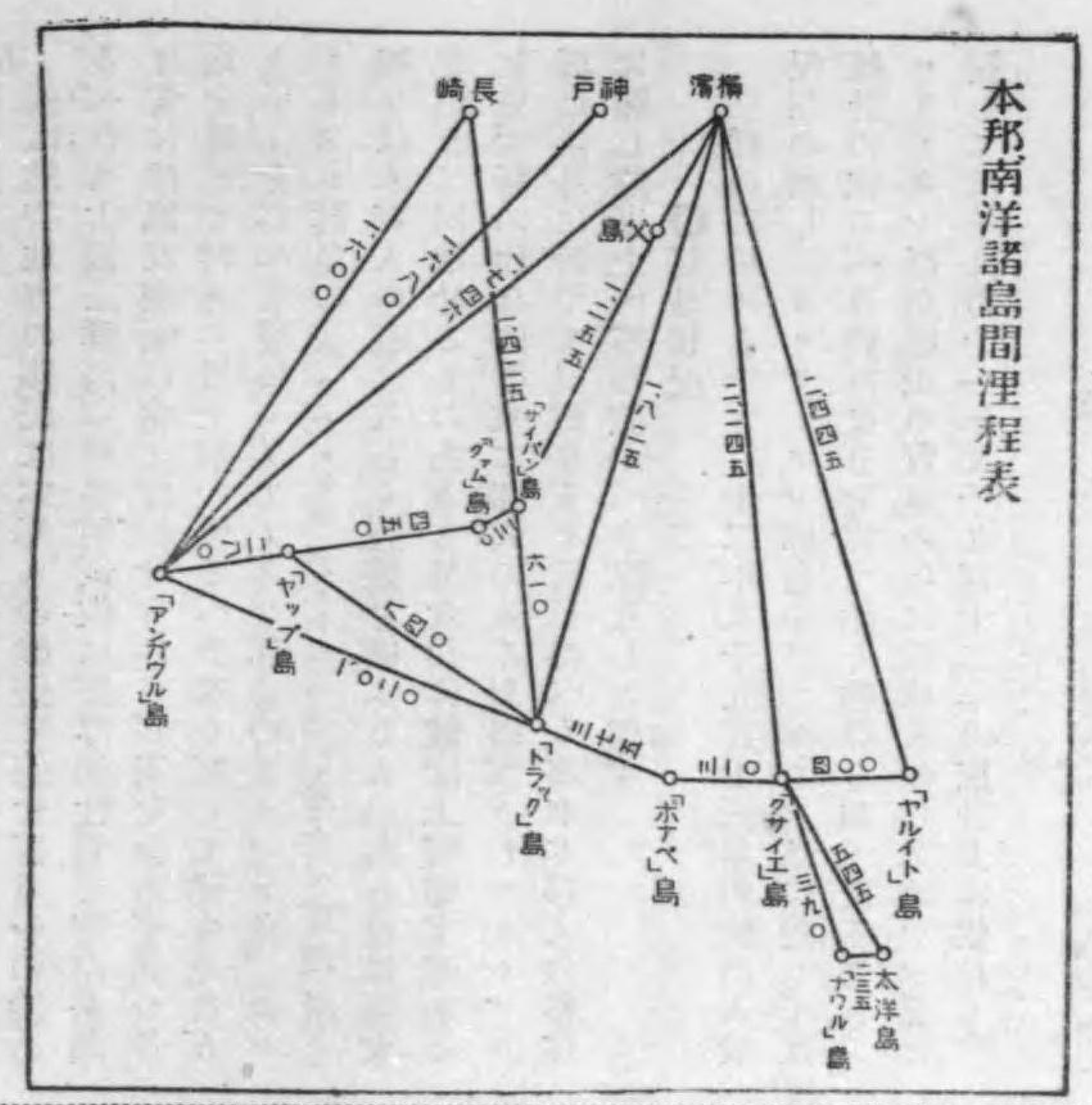

第二節 獨逸の統治狀況梗概

在ラバウル・ノイギネア總督に於てノイギネア保護領(Neuguinea-Schutzgebiet)及群島領(Inselgebiet)を統治す群島領とはマルシャル・カロリーネン及マリアーネンの三群島にして之れを二大行政區に分ち東經百四十八度以東のカロリーネン群島(東カロリーネン群島)及マルシャル群島を一區としてポナペ島に政廳(Bezirks amt)を置き更に東經百四十八度以西のカロリーネン群島(西カロリーネン群島)及マリアーネン群島を一區としてヤップ島に政廳を設くポナペ政廳にはヤルイト(マルシャル全群島)、ナウル及トラックの三支政廳(Station)從屬しヤップ政廳にはパラウ及サイパン(マリアーネン全群島)の兩支政廳所屬す政廳長(Bezirks amtsmann)は總督に直屬し支政廳長は政廳長の區所を受くるものにして各帝國の法令及總督府令を遵守して行政權を行使し事の重大なるものは之れを總督府に移送するの制なり而して各島に通ずる法令として存するものは營業條例、關稅法等極めて少數に過ぎず司法權も亦政廳長及支政廳長に於て之れを行ひ歐米人其他文明人の民刑事々件にして重きものを總督府地方裁判所の所管とす此の如く一人にして行政、司法の兩權を握り且つ自由の裁量を以て島治を行ふは地方の交通不便なると且つ各島それぞれ島情を異にして劃一の政治を行ふこと至難なるに因るものにして政廳長又は支政廳長に多大の權力を附與して島情慣習に合へる適切簡易なる統治を行はしむる目的に出でたるものなるべし

政廳長の俸給は年額八千三百馬克乃至一萬千九百馬克(外國俸三千六百乃至七千二百馬克、殖民地增俸四千七百馬克)外に地方增俸六百馬克を受け支政廳長は五千四百馬克乃至七千八百馬克(殖民地增俸三千三百、外國俸二千百馬克乃至四千五百馬克)別に地方增俸五百馬克を受く政廳及支政廳には廳長の外補助官(書記)一名、廳醫一名、助手一名、警務長一名又は二名を置き其他に技師を置くことあり

財務　各政廳及支政廳は島民及在留歐米人其他(獨國官吏を含む)に課稅し稅金及其他の諸收入を以て歳出に充て不足額あるときはノイギネア保護領國庫の補助を受く各島の重なる租稅は人頭稅(島民に對しては各島稅額に差あり在留外國人中十六歳以上の男子は一律に年額四十馬克)營業稅(營業條例に依る)一等稅年額三千馬克、二等稅千二百馬克、三等稅八百馬克、小賣店三百馬克其他附加稅あり)關稅(關稅法に依る)等にして其他各種の小稅及手數料の制あり

敎育　敎育制度の見るべきもの只官立學校のサイパン島に一校あるのみ爾餘の諸島に於ては基督敎々會附屬の初等學校あるのみにして官憲は獨逸語の敎授を强制し之れを奬勵せる外何等の干涉するところなし

衛生　各島を通じて官憲の最も鋭意努力せるは衛生にして政廳又は支政廳所在地には必ず官立の病院あり廳醫一名・助手一名之れを管理し多くは島民患者に施療を行ひ只管島民の衛生狀況の改善に努めつゝあり廳醫の如きも大に優遇せられ政廳長又は支政廳長よりも高給を受くるものなり

交通　各島地內の道路の修築は官憲の常に努力せるところにして島嶼によりては既に完全なる道路、橋梁の成れるものありて交通上の利便遺憾なき所あるも未だ不完全なる島嶼も少なからず

三群島を通ぜる定期航海としてはヤルイト會社の汽船一隻獨逸政府の保護を受けて年三回シドニー香港間を往復するあるのみ西カロリーネンの大島には北獨ロイド及燐礦會社の汽船等時々寄港し大陸との交通上利便多し

各政廳及支政廳所在地には帝國郵政省の管下に在る郵便局を設け支政廳長又は其補助官局長として郵便事務を司りヤルイト會社汽船其他の船便に依り郵便物を發受す

ヤップ島には電信局あり獨蘭電信會社の海底線に依り電信事務を取扱ふ又近時に至り獨國政府の保護の下に南洋無線電信會社設立せられヤップ島に電信局を設けパラウ・アンガウル・ナウル及ラバウル諸地方と交信す

殖產業及商業　獨逸官憲の殖產上の施設は殆ど農業務に椰子樹其他の有用植物の栽培に限られたる如く種子及苗木の輸入、移植等の數々試みられたるを見る各群島の椰子樹は千九百五年の大颶風に因り甚大なる損害を受けしが之れが恢復を圖る爲め椰子樹の植付、耕地の整理等頗る奬勵せられ其結果は甚だ良好なる如くコプラの產額は逐年增大しつゝあり農業以外に於て漁業、牧畜等に至りては何等之れが奬勵に努めたる形跡なく只僅に貝類、海參等海產物の濫獲を禁じて島民の生業として營むに至るべき時期を待ちたるが如し

商業に至りてはマルシャル群島は一、二英船の入るを許せる外、獨國人以外の外國人に對しては全然門戶を閉鎖し

カロリーネン・マリアーネン群島に於ては西班牙領時代より來住せる日本人其他外國人に限り商業及貿易を許可し新に營むものを許さず其從來存せるものに對しても常に制壓を加へて其發展を沮止せんと企てたる形跡あり之れ表面群島に於ける營業範圍の狹小なるに顧み多數商人の競爭を避けしめんとするを口實とせるも其實獨國人の營業の素地を作らんとするに在ること明かなり

宗教　群島民は之れを喪失せるか又は本來有せざるか明かならざるも兎に角現時に於ては何等固有の宗教を有せず其多數は基督教に歸依せり然れども其信教心は敢て教義を眞乎に了解せる如き强固なる根柢を有するものと見ることを得ず唯宣教師等の熱心なる布教に依りて自然誘導せられて之れを奉ぜるものにして其反覆說諭已むなきに甚き島民は衣を纏ひ、耳環、黥飾を廢する等一見頗る敎化せられたる如きも其敎化は稍形式に止まれるかの觀あり古來頗る殺伐の性に富み爭鬪を常業とせるもの近年大に其風を革め平和柔順なる民と化せしは基督教の感化に負ふところ多しと雖ども一面に於て獨逸官憲が島民の飮酒を嚴禁し銃器其他の凶器の所持を禁じたるに因由すといはざるべからず

島民の對獨感情　群島民は一般に開發の度低く政治的知識に乏しきのみならず又其欲望頗る單純にして單に衣食足りて逸遊し得敢て虐待せられざるを以て足れりとするに過ぎざるを以て治者の何人たるが如きは深く憂ふるところに非ず彼の千九百十年ポナペ島民の叛亂の如きは一は封建制度の廢止されんとする不平と一は政廳長の施政宜しきを得ず終に島民を暴發せしめたるものにして今日に於ては是等不平の跡を留めず各島を通じて平靜なるも島民獨國の治政に悅服すとは斷言し難きものあり

第二章　マリアーネン群島

第三節　總說

小史　本群島は南洋諸島中最も夙く識られたるものにして千五百二十一年三月、西班牙人マガリアーネス（Magalhães）の發見に係り島民の用ゆる三角帆に因みて當初拉丁帆群島（Islas de las velas Latinas）なる名を附せられたるも幾許もなく島民が外國船舶の鐵具を盜むの癖あること發見せられたるが爲め前名は盜賊群島（Islas de las Ladrones）と改稱せらるゝに至れり十六世紀に於ては本群島は祕露、比律賓間を航行せる西國船舶の寄港を見ること屢〻にして千五百六十五年に至り西國政府は正式に之れを領有するに至れるが其後何等統治の實を擧ぐることなく千六百六十八年エズイット敎派の宣敎師來るに及びて漸く領有の實を示すに至り群島の名稱を改めて西國皇后マリア、アナ（西國王フキリップ四世の妃）の名に因みイスラス、マリアナス卽ちマリアーネン群島と稱することゝせり而して西班牙領有時代に於ては本群島は全然閑却せられ居りしが其殖民事績上唯一の顯著なる事實は十七世紀の末葉土著の島民たりしチャモロ種族を討伐して其多數を殺戮し殘餘をグァム島に移したることにして其以降群島全部はロタ島を除きて他は悉く荒涼幾星霜を經たるが十九世紀に入りてカロリーネン群島の土人が本群島の諸島に移住するを見るに至りたり

斯の如く西班牙は其領有せる本群島に對し殆ど何等の考量を加ふる所なかりしが千八百九十九年米西戰爭の媾和談判中米國はマリアーネン群島を百萬弗にて買收すべきことを西班牙に交涉したり然るに獨逸は當時旣に本群島及カロリーネン群島を買收することを西國政府と交涉中なりしを以て米國の要求に反對したる結果米國は將來比律賓と米本國との間に敷設すべき海底電線の仲繼所としてグァム島を領得することゝなれり而して獨國は西國と交涉の結果千八百九十九年マリアーネン・カロリーネン兩群島を一括して價格二千五百萬「ペセタ」を以て買收することを得翌年十一月十七日本群島中のサイパン島に獨逸國旗を揭揚せり（後章カロリーネン群島參照）

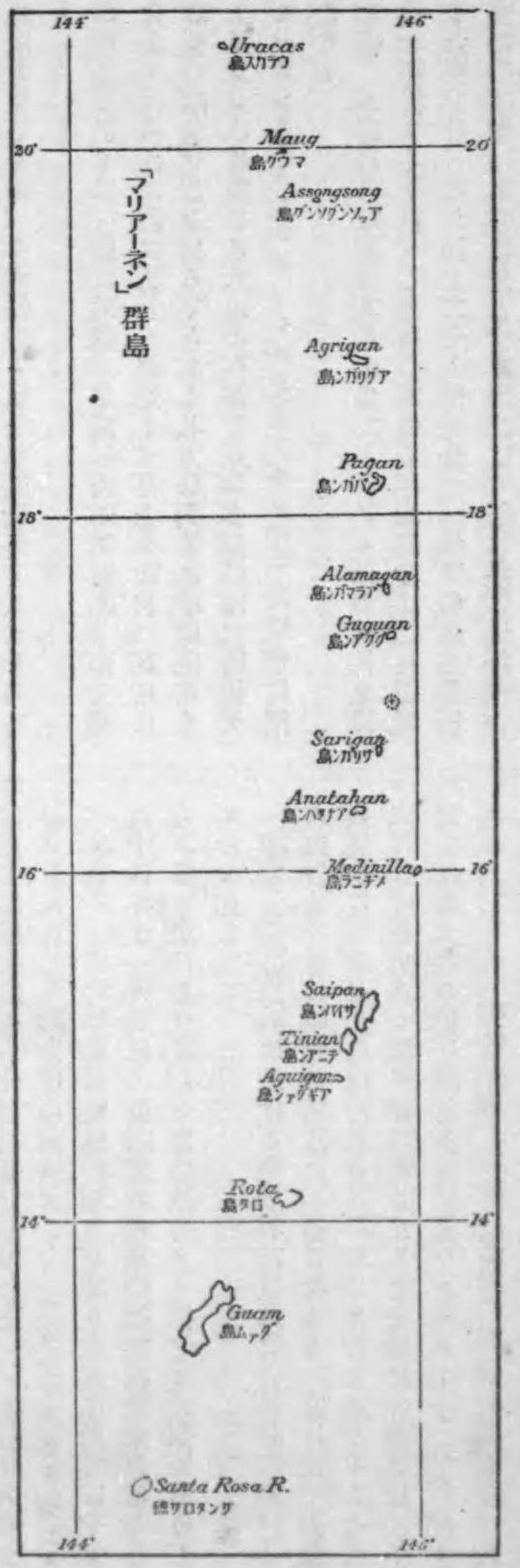

地理　マリアーネン群島は東經百四十四度三十分乃至百四十六度、北緯十四度乃至二十一度の間に於て西方に對し輕く彎曲せる弓狀の火山列島にして各島の面積總計千百四十方基米を算す其内最大島たる米領グァム島の面積五百十四方基米を占め爾餘の獨領諸島の面積は六百二十六方基米にして島嶼の重なるもの及其面積左の如し

サイパン島（Saipan）	平方基米 一八五	パガン島（Pagan）	平方基米 一〇〇
テキニアン島（Tinian）	一三〇	アギグァン島（Agiguan）	三
ロタ島（Rota）	一二四	アラマガン島（Alamagan）	八
其他各島合計	七六	總計	六二六

本群島は地文學上亞細亞に屬するものたることを推するに難からず上述の如く弓狀を成せる群島は其北端に於て我が小笠原群島を指し（サイパン島より小笠原父島に至る七百三十五海里、横濱に至る千二百五十五海里）遙に日本に

通ずる一帶の火山列島なり其南北に連亘せる群島の駛勢は北太平洋に散布せる他の諸群島と著るしく趣を異にせるものにして亞細亞大陸の東岸に位して同じく弓狀をなせる千島列島、日本本島、琉球島列及比律賓島列と其體容を齊ふせり故に地理學上本群島は之れを亞細亞大陸の最東部に在る外廓と見るを得べく太洋洲とは全然其關係を異にせるものといふべし

本群島に於ては一般に地盤の昇騰したる形跡あり南方島列に於ては火山は既に久しく終熄して島上火山岩の高所に珊瑚礁の附著せるを見ることあり北方島列には珊瑚礁なく島上孤立又は連繫せる火山の存在を見其多數は既に終熄せるもパガン・アッソングソング及ウラカスの三島は現に活火山なり

氣候　本群島の氣候は其最大島たるグアム島の氣候を以て他を類推するを得べし同島に於ける平均溫度は二月攝氏二十六度三分、八月同上二十七度一分、一年間の最高最低溫度の差は僅に八分に過ぎず本群島は一般に熱帶海洋的中和の溫度を有し暑熱は常に海風及降雨の爲に緩和せらるゝものとす氣壓は一月及二月に於て七百六十乃至七百六十一密米、七月及八月に於て七百五十七密米を算し雨量は最近六年の調査に據ればサイパン島の西岸に於て一年二千百四密米グアム島に於て三千七百九十三密米にして此差違は兩地の地方的關係以外に尙グアム島が南方に位せるに因るものと見るを得べしサイパン島に於て最も雨量多きは八月(三百五十一密米)及九月(三百三十密米)にして七月及十月之れに次ぐ之れに反し最も乾燥せるは一月(六十二密米)及二月(六十六密米)にして三月、四月、五月之れに次ぐ

颱風　本群島は颱風襲來の範圍內に在り近年に於ては千九百五年八月及十一月猛烈なる颱風の襲來を受け各島に於て家屋、道路、橋梁、樹木等の被害夥しく殊にサイパン島に於ては損害總額六十萬馬克に達せりといふ其他千九百七年九月に於ても群島中のパガン・アラマガン・アグリガン・アナタハン等の諸島は颱風の襲來を蒙り最近に於ては千九百十四年十一月颱風の襲來あり各島の損害程度未だ明かならざるも之れをサイパン島の被害より推せば大損害ありしものゝ如し

植物　南方島列に於ける珊瑚石灰質及北方島列に於ける火山岩は一般に植物の繁茂に不適當なるも一方に於て雨量の豐富なると日光の强烈なるは草木の生育を助くること至大にして各島多く椰子樹の鬱蒼たるを見殊にパガン島の平地には廣大なる椰子樹林あり其他マングローブ、パンダーヌス、パパヤ、麵麭果樹、橙樹、各種の棕櫚類等繁生す此他に島民は落花生、ヤム芋、タロ芋、甘蔗、棉、マニラヘンプ、芭蕉、鳳梨、マンゴ、柑橘類、米(ロタ島に限る)、珈琲、カカオ、煙草、蓖麻、甘藷、玉蜀黍等を栽培して其日常の需要に充て居るも輸出品としては多額のコプラ、少量の煙草あるのみ

動物　動物は極めて種類に乏しく有用動物としては西班牙人の移入して野性化せる鹿(ロタ島)白牛(サイパン・ロタ・テニアン島)あるのみ而してテニアン島には白牛

の外、犬、豚、山羊及雞等棲息し盛んに繁殖しつゝあり鳥類は五十六種を算し海鳥殊に多く棲息す椰子蟹は各島に多く椰子實を蠶食すと傳へられ島民の食餌となるものなり

群島沿岸には魚類多く鱶、沙魚、其他瑇瑁、海參等を產す

島民　本群島固有の住民はチャモロ種族(Chamorro)にして其體軀の發育良く皮膚の色は褐色にして比律賓人に比すれば色薄く人種としては其開發の度低からず從來陶器を作り造船術を解し漁網其他の漁具を造り建築の如きも割合に進步し居りし如し多數の島にはチャモロ柱と稱する四角形の石柱の今日尙存するを見る其大建築物の基脚たりしは明かなり本群島は十九世紀に入り多數のカロリーネン種族の移住を見るに至り且つ西班牙政府は本群島の二、三大島を以て其所領各島犯罪人の殖民地となせり現時本群島人口の一半は固有のチャモロ族にしてロタ島の如きは他種族を交へず他の一半は移住し來れるカロリーネン種族にしてチャモロ族とは融和せざるものゝ如し

本群島の人口は往昔に於ては頗る夥多なりしものゝ如く西班牙政府が群島の住民たるチャモロ族をグアム島に移植せし以前に於ては全群島の人口實に十萬(一說に三萬)を算したりといふ然るに千七百十年に至りては三千六百七十八、千七百九十年には僅に千六百三十九のチャモロ族グアム島に殘存せるに過ぎざりしといふ斯の如き人口の減少は蓋し主として西班牙人の土民討伐、颱風其他の禍殃に因由すものなるべし

本群島中サイパン島(別項サイパン島參照)以外の諸島に關する最近の人口統計はサイパン支政廳の書類中に見當らざりしを以て之れを知るを得ざるも今姑く千九百六年及千九百八年に於ける本群島各島の人口表を擧ぐれば次の如し

	チャモロ族	カロリーネン族	混血族	タガール族及黑人	計
サイパン島	一、二三六	八〇四	三五	七	二、〇八二
	(一、七六三)	(一、八一〇)	(五八)	(六)	(三、六三七)
ロタ島	四五〇	—	二	—	四五二
テニアン島	一三	二二	一〇	—	四五
アギグアン島	—	四	—	—	四
サリガン島	—	九	—	—	九
ググアン島	—	二	—	—	二
パガン島	七	六九	—	一	七七
アグリガン島	八	二六	二	—	三六
合計	一、七〇四	九三六	五九	八	二、七〇七
	(二、二四一)	(一、九四二)	(七二)	(七)	(四、二六二)

(括孤內は千九百八年の調査)

貿易　マリアーネン群島の貿易は大なりといふを得ず其輸出品の最も重要なるものはコプラにして千九百六年に於ける總輸出額五萬五千五百十馬克の內コプラの輸出額は三萬三千七百二十六馬克、千九百十二年の總輸出額二十三萬二千四百三十七馬克の內コプラ二十一萬四千三百八十三馬克(八百八十八噸)、千九百十三年の總輸出額二十三萬千四百九十三馬克の內、コプラ二十一萬九千三百十九馬克(八百二十噸)に達し是等コプラの最大部分は日本へ輸出せら

るコプラ以外に於ては煙草、ボースン島、石鹼、龜甲、海參等にして其輸出額は極めて僅少なり

輸入品の重なるものは麥粉、米、建築材、肉類、織物、衣服、裝身具、金具等にして其總輸入額千九百十二年二十八萬六千六百十九馬克、千九百十三年二十九萬五千四百十七馬克なり

本群島は地理上割合に日本に近く且つ本邦商人の夙に此方面に著目して貿易に從事せるものありし爲め本邦との貿易額は遙に他の諸國を超越せり其本群島の貿易に從事せる本邦商人の重なるものは南洋貿易株式會社及淸水兄弟商會にして前者は支店を後者は代理店をサイパン島に有せり

本群島と日本との貿易關係大要左の如し

	一九一二年	一九一三年	增減
マリアーチン群島總輸出入額	馬克 五一九、〇五六	馬克 五三六、九一〇	(增) 馬克 一七、八五四
右の內日本との貿易額	三八一、六〇〇	三七二、六三八	(減) 八、九六二

本邦に次ぐものは濠洲にして亞細亞諸國及獨逸之れに次げり千九百十三年に於ける本群島の貿易左の如し

(附錄第一表)

第四節 サイパン島

(Saipau, Seipan San José)

北緯十五度五分乃至十五度十七分、東經百四十五度四十分乃至百四十五度四十六分

本島はマリアーネン群島の主島にして面積百八十五方基米、本群島を統治する獨逸支政廳の所在地たり海岸には出入少なく只東側に於て二箇の半島凸出しラウラウ灣(Lau-lau bucht)を成す珊瑚礁は島の東岸には殆と絕無なるも西岸殊に其北部に於ては遠く海中に突出してマナガッサ(Managa-sa)島を成しタナパグ港(Tanapag)の入口をなせり島上にも珊瑚石灰岩多く火山岩を蔽へるを見る島上には山多く其中央に位する最高のものをタポチャウ(Tapo-tschau)と呼び海拔四百六十六米突に達する熄火山なり島地は海岸一帶の地を除けば石灰質及陶土にして後者は層深からざるも雨量の豐富なる爲め植物の繁生に適するものゝ如し

植物は海岸の砂地には椰子樹叢生し內地は各種の熱帶植物殊にマンゴ、柑橘、玉蜀黍、珈琲、煙草、カカオ、蓖麻等の生育に適す

住民　本島の島民はチャモロ族及カロリーネン族(一般にカナカ族と稱す)の二種にして前者は開發の度後者に比し遙に高く其衣食住は槪して歐米人に則れるもの、如く資力に於ても豐富にしてカロリーネン族が多く勞働者階級にあるに對しチャモロ族は椰子栽培其他の事業主たるもの多し其有力なるものは椰子園、造船工場等を有し多數のカロリーネン種勞働者を使役しつゝありて一島の勢力たるものあり現に本邦人にして其使役に服するもの少なからずチャモロ族島民の食物は主として米にして其他麥粉、牛肉(罐詰)等の如く歐米及本邦よりの輸入食糧を使用すること多く家屋は概ね歐風を折衷し南洋土人の住屋の矮陋なるに似ず幾分形態を具備せるやの觀あり衣服も男子は簡單なる洋服を著するもの多く女子は殆ど總て歐米婦人の寢衣を纏へり反之カロリーネン族に至りては文化遙に劣り悉く半裸體にして腰部に男子は布片又は蓆を纏ひ女子は蓆を巻くを常

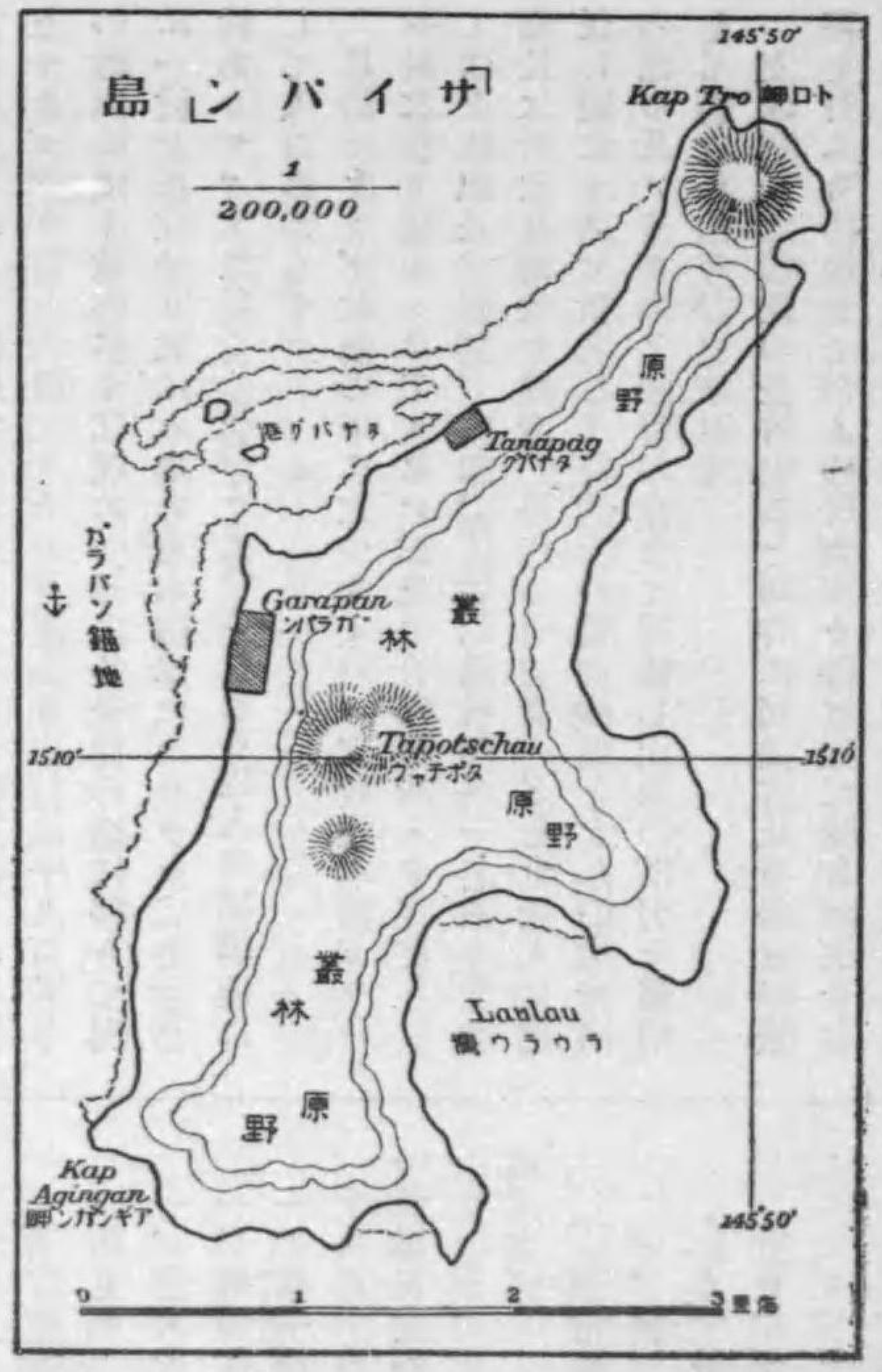

とす其の常食は米、芋、其他の果實にして副食物としては魚介、鳥獸の肉を嗜食す住居は倭小なる陋屋にして床なく幾分原始的生活を營めるが如し本種族は體軀强大なることチャモロ族に勝れるも性質溫和にして殺伐、獰猛の風なく一見親しむべき人種なるが如し而して此の兩種族の關係は必ずしも圓滑ならず村落中にても截然別區劃をなして生活せり

本島は十七世紀の終迄は人口饒多にして一萬千人(一說に三萬)を算したるが千六百八十五年西班牙人と鬪爭を試み多くは屠戮せられて殘餘はグァム島に移され人口減少したり其後十九世紀に入りて漸次にカロリーネン族の移住し來るありて戶口增加し千八百四十年カロリーネン族に依りてガラパン村建設せられ千九百四年に至りてはカロリーネン族七百四十八、チャモロ族千百四十四を算せり

大正三年十月に於けるサイパン島の人口左の如し

島民	チャモロ族	一、三〇四	三、七四一
	カロリーネン族	二、三四六	
	サモア族	六六	
	他島よりの留學生	二五	
歐米人	獨逸人	一五	二三
	西班牙人(一家族)	八	
日本人			二七

右島民の內サモア族はサモア本島より配流せられたるものにして體軀强大一見他の島民と識別するを得べし別に一部落を成せり

サイパン島に於ける村落の重なるものはガラパン(Gara-pan)にして本島の西岸中央部に位し支政廳の所在地にし

て其他官立學校、加特力教々會等ありチャモロ・カロリーネン(カナカ)の兩種村民は南北に別れて住居し人口は前者千三百、後者九百八十六を算す海岸より遠く珊瑚礁海中に連亙し一條の水道ありて陸岸の突堤より二海里を距るガラパン港とを通ず本村に次ぐものは其東北方に位するタナバグ(Tanapag)にして住民は專らカロリーネン種族のみなり海上マナガッサ島との間にタナバグ港あり本村は千九百五年の颱風に依り被害多く住民の一部は其後他の地に移りて別に一村を形成せり次に本島の東南海岸にラウラウ(Laulau)村ありヤップ・パラウ諸島より移されたる囚人の配流地にして人口多からず

島治　ヤップ政廳の下に立つサイパン支政廳本島ガラパン村に在り獨領マリアーネン群島を管轄區域とす官吏としては支政廳長、廳醫、書記、學校長、及技師各一名あり支政廳長は行政及司法を總攬し島内の有力者一名を世話人に選任し他に十名を指名して島治上の補助機關となし獨逸帝國の法令及ノイギネア總督の命令に遵據し土地の慣習を參酌して適宜島治を行ひ來れり

支政廳長は行政の長官たると同時に司法官及戸籍吏の職務を行ふものにして白人の民刑事々件は總て獨帝國法令を適用するを本則として之れをラバウル總督府に移送し島民及他の有色土人に對してのみ裁判權を有す又支政廳長は島民二十五名より成る警察隊を有し島内の警察權を行使せり

サイパン支政廳の取扱に係るマリアーネン群島の現行税制左の如し

一、人頭税　白人年額四十馬克(官吏も納税の義務あり)島民同十二馬克
一、營業税
一、輸入税及輸出税
一、賭博税(賭場開帳者に入札せしむ千九百十四年百二十馬克)
一、狩獵税(武器税、白人年額十二馬克、島民同三十二馬克)
一、畜犬税(犬一頭年額五馬克)
一、屠殺税(牛一頭二馬克、豚一頭五十布)
一、椰子酒税(年額五十馬克)

千九百十四年及千九百十五年に對するマリアーネン群島の豫算表左の如し

歲入之部

	一九一四年	一九一五年
(一)經常收入		
一、租税		
イ、營業税	六、一五〇 馬克	五、八五〇 馬克
ロ、(イ)白人々頭税	一、〇四〇	一、六〇〇
ロ、(ロ)土人同上	九、〇〇〇	一〇、〇〇〇
ハ、武器税	一〇〇	—
ニ、屠殺税	五〇〇	五〇〇
ホ、畜犬税	三〇〇	八〇〇
計	一七、〇九〇	一八、七五〇
二、關税	二一、〇〇〇	二一、〇〇〇
三、其他收入		
イ、裁判所	三〇〇	二〇〇
ロ、罰金	三〇〇	二〇〇
ハ、船舶手數料	五〇〇	五〇〇
ニ、營業免狀手數料	—	—
ホ、勞働者	五〇〇	五〇〇
ヘ、狩獵免許狀手數料	一〇〇	四〇〇
ト、土地賣下及賃貸	一七、九四五	一七、四九五
チ、農業	五、五〇〇	七、〇〇〇
リ、病院	二〇〇	七〇〇
ヌ、雜收入	四〇〇	四〇〇
計	二五、七四五	二七、三九五

歲出之部

	一九一四年	一九一五年
(一)經常支出		
一、廳醫　一名	一〇、四〇〇 馬克	一〇、四〇〇 馬克
二、支政廳長　一名	八、〇〇〇	八、三〇〇
三、教員　二名	一三、〇〇〇	一三、二〇〇
四、女教員　一名	四、〇〇〇	四、〇〇〇
五、補助官　一名	四、八五〇	四、八五〇
六、技師　一名	六、〇〇〇	六、〇〇〇
七、白人臨時補員　四名	四、五九〇	四、五九〇
八、土人　同上	一〇、五八〇	一一、七二〇
醫務	三、〇〇〇	三、五〇〇
病院屬員	一、二〇〇	一、五〇〇
學校	一九、七二〇	一九、七二〇
建物及什器	四、〇〇〇	四、〇〇〇
道路維持	一、〇〇〇	一、〇〇〇
農業	一二、三〇〇	一二、〇〇〇
廳費	—	—
運賃其他諸費	二、五〇〇	二、五〇〇
旅費	八、〇〇〇	八、〇〇〇
警察隊武裝費	一、六五〇	一、三七五
裁判費	一、〇〇〇	一、〇〇〇
雜支出	二、三〇〇	二、三〇〇
端艇維持費	二、〇〇〇	二、〇〇〇
計	一二八、九九〇	一三一、八六五
(二)臨時支出		
教員宿舍　一	—	八、〇〇〇
女教員同上　一	—	八、〇〇〇
屋內設備	—	八、〇〇〇
仕事場	—	一二、〇〇〇
屋內設備	—	九、〇〇〇
技師宿舍　一	—	八、〇〇〇
留學生同上　二	—	六、〇〇〇
屋內設備	—	四、〇〇〇
貯水槽　二	—	三、〇〇〇
廳醫住宅　一　設備共	—	二四、〇〇〇
病院設備共	—	八、〇〇〇
ロタ島家屋改築	—	三、〇〇〇
公共工事、給水道路	—	九、〇〇〇

計	………………………	一〇〇,〇〇〇
端艇新造	………………………	二,五〇〇
計	………………………	二二四,三二五

土地の所有　土地はサイパン島以外の諸島は全部官有地にして支政廳は本則として一年の期限を以て之れを希望者に貸下げ特別の事情あるときに限り二ヶ年を貸下期限とせりサイパン島に於ては官有地に關し長期の貸下契約を結べるもの多く其短期なるものは極めて少數なり而して一ヶ年其他の短期貸下は事業者に取り其經濟上不利益尠なからず從來島民間にも幾分異論ありしもの丶如し而してサイパン島以外の諸島に於ける短期貸下契約は千九百十四年九月末日を以て滿期となれるものにして我が占領軍憲に於ては從前の例に倣ひ一ヶ年の期限を以て更に貸下實行の準備中なり

教育　支政廳所在地たるガラパン村に官立の學校あり島民の子弟二百餘名を就學せしめて普通教育を施し別に獨領各島に於て成績良好なる子弟二十五名を二ヶ年の契約にて本島に招致し獨逸語を教授す本校の職員は校長一名、獨人教員一名、島民助教師八名（チャモロ族七、サモア族一名）とす

衛生　サイパン島を初め諸島一帶に格段なる風土病を有せず衛生狀態概して佳良なるもカロリーネン種の島民中には惡性の疾患を有するものあり廳醫一名屬員數名を率ゐて病院事務及公共衛生事務を鞅掌す

宗教　島民は固有の宗教を有せざりしか又は之れを喪失し大多數は基督敎に歸依せりガラパン・タナパグ兩村に各寺院あり獨逸及西班牙の宣教師布教に從事す

交通　島上の交通は不便にして西海岸に沿ひガラパン・タナパグ兩村間に道路あり其他ガラパンより東海岸のラウラウ村に通ずる一條の道路あり是等の道路は稍々遲緩の嫌あるも牛車の便に依ることを得べし

海上の交通はヤルイト會社の汽船グルマニア號がシドニー香港間を定期に航海する途次本島に寄港する年六回なるを以て定期船とし其他に於ては本邦南洋貿易株式會社及清水兄弟商會所有帆船の不定期に寄港するあるのみ島民は其所有小帆船を以て群島内諸島間を交通するに過ぎず

物價及賃銀　物價は他のマルシャル・カロリーネン諸島に比すれば概して幾分低廉にして我が占領後ガラパン村に於ける物價左の如し

		邦貨
南京米	一「キログラム」	十七錢五厘
牛及豚肉(骨付)	一斤	二十五錢
鷄	一羽	五十錢
鷄卵	一打	五十錢

魚類　概して本邦内地より高價なり

島民の賃銀も亦他の二群島に比すれば低廉にして島民人夫一名一日邦貨五十錢(占領前獨貨一馬克)牛車一輛一日邦貨一圓(同上二馬克)なり

重なる事業　從來サイパン島に行はれたる事業中最も重なるものは椰子樹の栽培及コプラの製造にして共に本群島中隨一なりといふを得べく收穫のコプラの數量は年額平均四百噸内外に達す其他島地は甘蔗、珈琲、煙草等の栽培に適し島民中之れを試むるものあり然れども煙草を除く外は其產額未だ僅少にして輸出品たるに足らず現時島地の大部分はチャモロ族資產家の私有にして各自盛んに椰子樹を栽培せり官有地は之れを希望者に貸下げ其利用に任せしむ

清水兄弟商會の代理たるヨセフ、アダ兄弟(チャモロ族)は島内の勢力家にして資產多く椰子園、コプラ乾燥場、造船工場等を有し其他島民用葉卷莨、乾海參、獸骨肥料、洗濯石鹼、キクラゲ等の各種物產の製造及研究に從事しつ丶あり

本邦人の狀況　サイパン島在留本邦人總數二十七名（大正三年十月調）にして南洋貿易會社サイパン支店々員若干名の外は大工職及島民所有椰子園の園丁として勞働に從事し島民との折合は良好なるもの丶如しサイパン支政廳々舍及廳長官舍は東京紅葉館に摸したる純日本家屋にして聞くところに依れば支廳長の所好に從ひ本邦より建築材料を輸入し本邦大工の手に依りて建築したるものなりといふ

第五節　マリアーネン群島各島事情

一、ロタ島（Rota, Luta, Sarpana, Santa Ana）　北緯十四度七分三十秒、東經百四十五度十三分、面積百十四方基米、本島はマリアーネン群島の最南島にして（地理上本群島の最南島は米領グァム島なり）ロタなる名稱は南西方に突出せる小半島タイピンゴット（Taipingot）が之れを遠く望めば恰も倒置せる車輪の姿をなせるに基くものにして土人は之れをルタ島と呼び千六百六十八年頃にはザルバナ又はサトパナ其後に於てロタハ（Zarpana, Satpana, Rotaha）と稱せられたり本島は南方に突端を有する不等邊四角形を成し玄武岩、其風化物たる赤色粘土及硝子質の珊瑚石灰より成る

本島の最高部たる二百五十乃至三百米突の高地及タイピンゴット半島より珊瑚石灰岩は急激なる傾斜面をなして西南及東方に向て走り水を吸收して所々に洞窟を成せり是等の洞窟は往昔島民が西班牙人の迫害を避けしところにして今日と雖颱風來るときは其避難所たるものなり島の東及西側は岩礁を以て圍繞せらる丶も南西側に在るサンサンハイア（Saunsanhaia）灣は北東恒風を回避するに適し其附近に於て本島唯一の部落あり

本島は其南方に位すると每月特に七月より十一月に至る間に於て多量の降雨ある爲めマリアーネン群島の他島よりも植物の繁茂旺盛にして無木の地少く且つ丈け高く生育するを常とす重要なる有用植物としては麵麭果樹、パンダーヌス樹、矮小なる棕櫚、柑橘類、パパヤ、芭蕉及椰子樹等生育せるが此他に玉蜀黍、馬鈴薯、タロ芋其他の球莖植物、甘蔗、落花生、珈琲、カカオ等も栽培せらる、又島の南部に於ける珊瑚石灰の傾斜地には往時より稻を植う島内に繁殖せる有用動物としては、鹿、豚、鳩、鷄、鷸、椰子蟹、河蟹、海老、各種の海魚及龜類あり

二、テャニアン島（Tinian, Buenavista）　サイパン島の南西に於て之れと近接す面積百三十方基米、平低なる四角形の大島にして喬木少く島地の大部分は通行困難なる密叢を以て蔽はる島の内地に幅三百米突の大池あり又石にて疊

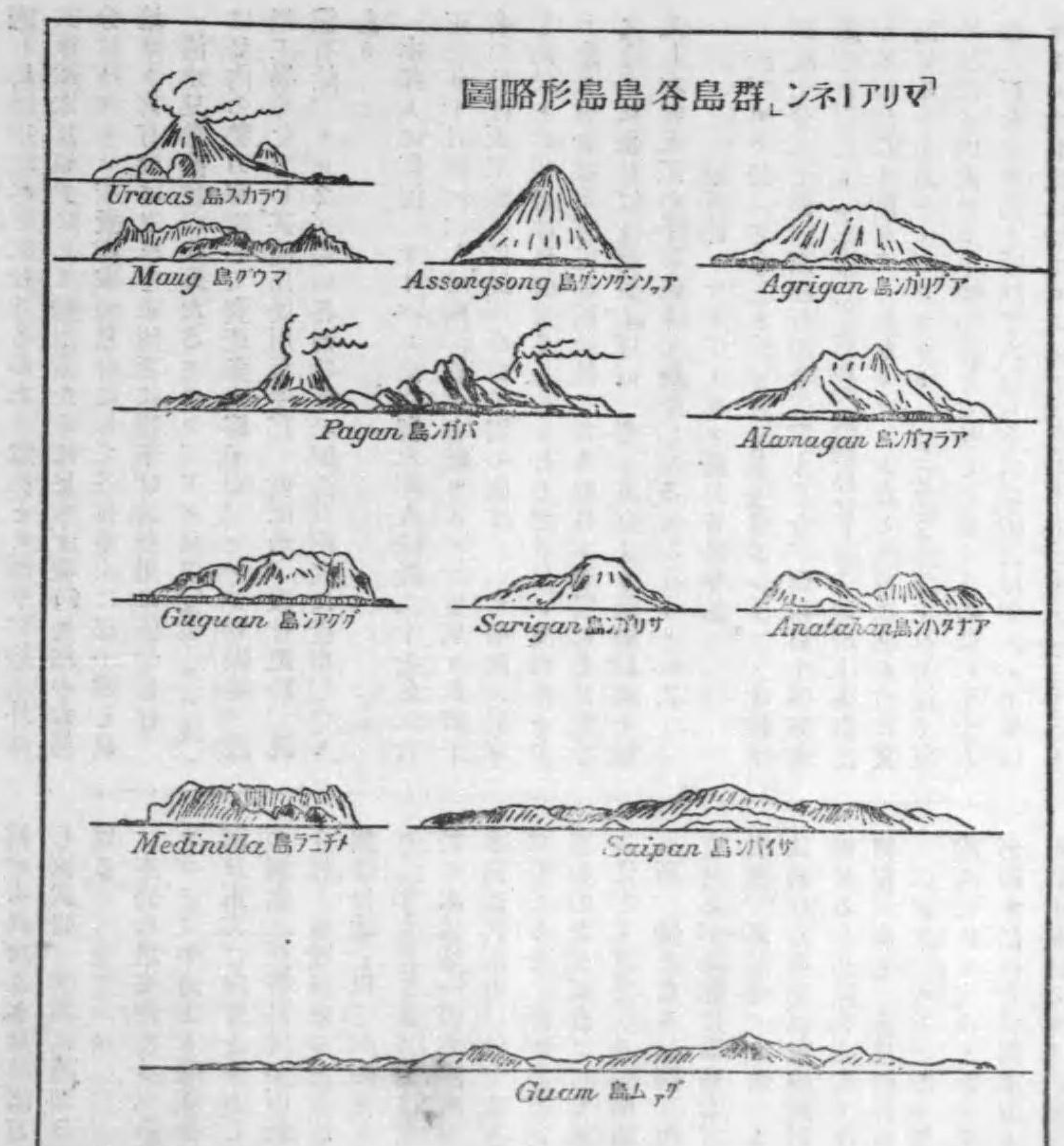

める井戸一箇あるも井水鹽分を含む本島の住民數約四十にしてスンハロン(Sun-haron)及サグア(Sagua)の二部落をなしチャモロ・カロリーネンの兩種混住せり島上西班牙時代の石造家屋及寺院の跡あり其他チャモロ柱と稱する大石柱(大建築の基礎)殘存し古代には人口多數なりしことを想見せしむ

本島は概して植物の成育に不適當なるも野生の動物に富む其最も多數に棲息せるは野豚及野鷄、山羊、野牛にして野豚は全身黑色、體小く頗る敏捷なり土人は犬を使役して之れを捕へ食用に供すサイパン支政廳よりは時々獵夫を本島に派して之れを捕へサイパン島民の食料に供するを例とす山羊は本島の南部に生息し其帶黃色の皮及肉は之れを利用することを得野牛は白色又は白斑を有し肉硬くして一種の臭あり家牛に劣ること太しきも尙島民の食餌に供せらる

三、サイパン島(別記)

四、アギグァン島(Agiguan, Aguyan, Aguijan, Sant Angel)植物繁茂せるも無人の小島にして多く價値なし

五、メディニラ島(Medinilla, Bird Island, die Vogelinsel)北緯十六度、東經百四十五度、本島は玄武岩を蔽へる石灰岩より成り島の高さ海拔三十米突島岸は絕壁にして上陸難く高地には叢林密生し鳥糞堆積す有用植物としてはパパヤ其他の果樹多きも椰子樹は少なく近年に至りサイパン支政廳に於て之れを栽植せしめたる結果幾分生育せるを見る本島は現時無人島なるも往年多少の住民ありし形跡あり

六、アナタハン島(Anatahan, Anatagan, Anaksan, San Joaquin)島地は平原にして七百乃至八百米突に達する二箇の熄火山あり其側面は風化して植物の生育に適し椰子樹等繁茂せるも其他の山麓は草原をなせり本島は概して有用植物の栽植に適せるもの、如く燕麥、甘蔗等よく生育し其他麵麭果樹、パパヤ、タロ芋等も亦發育良好なり本島に於ては西班牙領時代に於て十乃至十五名のカロリーネン種住民の手にて克く年額二十乃至三十噸のコプラを收得したるものにして若し適當なる椰子樹の栽植を試むるに於ては年額百噸内外のコプラを產出せしめ得べき見込ありといふ

七、サリガン島(Sarigan, San Carlos)北緯十六度四十分三十秒、東經百四十五度四十六分、本島は黑色の沃土より成り高さ五百五十米突に達する熄火山にして現時住民なく各種の海島群棲す、西班牙領時代に於ける囚人配流地なり

八、ググアン島(Guguan, San Felipe)北緯四十七度十八分、東經百四十五度五十九分、島の西岸に三箇の噴火孔あり其最南方に在るは既に壞頹せるも最北方に位せるは尙活動せるやの疑ありといふ島の北方は火山灰を以て蔽はれ草の發生を見るに止るも峽谷にはパンダーヌス樹等の繁茂せるあり然れども椰子樹は絕無なり本島にも住民なし

九、アラマガン島(Alamagan, Concepcion)島の面積八平方基米、上記アナタハン島と酷似し七百八米突に達する熄火山を有す西岸の北方に溫泉の湧出あり本島には麵麭果樹、芭蕉、パパヤ、椰子樹あり年額五十噸のコプラを得べし其收穫の爲め若干の勞働土人永住し燕麥、甘藷、煙草、鳳梨等を栽培す古代多數の島民存在せし痕跡あり

十、パガン島(Pagan, San Jgnacio)北緯十八度九分十五秒、東經百四十五度四十六分、本島の面積は獨領マリアーネン群島の四分一を占め約百平方基米に達す一見二箇の島嶼の如き觀あるも狹隘なる地峽に依り連結せられ南北兩地に二箇の火山あり、其南に在るものは高さ三百乃至四百米突、北方にあるものも之れに讓らず兩火山は一脈の山脈により連亙し火山の麓に各一箇の終熄噴火口あり南方火山は蒸氣を吐出し其噴火口の內部には多量の硫黃あり山側は草を以て蔽はる北方火山は之れに反して常に煙を噴き全山黑色の火山灰を以て蔽はる島の海岸は多く險峻なる岩石を以て成り上陸困難なり北火山の山麓に村落ありコプラ年額二百噸を產す本島はサイパン島に次ぎ經濟的價値ある島

嶼にして玉蜀黍、甘藷、芭蕉、鳳梨等の栽植に適し島の内地には麵麭果樹繁茂せり

十一、アグリガン島（Agrigan, Grigan Granger, Francesco Xavier）北緯十八度四十八分三十秒、東經百四十五度四十分、面積三十二方粁米、本島の高さは七百五十米突にしてパガン島より高きも其の面積は小なり大噴火口の西麓は平地にして長さ三粁米、幅五十米突、コプラ製造に從事せる村落あり產額年百噸、其他芭蕉、麵麭果樹等繁茂し玉蜀黍、甘藷、鳳梨、煙草、棉等の栽培に適す海岸には所々にマングローブ樹の叢生せるを見る

十二、アッソングソング島（Assongsong, Asuncion, Asumpcion, Volcano Grande）北緯十九度四十二分、東經百四十五度二十五分、本島はマリアーネン群島中最高の島にして海拔九百九十五米突を算する活火山なり椰子樹多くコプラの產額年二十五噸、大椰子蟹の產地なり本島にはコプラ製造に從事する出稼土人の時々來る外島民なし島上パパヤ、芭蕉、麵麭果樹、バンダーヌス樹生育す

十三、マウグ島（Maug, Madug, Tunas, San Lorenzo, Los Monjus）北緯二十度、東經百四十五度十三分三十秒、一大噴火孔の破片として殘存せる三箇の島より成り自然の港灣を形成す其峻險なる海岸には雜草、棉等密生し中腹以上には喬木あり東側には椰子樹多く年額十五噸のコプラを產出す島上野雞多く港内魚族に富む

十四、ウラカス島（Urakas, Urak, Farallon de Pajaros, Vogelklippe, Guy, Fanny）北緯二十度三十二分 東經百四十四度五十三分三十秒、獨領マリアーネン群島の最北最西に位し海拔三百十七米突を有する活火山にして常に高き噴煙を見る島上海鳥群棲す

十五、マガリャーネス島（Magalhães archipel）ウラカス島より東經百二十九度に至る迄の一群の礁にして住民なくアブレオジョス環礁（Atoll Abreojos）も亦其中に在り多數の海圖に記されたるリンドセイ（Lindsay）及アンソン（Anson）竝にロス、ジャルディーヌス（Los Jardines）島の位置は詳しく之れを知るを得ず

第三章　カロリーネン群島

第六節　總說

小史　カロリーネン群島は千五百二十七年葡萄牙人ディエゴ、ダ、ロシャ（Diego da Rocha）の發見せるところに係り當時セケイラ（Sequeira）群島の稱を與へられたるが次で幾許もなく西班牙人アルバロ、ド、サアベドラ（Alvaro de Saavedra）等ヤップ島の東方に在るウルシ（Ulusi）諸島を發見し附近各島を西國の領有とせり此の一隊は進みてトルック島に航し千五百二十九年九月を以て本群島の最東端に位するクサイエ島を發見したりヤップ其他の諸島嶼も相次で發見せられ西班牙人は一般に是等諸島を新比律賓と稱せしが本群島全部の發見は十七世紀に至りて完了し千六百八十六年に發見せられたるマリアーネン群島南方の一島（ヤップ歟）に當時の西國王カルヽ二世の名を冠してカロリナ島と命名したるより終に全諸島をカロリーネン群島と稱するに至れり斯くて馬尼拉よりフランチスカ派の僧侶群島に派遣せられ土民の教化に努めしが其一部千七百三十一年土民に殺戮せられしより全群島に對する西國の主權は拋棄せられたると同樣の狀態に陷り唯南米、比律賓間を往復する西國船舶が時に薪水を本群島中の諸島に求め或は難破して島民に屠戮せられたる事實あるのみ

十九世紀の初葉に入り各國の探險隊南太平洋に現はれ其研究の結果の發表せらるゝもの少なからざりしが千八百三十九年英國軍艦ラーン（Larne）號カロリーネン諸島を測量し之れを基礎として最初の英國海圖作成せられ近年に至り獨逸軍艦も其事業を繼續し稍完全なる海圖を見るに至れり

十九世紀の中頃歐洲各國の商人本群島に現はるゝに至り其の最著名なるものを獨國漢堡ヨハン、チェザール、ゴデッフロイ商會（Johan Cäsar Godeffroy）となす同商會は夙にマルシャル群島を根據として南洋貿易に於て覇を唱へ來れるが漸く其商路を擴張してカロリーネン群島に及び其各島に亙りて多數の支店を設置したり當時西班牙人は近く比律賓に根據を占め本群島に於て商權を占むるは比較的容易なりしにも拘はらず之れを閑却し同國の主權も亦實際に於てカロリーネン群島に確立せられたる事跡なく世人は西國の領有たることを忘却したるの狀況に在りたり然るに千八百七十年代に至り本群島の商業的價値漸く認めらるゝに至るや西國は占領の故史を援て其領有權を主張せしが當時此方面の商權を占めたる獨、英兩國の抗議を受くるに至れり

千八百八十四年に至り夙にカロリーネン群島の經濟的價値を認めたる獨國商人等は本群島を獨逸保護領とするの建議を提出したり時恰も獨國政府は海外殖民地の必要を認めたるときにして右建議を容れて砲艦イルチスを派し千八百八十五年八月を以て突如西カロリーネンのヤップ島を占領し獨逸國旗を掲揚せしめたり飛報西國首都に達するや國論沸騰し對獨開戰論熾に行はれしが獨國政府は千八百七十四年獨船がカロリーネン島民の難船者を救助したる件に關し獨、英兩國政府より同群島の西國領に非ざることを公然西國に通告したるにも拘はらず同國政府より何等回答に接せざりしを以て西國は同群島に對し何等的確なる權利を有せず同群島は無主の島嶼と認むべきが故に之れを占領したりと主張し其輿論も亦西國に對し著るしく激昂したり斯くて獨、西兩國の關係一時頗る危殆に陷りしが當時獨國は對佛關係上西國と事を構ふるを避けんとし案件を羅馬法王レオ十三世の仲裁々判に委すべきことを提議し西國政府及法王之れに同意し法王は同年末左記要領の裁決を與へたり

（一）カロリーネン群島及パラウ群島の主權は西班牙之れを保有せるものなり

（二）西國政府は遲滯なく其主權を行使し且つ秩序及法令を保障するため出來得る限り急速にカロリーネン群島に組織的行政を施くの義務あり

（三）西班牙は前記地方に於ける商業、航海及漁業の絕對的自由及艦隊根據地竝に石炭貯藏所を設置するの權利を獨逸に許與すべし

（四）其他獨逸は諸島に於て西國臣民同樣植樹及農業上の事業を營むの權利を有す

右裁決に基き千八百八十五年十一月伯林に於て獨、西兩國間に條約を締結し獨國は赤道より北緯十一度及東經百三十三度より百六十四度に至る間の諸島(即ちカロリーネン群島)が西班牙の屬領たることを承認したり其結果西國は千八百八十六年七月東カロリーネンのポナペ島アッセンションン灣頭に更めて國旗を掲揚したるが獨國政府は同年其艦隊根據地及石炭貯藏所に關する上記の權利を放棄せり

其後千八百九十九年米西戰爭の際獨國は西國よりカロリーネン群島及グアム島を除くマリアーネン群島全部を讓受くることゝなりたり其讓渡條約の要領左の如し(マリアーネン群島總說參照)

一、西班牙國はカロリーネン、バラウの二群島及マリアーネン群島中グアム島を除くの外爾餘の諸島を西貨二千五百萬「ペセタ」の代償に對し獨國へ讓渡すこと

二、カロリーネン・バラウ及マリアーネン群島に於ける西班牙國の商業及農業に對しては獨逸國は自國の商業に對すると同等の取扱をなし且つ同等の便益を與ふへし又該諸島に於ける西班牙國の宗教團體は獨逸國の宗教團體と同等の權利及自由を享有せしむべし

三、西班牙國は其海軍艦船竝に商船の爲め石炭貯藏所をカロリーネン群島バラウ群島及マリアーネン群島に各一箇所設置し戰時に於ても之れを保持するの權利を有す

(バラウ群島は蓋しカロリーネン群島の一部と認むべきものなり)

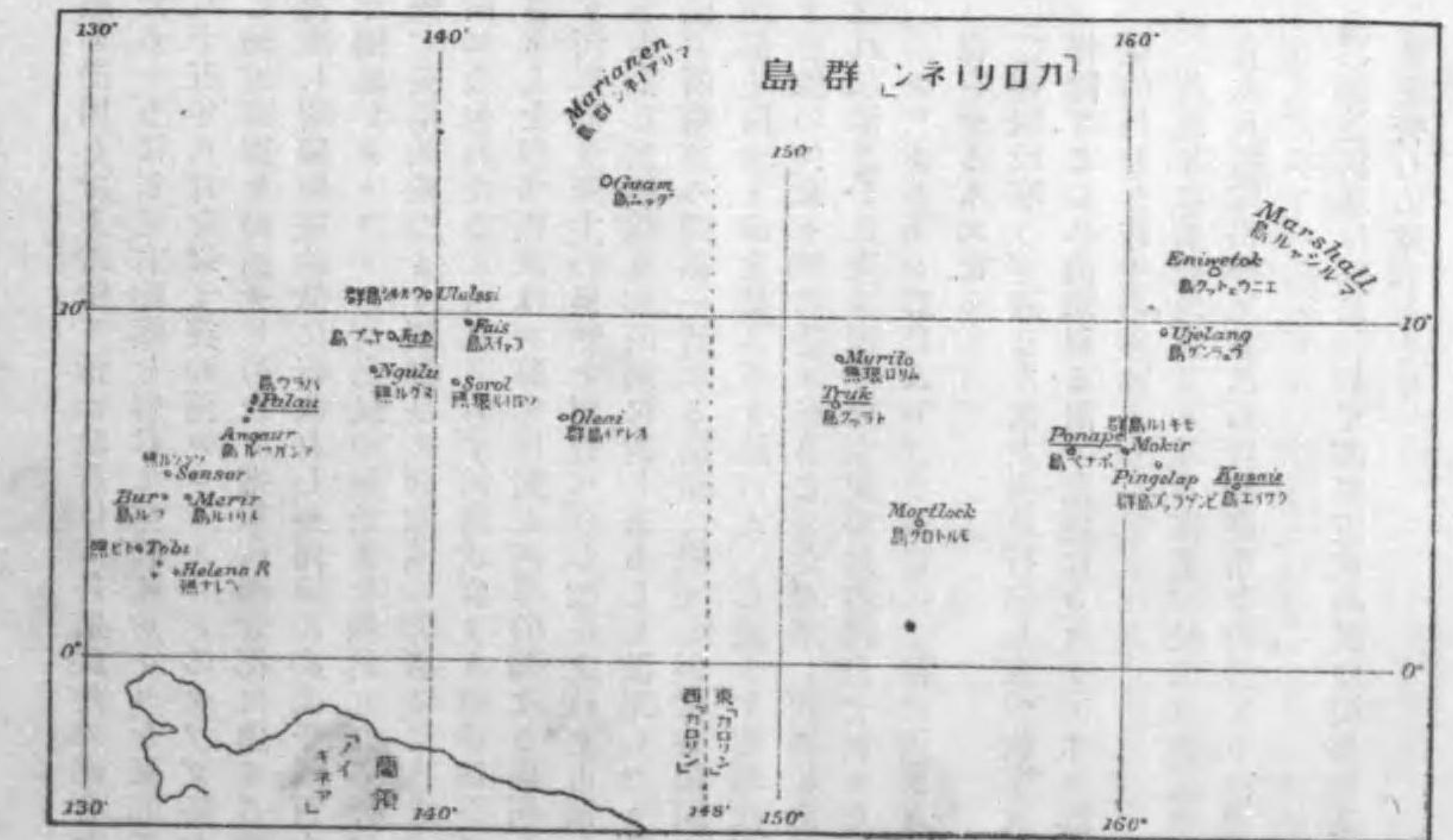

地理　カロリーネン群島なる名稱は通常東經百三十二度乃至百六十四度、北緯三度乃至十度の間に在る諸島嶼を包括するものにして其總面積二百七十萬方基米、バラウ諸島を除くときは二百萬方基米に達し獨逸帝國の約五倍に當れり然れども斯る海洋面上に存する陸地は僅に千四百五十方基米にして若しバラウ諸島を除けば千平方基米に過ぎず此の陸地も無數の小島嶼に分裂し居り其重なる島嶼を擧ぐれば左の如し

	方基米
ポナペ島	三四七
ヤップ島	二〇七
トラック島	一三二
クサイエ島	一一〇
計	七九六

以上は玄武岩より成る大島にして土壤に富み殘餘の二百平方基米は約七百箇を算する珊瑚礁より成る

獨逸政府は東經百四十八度を以て東西カロリーネンを分ち行政區劃とす然れども人文學的に區劃するときは東部、中部及西部カロリーネンとなすを至當とす(東經百五十六度及同百四十二度を限界とす)其東部の主島はクサイエ及ポナペにして僅少の珊瑚礁附屬し、西部はヤップ及少數の珊瑚礁、中部はトラック島及僅少の珊瑚礁なり

本群島の最東島たるクサイエ島より最西の要島アンガウル島に至る航程は約千七百海里にしてヤップ島を經由すれば約千八百海里に達す各大島間の距離左の如し

	海里
ヤルイト島 / クサイエ島	四〇〇
クサイエ島 / ポナペ島	三一〇
ポナペ島 / トラック島	三七五
トラック島 / ヤップ島	八四〇
ヤップ島 / アンガウル島	二八〇

本群島の内バラウ諸島を除くの外は各島地一般に陷沒の傾向あり其の最も太しきはトラック島(トルック島)にして往昔存在したる一大島(火山島)の島地は時と共に海底深く沒入し其周圍に在りし裾礁のみ海洋面に隆起して大珊瑚環礁を成し礁湖内には舊時代の山頂部のみ海上に凸出して島嶼を形成せり他の大島に至りては島地の陷沒未だ斯の如く太しからざるも裾礁と島地とは既に分離して水道をなし將にマルシャル群島に見る如き珊瑚環礁を形成する逕路に在るものゝ如し

氣候　各島を通して熱帶暑熱の氣候を有するも海洋的なるを以て暑熱は割合に强烈ならず溫度は一年を通じて攝氏二十六、七度にして高低の差極めて少なく北東、北西又は南東の恒風の强弱及降雨量の多少に依り幾分の高低あるを見るのみ雨量は一般に東部に多くして西部に少なく最近五箇年の平均に依ればクサイエ島に於ける一年の雨量六千四百七十二密米、ポナペ島に於て四千六百二十三密米、西方ヤップ島に至れば三千二百五十密米に減ずるを見る然れども西方諸島に於ても一箇月として降雨日なきはなく唯多雨季と少雨季とあるのみ

本群島は颱風の圏內に在り殊に近年其襲來を見ること多し又從前は東部は西部に比し颱風を感ずること少なしと信ぜられたるも近時の統計は其反對なることを示せり

植物　各島の海岸地帶は印度馬來系統の植物に富み內地は亞細亞大陸よりも寧ろ濠洲種の植物に富めり而して玄武岩島中にても東部カロリーネンと西部カロリーネンとは大に趣を異にし前者には島の高部に森林多きも後者には少なく其高所は草原なるもの多し之れ降雨量の多少に基くものなること明かなり各島に最も普通なるは椰子樹、パンダーヌス樹、麵麭果樹、アイボリーナット樹、マングローブ樹等にして其他パパヤ、芭蕉、マンゴ等も多く生育す島民は自家用としてタロ芋、ヤム芋、甘蔗等を栽培し稀に珈琲、煙草其他纖維植物を植うるものあり西部諸島には竹多く且つ堅質の有用材を產す

動物　動物も亦多く印度馬來系にして陸獸は其種類多からざるも鳥類殊に海島は稍種類に富めり

島民　カロリーネン族はミクロネジア種族の中樞にして太洋洲民族の一部に屬するも各島々民の習俗言語必ずしも同じからず東西カロリーネン種族に大別するを得べし機織を解し航海に巧にして女子の地位一般に高く酋長を中心とせる封建制度を組織せること等はカロリーネン族に共有の風なりと認めらる

カロリーネン群島各島人口表（島民）

（一）大島又は著名なる島嶼

	一九〇三年		一九一四年
トラック	一三、一一五		一一、〇〇〇
ヤップ	七、一九六		六、五〇二
パラウ群島	三、七五〇		四、七七七
ボナペ	三、三二六		四、四〇一
クサイエ	四五〇		六四三
ファイス	三〇〇		五五〇

（二）其他の島嶼

	一九〇三年		
サトアン	一、五七三	千九百七年以降	一五〇
ルクノール	一、一六五	同上	一五〇
ボロート	一、一〇〇		
トビ	九〇〇	千九百七年	九〇〇
ピンゲラップ	八九〇		
ウルルシ	七九七		
オレアイ	六六一	千九百七年以降	四五〇
プラップ	五五〇		
ロソップ	四三四		
ソンソル	四〇〇	千九百七年	三五〇
エタール	三四四	千九百七年以降	一五〇
ナマ	三三〇		
ムリロ	三〇〇		
ホック	三〇〇		
イファルク	二八一		
オノン（オロール）	二七一		
ノムウキン	二六四		
ナモルク	二六四		
ヌガテキク	二三〇		
サトウワル	二二四	千九百四年	二〇〇
モキール	二一四		
メリール	二〇〇		
ラムトリック	二〇〇		
プル	一五〇		
ヌクオロ	一二八		
ファラウリップ	一二二		
ヌグル	一〇〇	千九百七年	一〇〇
エラトー	九一		
ソロール	七二		
アウレピク	四八		

○ヤップ政廳管內諸島島民人口表

左表はヤップ政廳の調査に係るも千九百十二年來何等修正を加へたる形跡なきを以て現時の人口表と大差あるべく多く之れを信用するを得ざるも參考の爲め左に之れを揭ぐべし

（千九百十四年一月一日現在）

島名	男	女	小兒 男	小兒 女	計
ヤップ	二、五〇三	二、五五三	八一五	六三一	六、五〇二
パラウ	一、四一六	一、三六七	八四七	八二七	四、四五七
アンガウル	五九	五二	三七	三九	一八七
ウルルシ	一八五	二二四	四一	四五	四九五
ファイス	一六二	一二九	五八	五一	四〇〇
ファラウリプ	三四	四七	三二	二一	一三四
ウリアイ	一九五	二二一	一〇七	九三	六一六
イファルク	七四	八七	五〇	三〇	二四一
エラト	三〇	三〇	九	一〇	八〇
ラムトリック	九五	八三	五〇	四五	二七三
サトウアール	九四	九七	四五	五三	二八九
ヌグル	二七	三一	九	一二	七九
サン、ソロール	一四二	一二六	一六	一三	二五七
トピ	四	—	—	—	—

貿易　本群島の貿易額を通覽するに左の如し

島名	輸入（馬克）	輸出（馬克）
ボナペ島（一九一二年）	三六五、九三八	七九、二〇三
トラック島（一九一三年）	八八、二三四	一三三、三四八
ヤップ島（一九一三年）	七二五、四九〇	五三、五一八
パラウ島（一九一三年）	九四、八五六	一五五、八八一
總計		一、六八五、四五八

右の外クサイエ島及アンガウル島の輸出入あり前者は其額僅少なるべきも後者は輸出に於て燐礦約九萬噸（約二百五十二萬馬克）、輸入に於て南洋燐礦會社使用人及會社所要品多量に存すべく之れを假に五十萬馬克とせばカロリーネン群島全部の貿易總額は四百二十五萬六千馬克を算す

第七節　クサイエ島

（Kusaie, Kuseie, Kussai, Kussiu, Ualan, Walang, Arao, Teyoa, Experiment, Armstrong, Strong, Hope.）

北緯五度十五分乃至五度二十三分東經百六十二度五十八

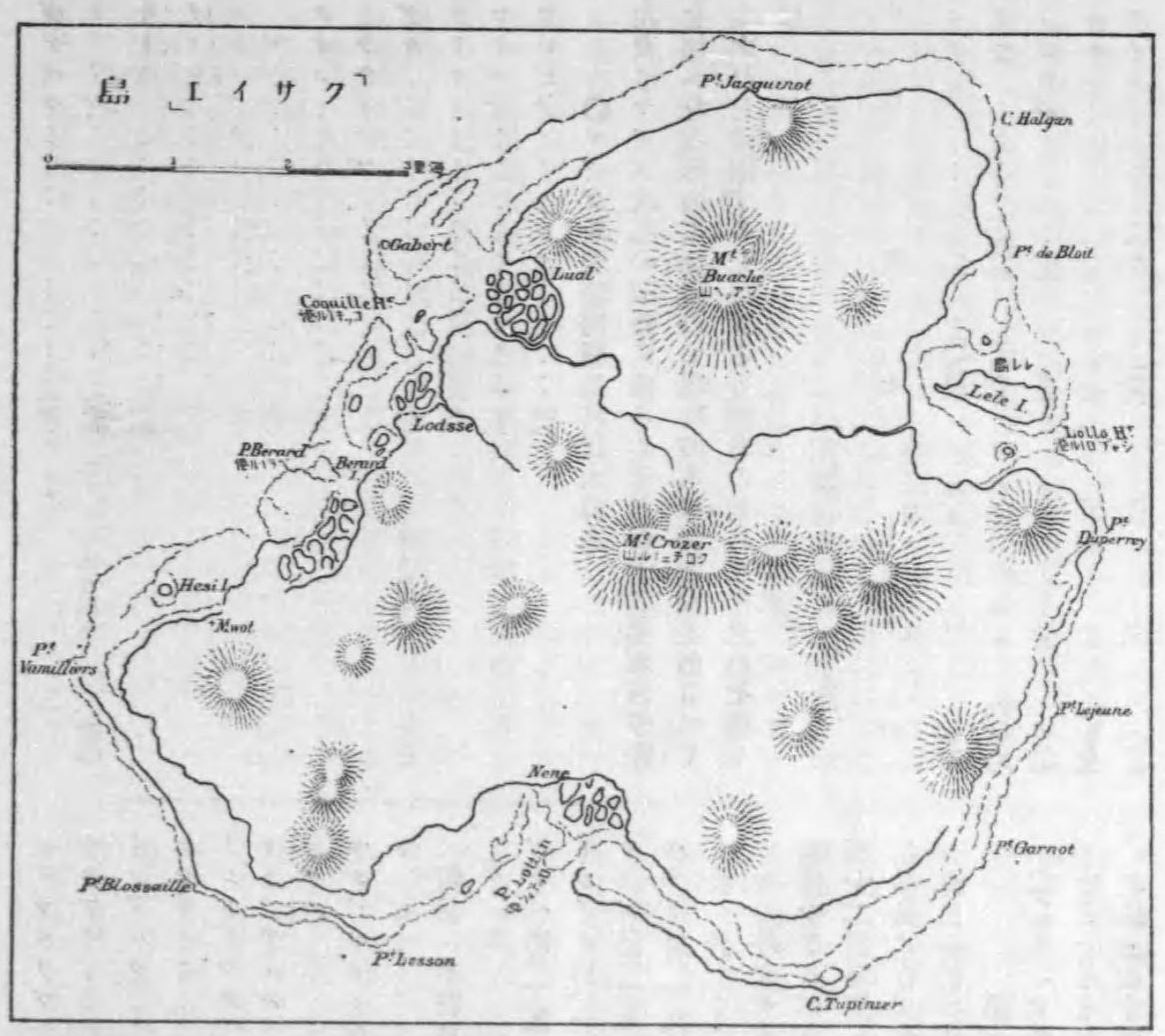

分乃至百六十三度六分

カロリーネン群島の最も東方に位する高き玄武岩島にして長さ約八浬幅約六浬、面積百十平方基米、周圍に礁緣を有す島の形狀は多丘にして中央部に山岳多し北方に位するブアッヘ山（Buache）は五百八十二米突の高さを有し其他の島の中心附近に六百五十七米突のクロチエール山（Crozierberg, Fenkol）あり其最高所は島の頂點にして東西の方向に延亙せる高さ千四百乃至二千呎の山脈中に位す島の北西側に在る獨立の圓錐峰はメルテンス、モニュメント（Merten's Monument）と稱し海上千七百三十八呎に達す

クロチエール山とブアッヘ山との間に深き罅隙ありて島を兩斷し其兩端に主要なる港あり東端に在るはシャブロール港にして西端に在るはコッキール港なり此の罅隙に沿ひて島を橫斷せる唯一の道路あり

クサイエ島の南部は珊瑚礁を以て連結せる一列のマングローブ島嶼に圍繞せられ其の南側の中央附近にて斷絕するところにロッテキン港あり

クロチエール山の頂を除き全島海濱より山頂に至るまで濃密なる樹林に蔽はれ殆ど通行に堪へず又海濱は一般にマングローブ樹其他の樹木の廣き密林を以て圍繞せらる

港灣　シャブロール港一名レレ港（Chabrol, Loiö）クサイエ島の東側に在り巨船の入港に適し水深八尋乃至十尋、港の北側にレレ島（北緯五度二十分、東經百六十三度一分）あり長さ約八鏈、其西端は低卑にして沿岸に村落散在し東端は稍高くデュルヴキル岬（D'Urville Point）に盡く港の南部に於ける河流より淡水を得べし

コッキール港（Coquille）は北緯五度二十一分、東經百六十二度五十六分クサイエ島の西側に在り水深十三尋乃至十五尋の錨地ありベラール港（Bérard）はコッキール港の南方一浬に在り水深約八尋の錨地ありロッテキン港（Lottin, Utwa）は本島の南側に在り小港なれども良く遮蔽せらる外港の中心水深二十三尋なり

產物　芋、麵麭果、芭蕉實、鳳梨、マンゴ及椰子樹果等を產し山に野豚多し其他野鷄、鳩等生息し魚類は殊に豐富にして河川には日本產と同種のものを見る

氣候、良好にして溫暖なり島上夥多の水流と豐富なる植物とは島地の濕潤なるを示すも不健康地と認むべからず其の多雨期は三月より九月に至る間にして二月及十月は雨少し最も熱暑なるは每年六、七月の交にして三月乃至五月最も低溫なり此の時期に於て往々强風時に颱風の襲來を見ることあり驟雨は每日來るを例とす

住民　本島民はカロリーネン群島の他島民に比すれば幾分怜悧にして潔癖なるもの丶如く且つ男女の關係其他風俗正しく宗敎心熾なり其家屋は矮小にして床を有せず土語メーンと稱する樹の葉にて編める藪物を用ゆ屋內には必ず小なる機室あり簡單にして本邦舊式の手機に似たるものを具へ女子は多く機織に從事し割合に精巧なる纖維織物を作れり食物は芋、芭蕉實、南京米、麵麭果、鳳梨等にして魚介、鳥肉等を副食物とす古來土語シカと稱する草根を以て酒を釀し之れを愛用せしも基督敎の傳來と共に又之れを用ゐず路邊に今尙往時釀酒用に供せし石臼の放置しあるを見る

人口　本島の人口は往昔頗る饒多なりしもの丶如く千八百八十五年には尙千五百人を算せりといふ然るに外國捕鯨船の來港するもの多く其船員の齎らせる花柳病島民に感染するに及びて人口漸減したりといふ千九百十三年三月の調査に據ればクサイエ島民六百十二、トラック島民の出稼人三十一、米國人四名（商人二、女宣教師二）計六百四十七人なり而して現下本島の衞生狀況良好なるを以て人口は逐時增殖の傾あり

島治　獨國官吏の駐在するものなく酋長（王と稱せらる）一名島治を獨裁し在ボナペ政廳の區所を受く酋長は島民の公選に依り獨國政府の認許を受け任期は終身とす其權限は島民に限られ在留外國人に對しては何等の權力を有せず只徵稅の權あるのみ

酋長は民刑事事件ある每に適宜裁決し其紛糾せるものあるときは島內の長老を會して諮詢することあり古來島民の

犯罪は極めて單純にして酷刑を用ゆるの必要を見ず通常道路の修築等を課し其の稍々重きものは罰金を課するを例とす何等準據すべき刑罰法規を有せず若し外人にして犯罪あるときは之れをポナペ政廳に移送す

現行税目は人頭税、輸出入税にして前者は十五歳以上の男子一人に付年額六馬克(トルック出稼人亦同じ)とし内一馬克を酋長の收入とす外人に對しては一人一年四十馬克を課す島民に對する人頭税は五人以上の女子を有するものには之れを免除す(千九百十三年納税義務者八十六、千九百十四年同上九十一名)又酋長は十五歳以上の島民男子に對し一年二日宛の力役を課することを得徴收したる税金は之れをポナペ政廳に送附するものとす

現酋長は其名をジョン、バリクナ、シグラと呼び年齢三十九歳前身は大工職なるも英語及獨語に通じ常識に富み大勢に通曉せり實力に依り島民より推戴せられしものにして全島悦服す日本人に對し好感を有し我が海軍の占領以後忠實に斡旋し進んで其の住屋を陸戰隊に提供し自己は妻女と共に他の陋屋に住し居れり

宗教　本島は由來米國ボストン教會布教の根據地として千八百二十五年宣教師スノウ夫妻來島しマルシャル群島ギルベルト諸島及本島の布教に著手せり爾來本島民は全部基督教に歸依し現時はボールドウキン孃姉妹在島して熱心教義を宣揚しつゝあり全島に存する教會數五にしてレレ島の西端に在るもの最も大にして三百人を容るゝに足るべし各教會には學校附屬し島民の兒童を教育す島民教師は前記スノウ氏等に教育せられたるものにして教程としては聖書を土語に反譯し之れを講義するに止れり其他日曜學校の制を設け老幼男女を混淆して教育せり

衛生　島地濕潤なるも健康地といふを得べし古來流行病の發生を見たることなく又マラリアなし島民中に胸膜炎、氣管支炎最も多く往々肺結核患者あり其他多數なるは生魚の嗜食より來る腸寄生蟲病、洗足に基く足蹠の胼胝、傳染性濕疹等にして生殖器病は往昔蔓延したるも最早撲滅に近く只トラック出稼人に其患者多し其他少數の患者あるはレウマチス、トラホーム、結膜炎等にして婦人にして不姙症を訴ふるもの少からず

交通　島内道路に乏しく島を横斷せる道路も今や頽廢して叢林と化せり且河川の流域は卑濕にして通行困難なり多數の牛棲息せるも之れを運輸に使用することなし

物價　ポナペ政廳の定めたるクサイエ及ポナペ兩島に於ける標準物價表左の如し勿論賣買當事者間の協定に依るものは此限に在らず

品目		クサイエ島 馬克	ポナペ島 馬克
牛(大)	一頭	一三〇·〇〇	一〇〇·〇〇
牛(中)	同	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
牛(小)	同	三〇—八〇·〇〇	一〇〇·〇〇
豚	一「キロ」	四〇	四〇
山羊	同	—	四〇
家鴨	一羽	二·〇〇	二·〇〇
鶏	同	一·〇〇	一·〇〇
鶏卵	一箇	〇五	一〇
魚	一「キロ」	三三	三四
海老	一尾	一〇—二〇	二〇—四〇
蟹	同	一〇—二〇	二〇—四〇
オレンヂ	一「キロ」	二〇	三三
椰子實	一箇	二	二
麺麭果	同	五	二—五
レモン	一「キロ」	二〇	一
鳳梨	一箇	一〇—二〇	五—一〇
芭蕉實	一房	二五—五〇	二〇—五〇
マンゴ	一箇	一	一
甘蔗	一本	一〇	五
タロ芋	一箇	五	一
ジャム	一「キロ」	一〇	八
帽子	一箇	三·〇〇—六·〇〇	一
カノー(大)	一隻	四〇·〇〇—五〇·〇〇	一
同(小)	同	一二·〇〇	一

居住外人　クサイエ島に在留せる外人は米人四名にして商人メランダー叔甥及宣教師ボールドウキン姉妹なり、メランダーは瑞典生にして後年米國に歸化せるものなり元航海業者なりしも千八百九十四年以來本島に永住の計をなし首島に廣大なる椰子樹園を經營してトラック島民三十一人島民數十人を使役せる外レレ島に住宅及倉庫を有す本島所産のコプラは殆ど一手に之れを買收し自園の收穫と共に之れを輸出する傍ら牧畜を營み且つ雜貨を島民に販賣す同人の甥某其輔佐たり、ボールドウキン姉妹は米國ボストン教會の宣教師にして在島年既に久しく島民渇仰の中心人物たり

島史(傳說)

一、千八百四年米國船クサイエ島に來り米國マサチュセッツ州知事の名譽の爲めに其名を取りてストロング島と稱せり

一、千八百二十四年佛國王室の所有船ラ、コキール號來る

一、千八百二十五年米國宣教師スノウ夫妻來り多年教化に從事し島の俗頗る革まる

一、千八百五十三年英艦サーペント號來島す當時の酋長をキング、ジョルヂ(俗稱ケル)といふ千八百三十七年酋長となる此時代に米國捕鯨船の來るもの多く爲めに島内に花柳病蔓延し人口頗る減少したり酋長大に責ありと傳へらる

一、千九百十年獨逸の探檢船來航す

一、今を距る二十餘年前日本軍艦來泊す

一、今を距る六、七年前日本の帆船來りしことありといふ

島民の口碑に依るに往昔優勢なる種族來りてクサイエ島を征伏し其レレ島を本據とし溝渠、繫船池を穿ちウトア地方より巨岩を筏にて運び來りて築城したりといふレレ島には現に城址を存し内に牢獄の跡あり築城の方式本邦の築城法に一致すといふ現酋長及島民の有力者は自ら日本人の後裔なりと稱し其他多年本島に在る米人メランダーも傳說に所謂征伏者の日本人なることを信じて疑はずクサイエは日本の九州卽ちキウシウの轉訛せるものなりと主張しつゝあ

り（島名一にクシウ（Kussiu）ともいふ）

又レレ港口にイェバン（Yepan）と稱する岬あり土語にイェなる發音なし是等の傳説と事實とを綜合し且つ島民が今日尚有する織機の日本の織機に類するに鑑みるときは本島と日本との間に何等かの關係あることを暗示せるに似たり須く專門家の討究を要すべし尚傳説に依ればクサイエ島民は往時ボナペ島を遠征して之れを服せしめたることあり同島にも本島と同趣の城址を存せり（ボナペ島の項參照）、島民中尚遠征當時のカノー摸型を作り得るクサイエ人ありといふ

第八節　ボナペ島

（Ponape, Painipet, Hunepet, Faunupei, Falope, William IV. Insel, Harper, Quirosa, Ascension, Torres.）

中央の大玄武岩島を中心として數多の小島より成れる島群を總稱してボナペと呼ぶ周圍約五十五浬の大珊瑚裾礁に圍繞せらるカロリーネン群島中の最大島なり主島は一見巨然たる大島にして其外貌クサイエ島に肖たるも島上山岳重疊犬牙の狀をなせるところ一見小笠原父島に彷彿たり島の南北十二浬、東西十三浬、面積三百四十七方基米なり

本島の頂點たるトロコール（Tolokole, Santo）山の頂は海面上八百七十二米突、南海岸に近きトロトゥム（Tolotum）山は六百米突、其他三百乃至五百米突の高山少からず河流の大なるものはピラペンバラング（Pilapen palang）カピンピラップ（Kapin pilap）ピラポ、エン、ナネポイル（Pilapo-en Nanepoil）等にして是等の河川の谿谷及低地により本島は

之れを地勢上四大部に分つを得べし

港灣　本島を圍繞せる大珊瑚礁は河流の口其他に於て斷絶し港への通航路を開けり港灣の重なるもの左の如し

ロンキティ港（Ronkiti）北緯六度四十七分、東經百五十八度八分、ボナペ島の南西端に在り外港の水深四十五尋、內港二十乃至二十五尋あり淡水は港邊のカピンピラップ河の上流より之れを得べし

ムトック港（Mutok, Paniau）ボナペ島の南側ムトック島の前面に在り價値少なし

ロット港（Lot, Ponatik, Bunatik）北緯六度四十九分、東經百五十八度二十一分、ボナペ島の南東側に在り水深四尋乃至十九尋なり

メタラニム港（Metalanim）ボナペ島の東側に在り巨船の入港に適す附近に大なる城址あり

ボナペ港又はランゲル港（Ponape, Langer, Santiago）ボナペ島の北側に在りてランゲル島の西方に位し歐米人の居住地區に近し附近の河川より淡水を得べく內港錨地はタカテキク島の東方に在り水深八乃至十尋なり

ジョカッヂュ港（Dschokadsch）ボナペ港の西方約三浬半にして礁間に在り又其の西方之れに接してパリキール（Parikir）港あり大船の投錨に適す

其他ボナペ島の北東にマント港（Mant）、東側にアル港（Aru, Oa）、西側にタウアク港（Tauak）及タウエンケパラ（Tauenkepara）港あり

ボナペ島の位置は北緯六度四十五分乃至七度、東經百五十八度十分乃至百五十八度二十五分なり

氣候　最近八年間の觀測に依れば降雨の最も多きは四月乃至九月にして一月乃至三月は乾燥季なり從來東部カロリーネン諸島には颱風襲來なしと信ぜられたるも千九百五年四月下旬猛烈なる颱風ボナペ島を襲ひ多大の慘害を齎らしたり

產物　島地全部椰子樹其他高樹の密林にて蔽はれ南部及西部は廣大なるマングローブ樹低濕地なり到底クサイエ島の如く肥沃ならざるも產物は却て多種に亘れり椰子樹、棕櫚、アイボリーナット樹等夥多に生育し其他貴重なる木材を產す烟草及珈琲は僅少なる生產を見る其他魚介に富み瑇瑁を捕ふることを得

住民　ボナペ島民は概して溫柔にして獨逸人は本島民を快活にして怜悧なる人民なりと記述せり然れども快活なる代りに稍情意の易變常なき傾あり深く信用を置き難きものゝ如し其の家屋は倭屋なるも稍體裁をなせるもの多く一般に石材を以て基礎

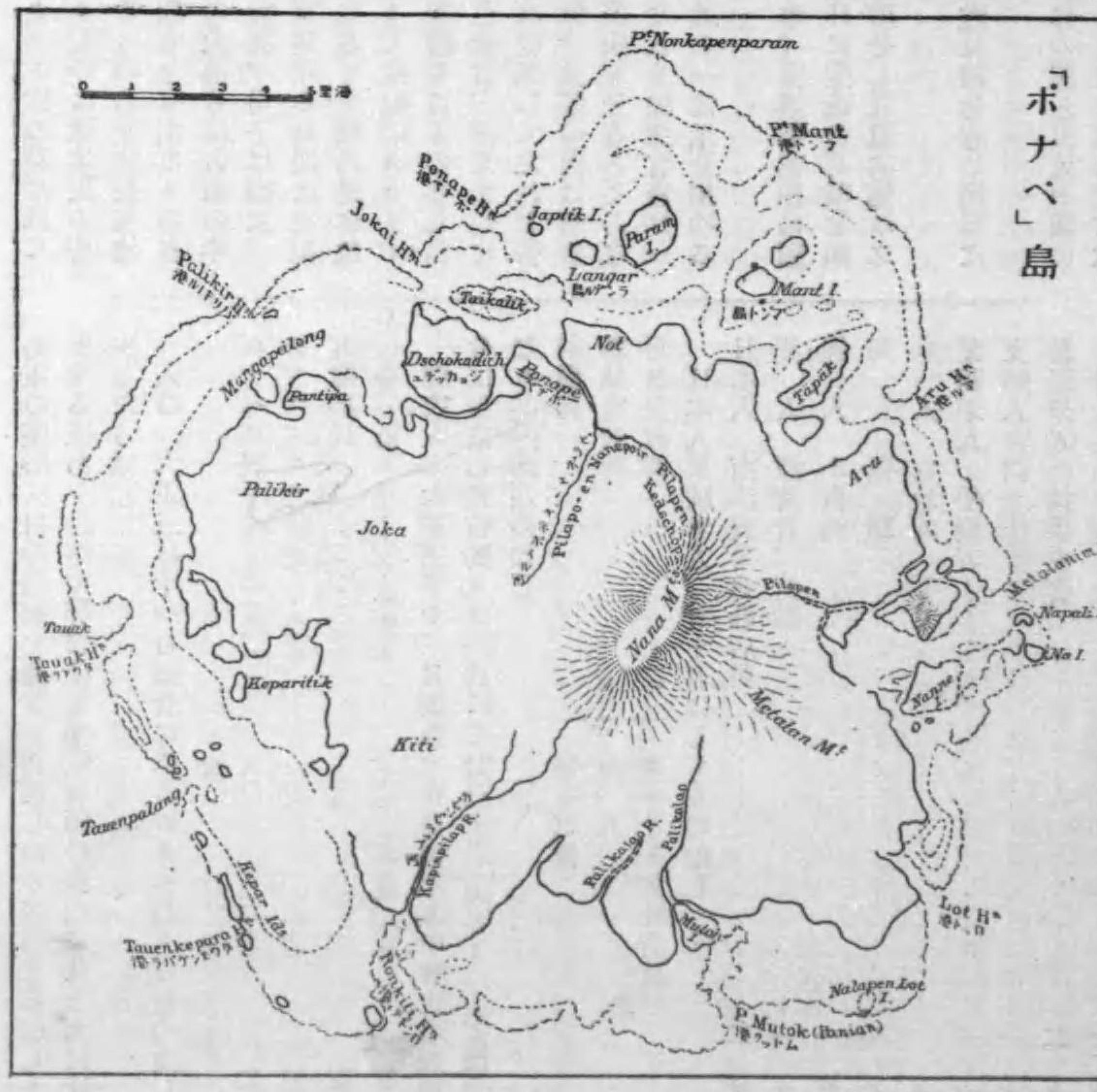

とし屋根は高くして棕櫚、アイボリーナット樹の葉を以て葺き木又は竹を以て床を張れり其壁なきものは樹葉製の蓆を懸けて風を遮ぎり往々壁に窓を有するものあり酋長其他稍富める島民の家屋は體裁甚だ備はり數室を有するもの多く概ね庭園を以て屋舍を圍繞せり島民の大部分は古來の半裸體の俗を脫し女子は多く西洋婦人の寢衣、男子は襯衣、袴下等を用ひ歐米人に接近する男子及富裕なる島民は完備せる洋裝をなせり是等の徒は靴を著用せるも一般島民は跣足なり主島以外の附屬小島の住民に至りては他のカロリーネン諸島民と同じく腰に蓆を纏へる外裸體なるもの多し島民の常食はヤム芋、タロ芋、麵麭果、芭蕉實、南京米等にして富者は南京米のみを常食す麵麭果は乾燥して之れを蓄藏し荒凶の年に備ふるの準備あり島、豚、犬等の肉は祝祭の外之れを用ゐず殊に犬肉は島民の最美味とせるところなり酒精性飮料は島民の嗜好するところなるも獨逸官憲は一般の飮酒を嚴禁し單に酋長及土豪のみ其の一定量を用ゆることを許可せり

歐米の諸雜貨を愛好し殊に帽子、洋傘、護謨製花櫛の類は其の最も喜ぶところなり男女共に祭日に生花の花環を頭上に飾る外何等裝飾品を用ひず古來愛用せし耳環其他は之れを用ゆるもの漸く減少しつゝあり

ボナペ島民は他島民と異り木製の大鼓及笛を有し簡單なる歌謠及舞踊をなすの俗あり

島民の慣習中最も奇なるは男女下體部の黥と男兒一歲に達するを待て其の睾丸の一を脫去することなり後者は古代島王の盛時人口の過剰を憂ひて養成したる習俗なるべしと解する說あり是等の弊習は近年宣敎師の訓戒に依り大に減少したる如し

人口　大正三年十一月調査に係るボナペ島人口左の如し

	男	女	小兒	計
ボナペ島民	九一九	八八〇	一、一九五	二、九九四
ジャカッチュ移民	三七九	三七六	四九七	一、二五二
其他移民	一三七	七	一一	一五五
合計	一、四三五	一、二六三	一、七〇三	四、四〇一

獨逸人（大正三年十二月調査）在島獨逸人中官吏の大部分は退島し殘留獨人は全島にて計三十名（内女八、小兒三）なり其内譯左の如し

前廳醫	一	舊敎尼僧	四
新敎宣敎師	三	商人	一
舊敎宣敎師	三	ヤルイト會社店員	二

日本人及歐米人、計十名にして左の如し

日本人	南洋貿易會社店員	二名
英人	漂著者、無職	一名
佛人	小賣商	一名
同	無職	一名
米人	宣敎師	一名
葡萄牙人	勞働者	一名
支那人	同上	一名
西班牙人	技手夫妻	二名
計		一〇名

ボナペ島々民の人口は往昔島の盛時に於て三萬を算せしといふも英船の齎せる痘瘡、捕鯨船其他外國船員の傳へたる花柳病の爲め人口激減したり、獨領となるや衛生狀況改善せられし結果惡疫終熄し近年人口漸く增加の傾向あり

島治　在ボナペ政廳は東カロリーネン群島（トラック支政廳）及マルシャル群島（ヤルイト支政廳）を總括し在ラバウル總督の區所に服す職員として廳長一名、廳醫一名、補助官（書記）一名、警務長二名、技手一名あり政廳長は獨逸帝國の法令、總督府令に遵據し各島の事情を參酌して島治を行ふ而して歐米人間の事件は之れをラバウル裁判所に移し歐米人、日本人と島民間、及島民相互間の事件のみを裁決し行政訴訟も之れを受理したり裁判所の構成は廳長自ら裁判長となり補助官一名及陪審官二名（通常廳醫及ヤルイト會社支店長之れに當る）列席す又廳長はノイギネア島民を以て編成せる巡警隊を有し守備軍として警務長二名每日兵式の訓練を行ひ來れり島民の民刑事々件に關し其輕きものは之れを酋長に委任して處理せしむ酋長はボナペ島に五名あり廳長の委任の下に行政を行へり各屬島も亦同じく酋長の行政下に立つ

酋長はナニマルキと稱しジョカッチュ・キチ・メタラニユム・ウー・ノートの五部族に各一名あり各部族の公選にして廳長の島治の機關として其監督の下に立ち別に部下に役員を置くを例とす

本島の財政狀況は良好なりといふを得ず每年國庫の補助を仰げり稅目の重なるものは人頭稅、營業稅、關稅等にして人頭稅は外國人一人一年四十馬克、ボナペ島民十五馬克、屬島民六馬克なり島民は人頭稅の外一年十五日間勞働にするの義務ありし上尙酋長に納貢の負擔ありしが政廳は納貢に代ふるに更に十五日間の勞役を課し其賃銀を酋長に直接支給することゝせり

土地の所有　從前ボナペ島民の間には土地の所有權なく永代借地の形式を存せしが政廳は近年技手をして島地の測量をなさしめ海岸より三十米突の幅員を有する地帶を民有地となし之れを無數の大小耕區（シャップ）に別ち借地人を更めて地主となし之れに地劵を交附し其以外の土地全部を官有地とせり

ボナペ政廳歲計豫算（千九百十三年 千九百十四年）（トラック支政廳豫算を含む）

一、歲入之部

		一九一三年	一九一四年
（一）營業稅		九、〇五〇 馬克	九、〇五〇 馬克
（二）人頭稅	白人	二、〇〇〇	二、〇〇〇
	有色人	二四、〇〇〇	二四、〇〇〇
（三）關稅及附屬收入		四四、〇〇〇	五〇、〇〇〇
（四）其他の租稅、手數料 各種行政上の收入		四、六一一	四、六六一
合計		八三、六六一	八九、七一一

二、歲出之部

ボナペ		トラック	
廳醫	一名	廳醫	一名
支政廳長	一名	支政廳長	一名
補助官	一名	補助官	一名
警務長	二名	警務長	一名

ボナペ政廳を降格して支政廳となすの議あり行政官廳の組織に變更を來すべきを以て各官の俸給を計上せず

(一)有色補助員	七七,四四九	七七,四四九
(二)公共衛生及病院	一〇,〇〇〇	一五,〇〇〇
(三)獨語奬勵	三,〇〇〇	三,〇〇〇
(四)島民手工教育	三,〇〇〇	三,〇〇〇
(五)官衙行政	八,七〇〇	一〇,〇〇〇
(六)土地、庭園維持	三,五〇〇	三,五〇〇
(七)探究隊	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
(八)農事試驗	二,五〇〇	二,五〇〇
(九)測量	五〇〇	五〇〇
(一〇)事務室費及運賃	六,〇〇〇	六,〇〇〇
(一一)旅費、移轉費等	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇
(一二)巡警隊武器維持	六,七一〇	六,七一〇
(一三)裁判費	二,五〇〇	二,五〇〇
(一四)雜費	四,〇〇〇	四,〇〇〇
(一五)官有船舶 有色人給與	三,五八五	三,五八五
端艇維持	三,五〇〇	三,五〇〇
合計	一五九,九四四	一六六,二四四

宗教　ボナペ島民は一種の原始的宗教を有す島民の信仰するところに依れば高山、幽谷は神靈及惡魔の宿るところにして之れを畏怖し河川、山岳、森林、草木、鳥獸、家屋、器具、船體其他何物にても必ず靈ありとなす其一部は人類に對し好意を有するも大多數は害意を懷き種々の形式にて人に禍祟を齎すものなりと迷信す西カロリーチン群島の島民は一般に本島を聖都の地(ファヌパイFanupei)と呼び今日尚島上諸所に所謂聖都の廢墟を存す其最も著名なるは本島の東部に在るナン、マタール(Nan Matal)にして往昔の人家の殘墟、道路等の廢滅に瀕するを見る其人家は現代ボナペ島民の住居と全く其趣を異にせり同地には島民の高僧住居し古來島民は毎年五月末又は六月初の交に於てクッフキネル(Kuffiner)なる地に集合し其年新造せるカノーの入靈式を擧げ宗教的舞踊を試みたる後土酒カヴァ(Kava)を飲み終りて列伍をなして歌謠を唄ひナン、マタールに參拜して玆にアルブンゲラップ(Arbungelap)と稱する祭典を行ふ此祭式には神前に供物及土酒を捧げイテット島(Itet)に棲める神鰻に蠑龜の肉を供するを例とす是等の式祭は近年之れを行はざるも島民は尚之れを熟知し居れり

其他本島にはナン、タウアハ(Nan Tauach)と稱する古代の墓地あり周圍に石壁を回らし中央の高所に墓あり古代の王者を葬るところといふ

本島固有の宗教は千八百二十年米國ボストン教會が其布教を開始してより島民の大多數之れに歸依したる結果殆ど絶滅に歸せんとす基督教は千八百八十五年西班牙が政廳を設置せる後其國教たる舊教カブチーナー派の來るありボストン教會と對抗して布教せしが其後獨領となるや獨逸カブチーナー派之れに代りボストン教會は獨逸リーベンツェル派の爲めに驅逐せられんとするの狀況に陷れり然れども島民間の新舊兩派の爭は其跡を絶たず常に政廳の累をなせり現時兩派の信徒數相半し少數の島民は無信仰なり

島民間に一種の巫子に類するものあり人の吉凶禍福を豫言し島民の迷信深きに乘じ謠言を傳へ島治上累を來すこと少からずといふ

教育に關しては獨語の普及と手工業教育の外政廳に於て何等著手せるところなし基督教新舊兩派共に各學校を有し島民の兒童を教育せること他島と異るなし毎日學校と日曜學校の兩種あり宣教師自ら教鞭を執れり

衛生本島の人口は往時三萬を算へしことあるも其後著しき減少を見たり是れ主として島民の衛生思想の缺如と早婚、不倫行爲の多かりしこと及米國捕鯨船の齎せる梅毒、英船の輸入せる天然痘等に基因するものにして今尚老年者を見ること少なし而して政廳は年額一萬馬克を病院其他公共衛生費に投じ熱心衛生狀態に努めつゝあるが其多年の效果として近年人口增加の傾向あるを見るに至れり

島内の重なる病氣はフランベシア(覆盆子腫病)淋巴腺結核、寄生蟲病等にしてマラリア、脚氣は發生したることなく花柳病は賣笑婦の減少と醫療普及の結果著るしく減少し十二指腸蟲病も獨醫の勸告に依る便所改造の效驗著るしく其患者數も大に減少せり其他少數の肺結核患者あり

島内には毒多くして島民の頗る畏怖せる蜈蚣及蝎棲息し殊に人家に密接せる密林及家屋の床下等に多し其他ランプ蟲あるも怖るべき毒蟲に非ず

交通　唯一の交通機關は島民のカノーにして本島と周圍の珊瑚礁との間に殆ど全島を一週せる安全なる水道あり陸上に於ては外國人居住地區及其附近には道路の完備せるもの多きも内地には道路少く交通極めて不便なりとす

他の大島との交通はヤルイト會社の定期船及不定期なる外國帆船に依るの外なく近海の諸島とは大型カノーにて交通することを得

物價(クサイエ島の部參照)

島史　ボナペ島の東部ナン、マタールに城址あり其面積約十一平方哩、周圍に溝渠ありクサイエ島の城址と其の趣を同ふす島民の傳説によれば往昔日本人來りて先づクサイエ島を征伏し其の平定後更に本島を侵しメタラニム地方の酋長を仆して全島を征服し上記の城を築けりといふ(クサイエ島々史參照)

島民叛亂事情　獨逸政府は古來ボナペ島の酋長及土豪と島民との間に存立せし封建制度(領民は領主に對し服從及納貢の義務あり)の撤廢に關し既に久しく苦慮せるところあり該制度が島民の經濟的發達を沮害すること少からざるを認め千九百七年ノイギネア總督ドクトル、ハール(Dr. Hahl)をボナペ島に派して該制度廢止の方針を立てしめ島民の反抗を避くる爲め艦隊の示威運動を試みたる結果大多數の酋長は政廳と左記の契約を結ぶことを承諾せり

一、從來の領地は之れを其占有者の私有地となす領民の納貢は之れを廢止すべし

二、從來の領民卽ち十六歲以上四十五歲以下の勞働力ある男子は納貢廢止の代償として毎年十五日間無償にて政廳の勞役に服すべし

三、右勞役期間を一日一馬克に換算し其内より從來の領主に對し其領主權及貢獻抛棄の代償として半額を支給さるべし、例、キテキ部族には二百二十名の領民あり故に其

一年の勞役日數は三千三百日にして三千三百馬克に相當す其半額千六百五十馬克の中千馬克は同部族の酋長（ナニマルキ）に其他は各自の世襲的領主權に比例して五名の舊領主に於て之れを分配す

政廳は右契約締結後島地の丈量を開始し且つ豐富なる勞働力を得たる結果島內道路の開鑿に著手することを得たり然るに從來の領主側は其世襲の權利を剝奪せられたるが爲め又領民等は無償にて道路工事に使役せらるゝを厭ひて共に不平の色あり爲めに政廳の事業は其進行頗る遲々たりしが島內に於てヂャカッチュ島の部族最も之れに反對し政廳と雖少からず困惑せざるを得ざりき而して其反抗の氣勢漸く險惡の兆ありしにも拘はらず新任日淺く島情に迂なりし政廳長ベーデル（Böder）は島民の懶惰放逸の原因を以て食糧の天產豐富なるに在りとなし大に麵麭果樹を伐採せしめたり是に於てか島民殊にヂャカッチュ部族の憤怨太しく千九百十年十月道路工事に際し服役を憚はざる島民處刑の事を導火線として終に同部族の暴發を見るに至れり政廳長以下獨逸官吏數名は現場に於て部族民の殺害するところとなり次で歐米人居住地區はヂャカッチュ族の重圍に陷り他の部族の一部は白人を援助し多數は中立の態度を持せり飛報は同年十二月に至りて初めてノイギネア總督府及獨逸本國に達し、ノイギネア土民兵及獨國軍艦コルモラン・エムデン・ニュルンベルヒ・プラネット等本島に急派せられ陸戰隊を上陸せしめて叛民の討伐に從ひしが暴民等は山地の險要に據守して轉戰し獨軍屢々利あらず翌千九百十一年二月末に至り叛民の力盡くるに及て僅に鎭定の目的を達するを得たり其後巨魁は死刑に、他のヂャカッチュ族の大多數は他島に遠謫せられ事平定せしが爾來政廳は他島より移民をヂャカッチュ島に送り廳長直轄の下に其人口の增殖の方法を講じつゝありて不逞の種族は今や全然其跡を絕てり然れども本事件は南洋群島民の統治上深く注意するの價値ありといふべし

貿易　本島にはヤルイト會社支店及我が南洋貿易會社支店の外に獨逸人商店一ありヤルイト會社支店及獨人商店は食料品及獨逸雜貨を島民に販賣し前者はコプラ其他の產品を輸出せり南洋貿易會社支店は食料品（米、罐詰類）、本邦製及舶來雜貨（裝身具、ランプ、金物類、樟樹製櫃、洋傘、帽子、各種織物、リボン等）を販賣すると同時にコプラ其他の島產を本邦へ輸入せり

千九百十二年に於ける本島貿易左表の如し（附錄第二表）

第九節　トゥルク又はトラック島

(Truk, Ruk, Rukn, Hogolu, Hogolen, Ola.)

北緯六度五十七分乃至七度四十一分、東經百五十一度二十二分乃至百五十二度四分

地理　本島はクサイエ又はポナペ島と共に玄武岩島より成るも右兩島とは大に其趣を異にし往昔存在せる大玄武岩島の陷沒して其多數の山頂のみ海上に突起して島嶼をなし周圍に直徑三十乃至三十五海里の大珊瑚環礁を有す環礁內の島嶼の大なるもの約二十箇、其總面積百三十二方基米を算し最大なるものをトル島（Tol, Faituk）とす其他にウォラ（Wola, Wela, Uola, Moen）フェファン又はトゥルク（Fefän, Truk, Falang）トロアス（Toloas）、ウマン（Uman, Umol, Chamisso-Insel）、ウドット（Udot）、プウェレ（Pwele）パタ（Patu）アマタン（Amatan）等を主たるものとす、ウォラ島上に在るテロケン山（Teroken）は高さ四百十四米突、トロアス島のトロワン山（Tolowan）は三百六十六米突、トル島のウリポット山（Ulipot）は三百六十米突（或は四百二十米突といふ）フェファン島の最高地點は三百米突に達す上記テロケン山（ウォラ島）の北東に在るヴォキジボエン山の山頂及山腹には大瀦水あるのみならず北部の山腹には急流ありてヴォキタンと稱する飛瀑を有す

礁湖には六箇の通航路ありて外洋に通じ其最も大なるものを北東の通航路とす然れども各通航路共に水路を精知せざれば航行の安全を保し難し礁湖內は到る所水深大にして巨船の碇繫に適す

氣候　本島はカロリーネンの他島

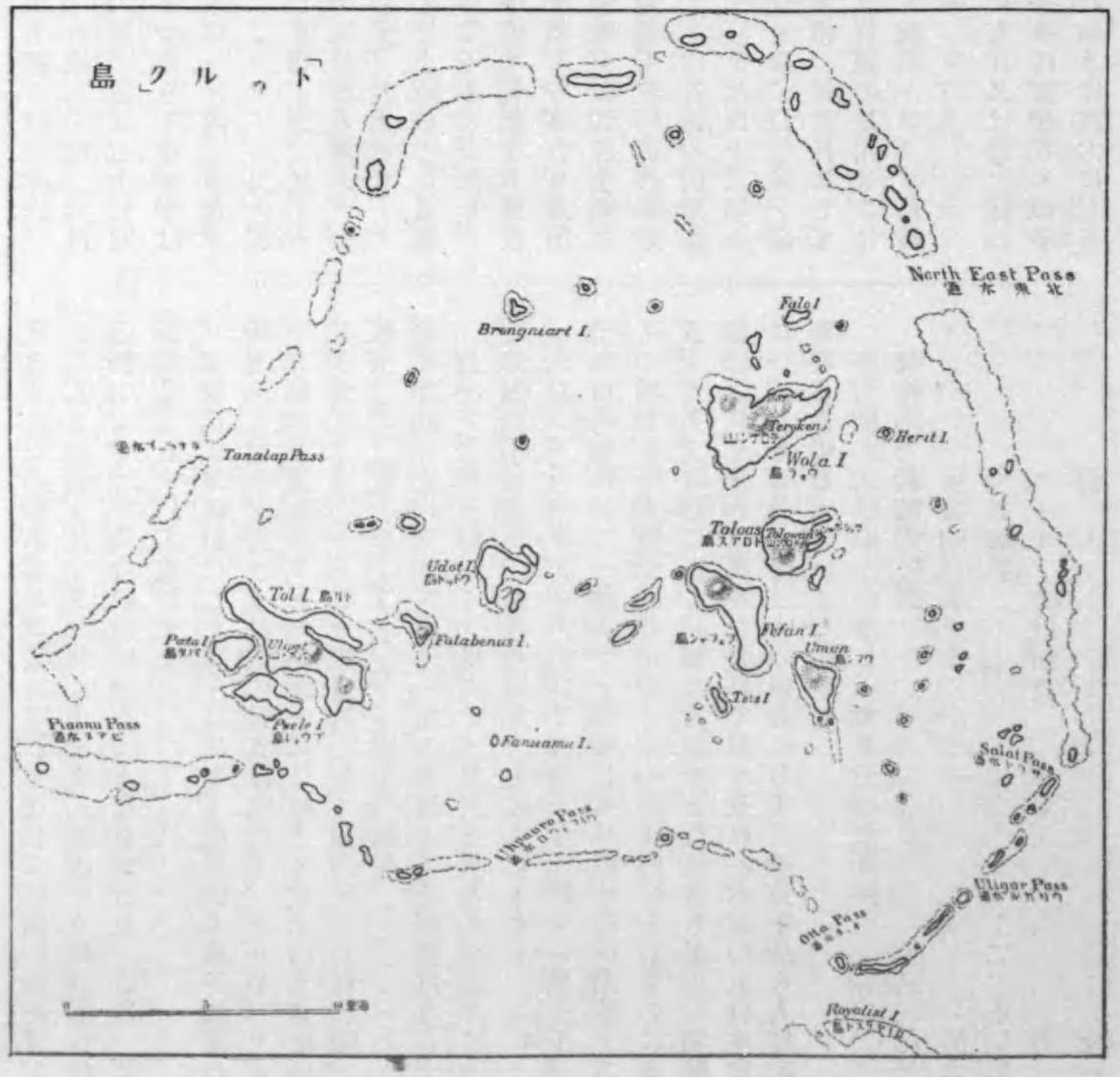

と同じく熱帶海洋的氣候を有す氣溫の最も高きは毎年六、七月にして平均溫度最高華氏九十二度、最低八十度、其最も低きは十二月、一月にして最高八十六度、最低七十五度なり降雨は東方カロリーネン諸島よりも少なきも多雨季は四月乃至九月にして七月最も多く乾燥季は一月及二月なり

動植物及產物　本島の各島嶼はポナペ・クサイエ島と異り樹林は草原に比して廣からざるも然かも椰子樹、アイボリーナット樹、麵麭果樹等繁茂し麵麭果は島民の缺くべからざる食料たり、コプラの產額少なからず、アイボリーナットも亦其乾核を輸出す動物は種類に乏しく陸鳥としては極樂鳥、冠鳩等を產し貝類、魚族は饒多なるもの丶如し

住民　トラック島はカロリーネン族中最も劣惡なる種族にして人口の饒多なるため他島へ出稼するもの多きも到所に評判良好ならず性猾智にして恩義を解せず復仇の念熾にして且つ盜癖あり近年基督敎の感化と銃器沒收の爲め幾分改善せられたるも古來頗る殺伐なりしことは各種の兇惡なる武器の存留するに依りて之れを察すべし千九百十三年トラック支政廳長はパラウ又はヤップ島民を以て巡警隊を編成するの必要を建議しトラック島民は懶惰、無責任にして頗る不潔なり且つ名譽心なく才智を缺き官憲の雇用せるにも拘はらず酋長と氣脈を通ずるを常とす故にトラック島民は絕對に使役すべからずと痛論せり

本島民は長髮裸體にして男子は腰部に布片又は簑を纏ひ女子は簑を褌とし中年以上の男女共に全身に黥せるもの多く且耳環、頸環、腕環等を愛好し耳環の如きは其大にして重きものを用ゆる爲め耳朶は環狀をなして懸垂し往々肩上に及ぶものあり又、男女共にタイク（草根より得る赤黃色の粉末なり）を全身に塗抹せるのみならず衣具、武器、器具等も之れを以て塗飾せり

家屋は簡單粗造にして多くは床なく屋根低く椰子樹葉の類を以て之れを葺けり島民の常食は麵麭果、タロ芋、ヤム芋其他の果實にして之れを蒸し又は燒きて食ふ南京米は殊に其愛好するところなり副食物として魚肉を用ゐ稀に鷄、豚、犬等の肉を食することあり芭蕉實、鳳梨、マンゴ・パパヤ等は島内に之れを產するも一定の食餌とする程豐富ならず

島民が舞踊を好むことはポナペ島民と異ならず近年は基督降誕祭前後を以て舞踊の時期とせるもの丶如し

人口　トラック島の人口は千九百三年に於て一萬三千、千九百八年に於て一萬四千を算せしも其後他島へ出稼するもの增加し千九百十四年に於ては一萬千内外を算するに過ぎず尤も支政廳に於て精細なる調査を行はざるを以て其精數は之れを知るに由なし是れを以て見れば本島の人口密度は一方基米に付八十三人の割合にして三群島中最も人口稠密なる島嶼なりといふを得べし

在留歐米人の數左の如し（大正三年十月調）

獨國人　新敎宣敎師……男三、女三
舊敎同　上……男六
宣敎師妻……二、小兒二
ヤルイト會社店員……男二
商　人……女一

英國人　商　人……男一
佛國人　商　人……男一
支那人……男二
合　計……男十五名、女六名、小兒二
總　計……二十三名

在留本邦人
南洋貿易株式會社支店……一〇
ヤルイト會社仲買……二
計……一二

島治　トロアス島に帝國支政廳ありポナペ政廳の下に立つ島民及支那人に對しては行政司法共に何等法規の依るべきなく只支政廳長に於て司法、行政の全權を綜括し適宜統治の實を擧げ來れり歐米人及日本人は獨帝國法令及總督府令の適用を受け事の重大なるものはポナペ政廳又はラバウル總督府に之れを移せり支政廳長は行政、司法の細項を更に大酋長（サムール）に委任し自ら其大綱を綜括せり本島は大島に小島を從屬せしめて之れを六區に分ち酋長（サモアン）中の勢望あるものを更に大酋長たらしめ各酋長を統卒して島治を補助す大酋長の氏名、管區及其有する刑罰權左の如し

島名（管區）	氏名	從屬酋長員數
Toloas.	Samul Son.	一八
Uman.	,, Settin.	一一
Fefän.	,, Nupei.	三三
Wela.	,, Takerar.	一九
Udot.	,, Marogot.	一五
Tol.	,, Olopat.	二七
Pis.	酋長 Longisom.	一

大酋長の有する島民所罰權左の如し

イ、輕き傷害罪	初犯懲役二週間	再犯一ヶ月
ロ、竊　盜	初犯懲役二週間	再犯一ヶ月
ハ、大酋長及酋長に對し從順ならざるもの	同　上	同　上
ニ、同上に對し虛言をなせしもの	同　上	同　上
ホ、被害者の申告に依る猥褻罪	初犯懲役二ヶ月	再犯四ヶ月

以上總て三犯以上は支政廳にて處斷す囚徒は公共的の勞役殊に道路の修築に從事す

酋長は世襲にして其員數全島百二十餘名を算するも現時其勢力は既に凋落して僅に古代爭鬪時代に於ける勢力者の末裔として附勢的に存在せるに過ぎず資力、智力共に一般島民と大差なく政治上何等の權力を有せず只大酋長の命を奉じて人頭稅徵集の任に當り幾分の報償を受くるに過ぎず

本島の財政狀況は毎年良好ならず豫算表上、千九百十三年に於て四萬四千二百餘馬克、千九百十四年に於て五萬二千三百餘馬克の不足を示したり歲入の重なるものは人頭稅（島民年六馬克、歐米人及日本人年四十馬克）、關稅、營業稅等なり（歲計豫算に關してはポナペ島々治の項參照）

土地の所有　島地は官有、私有に分たれ前者は僅にトロ

露光量違いの為重複撮影

アス島に八「ヘクタール」半、ウーマン島に五十八「ヘクタール」、ウドット島に三十七「ヘクタール」あるのみ島地の私有者は島民の外ヤルイト會社、基督教の三教會及外國人二十四名（内本邦人一名あり）なり

本島にはポナペ島と同じく古來、酋長を中心とせる一種の封建制度を存し領民は酋長に納貢の義務を負ひしが獨逸政府は之れが撤廢に著手しポナペ島の如く紛爭を見ることなく之れを成就することを得たり

宗教及教育　島民は古來何等固有の宗教を有せざりし如く基督教は新舊兩派行はれ亞米利加教會、獨國カプチーネル教會、同リーベンツェルレル教會等布教に從事せり教育は全然之れを教會の事業に放任し支政廳は自ら何等施設を行はず僅に獨語の普及を奬勵せるのみ

衛生　支政廳附屬の病院あり廳醫之れを管理し島民に施療し其他廳醫は約二ヶ月に一回各大島を巡回診察せり本島に於て最も多數なる疾病は僂麻質斯、十二指腸蟲病（汚水の飲用に基き本病患者頗る多し）トラック熱（インフルエンザの一種歟）フランベシア及各種花柳病とす

交通　島民のカヌーに依る交通は殆ど珊瑚環礁内の礁湖上に限られたる如し、定期船はクサイエ又はポナペ島と同じくヤルイト會社のゲルマニア號が一年六回シドニー香港間航海の途次寄港するのみ其他に於ては我が南洋貿易會社の所屬帆船不定時に寄港せりといふ

勞銀　一般島民勞働者は一箇月十二、三馬克を求め食物は別に現品を給與せらる船夫は幾分收入多く月二十乃至三十馬克を得

貿易　本島にはヤルイト會社の支店及我が南洋貿易株式會社の支店あり兩者共に島産のコプラを輸出し食料品、雜貨等を島民に販賣しつゝありて相競爭するの地位に在り後者は本島唯一の外國會社にして其取引高は前者の三分の一を占む別に本邦人森小辨なるもの既に獨領前より本島に在留して二箇の店舖を以て商業を營み現時はヤルイト會社の仲買としてコプラの買入及雜貨の販賣を行ひつゝあり一般島民の推重を受け信用淺からずといふ

千九百十三年に於ける本島貿易左表の如し（附錄第三表）

第十節　ヤップ島

(Yap, Jap, Eap, Uap, Arricifes, Carolina)

北緯九度二十五分乃至九度三十六分、東經百三十七度五十八分乃至百三十八度八分

島の周圍は海底頗る深く南方に於て二千三百米突、西方に於て四千百米突の水深を有し、東方に於ては實に七千五百三十八米突の深谿をなせり島地南北の長さ二十二基米、幅二基米半乃至七基米半、面積二百七平方基米を有す

本島は四箇の大島ヤップ・ルムング・マップ・トミール＝ガギル（Jap, Rumung, Map, Tomil＝Gagil）と約十箇の小島より成り地質學上カロリーン群島の他の大島と全然其選を異にし島上一の火山岩を見ず共亞細亞大陸に屬せしことを推せしむるものあり（獨國太平洋水路誌は本島の火山島なることを記述せり）、主島ヤップは二百乃至　百五十米突の高さを有する狹長なる島にして北部に在るブロイ（Buroi）

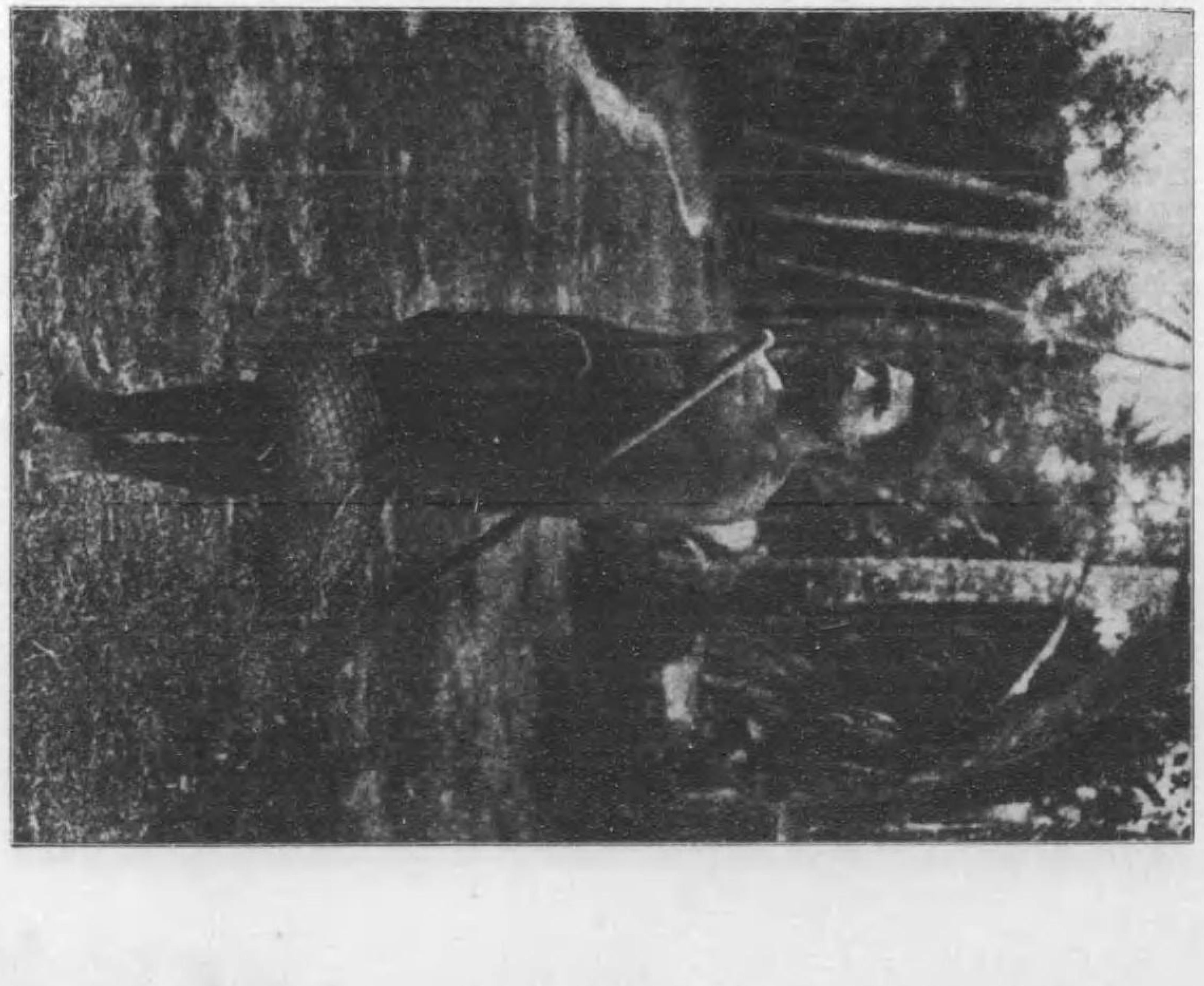

ヤップ島土人（男子）

裸體ニシテ男女共常ニ椰子葉製ノ手提ヲ携ヘ其愛喫スル檳榔果ト之ヲ包ムヘキ芭蕉葉及石灰ヲ入ル

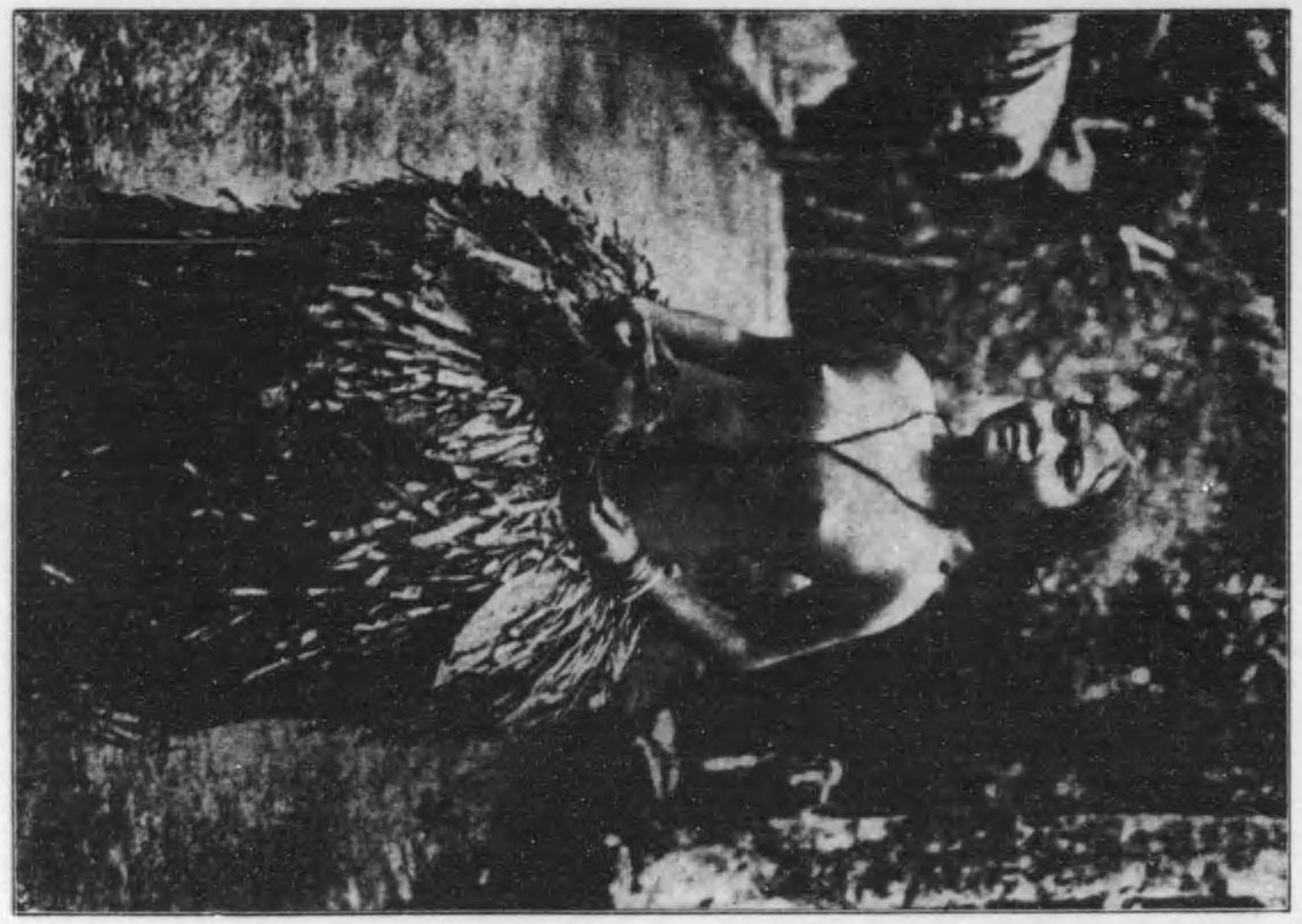

同　上（女子）

女子ハ腰ニ椰子葉ヲ以テ製セル翼狀ノ腰卷ヲ纏ヒ上體ヲ裸出ス

露光量違いの為重複撮影

アス島に八「ヘクタール」半、ウーマン島に五十八「ヘクタール」ウドット島に三十七「ヘクタール」あるのみ島地の私有者は島民の外ヤルイト會社、基督教の三教會及外國人二十四名（内本邦人一名あり）なり

本島にはポナペ島と同じく古來、酋長を中心とせる一種の封建制度を存し領民は酋長に納貢の義務を負ひしが獨逸政府は之れが撤廢に著手しポナペ島の如く紛爭を見ることなく之れを成就することを得たり

宗教及教育　島民は古來何等固有の宗教を有せざりし如く基督教は新舊兩派行はれ亞米利加教會、獨國カプチーネル教會、同リーベンツェルレル教會等布教に從事せり教育は全然之れを教會の事業に放任し支政廳は自ら何等施設を行はず僅に獨語の普及を奬勵せるのみ

衛生　支政廳附屬の病院あり廳醫之れを管理し島民に施療し其他廳醫は約二ヶ月に一回各大島を巡回診察せり本島に於て最も多數なる疾病は僂麻質斯、十二指腸蟲病（汚水の飲用に基き本病患者頗る多し）トラック熱（インフルエンザの一種歟）フランベシア及各種花柳病とす

交通　島民のカヌーに依る交通は殆ど珊瑚環礁内の礁湖上に限られたる如し、定期船はクサイエ又はポナペ島と同じくヤルイト會社のゲルマニア號が一年六回シドニー香港間航海の途次寄港するのみ其他に於ては我が南洋貿易會社の所屬帆船不定時に寄港せりといふ

勞銀　一般島民勞働者は一箇月十二、三馬克を求め食物は別に現品を給與せらる船夫は幾分收入多く月二十乃至三十馬克を得

貿易　本島にはヤルイト會社の支店及我が南洋貿易株式會社の支店あり兩者共に島産のコプラを輸出し食料品、雜貨等を島民に販賣しつゝありて相競爭するの地位に在り後者は本島唯一の外國會社にして其取引高は前者の三分の一を占む別に本邦人森小辨なるもの既に獨領前より本島に在留して二箇の店舖を以て商業を營み現時はヤルイト會社の仲買としてコプラの買入及雜貨の販賣を行ひつゝあり一般島民の推重を受け信用淺からずといふ

千九百十三年に於ける本島貿易左表の如し（附錄第三表）

第十節　ヤップ島

（Yap, Jap, Eap, Uap, Arricifes, Carolina）

北緯九度二十五分乃至九度三十六分、東經百三十七度五十八分乃至百三十八度八分

島の周圍は海底頗る深く南方に於て二千三百米突、西方に於て四千百米突の水深を有し、東方に於ては實に七千五百三十八米突の深谿をなせり島地南北の長さ二十二基米、幅二基米半乃至七基米半、面積二百七平方基米を有す

本島は四箇の大島ヤップ・ルムング・マップ・トミール＝ガギル（Jap, Rumung, Map, Tomil=Gagil）と約十箇の小島より成り地質學上カロリーネン群島の他の大島と全然其選を異にし島上一の火山岩を見ず其亞細亞大陸に屬せしことを推せしむるものあり（獨國太平洋水路誌は本島の火山島なることを記述せり）、主島ヤップは二百乃至　百五十米突の高さを有する狹長なる島にして北部に在るブロイ（Buroi）

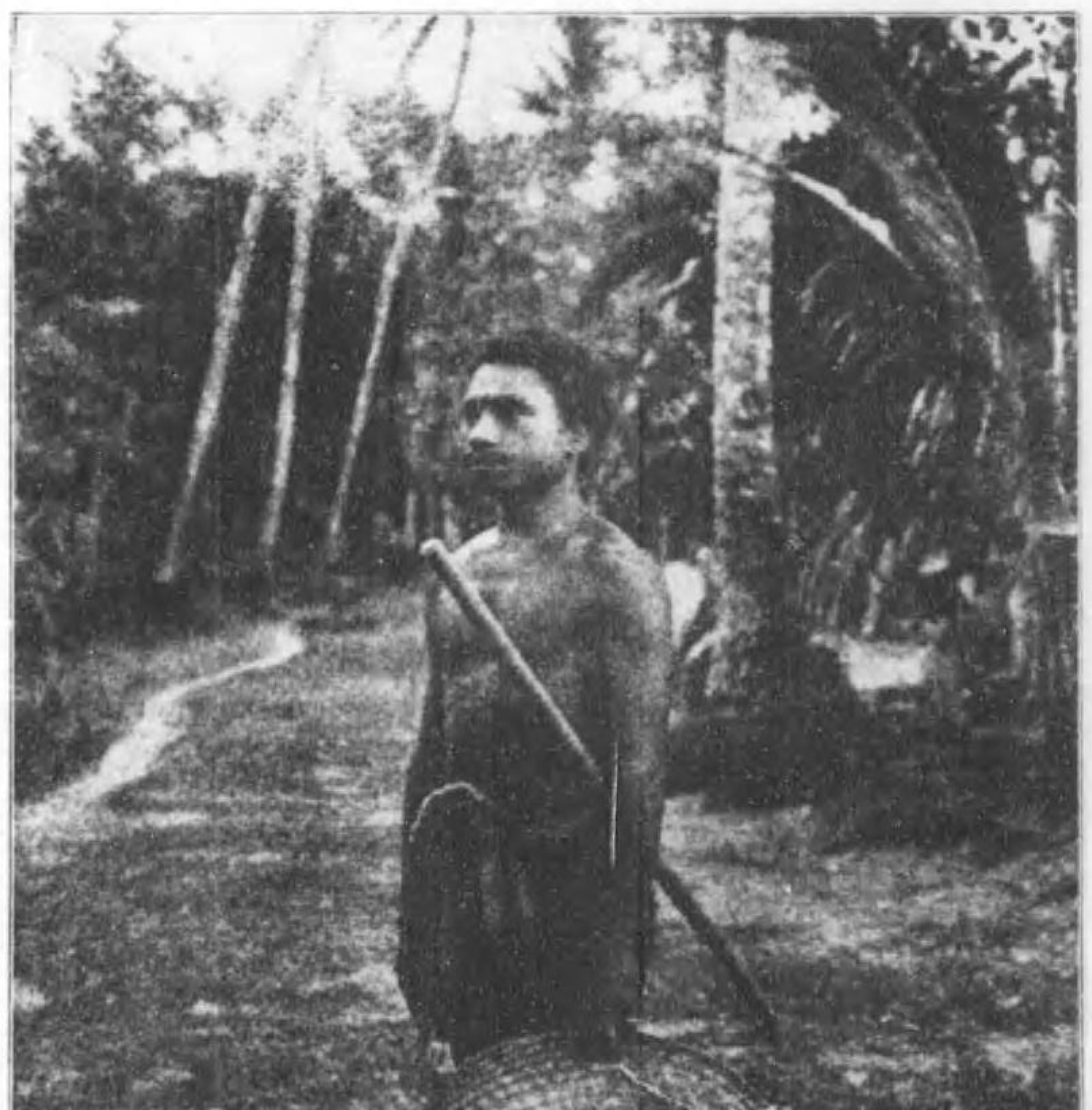

ヤップ島土人（男子）

裸體ニシテ男女共常ニ椰子葉製ノ手提ヲ携ヘ其愛喫スル檳榔果ト之ヲ包ム蒟醬葉及石灰ヲ入ル

同　上（女子）

女子ハ腰ニ椰子葉ヲ以テ製セル簑狀ノ腰卷ヲ纏ヒ上體ヲ裸出ス

露光量違いの為重複撮影

タロ芋ハ土人ノ常食ニシテ其形頗ル巨大、一塊十數人ノ食料トスルニ足ルモノアリ

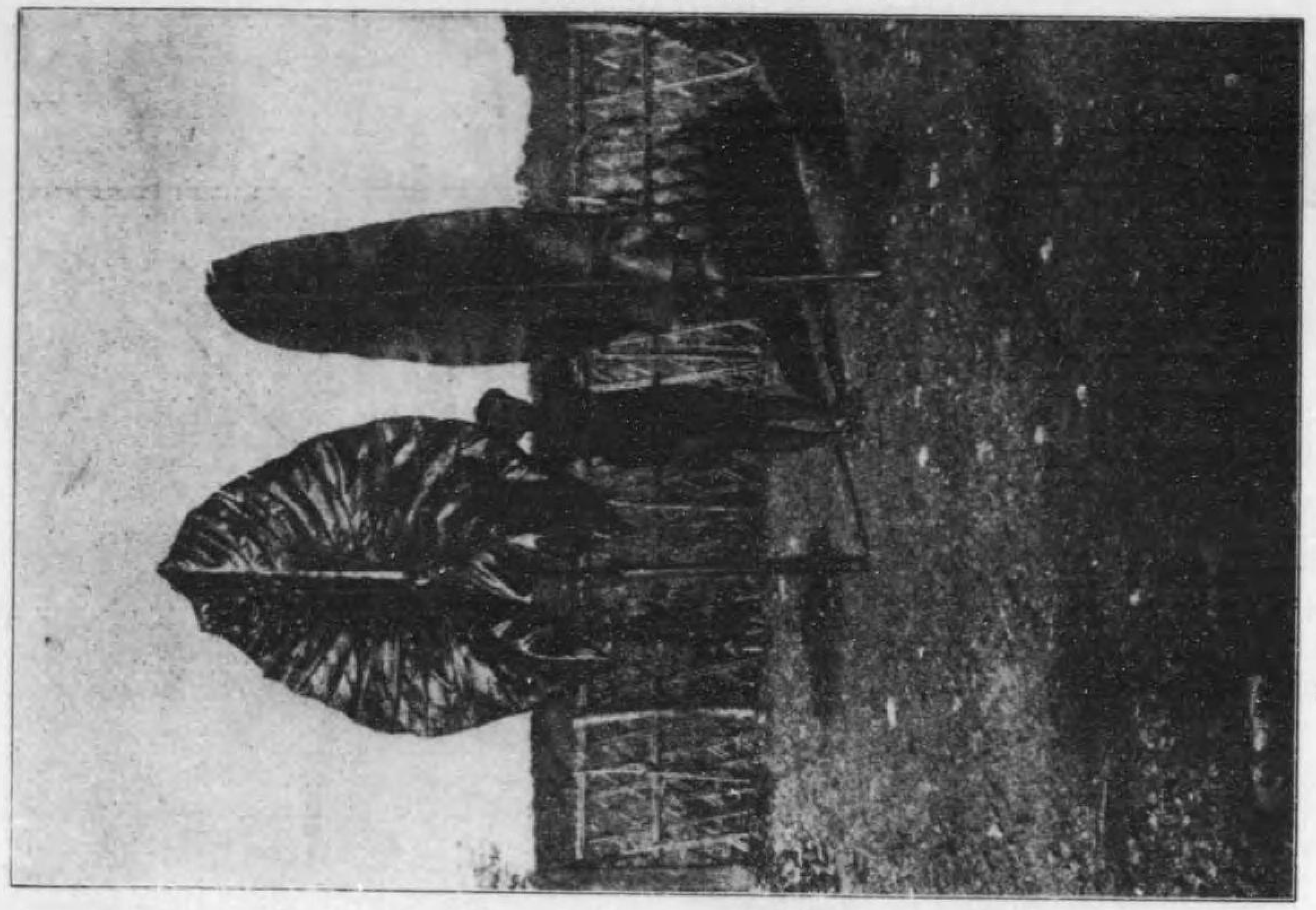

ヤップ島産タロ芋及芭蕉葉

ヤップ島ノ石貨幣

土人ハ古來石灰石ヲ以テ造レル貨幣ヲ作リシ其大ナルモノハ徑一丈餘、重量數噸ヲ算スルモノアリ土地ノ買收、賦役ノ賃金トシテ使用シタル場合多シト云フ

山の頂點は三百米突に達するも他の諸島は斯の如く高からず島の周圍は幅員二乃至四基米の珊瑚礁を以て圍まれ東側

「ヤップ」島略圖

にはトミール・ペラク及シュレヒテ（Tomil, Pelak, Schlechte）の三水道ありて港海を成す其最も良港たるはトミール港にして港内の水深十六米突に達し港邊に政廳及外國人の居住地區あり

氣候　本島は頗る佳良なる熱帶海洋的氣候を有し一年の平均溫度攝氏二十七度四十三分、一月二十六度五分、六月二十八度二分、最低二十四度五分、最高三十二度なり氣壓は二月に高く八月に低し十一月末より五月初旬迄は常に北東の貿易風あるも他の月に於ては風位不定にして時に颶風の襲來あり多雨期は七乃至十月にして十二月乃至四月は雨少し地震は之れを感ずることあり

動植物　本島の植物は之れを四箇の地帶に別つを得、（一）マングローブ地帶、（二）海岸地帶、（三）耕地帶、（四）山岳地帶是なりマングローブ地帶は全島海岸の波打際にして遠く之れを望めば暗黑色の森林をなす只河口のみ斷絶すマングローブ樹は其木質堅硬にして柱、造船材、什器、武器等を造るに適し其樹根よりは澁液を採取し得て島民は之れを以て漁網、釣絲等を染む海岸地帶は砂地又は岩石にして各種の雜樹草繁茂す耕地帶は最も土壤に富み芋其他有用植物の耕植に適す山岳地帶は島の内部の高地にして密生せるパンダーヌス樹、椰子樹を有する芝

山の頂點は三百米突に達するも他の諸島は斯の如く高から
ず島の周圍は幅員二乃至四基米の珊瑚礁を以て圍まれ東側

にはトミール・ペラク及シュレヒテ（Tomil, Pelak, Schlechte）の三水道ありて港灣を成す其最も良港たるはトミール港にして港内の水深十六米突に達し港邊に政廳及外國人の居住地區あり

氣候　本島は頗る佳良なる熱帶海洋的氣候を有し一年の平均溫度攝氏二十七度四十三分、一月二十六度五分、六月二十八度二分、最低二十四度五分、最高三十二度なり氣壓は二月に高く八月に低し十一月末より五月初旬迄は常に北東の貿易風あるも他の月に於ては風位不定にして時に颱風の襲來あり多雨期は七乃至十月にして十二月乃至四月は雨少し地震は之れを感ずることあり

動植物　本島の植物は之れを四箇の地帶に別つを得、(一)マングローブ地帶、(二)海岸地帶、(三)耕地帶、(四)山岳地帶是なりマングローブ地帶は全島海岸の波打際にして遠く之れを望めば暗黑色の森林をなす只河口のみ斷絶すマングローブ樹は其木質堅硬にして柱、造船材、什器、武器等を造るに適し其樹根よりは澁液を採取し得て島民は之れを以て漁網、釣絲等を染む海岸地帶は砂地又は岩石にして各種の雜樹草繁茂す耕地帶は最も土壤に富み芋其他有用植物の耕植に適す山岳地帶は島の内部の高地にして密生せるパンダーヌス樹、椰子樹を有する芝

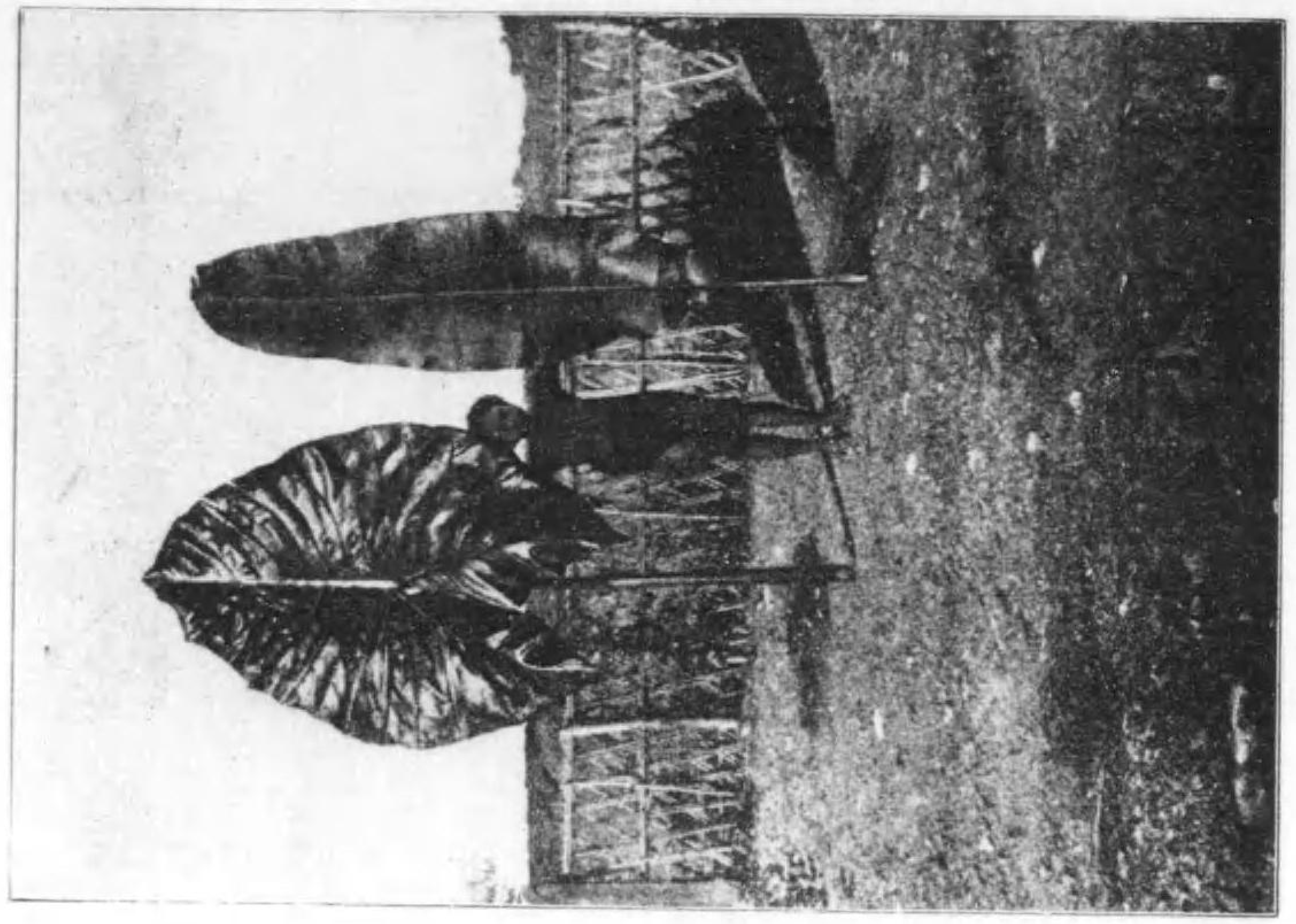
ヤップ島產タロ芋及芭蕉葉
タロ芋ハ土人ノ常食ニシテ其形頗ル巨大、一塊十數人ノ食料トスルニ足ルモノアリ

ヤップ島ノ石貨幣
土人ハ古來石灰石ヲ以テ造レル貨幣ヲ有シ其大ナルモノハ徑一丈以上、重量數噸ヲ算スルモノアリ土地ノ買收、賦役ノ賃金トシテ使用シタル場合多シト云フ

地より成り周圍には必ず竹叢あり其他各種喬木の森林あり

固有の陸上動物は巨大なる蜥蜴、蝙蝠の二種なるも家畜は輸入せられて夥しく繁殖せり

産物　コプラを最も重なるものとし其他、芋、甘藷、マンゴ、鳳梨、甜瓜、芭蕉實、甘蔗、麵麭果等を多量に産す木材としては種々の有用材あるも其主なるものは土語ウオイと稱するものにして木質マホガニーに似たり附近海中には魚類、貝類、龜類其他の海産物に富む

住民　ヤップ島民はカロリーネン種族の一にしてトラック島民に比すれば從順にして勤勉、勞働者として適當なるものゝ如く他の諸島に出稼せる本島勞働者は到所に好評ありといふ島民は悉く部落をなして住居し其大なるものは八十戸を有するものあり島民は裸體、跣足にして男子は布片又は植物纖維にて編める幅狹き蓆を褌とし女子は布又は草にて編める薄き蓆を褌とし其上に重厚なる簑を纏ひ歩行する毎に音を發せしむ頭髮は男女共に長髮にして女は垂髮又は左耳の上にて結束し生花の花環を戴き男子は木製の櫛を用ゆ耳環、腕環の類を愛好すること東カロリーネンの島民と同じく稀に鼻環を掛くるものあり土人に二階級あり一は身體の發達良好にして智力富み人口の約八割を占む他は賤民にして前者に服從し櫛の有無其他に依り一見之れを識別し得べし

島民の主食物は米、芋、各種果實にして副食物として魚、蟹、貝、雞、豚等を用ゆ島内の沼澤に産する大蜥蜴は之れを食用に供するも一定の季節内は之れを神聖視して愛護する俗あり又島民は擧て煙草、檳榔果を愛喫し男女共に樹葉製の手提を常時携帶し内に檳榔果を具ふ其耽喫の結果齒及唇は赤黃色を呈し人をして稍不快を感ぜしむ

家屋は椰子の樹葉を以て之れを葺き石材を基礎とし壁は葦の類を以て床は竹を以て之れを張れり酋長は割合に大なる住家を有し垣を繞らし內に芝生を設け花卉を栽植す部落には必ず未婚壯丁の合宿所にして土語バイス（Bajs）と稱する大建築あり其大なるものは長さ二十米突、高さ八米突に達し柱梁等には彩畫を施せり相連貫して傳說を表示せるものなりといふ

島民は舞踊を愛すること太しきも其徹宵亂舞して勞働を怠るの弊あるに依りて政廳は之れを制限せり舞踊は歌謠と共に之れを行ふものにして樂器を有せず單調にして原始的の踊たるを免れず

島民は古來貨幣として通寶石（獨語ゲルトスタイン）を有す其の形狀は圓形、扁平にして中央に穴を穿ちあり石灰岩を以て之れを製し部落の共有のものと私有のものと二種あり前者は通常大形にして徑丈餘、重量一、二噸に達するものあり共有土地の買收、戰後の償金等に使用せりといふ

人口　ヤップ島の人口は千九百三年に於て七千百五十六を算せしが其後漸く減退せしものゝ如く千九百十四年一月調査に據れば六千五百二人を算し其內固有の島民數六千三百四十九人なり本島に於ける部落數、戸數及人口數左の如し（千九百十四年一月一日調）

ヤップ島部落及戸數

ルル管區	酋長ホロウ	村數　一六	戸數　三二一
ゴロール同上	同　フラン	同　六	同　一〇八
ニ　フ同上	同　フナワイ	同　六	同　一三〇
カニフ同上	同　トミヤード	同　七	同　一一一
オカウ同上	同　ボン	同　一一	同　一四〇
ギリフキス同上	同　ヤットマン	同　一三	同　一五二
ルムング島	同　フゲル	同　六	同　七八
マップ島	同　フシノダート	同　一四	同　一五九
ガッチュパール管區	同　エンフェル	同　一四	同　二三三
トミール同上	同　ショコラーデ	同　一三	同　二五六
合計		同　一〇五	同　一、六七八

ヤップ島土人々口

種別族	男	女	小兒 男	小兒 女	計
ヤップ島民	二、四四八	二、五二五	七八四	五九二	六、三四九
チャモロ族	三一	二八	三一	三九	一二九
ボナペ島民	二	—	—	—	二
ノイギニア島民	三	—	—	—	三
合計	二、五〇三	二、五五三	八一五	六三一	六、五〇二

ヤップ島在留外國人（千九百十四年十二月二十五日調）

		男	女	計
本邦人	（南洋貿易會社支店……………	九	二	一一
	（南洋經營組合支店………　………	六	一	七

歐米人

獨國人　一一、（敎會主、僧侶、西カロリーネン會社支店員、政廳人夫長、船長、電信局人夫長、元燐礦會社雇人）

英國人　一、（西カロリーネン會社支店長）

米國人　一、（尼僧）

蘭國人　一、（獨蘭海底電信會社局員）

合　計……………………………………三十二人

島治　ヤップ政廳長はノイギニア總督に直屬しポナペ政廳長と相對して西カロリーネン・マリアーネン兩群島統治の任に當るものにしてパラウ・サイパンの兩島に支政廳を設く、政廳の官吏は政廳長、書記、事務員、廳醫、警務長各一名を置き廳長は行政、司法、警察權を兼有し帝國の法令及ノイギネア總督府令に遵據し島情を參酌して適宜處理し來れり民刑事々件の發生は極めて稀有にして犯罪は竊盜、姦通に止まれり

本島全島に十名の酋長あり政廳と島民との間に介在し廳長施政の補助機關として其命に服し各部族民を治撫せり各酋長間には自ら權威の大小、消長あれども政廳は之れを同等視し其相互間の爭議は一切政廳にて裁決せり

廳長は別に土人巡警隊（兵員四十名）を有し警務長の指揮の下に警察の事に當らしむ

ヤップ政廳（パラウ島を含みサイパン島を除く）の財政左の如し

○千九百十五年豫算

	一九一四年	一九一五年
歲入之部		

一、租稅		
營業稅	一〇,八〇〇 馬克	一〇,八〇〇 馬克
人頭稅（白人 四,六〇〇 土人 二五,〇〇〇）	二五,〇〇〇	二九,六〇〇
二、關稅及附屬收入		
輸入稅		
煙草	一二,〇〇〇	六,〇〇〇
酒精性飲料	一二,〇〇〇	六,〇〇〇
一割從價稅	三六,〇〇〇	一八,〇〇〇
輸出稅		
コプラ	四,〇〇〇	二,〇〇〇
其他	二,四〇〇	一,二〇〇
三、其他の諸稅、手數料及各種行政上の收入		
裁判所、手數料	一,五〇〇	一,五〇〇
罰金	五〇〇	五〇〇
船舶手數料、檢疫手數料、水先案內料	五,五〇〇	五,〇〇〇
營業許可手數料	二〇〇	二〇〇
勞働者呼集手數料	五,〇〇〇	五,〇〇〇
狩獵免狀手數料	五〇	五〇
土地賣下及賃貸料	一,八〇〇	一,八〇〇
農業	一,〇〇〇	一,〇〇〇
病院及藥局	八五〇	一,〇〇〇
醫師給料に對する私人の寄附	一,五〇〇	一,五〇〇
燐礦特許に對する租稅	一二五,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
雜收入	一,〇〇〇	五〇〇
合計	二五〇,七〇〇	一九二,一五〇

歳出之部

一、有色補助吏員給料		
巡警　七十五名	一九,三三七	一九,三三七
常傭勞働者、土人手工及書記	四,五〇〇	四,五〇〇
二、公共衛生及病院		
ヤップ島	一五,〇〇〇	二二,五五〇
パラウ島	—	一五,〇〇〇
三、學校及教育		
獨語普及	四,〇〇〇	四,〇〇〇
土人手工養成	三,〇〇〇	三,〇〇〇
四、建物、什器、家畜維持	六,〇〇〇	六,〇〇〇
五、土地、庭園、道路、橋梁、貯水裝置維持	三,六〇〇	五,六〇〇
六、耕農及林業	五,〇〇〇	七,四〇〇
七、廳費、郵稅、電信、書籍、新聞、雜誌及雜費、運賃、保險	五,〇〇〇	五,〇〇〇
八、旅費、移轉料、武裝費、家族旅行補助	六,〇〇〇	六,〇〇〇
九、巡警隊武裝及維持	四,一二五	四,一二五
一〇、裁判所費	三,五二〇	三,五二〇
一一、雜費殊に無資力白人扶助、歸國費、土人給與等	二,〇〇〇	二,〇〇〇
一二、官有船舶		
有色人給料	一,五〇〇	一,五〇〇
船舶及端艇維持	二,〇〇〇	二,〇〇〇
護岸及標識	三,〇〇〇	三,〇〇〇
合計	八七,五八二	一二四,五三二
臨時歳出		
ヤップ島白人病院建築費	—	一五,〇〇〇

宗教及教育　本島には獨逸カプチーネル派教會の寺院あり舊時は西班牙僧侶勢力を有せしも獨領後漸次其影を絕ち現時上記教會の外には米國の尼僧一名あるのみ

教育機關は教會附屬の初等學校にして官廳は何等干涉するところなし

衛生　政廳々醫一名及助手一名あり病院（千九百七年建立）を經理す本島は健康地にして特に名記すべき地方病なく南洋諸島普通の患者を生ずるのみ

交通　從前島の北部と南部との交通はトミール島を迂回するの要ありて東海岸の風浪荒き海上を航するの危險ありしが千九百一年主島ヤップとトミール島との間に存せし地峽を開鑿して長さ八百三十八米突、幅員七米突の水道を通したる爲め如上の不便は全く除斥せられ從前三日を要せし南北兩地間の交通は一日程に短縮せられたり其他トミール・ヤップ及ルムング三島を通ずる石橋の建設、各島上の道路開設等交通上の利便を增せること尠少にあらず

本島は他の獨領諸島に比し他地方との交通上の利便多しヤルイト會社の汽船ゲルマニア號は年六回シドニー香港間往復の途次トミール港に寄港するのみならず千九百八年以降北獨逸ロイドの日本、濠洲線汽船は每月二回寄港し其他外國船舶の出入少なからず

獨國ケルン市に本店を有する獨蘭電信會社（後掲）の海底線は本島を基點として上海、グァム島及蘭領印度メナド港に通じ亞細亞、亞米利加、歐羅巴との連絡あり其他近年南洋無線電信會社（後掲）の設立あり同社の中央無線電信所は本島に在りパラウ・ナウル諸島と通信を交換することを得

商業及貿易　本島には西カロリン會社支店（後掲）南洋貿易株式會社支店ありて商業及貿易に從事す

輸出品の重なるものはコプラにして年額百噸內外を產し其他は殆ど擧ぐるに足るものなし輸入品は電信會社の用品を主たるものとし其他は居住歐米人の需品多きを占む千九百十三年に於ける本島輸出入左表の如し（附錄第四表）

一、西カロリーネン會社

（Die West-Karolinen Gesellschaft M. B. H., Hamburg.）

本會社は往年ヤップ島に於て商業及植樹に從事せしオケーフ商會（Firma O'Keefe）主オケーフの死亡後其遺產十萬馬克とヤルイト會社の出資三十萬馬克合計四十萬馬克の資本金を以て千九百十二年設立せられたる有限責任會社にして獨逸政府と契約し西カロリーネンに於て三十年の期限を以て土地を租借し椰子樹の栽培其他の農業、コプラの採取及販賣、眞珠母貝の採集其他各種の商業を營むに在り（土地租借契約第五條、定款第二條）

本會社は表面獨立の會社なるも其實ヤルイト會社の分身と見るを得べく創立日尙淺きを以て未だ收益を擧げ得ざるも將來發展の見込あるものなり

西カロリーネン會社土地租借契約（要領）

一、獨領ノイギネア保護領地方國庫は西カロリーネンに於

てヤップ島以東に位する各島嶼に於て島民の有する土地を三十箇年の期限を以て西カロリーネン有限責任會社に賃貸す（第一條）

二、土地にして島民の所有に係るものは地方國庫に於て之れを買收し其費用（官廳手數料を含み平均一「ヘクタール」に付十馬克を超ゆることを得ず）は會社之れを地方國庫に賠償すべし（第二條）

三、會社は年二百馬克の土地賃借料を納付す（第三條）

四、會社は上記賃借料の外借地より收穫のコプラに對し左記の租税を納付す

第一年乃至第六年	每噸に付	五馬克
第七年乃至第十一年	同	十馬克
第十二年以後	同	三十馬克

借地より收穫せるコプラの價格にして一噸五百馬克以上なるときは右租税は一噸に付五馬克を增す（第四條）

五、會社は契約締結後十年間は六百「ヘクタール」其後十五年間は更に三百「ヘクタール」の土地に椰子樹を栽植し植樹業の原則に遵ひ之れを維持し經營すべきものとす（第五條）

六、本契約の終了に際し地方國庫は會社が土地に對して費せる費用を賠償することとなし（第十一條）

二、獨蘭電信會社（株式會社）

(Deutsch = Niederländische Telegraphen Gesellschaft, Aktiengesellschaft in Cöln.)

千九百一年七月獨蘭兩國政府は其在亞細亞殖民地に於ける海底電線に協力すべきこと、獨蘭電信會社に海底線の陸揚及敷設を特許すること及二十年間每年百四十萬馬克以內の補助金（蘭國三十七萬五千馬克、獨國百二萬五千馬克）を同會社に與ふべきことを相互間に約定せり（後掲獨蘭兩國約定參照）右約定に基き兩國政府は獨蘭電信會社にヤップを基點とせる左記三海底線の敷設及經營に關する特許（後掲）を附與し同會社は其事業を開始したり

獨蘭電信會社が現時有する電信線左の如しヤップ島に在る同會社の支局は是等三線に依り電信事務を取扱ふ

（一）ヤップ—上海線（青島に連絡す）

（二）ヤップ—米領グァム線（桑港に連絡す）

（三）ヤップ—メナド（蘭領セレベス島）線（蘭領印度線に連絡す）

獨蘭電信會社は千九百四年設立を了せるものにして本店を獨國ケルン市に有し資本金七百萬馬克、社債五百三十二萬七千馬克（千九百十三年末日）會社所有電信線の延長六千三百三十六基米（千九百十一年末日）獨國電信會社中第三位に位する大會社なり

本會社は千九百十二年八月無線電信會社（Die Gesellschaft für drahtlose Telegraphie M. B. H. 伯林）と共同して獨逸南洋無線電信會社（Deutche Südsee = Gesellschaft für drahtlose Telegraphie, A.-G. 伯林）を創立せり

（イ）獨蘭電信會社營業狀況

貸借對照表（千九百十三年十二月三十一日）

借方

		馬克 布
一、海底線		一三、二四二、四二一'二五
一、海底線貯藏	一五四、二三八、四六	
右減價償却金	四、七三六、七一	
差引		一四九、五〇一、七五
一、土地		八五、五三四、三三
一、建物	四八九、〇三六、一五	
右減價償却金	一四、七八〇、六五	
差引		四八九、六三六、一五
一、機械	八、七八三、二五	
右減價償却金	二、六〇四、六〇	
特別減價償却金	六、一七七、六五	
差引		一'〇〇
一、器具		一'〇〇
一、什器	二〇、二四七、〇三	
一割減價償却金	三、四三三、一三	
特別減價償却金	一六、八一三、九一	
差引		一'〇〇
一、裝置		
減價償却金	四四、二二四、四〇	
一割減價償却金	一五、〇六一、五四	
特別減價償却金	二九、一六一、八六	
差引		一'〇〇
一、貸金		六二九、五六〇、八七
一、銀行預金		七六九、八二一、三三
一、普漏西王國銀行（伯林）		四四一、五〇八、四〇
一、現金		一四、一九一'二二
一、有價證券		三、三五七、六五五、四九
一、獨逸南洋無線電信會社參加		六五〇、〇〇〇'〇〇
計		一九、八一四、四五四、一三

貸方

		馬克 布
一、株金		七、〇〇〇、〇〇〇'〇〇
一、社債（四分利付）		五、三三七、〇〇〇'〇〇
一、積立金		二二六、九〇〇'〇〇
一、海底線補修資金		一、六一〇、六五四、五〇
一、海底線維持資金		八三四、九三三、四〇
一、借入金		九八四、九八五、八三
一、海底線償却金		二、二四三、〇〇〇'〇〇
一、買掛金		一〇、〇〇〇'〇〇
一、未拂配當金		八八〇'〇〇
一、利子		三、一八五'〇〇
一、配當積立金		一〇六、五四〇'〇〇
一、恩給資金		一五〇、〇〇〇'〇〇
一、裝置積立金		一五〇、〇〇〇'〇〇
一、特別積立金		三二〇、〇〇〇'〇〇
一、タロン稅資金		四〇、〇〇〇'〇〇
一、損益計算		
前季繰越金	二四四、五五〇、四五	
純益金	五六一、八二四、九五	
計		八〇六、三七五、四〇
計		一九、八一四、四五四、一三

損益計算表

支出之部

一、營業費		馬克 四八五、八六五、九六
一、海底線維持費		二一三、三四五、五〇
一、海底線補修費繰込		一七五、〇〇〇、〇〇
一、海底線維持資金繰込		八四、一五四、五〇
一、減價償却		
貯藏海底線	四、七三六、七一	
建物	一四、七八〇、六五	
機械	八、七八二、二五	
什器	二〇、二四六、〇三	
裝置	四四、二三三、四〇	
計		九二、七六九、〇四
一、海底線網償却		三二〇、〇〇〇、〇〇
一、仕拂利息		二一三、〇八〇、〇〇
一、有價證券減價額		二七、一一三、八八
一、純益金		八〇六、三七五、四〇
計		二、四一七、七〇三、二八

收入之部

一、千九百十二年より繰越		二六、一三一、五五
一、收入金		二、〇八六、一五八、六六
一、利子		八九、〇六八、〇五
計		二、四一七、七〇三、二八

本會社の財務に關しては他の一般獨逸海底電信企業と同じく銀行團之れに干與す其の銀行名左の如し

Dresdner Bank.
Schaffhauseuscher Bankverein.
Bank für Handel u. Industrie, Berlin.
Berliner Handelsgesellschaft, Berlin.
Direktion der Disconto-Gesellschaft, Berlin.
Nationalbank für Deutschland, Berlin.
Bankhaus S. Bleiorröder, Berlin.
Bankhaus A. Levy, Köln.
Bankhaus Sal Oppenheim jr. & Cie. Berlin.
Felten u. Guilleaum.
Allgemeine Electrizitätsgesellschaft, Berlin.

右の外左記の和蘭銀行參加あり

Die Nederlandsche Handels Maatschappij, Amsterdam.
Die Amsterdamsche Bank, Amsterdam.
R. Mees u. Zoonen, Rotterdam.

（ロ）在亞細亞蘭獨兩國殖民地との電信線敷設に關する蘭獨兩國間約定

和蘭王國政府及獨逸帝國政府は在亞細亞兩國殖民地と海底電線に依る連絡を設くる目的を以て左記約定を締結せり

第一條

和蘭王國政府は目下瓜哇島に於けるランダンガンとボルネオ島に於けるバンヂェルマシン及バリクパパンとの間に建設中の電信線路に接續すべき海底線一條をボルネオ島海岸に於けるバリクパパンとセレベス島の北岸に於けるメナドとの間に敷設且經營すべし

第二條

獨逸帝國政府及和蘭王國政府は將來敷設せらるべき亞米利加太平洋海底線と接續せしむるため兩國の監督の下に在る一獨蘭會社をしてメナドとパラウ諸島、ヤップ島、グァム島又は亞米利加太平洋海底線に接近する他の地點との間竝にパラウ諸島と上海との間に海底線を敷設し且つ經營せしむることに共同協力すべし

然れども獨逸政府にして利益ありと判定するときはヤップ島と亞米利加太平洋海底線陸揚地點との間の電信線の敷設及經營を米國太平洋海底線企業者に委任するの權利を獨逸政府に於て留保す

第三條

兩國政府は各其領土內に於て四十年間獨蘭會社に其必要とする海底線の陸揚權及該海底線の經營權を附與すべし

右陸揚權の附與は兩國の各主權を毫も侵害することなし仍て各政府は必要なりと認むるときは其領土上に於て政府電信事務に從事する吏員をして會社の機械を使用せしむるの權利を保留す

會社の料金表は兩國政府の承認を經るものとす

第四條

兩國政府は第二條に揭げたる海底線に對し長くとも二十年間每年百四十萬馬克を超過せざる補助金を獨蘭會社に賦與すべし該補助金の內三十七萬五千馬克は和蘭王國政府の負擔とし百二萬五千馬克は獨逸帝國政府の負擔とす

ヤップ島と亞米利加太平洋海底線陸揚地點との間の海底線の敷設が亞米利加海底線企業者に委任せらるゝときは補助金の最高額は第二條に揭げたる殘餘の海底線の長さに對する前記海底線の長さの割合に應じて之れを減額す補助金に對する獨逸の負擔額は右減額丈け減ぜらるべし

獨蘭會社に賦與すべき補助金は補助金海底線系電信料金の收入額の百分の九十に相當する額丈け每年減少すべし

補助海底線の障碍ある場合に會社に於て兩國政府が充分なりと判定する代用線路を提供する間は補助金は何等控除せらるゝことなかるべし

右代用線路が提供せられざるときは不通となりたる線區に對する補助金は兩國政府間に約定すべき詳細なる規定に遵ひ之れを低減し又は之れを全部停止すべし

海底線電信料金の收入額に依る補助金の減額及海底線不通の場合に於ける補助金の控除又は全部の停止額は海底線系の補助金總額に對する兩國政府の各負擔額の割合に應じ兩國政府之れを收得す

第五條

會社に於て將來蘭領印度諸島より西方地方に至る電信線を敷設せんことを望むときは和蘭政府は右目的を達せしむる爲め其時詳細に確定せらるべき適當の地點の陸揚權を會社に附與すべし

此の場合に於て會社は一條又は數條の仲繼海底線に依り同社海底線と西部海底線とを接續することを許可せらるべし會社に於て中繼海底線間の直接連絡上必要あるときは和蘭政府は會社の希望に因り同政府陸線の一條又は數條を兩

者間に協議の上定むべき使用料の仕拂を受けたる上會社に貸與し且つ會社の機械及其吏員をして經營せしむべし

第六條

會社をして直接又は間接に競爭をなすことを困難ならしむる條件を蘭領印度に於ける他の海底線企業者に附與する場合に於ては會社は同樣の條件に因る利益を享有すべし

第七條

本約定の解釋又は實施に關し異見ありて兩國政府間の商議に依り解決することを得ざる場合に於ては國際爭議の平和的解決に關し千八百九十九年七月二十九日締結せられたる協約第二章に規定したる常設仲裁々判所を招集するものとす

右證據の爲め下記署名者は正當の委任を受け本約定に調印を了せり

和蘭王國政府及獨逸帝國政府の承認を受くべきものとして千九百一年七月二十四日伯林に於て本書二通を作成す

（署　名）

（ハ）獨蘭兩國政府より獨蘭電信會社に附與したるメナド・ヤップ線、ヤップ・グアム線及ヤップ上海線の敷設及經營に關する免許條件要領

一、企業者は海底電線經營の初より向ふ四十年間メナド・ヤップ線、ヤップ・グアム線及ヤップ上海線の敷設及經營に關する免許竝にメナド及ヤップに於ける陸揚權を有す

二、企業者はメナド・ヤップ及上海に電信局を設置し竝に是に海底線を引込むことを要す海底線は上海に於ては獨逸郵便局舍内に、メナドに於ては蘭領印度政府電信局舍内に之れを引込むものとす、兩局舍内に於て借受くる場所は企業者に於て自由に之れを使用し得るものとす

三、電報の受付及配達は獨蘭領域内に在りては兩國政府之れを掌るものとす

四、確認したる原理に從て敷設したる海底線の傳送速度は通信の際一語五字と計算し一分間少なくとも二十五語を傳送することを要す共他海底線の電氣上の線質は企業者と協議の上兩國政府之れを決定す

五、企業者は海底線を常に良好なる狀態の下に保持することを要す又不通の場合に於て電報料金を引上ぐることなく同一價値の代線を提供することに注意すべし

本免許の下に建設したる線に對しては現在效力を有する實施約定と共に萬國電信條約を適用するものとす

七、企業者は共線の通信開始より二十年間毎年百九十萬馬克の補助金を受くるものとす右金額の内獨逸政府は毎年百五十二萬五千馬克、和蘭政府は三十七萬五千馬克を仕拂ふものとす補助金を受くる總海底線の一部より生ずる收入金の九割は年々之れを補助年額に通算す但し該收入金は總補助金額に對する兩國政府の分擔額の割合に準して兩國政府に之れを割當つるものとす

八、電報料金の制定竝に電報の傳送及料金に關する他の電信企業者との契約の締結竝に他政府との總ての條約の締結は免許を與へたる政府の承認を經べきものとす

九、兩國政府の官報は企業者の線上に在りては五割の料金減額を受くるものとす

十、企業者は本免許受領後一年内に本免許に依り得たる總ての權利及義務を獨蘭兩國の資本を以て設立すべき株式會社に讓渡すべきものとす右會社の定款は免許を與へたる政府の認許を經ることを要す

十一、取締役二人會社を經理す其内一人は獨逸國臣民、他の一人は和蘭國臣民とす獨逸人取締役の任命は獨逸政府、和蘭人取締役の任命は和蘭政府の承認を經べきものとす監査役會會員の少なくとも三分二は獨逸國臣民又は和蘭國臣民たることを要す又全會員の少なくも四分一は獨逸國臣民、及四分一は和蘭國臣民たることを要す兩國政府は會社内に於ては其特別の權限を有する委員を代表者とす該委員は總ての監査役會議及總會に列席す電信局長は絶對に獨逸國臣民又は和蘭國臣民たることを要す

三、獨逸南洋無線電信株式會社

(Deutsche Südsee = Gesellschaft für drahtlose Telegraphie, Aktiengesellschaft, Berlin)

本會社は千九百十二年八月無線電信會社(Gesellschaft für drahtlose Telegraphie M. B. H, Berlin）と獨蘭電信會社と共同して創立せるものにして本店を伯林に有し獨國政府と契約してヤップ・ナウル・ラバウル・アピア間の無線電信業を經營せるものなり

本會社の資本額は百三十萬馬克にして獨蘭電信會社は株金六十五萬馬克、社債四十萬馬克を引受け獨逸政府は年六分の配當を保證せり（獨蘭電信會社千九百十二年業務報告に依る）、本會社の第二回營業成績（自千九百十三年七月至千九百十四年六月）要領左の如し

一、前期繰越損金	馬克 一四、八六六
一、右控除後純益金	四三、五〇一
一、營業收入	二三八、四五四
一、利子收入	二、三九三
一、營業費	五六、〇八一
一、起業費	五四、四〇一
一、施設物減價償却	二〇、一四六
一、電信所維持費	五三、八五〇
一、電信所設備	一、一四三、三七九
一、建物	一九七、一一八
一、銀行預金	二三七、〇三〇
一、豫備金	一一、〇一七
一、獨蘭電信會社債權	一一九、九二七
一、無線電信會社同上	五三、五五四
一、他の債務	一六、六三〇
一、株金	一、三〇〇、〇〇〇

第十一節　ファイス島

(Fais, Feis, Astrolabe, Tromelin)

本島の位置は北緯九度四十五分、東經百四十度三十三分

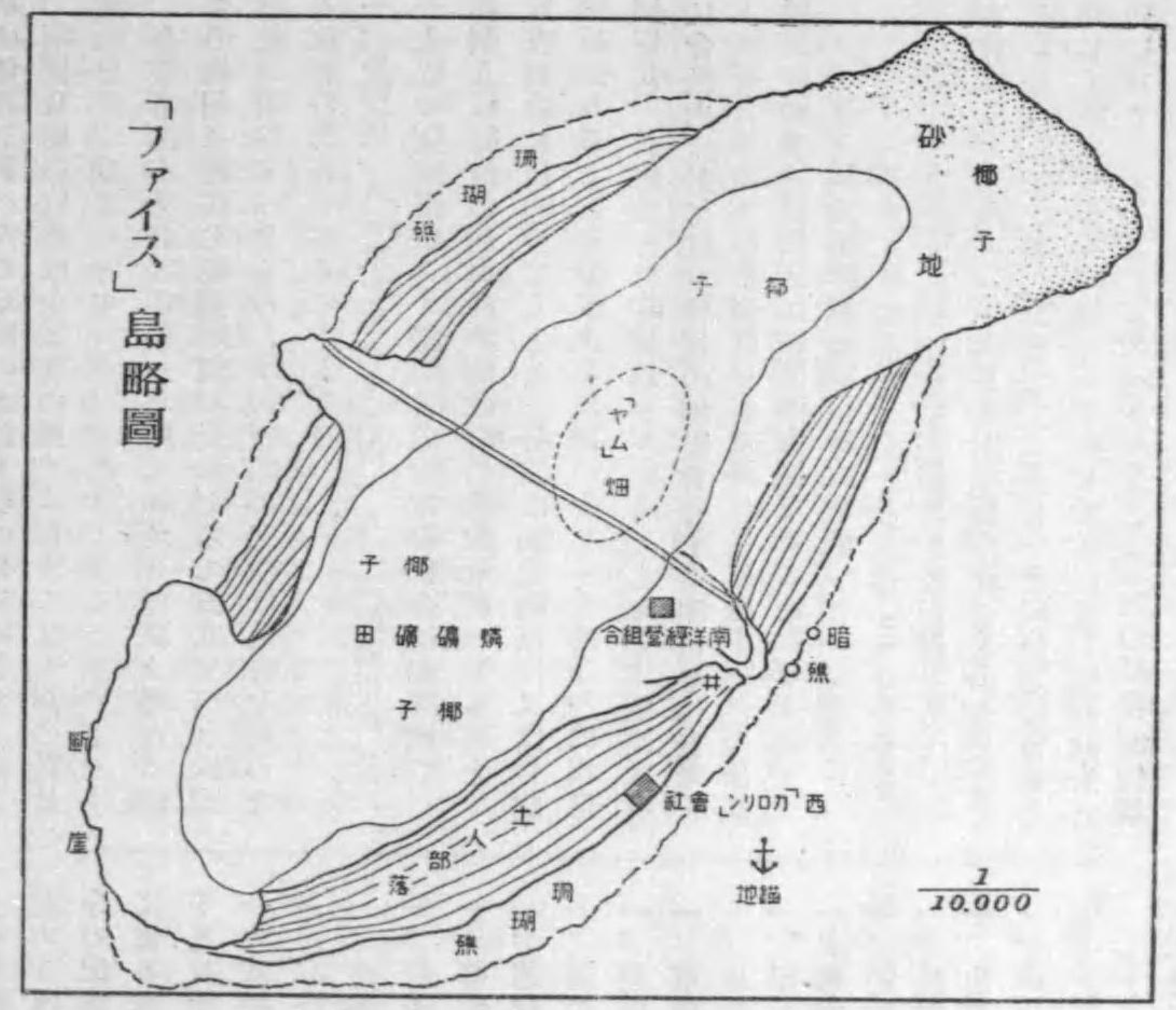

に在りヤップ島の東に位する小島なり島地は海拔約十米突にして其西南部は稍々高く海岸は斷崖をなし東北部は稍低きも常に北東の恒風に曝露し風濤荒し島の中央部は低平にして燐礦々田をなし椰子樹林を以て蔽はれ一部はヤム芋の耕地たり海岸には港灣乏しく唯一の上陸地點は島の東南部西カロリーネン會社分店所在地附近あるのみ

住民は中部カロリーネン種にして褐色の皮膚を有し男子は美なる黥を施せり又男女共に耳環を飾るもの多し人口は千九百四年に於て約三百、千九百十四年は五百五十を算し三箇の部落に分れ二人の酋長を戴けり

氣候は暑熱なるも健康地と稱するを得べし島の中部に於て西北より東南に通ずる幅員四米突の直線大道路一條あり海岸には港灣乏しく唯一の上陸地點は島の東南部に存するのみ

本島の經濟的價値は燐礦に在り品質はアンガウル島産のもの丶如く優良ならざるも礦量は約百五十萬噸を算すと稱せらる獨逸南洋燐礦株式會社は本島の燐礦採掘權を有し千九百十六年より事業開始の豫定なりき其他本島の產物としてはコプラの產出多く年額二十噸內外に達す西カロリーネン會社の分店ありコプラの輸出に從事す我が海軍の本島占領後南洋經營組合は其店員數名を本島に止まらしめたり

○ファイス島燐礦採掘權

ファイス島に於ける燐礦は當初ハンザ南洋シンヂケートの派遣に係る探究隊の發見せるところにして右シンヂケートは其代表者たる千九百十一年七月獨逸國民銀行をして其採掘特許の附與を出願せしめ其後、獨逸南洋燐礦株式會社(事業地アンガウル島)に右特權讓與方を出願し終に千九百十三年二月十三日附を以て帝國宰相より左記要領の燐礦採掘特許を與へられたり其大體はアンガウル燐礦採掘特許と同じきも燐礦積出噸稅の幾分高率なるを見る

一、燐礦採掘權を南洋燐礦株式會社に讓渡すこと

二、特許期限三十五箇年

三、採掘に必要なる土地を島民關係に差支なき限り會社の費用にて買收して保護領の所有となし會社特權の存續期間之れを會社に利用せしむ

四、會社は積出燐礦每一噸(千「キログラム」)に付一馬克五十布を稅として國庫に納付すべし千九百十六年七月一日以後は少なくとも年額一萬馬克を納付すべし

五、國庫は純益配當に參加すること左の如し

資本金の十分一を超過することを許さゞる後期繰越金を控除したる後純益金を左の如く分配す

(イ)株主八分

(ロ)殘額中より事業開始後二十五年間は株主六割、保護領國庫四割、二十六年目より三十年迄は株主、國庫各五割、三十一年目より三十五年迄は株主四割、國庫六割

六、會社權利の讓渡は帝國殖民省の認可を要す

七、會社解散の場合には國庫は左の如く清算に參加す

清算にして二十五年內に生ずるときは四割

二十五年以上三十年迄は五割

三十年以上三十五年迄は六割

八、上記特權の消滅又は會社解散の場合には會社の施設物は全部國庫の所有に歸す

千九百十三年獨逸南洋燐礦會社は上記シンヂケートより燐礦採掘權を代金二十萬馬克にて讓受けたるも未だ事業に著手せざるものなり

第十二節　パラウ諸島

(Palau-,Pelauinseln, Palao-, Pelewinseln)

北緯六度五十分乃至八度十分、東經百三十四度十分乃至百三十四度四十八分

地理　本諸島は主島バーベルタオブ(Babeltaob)を中心とせる一群の島嶼にして住民ある大島七、其他無人の小島嶼又は礁二十箇以上より成る、主島の北方にヌガレケクラウ及ヌガレグール(Ngarekeklau, Ngaregur)の二小島竝にコッソール(Kossolriff)外二箇の礁あり南方にはコロール(Koror)ゴモテス(Gomotes)ヌガレコバサング(Ngarekobasang)ヌガルゴル(Ngargol)マラカル(Malakal)ウルクサペル(Urukaspel)アウロング(Anlong)アイルマルク(Eil Malk)アイルタオブ(Eil Taob)ピリリウ(Piliiju)ア

ンガウル（Angaur）等の諸島あり島地の總面積四百五十方基米にしてマルシャル群島の總面積よりも大にしてクサイエ・トラック及ヤップの三島を合したるものと同一面積なり是等諸島は地質學上火山列島にして亞細亞大陸の外廓をなせるものと見るべく近海の水深は驚くべく大なるものあり山の高きものヌガレコバサング島に三百米突のもの、マラカル島に四百九十米突のもの、バーベルタオブ島に六百米突のものあり島嶼の周圍は多く珊瑚礁を以て圍繞せられ二、三の通航路によるの外船舶の島地接近困難なり

マラカル島及コロール島には鑛泉ありて共に水量豐富、飲料に適す

氣候　溫度及降雨量はヤップ島と大差なし多雨季は六、七、八月にして一月乃至四月は雨少なし

動、植物　植物の分布狀態はヤップ島と趣を同ふするも其發育は同島に比し遙に旺盛にして且つ各種の有用植物頗る豐富なり動物は馬來種系統に屬し其種類少なし蛇類及鰐魚の棲息は他島に見ざるところなり

產物　島產の內燐礦（アンガウル島）を除けば各種木材及貝類を產物の第一位に置くを得べし然れども木材には未だ著目せるものなく輸出せられたることなし

本島々上には森林多く堅質なる有用材に富む其重なるもの左の如し（在パラウ陸戰隊調査）

一、アラス　紫檀に類似し其木質稍柔軟、徑三尺、長さ四、五間の木材を得べし

二、バッドリール　黑柿に似て質硬し家具製造に適す產額多からず

三、ドルト（鐵木）　空中に曝露するときは黑褐色を呈す多量の油氣を藏し蟲害を被らす又腐朽することなし建築材に適す無人の島嶼に多く產するも主島には之れを見ることなし大なるものは徑二尺、長さ五、六十尺に至るものあるも其產多からず

四、アプタカス（タマナ）　木質硬く木理美にして卓、床板等に適す徑四、五尺、長さ三間位迄の材を得べし山林中に豐富なり

五、カシモロコ　前者と略同一なるも木質稍軟く徑三、四尺、長さ五、六間にして豐富なり

六、オカル　ネム樹（合歡木）に類似す木質粘靱にして彈力に富む其老大なるは徑五、六尺、長さ十間に至るものを得べきも普通は徑三、四尺、長五、六間に止れり到る所に多く產す

七、アビョックル　木質堅硬、橋材に適す全島に分布せるも產出少し

八、ブラワコヨシ　山桐に似て木質柔軟にして加工容易なり產額多く島民は建築材として之れを使用す徑一尺、長さ二間迄位なり

九、カルマル（イチビ）　徑一尺以下のもの多く長さ二間位を最長とす端艇及橈の製造に適す島民の有用視するところにして樹皮を以て繩を製し或は索となして女子の腰簑を造るに用ふ全島に產するも量豐富ならず

一〇、アガビボコ　木質粘靱にして端舟の龍骨に適す徑一尺內外、長さ四十尺、全島に產するも其最も多きは岩石島なりとす

一一、ケレラカルム　材質及用途ブラワコヨシに似たり徑三尺、眞直なる長材を得べし屋內用材として用途多し

一二、ツトベアカル及オロール　海岸の水中に多く產す質硬强にして彈力に富む島民は其根を以て弓又は櫛等を作る產額大にして三間位の長材を得べしオロールは彈力稍少なし

一三、ムゲカズ　潮水中に產し島民最も多く用ふる建築材にて徑一尺四、五寸、長さ四間位、產多からず

一四、アガス　木質本邦の松の如く堅硬なり徑一尺內外のもの最も多し長さ五、六間位の眞直なる用材を得べし

產地は無人の岩石島海岸にして豐富なり

用材に適する植物の重なるものは上述の如くなるが此他に果樹、果草少なからず又各種の纖維植物、竹等頗る豐富に生育す

椰子樹は其數少なからざるも近年害蟲の繁殖太だしく樹勢衰へ結實力減少せるを以てコプラの產出額は大ならず害蟲に因る被害は椰子樹以外の有用植物にも大なるが如く官憲は銳意其の驅除に努めたるも奏效捗々しからずといふ

貝類及魚族は饒多にして殊に高瀨貝の採取は有望なりと目せらる海綿、鼈甲も亦輸出品にして殊に後者は其甲質優良なりと稱せらる

南方のピリリウ及アンガウル兩島には多量の燐礦を含藏す（アンガウル島參照）

住民　パラウ諸島の住民はカロリーネン種に屬しヤップファイス等西カロリーネン諸島々民と同系なるも其驅幹の構造は又幾分の差違を示し獨逸學者中には本島の島民はパプア（ノイギネア）、馬來兩種の混血族なりと說くものあり

島民は男女共半裸體跣足にして腰簑を用ふること男子が

椰を用ふること等ヤップ島の男女と同じく常食はヤム又はタロ芋、麵麭果、各種果實、魚貝の肉等にして米を愛好すること他島々民と同じ島民の家屋に住家と壯丁合宿所とあることも亦ヤップ島と同じく體裁材料も亦大差なし

男子の生業は各種の農耕及漁業にして女子は芋類の栽培及手工に從へり漁業は沿岸に限られ槍又は釣針に依るものにして其漁船は扁平狹小にして遠航に適せず島民は通貨として石貨(獨語ゲルドスタイン)を有するもヤップ島民のものとは大に其趣を異にし多くは天然玻璃、卑金石、瀨戸物の類を以て製せる小貨にして其種類頗る多く酋長所藏のものには高價のもの少なからずと云ふ又稀には大にして重さ數噸に達する石材製のものも存すと云ふ獨逸貨幣は土貨に關せず一般に流通す

島治　コロール島に獨逸支政廳ありヤップ政廳に直屬する支政廳長ありて島治を主理す其地位、總督府及政廳に對する關係はトラック又はサイパン等の支政廳長と大差なし行政及司法の細項は之れを酋長の自治に委任し廳長は唯其大綱を綜ふるのみ支政廳長は約二十名の巡警隊を有し獨國官吏之れを訓練して巡警及雜役に服せしむ

酋長は島民の公選に依るものにしてコロール島にアイバドル・ガットンガラにアルックライなる大酋長ある外全島に六名あり皆部下の島民に對し權威を有し支政廳の島治の補助機關として行政司法の權を有す若し部落民の希望あるときは女子酋長を選出することあり

各酋長の內アイバドル(大酋長の尊稱にして別に固有名を有すといふ)は年齡七十餘、島內の大勢力家にして獨逸官憲は頗る之れを利用したるもの丶如く占領後は本邦に對し好意を有す

本島の財政狀況は良好にして千九百十四年の豫算に依れば經常歲入總額三萬五千三百馬克、同歲出總額二萬四千百馬克なり(本島の財政に關してはヤップ政廳歲計豫算表參照)

宗教及教育　島民が固有の宗教を有せざること他島と同じく基督舊教最も普及せるが如し僧侶は五名、尼僧五名、熱心布教及島民兒童の教育に從事せり

教育は絕對に教會の附屬事業にして全島の學校數六箇(コロールの學校最も整備す)男女教員九名(多くは宣教師に於て兼ぬ)生徒數二百八十九を算す其教科目は宗教(パラウ語)、算術、習字及讀書(パラウ語、獨逸語)、獨逸語、博物學實物教授、手工、地理、圖書、唱歌、體操、遊戲等なり生徒には教會より教科書、衣食を給與し各校共に男生徒は通學、女子生徒は寄宿の制を取れり學校の經費は年額三萬馬克にして本國教會の補助及島民の寄附金に依るものなり

衞生　廳醫一名及助手一名病院に於て施療其他衞生事務に從事し廳醫は時々各島を回診せり最も多き疾患は皮膚病にして僂麻知斯、花柳病、フランベシア、癩病等も亦多し

勞銀　常雇勞働者は食料を給したる上一日半馬克乃至一馬克、一時雇は給食の上一日一馬克、大工、木挽等特殊の技能あるものは給食の上一日二馬克內外なり政廳の使役せる勞働者は其賃銀として得る所一般に少なく一日半馬克內外に過ぎず

人口

種族名		男	女	小兒	計
島民	(一九一三年十二月)	一、二六五	一、二一六	一、五六一	四、〇四二
ポナペ島民	(同　上)	一三五	一四五	八九	三六九
ソンソール島民	(一九一四年十月)(小兒を含む)	四〇	四六	—	八六
チャモロ族	(一九一三年十二月)	一六	六	二四	四六
合計					四、五四三
日本人	(一九一四年十月)	二二	二	一	二五
獨逸人	(同　上)	九	六	—	一五
英國人	(同　上)	一	—	—	一
合計					四一
總計					四、五八四

本島の人口は千九百二年に於て三千七百四十八、千九百八年に於て四千三百二十一を算したりといふを以て現時の土民人口四千五百餘なるに顧みるときは幾分增加せるものといふべし

交通　本島各島村落內には石を以て疊める粗造の道路ある外島地には道路と見るべきものなく只島民の往來する小徑の存するのみ各島嶼間の交通は專らカヌー又は端艇に依り其他一島地部落間の交通も陸上よりも水路に依る場合多しカヌーは其數全島にて約五百隻、端艇の大なるもの約三百隻(內本邦人の所有に係るもの三十隻)其他多數の小端艇あり

定期船はヤルイト會社汽船ゲルマニア號及北獨逸ロイド社の汽船にして前者は年六回コロール港に寄港し內三回は獨領南洋諸島並にシドニーに他の三回は香港に交通の便あり後者は每月一回アンガウル島に寄港す其他南洋貿易會社の帆船二隻(順豐丸及日東丸)及獨逸南洋燐礦會社の汽船ウキーガンド號不定期に來港す

貿易　本島の貿易及商業は本邦人の手に在りて今日迄競爭外國商なし左記二箇の本邦商あり

南洋貿易株式會社パラウ分店　本店はマラカル島に店舗を有しピリリウ及メレゲヨクに出張所を置き鐵器、陶器、米、石油、太物、端艇材料其他各種雜貨を本邦より輸入して島民及白人に販賣すると同時に島民の製出せるコプラを買入れて海產物(高瀨貝、海參、鼈甲等)と共に本邦及外國市場へ輸出せり店員十五名を有し其利益ヤップ支店よりも却て大なりといふ貨物は會社所屬の帆船に依り輸送す

日本恒信社パラウ支店　當支店は同社唯一の支店にして明治二十四年の創立に係り當時西班牙領時代に於ては土地を有せしも獨領となるに及て其大部分を失ひ現時は僅にプリサン地方に於て椰子樹栽培を營めり支店長關勘四郎なるものは多年南洋に在りて其事情に精通しマラカル島に在る支店(南洋貿易會社分店と同一海岸に在りて港口に近接す)は店舖、倉庫等を有して島民との關係密接なり其業務は上記南洋貿易會社分店と同樣なるもコプラの輸出額は之れに及ばず店員十名プリサン及ヌガルスマウに出張所を有す

パラウ諸島の千九百十三年輸出入表左の如し　(卷末第五表)

第十三節 アンガウル島（Angaur）

バラウ島群の南端に在り南北四基米、東西三基米半、海拔三十乃至四十米突の扁平なる小島にして島邊は風濤荒く

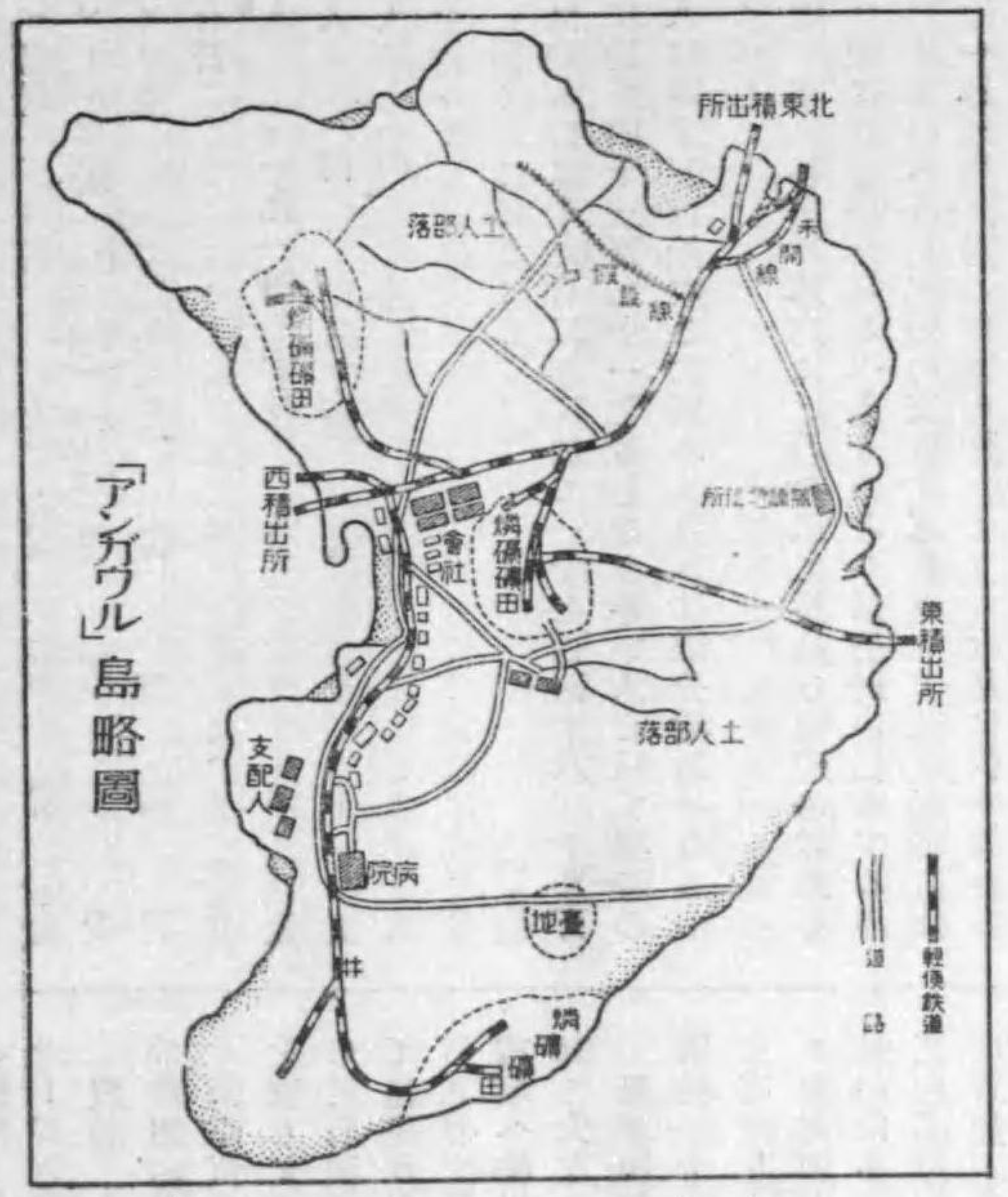

「アンガウル」島略圖

島上には草木密生し燐礦に富む

住民　本島の住民はバラウ群島の他島の住民と大差なし只外國人に接近せる結果貨幣の價値を解し仔々努力して貯蓄に努むるの風あり婦女子中には他島よりの出稼勞働者、支那人等に賣淫するの悪風を有す

人口　島上二箇の部落あり北部のものは戸數約二十にして稍富み中部のものは二十四あり人口數左の如し

	千九百十四年十月調	千九百十四年十一月調
アンガウル島民……	約　九〇	約　九〇
他島よりの出稼勞働者	約　三九〇	二三〇
支那人…………	六八	六八
獨國人…………	一八	一
米國人…………	一	一
本邦人…………（女）	一	（男）一〇

右の内本島民の多數を除く外は悉く本島に於て事業を經營せる獨逸南洋燐礦會社の使用人にして本邦女子一名は同社支配人リッペルトなる者の內縁の妻なり本邦男子十名は占領後上記會社の財產及事業を管理せる我が南洋經營組合の所屬員なり會社使用人中獨、米人は我が海軍より退島を命ぜられたるものなり

島治　從來本島にはバラウ島と同じく支政廳の設置ありしも千九百十三年十一月之れを撤廢し全島をバラウ支政廳の管下に置くに至れり而して島地の殆ど全部は獨逸南洋燐礦株式會社の所有に屬し住民の大部分も亦其使用人なり是を以て該會社の代表者（支配人リッペルト）は會社事業の經營と共に一般の島治を掌理し獨逸官吏の駐在するものなし右會社代表者は酋長を利用して村治を輔けしむ

民刑事々件の極めて些少なるものは會社代表者に於て之れを處理し他はバラウ支政廳、其重大なるものをヤップ政廳に移送す犯罪は少なきも件數の多きは窃盗、姦通等なり

衛生　島內に獨逸南洋燐礦株式會社附屬の病院あり從來獨人醫師一名之れを管理し島民の無料診察及入院に對しバラウ支政廳より少額の補助を受けたり病室は白人四名、島民二十名を收容することを得

島內淡水に乏しく雨水を貯積す島の南部に井戸あり製氷用に供す

宗教及教育　島民は何等固有の宗教を有せず教育の機關なく學童はバラウ島の學校に送るを常とす

交通　島の西海岸に沿ひて一條の主なる道路あり其他燐礦會社の建設せる小道路及輕便鐵道（蒸汽力に依る）あり密林中にも島民の通行する小徑あるを見る

燐礦會社所有汽船ウヰーガンド號（四九九噸）の近海を航行するある外北獨逸ロイドの定期汽船每月一回、香港及シドニーより交互に來港し食糧、石炭其他を供給す其他にも燐礦積出の爲め外國汽船の寄港するもの多し島の周圍は港灣に乏しく船舶の碇泊に困難なるのみならず上陸にも亦不便多し島民はカヌーにて附近海上を航行す北方に在るビリリウ島と本島との間の水道は潮流强く航行に注意を要す

島內に燐礦會社專用の電話線を架設しあり別に同會社の建設せる無線電信所ありしも大正三年九月英艦の砲擊に依り破壞せられたり

產物　燐礦を以て本島唯一の物產とす其種類は褐色粒狀のものと白色粘土盤狀のものとの二種を產し共に品質優秀にして獨逸、日本等に多量に輸出せらる其他島上に堅質の木材を產し其量少なからざるも島民は家屋の建築、端舟其他の器具製造に供せらる島上ババヤ樹、瓜類其他雜草木密茂し島民の食用となるべき果實を產す

島史　バラウ群島の諸島中には其地質上より考察して石炭を埋藏すべしとの見込に依り探究の結果發見せられたるはアンガウル庫の燐礦にして爾來此の小島は頗る世の注意を惹き獨逸南洋燐礦株式會社の創立となり同會社は千九百九年二月より同島に於て燐礦採取事業を開始し近年に至りては多額の利潤を獲得せり（後項獨逸南洋燐礦株式會社の項參照）

○獨逸南洋燐礦株式會社
Deutsche Südseephosphat=Aktiengesellschaft

本會社は燐礦の採掘及加工竝に之れに關聯せる各種事業の經營を目的とする（定欵第二條）株式會社にして千九百八年の創立に係り獨國ブレメン市に本店を有し資本金四百五十萬馬克、事業地はアンガウル島とす本會社は當初在ブレメン獨逸國民銀行其他の銀行業者より成れる資本團の派遣せる研究隊の調查に基き獨國政府よりアンガウル・ビリリウ兩島に於ける燐礦採掘の特許を得て成立せるものにして帝國鑛山條例の一部の適用を受けざるに於て一種の特許會社と見るを得べくヤルイト會社、獨蘭電信會社と相對立せ

露光量違いの為重複撮影

る獨領南洋の大會社なりとす

本會社の有する燐礦採掘特許(別項參照)の期限は三十五箇年にして獨國政府は監督官を置きて其事業を監視し積出燐礦每一噸に付一馬克二十五布の租稅の外國庫は會社收益の分配を受くアンガウル島の島地の大部分は現時本會社の私有地に屬す(別項土地賣買契約參照)

本會社の營業は千九百十一年より收益を見、千九百十二年に於て純益三十一萬二千餘馬克(株主配當六分)、千九百十三年に於て六十八萬八千餘馬克(株主配當一割一分)を得燐礦積出年額千九百十三年九萬噸に達し將來十二萬噸に上るべき見込ありといふ

本會社はアンガウル・ピリリウ兩島(後者に於ては事業を開始せず)の外尙ファイス島に於て燐礦採掘の特許を有するも未だ事業を開始せざるのみならず何等施設をなせし形跡なし(ファイス島の項參照)

(イ)アンカウル島燐礦採掘特許

在ブレメン獨逸南洋燐礦株式會社を設立せんとする資本團體の指導者たる在ブレメン獨逸國民銀行株式會社に對し三十五箇年の期限を以てアンガウル島に於て燐礦を左の規定に遵ひ探查し且つ採掘するの獨占權を附與す

一、採掘に附隨し且事業經營に必要なる土地は其島民關係に差支なき限り會社に於て島民と妥協の上代價を支辨して保護領國庫の所有地となし之れを會社の有する權利の存續期間其採礦及利用に委するものとす島民又は其他の權利者との必要なる妥協の方法及金額を決定すること竝に島民の爲に必要なるべき措置を講ずる事はヤップ政廳又は其代理者に專屬す

二、會社は前記第一條の規定に關係なく租稅として輸出燐礦每千「キログラム」に付一馬克二十五布、第四年目(會社設立の日より起算す)よりは一年少なくとも三萬馬克を國庫に納入すべきものとす

噸稅徵收の任に在る官吏は積出數量を確定するに必要なりと認むる群島領地に於て記入せられたる會社の帳簿竝に船舶積込に關し作製せられたる證書を查閱し且他の一切の行爲を監視するの權限を有す每回の積込に對し積荷證書竝に船長及高級船員又は船主の傭人の署名したる證明書を上記官吏に交付すべきものとす若し官吏にして輸出確知の目的を以て會社の船舶に依り旅行をなすの必要あるときは無賃且つ當該地方相當の實費仕拂に對し適當の給養を與ふべきものとす

會社定欵に記載せられたる政府監督官は決算監督の爲め會社の帳簿全部を附屬書類と共に查閱し又は人をして之れを檢査せしむることを得

噸稅は燐礦の輸出に際し之れを納付すべきものとす其納入方法に關してはヤップ政廳に於て細則を規定すべし若し噸稅が或る年に於て第一項に依り納付すべき三萬馬克の最低額に達せざるときは其差額は次年の一月二日に於てヤップ政廳金庫に納入すべきものとす

三、國庫は會社の純益を分得す其計算法左の如し

每年十二月三十一日を以て商法上の原則に遵ひ貸借對照

島民パパヤ果採取の景

アンガウル島々民

露光量違いの為重複撮影

る獨領南洋の大會社なりとす

本會社の有する燐礦採掘特許（別項參照）の期限は三十五箇年にして獨國政府は監督官を置きて其事業を監視し積出燐礦毎一噸に付一馬克二十五布の租稅の外國庫は會社收益の分配を受くアンガウル島の島地の大部分は現時本會社の私有地に屬す（別項土地賣買契約參照）

本會社の營業は千九百十一年より收益を見、千九百十二年に於て純益三十一萬二千餘馬克（株主配當六分）、千九百十三年に於て六十八萬八千餘馬克（株主配當一割一分）を得燐礦積出年額千九百十三年九萬噸に達し將來十二萬噸に上るべき見込ありといふ

本會社はアンガウル・ピリリウ兩島（後者に於ては事業を開始せず）の外尙ファイス島に於て燐礦採掘の特許を有するも未だ事業を開始せざるのみならず何等施設をなせし形跡なし（ファイス島の項參照）

（イ）アンガウル島燐礦採掘特許

在ブレメン獨逸南洋燐礦株式會社を設立せんとする資本團體の指導者たる在ブレメン獨逸國民銀行株式會社に對し三十五箇年の期限を以てアンガウル島に於て燐礦を左の規定に遵ひ探査し且つ採掘するの獨占權を附與す

一、採掘に附隨し且事業經營に必要なる土地は其島民關係に差支なき限り會社に於て島民と妥協の上代價を支辨して保護領國庫の所有地となし之れを會社の有する權利の存續期間其採礦及利用に委するものとす島民又は其他の權利者との必要なる妥協の方法及金額を決定すること竝に島民の爲に必要なるべき措置を講ずる事はヤップ政廳又は其代理者に專屬す

二、會社は前記第一條の規定に關係なく租稅として輸出燐礦毎千「キログラム」に付一馬克二十五布、第四年目（會社設立の日より起算す）よりは一年少なくとも三萬馬克を國庫に納入すべきものとす

噸稅徵收の任に在る官吏は積出數量を確定するに必要なりと認むる群島領地に於て記入せられたる會社の帳簿竝に船舶積込に關し作製せられたる證書を查閱し且他の一切の行爲を監視するの權限を有す每回の積込に對し積荷證書竝に船長及高級船員又は船主の傭人の署名したる證明書を上記官吏に交付すべきものとす若し官吏にして輸出確知の目的を以て會社の船舶に依り旅行をなすの必要あるときは無賃且つ當該地方相當の實費仕拂に對し適當の給養を與ふべきものとす

會社定款に記載せられたる政府監督官は決算監督の爲め會社の帳簿全部を附屬書類と共に查閱し又は人をして之れを檢査せしむることを得

噸稅は燐礦の輸出に際し之れを納付すべきものとす其納入方法に關してはヤップ政廳に於て細則を規定すべし若し噸稅が或る年に於て第一項に依り納付すべき三萬馬克の最低額に達せざるときは其差額は次年の一月二日に於てヤップ政廳金庫に納入すべきものとす

三、國庫は會社の純益を分得す其計算法左の如し

每年十二月三十一日を以て商法上の原則に遵ひ貸借對照

島民パパヤ果採取の景

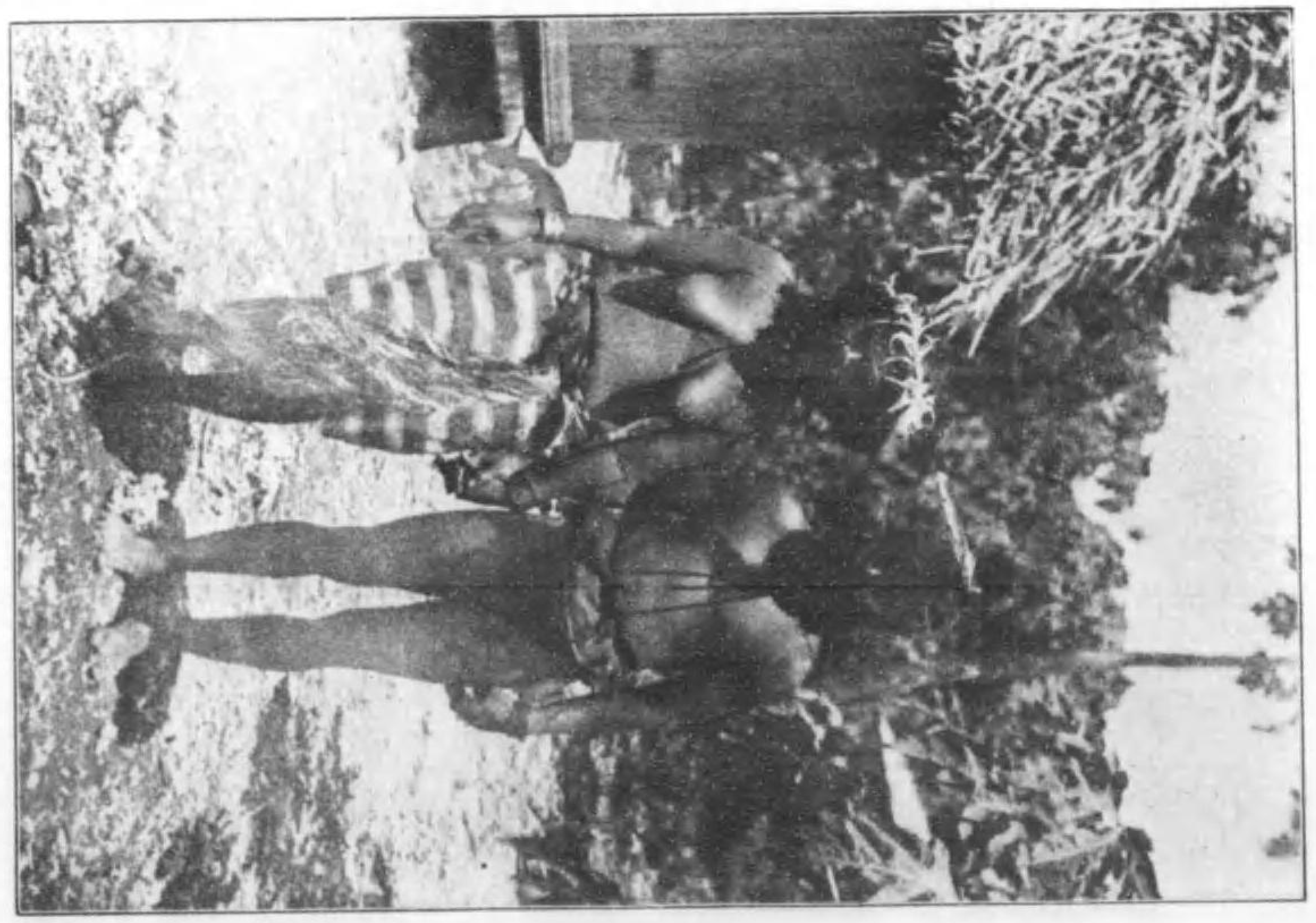

アンガウル島々民

露光量違いの為重複撮影

アンガウル島壯丁合宿所

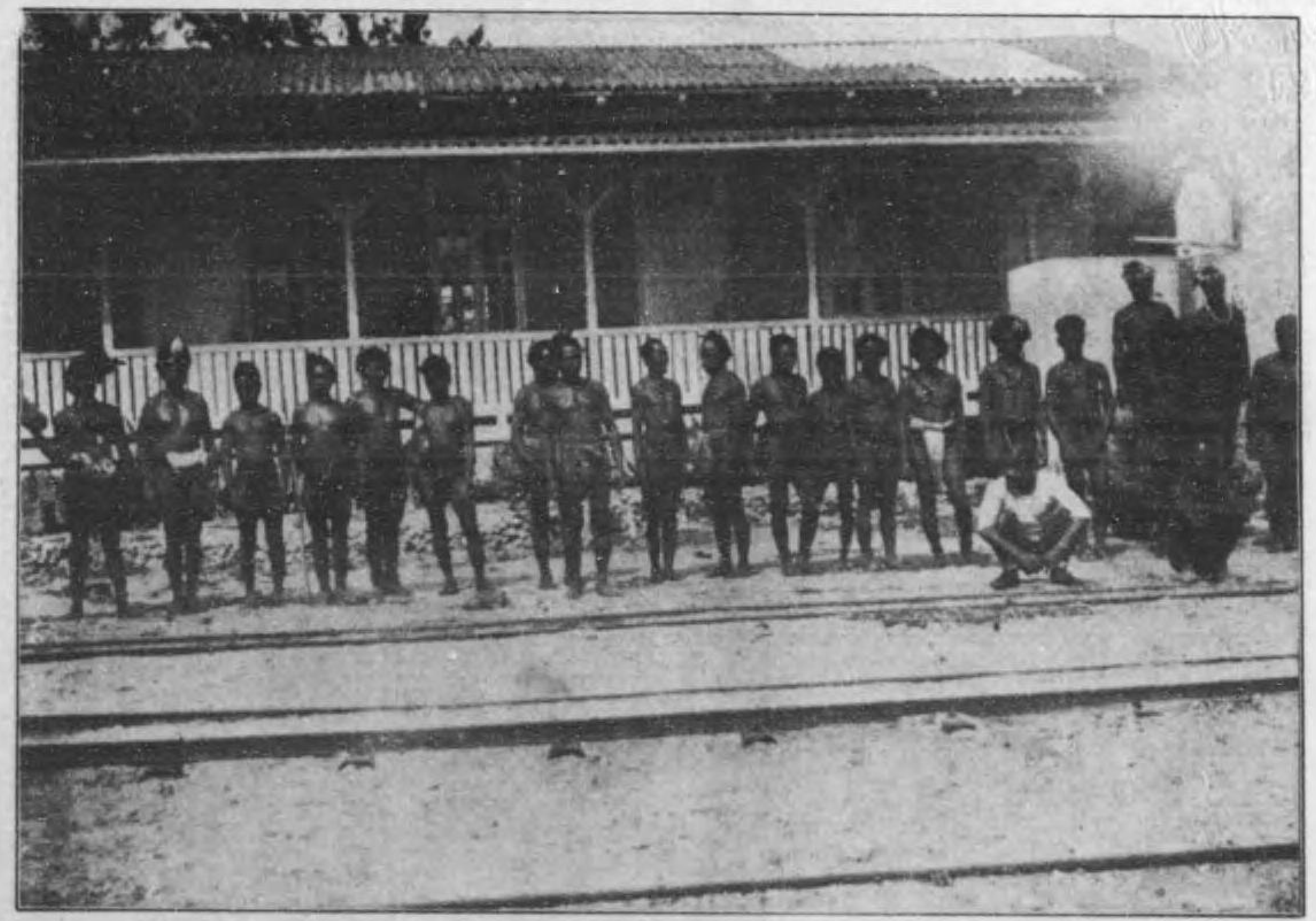

獨逸南洋燐礦會社使用島民勞働者

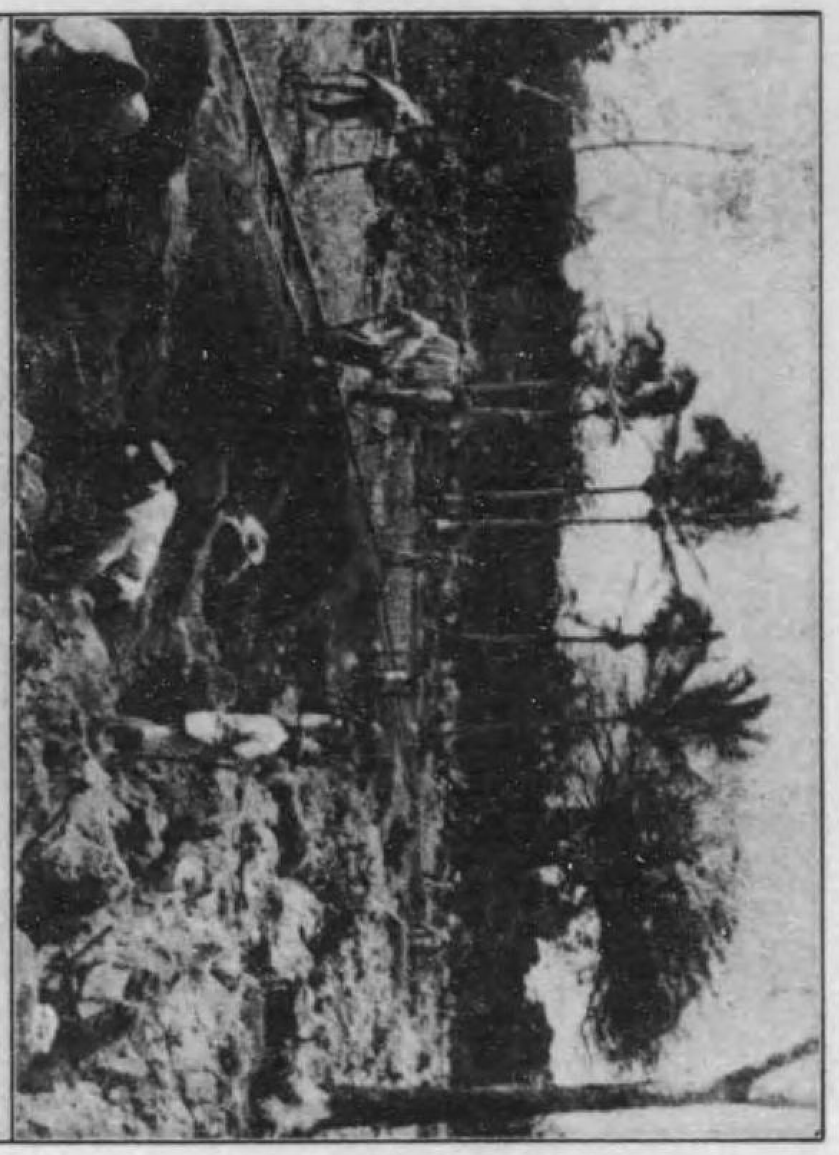

アンガウル島燐礦々床

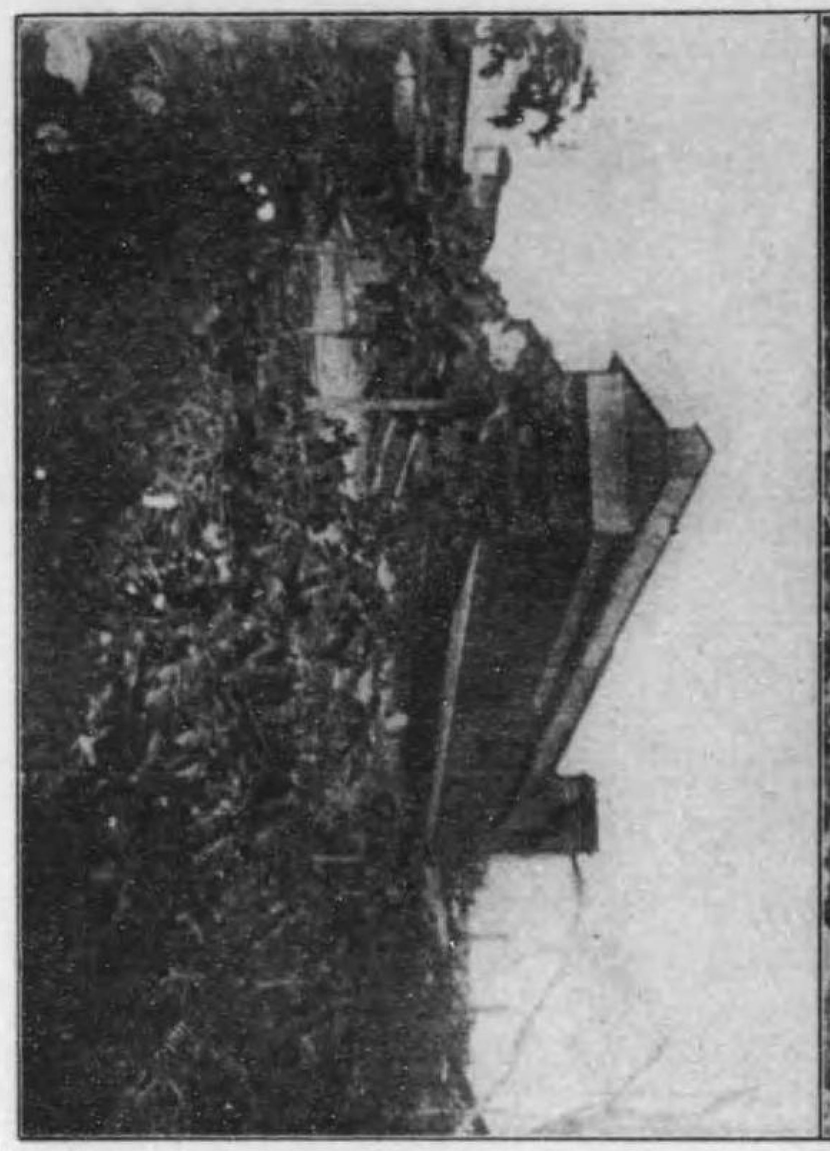

燐礦乾燥工場

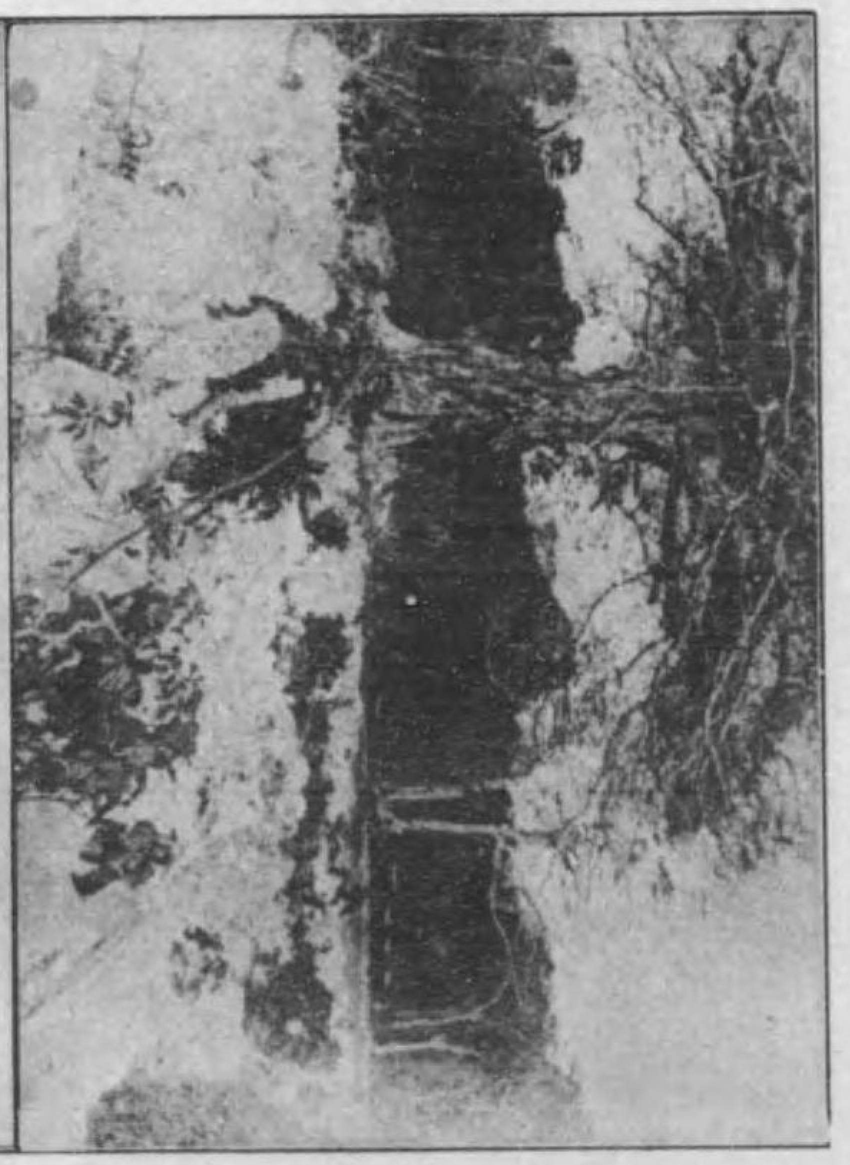

アンガウル島燐礦々床

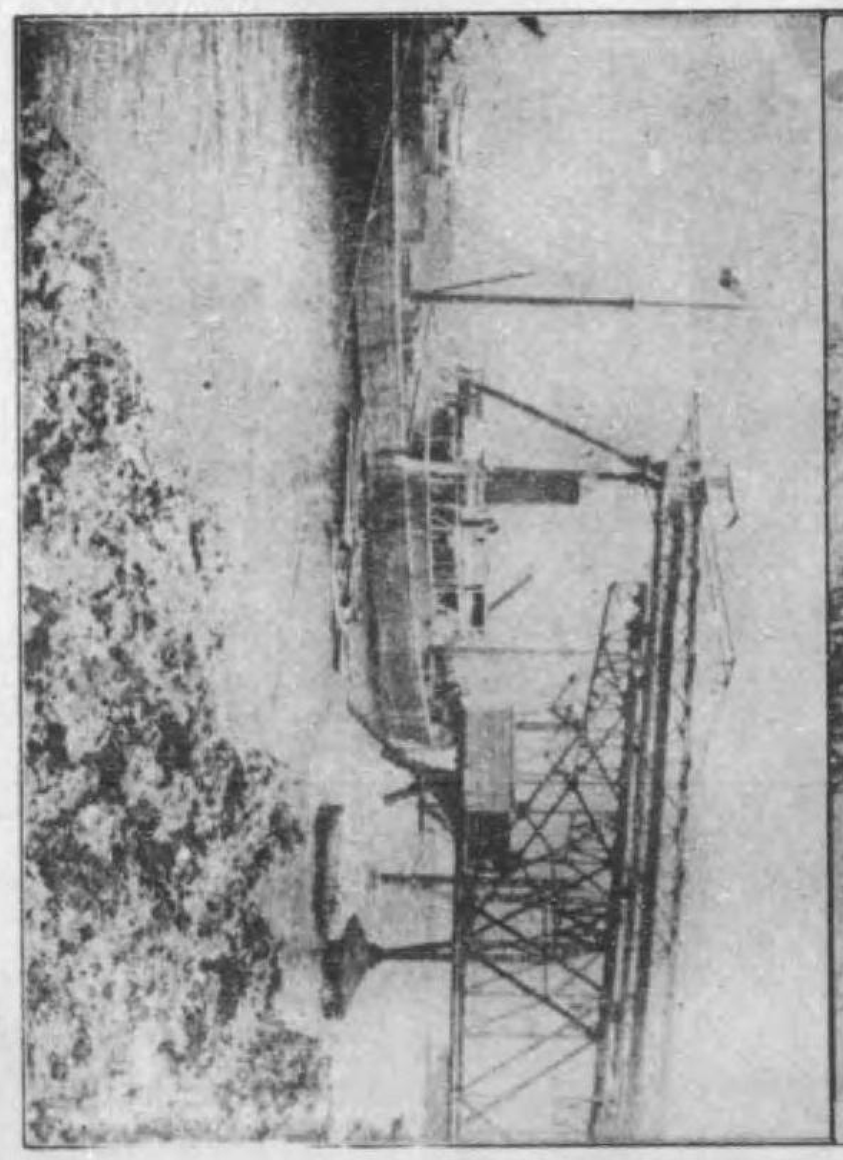

自動燐礦積出裝置

露光量違いの為重複撮影

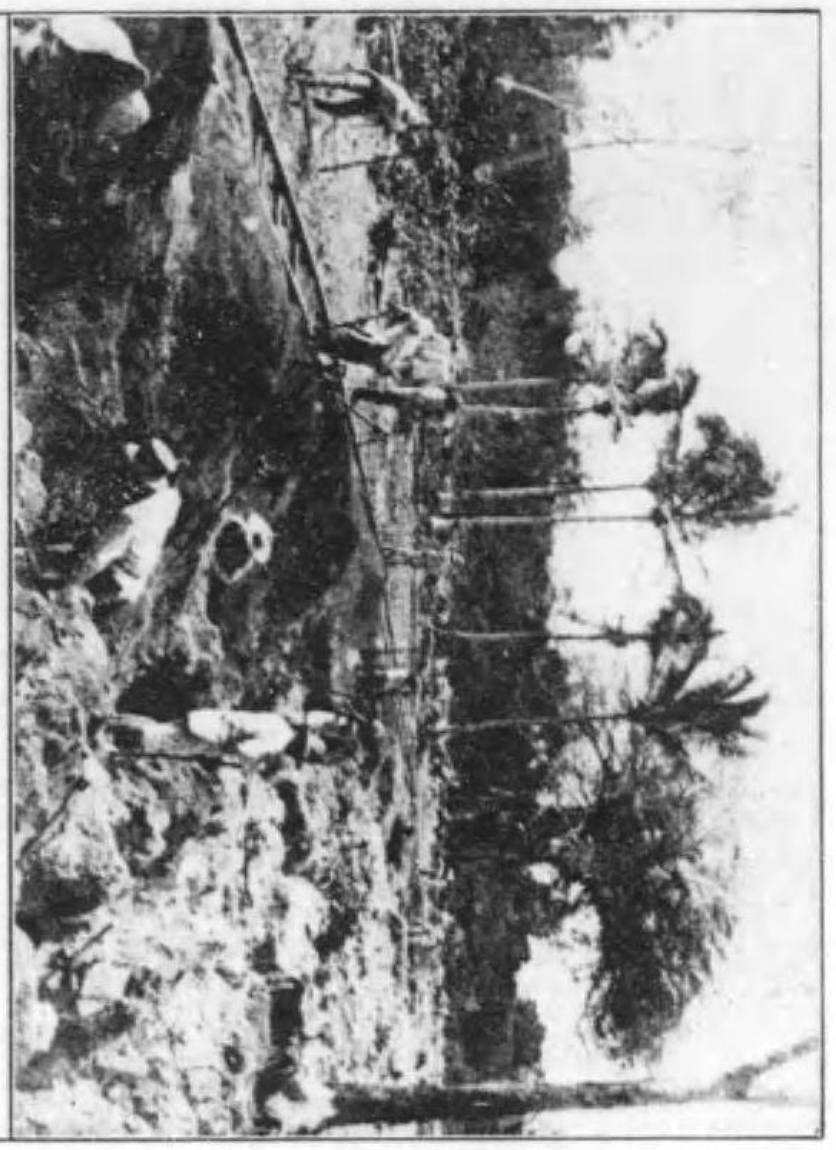

アンガウル島燐礦々床

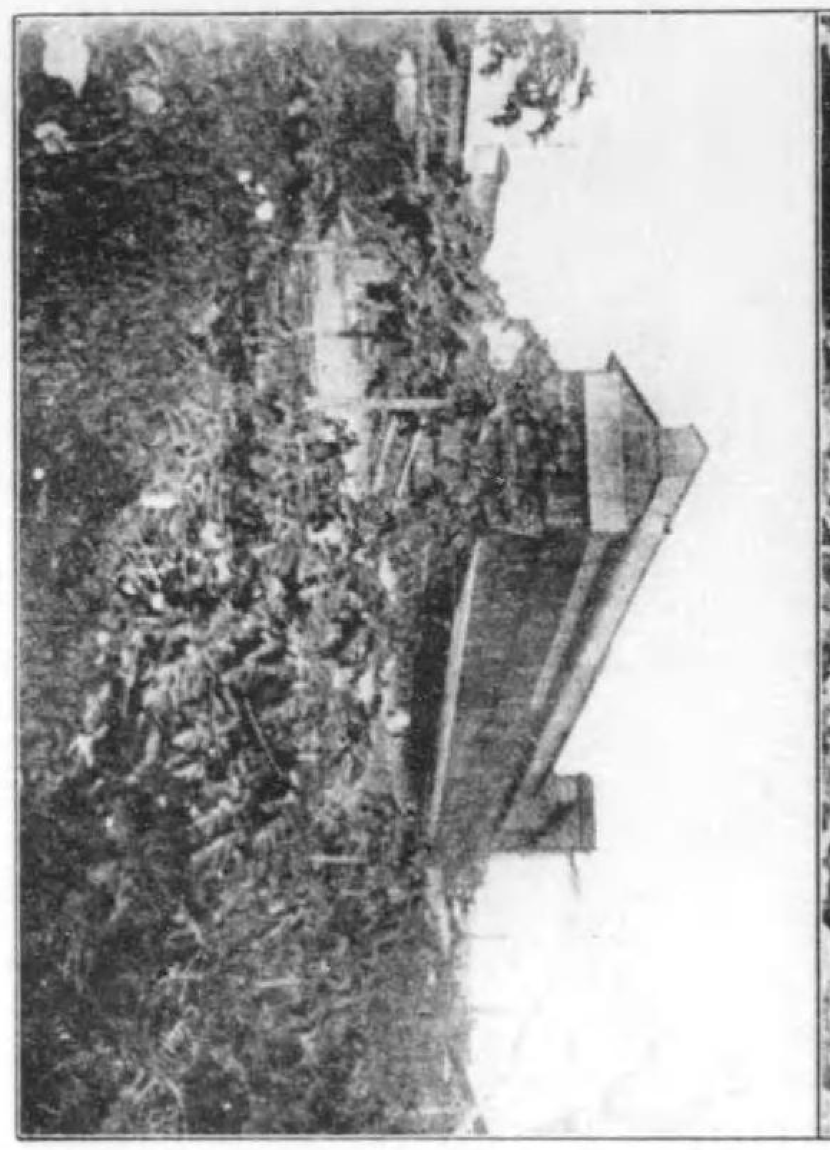

燐礦乾燥工場

アンガウル島燐礦々床

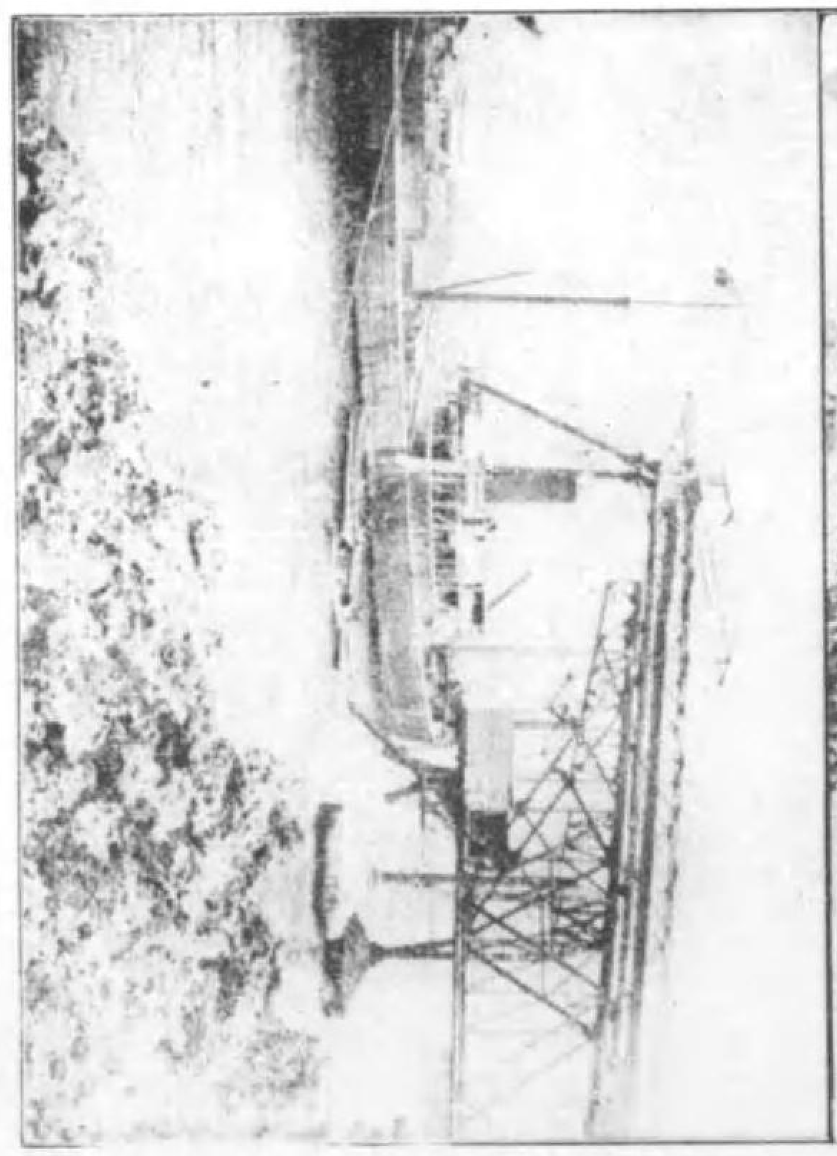

自働燐礦積出装置

アンガウル島壯丁合宿所

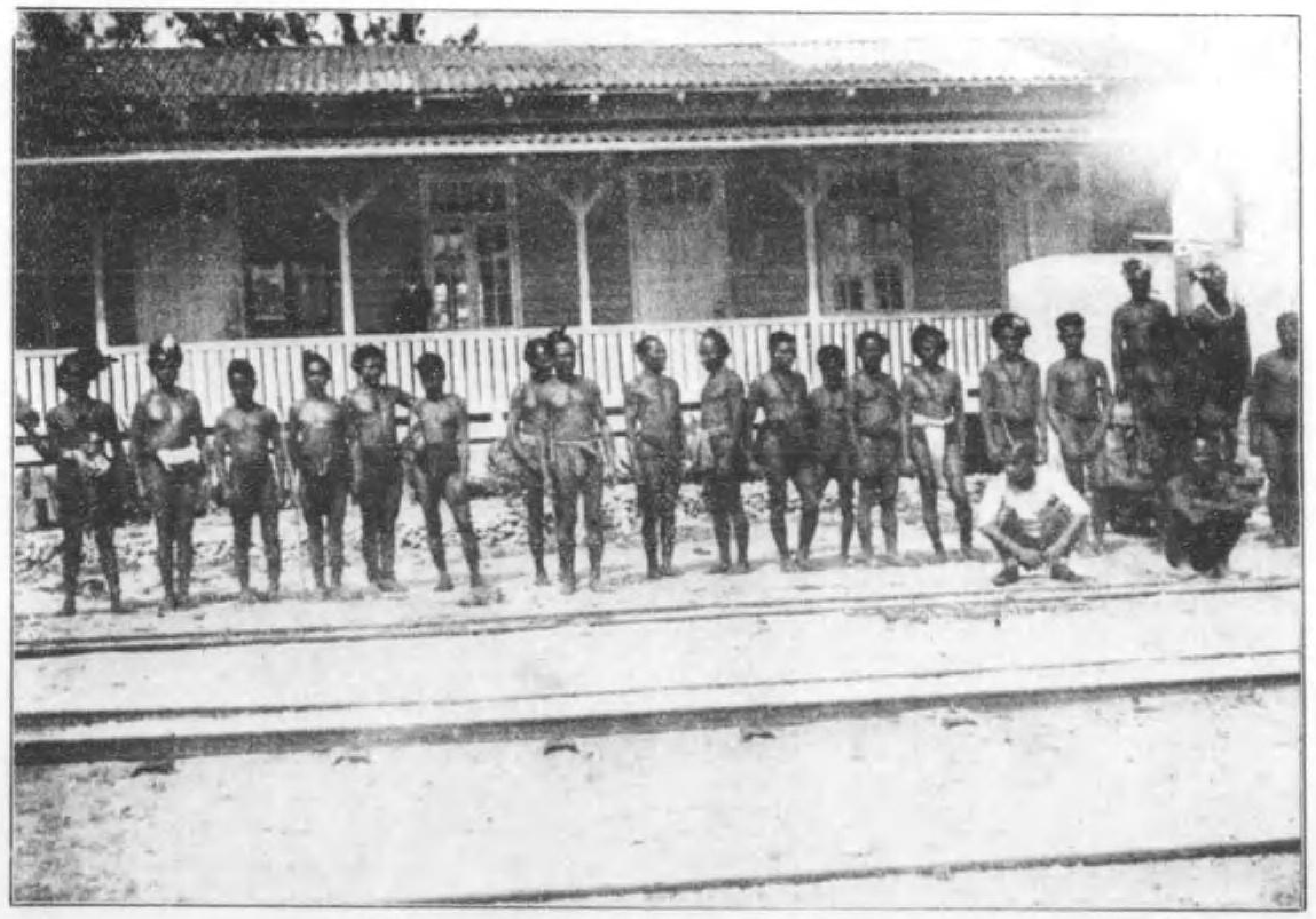

獨逸南洋燐礦會社使用島民勞働者

露光量違いの為重複撮影

表を作製することを要す
資本金の十分一を超過することを許さゞる繰越金を控除したる上配當すべき純益の中より
(イ)株主は百分八の第一配當を受く
(ロ)次に殘額中より事業開始後二十五年間は利益配當として株主百分の六十、地方國庫百分四十、同第二十六年目より第三十年迄は株主及地方國庫各百分五十、同第三十一年目より第三十五年迄は株主百分四十、地方國庫百分六十を受くべし其國庫に歸屬すべき金額は株主總會に於ける貸借對照表の承認後遲くとも四週間内に殖民地中央政廳の金庫に納入すべきものとす
四、第三者に對する上記權利の讓渡は（單に其行使權のみに止るときと雖亦）帝國殖民省の認可を受くることを要す會社より納入すべき租税の滯納にして年度營業報告が總會の承認を經たる後六ヶ月以上に及ぶか又は政治上の紛爭若くは不可抗力の爲め事業の繼續不可能となりたるときを除き二ヶ年以上會社が一度開始したる其事業を休止するか又は不規則に繼續せるときは帝國殖民省又は所管總督は納入すべき租税に對する國庫の權利を害することなく會社の權利を無效なりと宣言することを得、會社設立の日より起算し十ヶ年内は會社にして直に清算を開始する場合には會社は其特權を拋棄することを得、會社が其特權獲得の日より三ヶ年内に事業を秩序的に開始せざるときは其特權は消滅に歸す但し國庫に對する損害賠償の請求權は特權の消滅に因り發生することなし

五、商事上普通なる利子及手數料以外の條件を以てせる借入金をなすには帝國殖民省の認可を要す
六、會社資本金の增額をなすときは最近の配當額に基く評價よりも低額なる市價にて且つ如何なる場合に於ても額面以下にて新株を發行することを得ず但し帝國殖民省の認可を受けたるときは此限にあらず此場合に於ては八分の配當を普通利子と看做す
七、會社の解散又は權利消滅の場合に於て會社の通常積立金中に尙存する限りは株式資本金及株主の拂込金を株主に配分したる後國庫は清算財團に參加するの權利を有す
國庫に對する配當額は左の如し
清算にして事業開始後二十五年内に行はるゝときは四割
清算にして同二十五年以上三十年内に行はるゝときは五割
清算にして同三十年以上三十五年内に行はるゝときは六割
八、會社權利の消滅又は會社の解散と共に會社の不動的施設全部は國庫の所有に歸屬するものとす
九、會社の權利の行使に就き生ずべき國庫及會社間の私法上の事件及秩序的經營の存否に關する問題竝に新株發行の場合に於ける其市價の確定に關し意見の相違あるときは裁判に依らず仲裁々判所に於て終結局に決定を與ふるものとす、仲裁々判所の構成左の如し
當事者は各二名の仲裁々判官を任命し其内より裁判長を還出す帝國殖民省は其還任せる仲裁々判官を會社に通告し

獨逸南洋燐礦會社支店長社宅

アンガウル島民

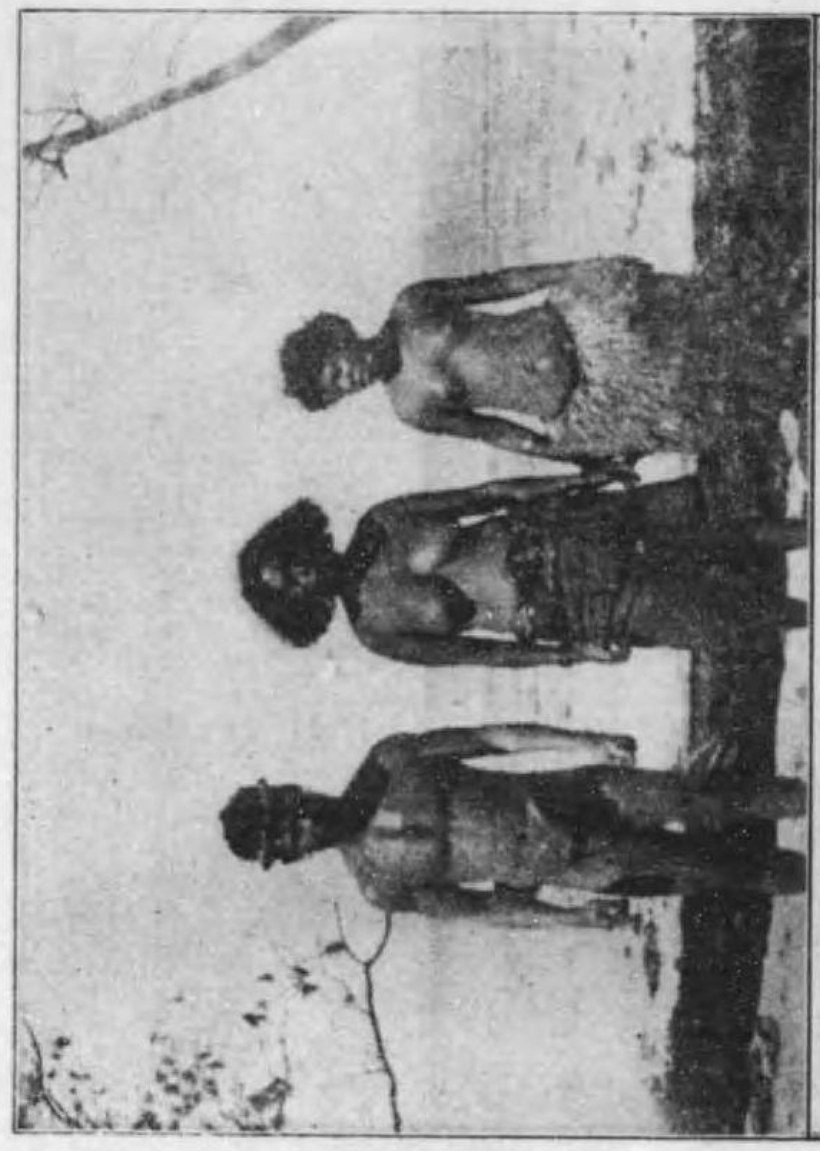

同　道路

アンガウル島民住屋

露光量違いの為重複撮影

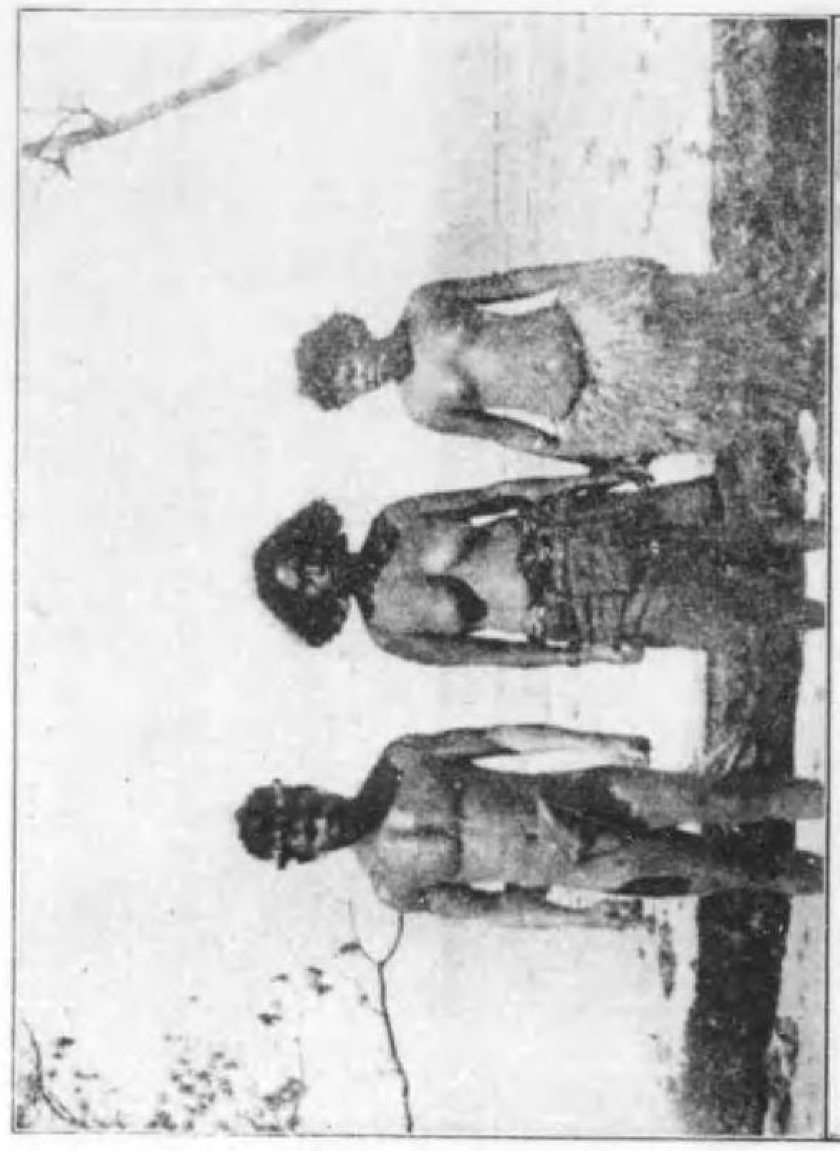
アンガウル島民

獨逸南洋燐礦會社支店長社宅

アンガウル島民住屋

同道路

表を作製することを要す
資本金の十分一を超過することを許さゞる繰越金を控除したる上配當すべき純益の中より
(イ)株主は百分八の第一配當を受く
(ロ)次に殘額中より事業開始後二十五年間は利益配當として株主百分の六十、地方國庫百分四十、同第二十六年目より第三十年迄は株主及地方國庫各百分五十、同第三十一年目より第三十五年迄は株主百分四十、地方國庫百分六十を受くべし其國庫に歸屬すべき金額は株主總會に於ける貸借對照表の承認後遲くとも四週間內に殖民地中央政廳の金庫に納入すべきものとす
四、第三者に對する上記權利の讓渡は(單に其行使權のみに止るときと雖亦)帝國殖民省の認可を受くることを要す會社より納入すべき租稅の滯納にして年度營業報告が總會の承認を經たる後六ヶ月以上に及ぶか又は政治上の紛爭若くは不可抗力の爲め事業の繼續不可能となりたるときを除き二ヶ年以上會社が一度開始したる其事業を休止するか又は不規則に繼續せるときは帝國殖民省又は所管總督は納入すべき租稅に對する國庫の權利を害することなく會社の權利を無效なりと宣言することを得、會社設立の日より起算し十ヶ年內は會社にして直に清算を開始する場合には會社は其特權を拋棄することを得、會社が其特權獲得の日より三ヶ年內に事業を秩序的に開始せざるときは其特權は消滅に歸す但し國庫に對する損害賠償の請求權は特權の消滅に因り發生することとなし

五、商事上普通なる利子及手數料以外の條件を以てせる借入金をなすには帝國殖民省の認可を要す
六、會社資本金の增額をなすときは最近の配當額に基く評價よりも低額なる市價にて且つ如何なる場合に於ても額面以下にて新株を發行することを得ず但し帝國殖民省の認可を受けたるときは此限にあらず此場合に於ては八分の配當を普通利子と看做す
七、會社の解散又は權利消滅の場合に於て會社の通常積立金中に尙存する限りは株式資本金及株主の拂込金を株主に配分したる後國庫は清算財團に參加するの權利を有す
國庫に對する配當額は左の如し
清算にして事業開始後二十五年內に行はるゝときは四割
清算にして同二十五年以上三十年內に行はるゝときは五割
清算にして同三十年以上三十五年內に行はるゝときは六割
八、會社權利の消滅又は會社の解散と共に會社の不動的施設全部は國庫の所有に歸屬するものとす
九、會社の權利の行使に就き生ずべき國庫及會社間の私法上の事件及秩序的經營の存否に關する問題並に新株發行の場合に於ける其市價の確定に關し意見の相違あるときは裁判に依らず仲裁々判所に於て終結局に決定を與ふるものとす、仲裁々判所の構成左の如し
當事者は各二名の仲裁々判官を任命し其內より裁判長を選出す帝國殖民省は其選任せる仲裁々判官を會社に通告し

同時に會社より其選任すべき仲裁々判官を向ふ四週間内に任命して氏名を届出づることを會社に要求すべし若し會社にして期限内に右要求に應ぜざるときは帝國殖民省は其缺員仲裁々判官を選任す投票の多數を得たるものを以て仲裁々判長に選任す

投票同數なるときはハンザ同盟地方裁判所長に於て仲裁々判長を任命す其他仲裁々判の手續に關しては民事訴訟法第十章の規定に依る

十、會社の特權に關しては千九百六年二月二十七日の帝國鑛山條例第一條二、第三條d二、第八十四條、第八十五條乃至第八十八條、第八十九條、第九十一條及第九十三條のみ效力を有す

十一、設立さるべき獨逸南洋燐礦株式會社にして本年八月三十一日迄に商業登記簿に登記せざるときは會社の本特權は之れを取消すことを得

千九百八年七月二日伯林にて

フォン、リンデクキスト（註、帝國殖民省次官）

（ロ）土地賣買契約

（一）帝國支政廳長ハー、ロダッツの代表する帝國總督の代表せる獨領ノイギネア保護領の地方國庫（賣主）及（二）支配人ウヰルヘルム、シェーニアンの代表する社長の代表せるブレメン獨逸南洋燐礦株式會社（買主）の間に本日即ち千九百十二年四月十八日を以て帝國總督の認許を留保してアンガウル島賣却に關する千九百十年三月三十日の契約に左記の解釋を附す

第一

獨逸ノイギネアの地方國庫は千九百九年十一月二十日の購買契約に遵ひパラウ群島に屬するアンガウル島の所有者たり、該島の地圖は之れをヤップ島帝國政廳に保存す地方國庫は該島を價額千二百馬克を以て在ブレメン獨逸南洋燐礦株式會社に賣却す該島の南東部に在る面積百五十「ヘクタール」の土地は地方國庫に於て之れを島民の利用に委するため又北方に於て墓地道、西方に於て海岸に接する面積約四「ヘクタール」の土地は政府の專用に供する爲め之れを本契約に依る賣却より除外す右兩地の境界は之れを明示す詳細に關しては左記の各條件に依るものとす

第二

賣主は買主が所有者として土地登記簿に登記さるゝことを承諾す

買主は右登記を請求す

第三

買主は事業が中止又は他の地に移轉さるべき場合に於て地方國庫が代金を賠償して賣却地の還附を受くべき權利を有する旨を土地臺帳に登記することを承諾す買主は右登記を請求す

第四

島上の樹木を伐採し若木による新森林の發生を見ざるときは買主は無樹地に有用樹木若くは椰子樹又は他の果樹を植付くべきものとす新規植付の要否はヤップ政廳に於て採堀管理者に諮詢の上之れを決定す

第五

買主はアンガウル島の島民に島内の道路全部を自由に通行し得べき權利を保證す只燐礦會社使用人及其勞働者の住居區域内竝に事業上の工作物に關し島民の右權利は事業上必要なる規則に依り制限せらるべし

右に就き會社と島民との間に發生すべき爭議は帝國支政廳長之れを決定す

アンガウルの島民は其他事業に差支なきときまで賣却地に生育せる椰子樹及他の果樹の利用權、自家所要の範圍内に於て木材の伐採權竝に賣却地に於ける住居權を保有す燐礦會社の植付くべき樹木は島民の利用權より除外す

アンガウルの島民は島の西及北に在る舟艇用棧橋を從前の通り利用するの權利を絕對に享有す

第六

島の西部に在る舟艇繫留場は公共用上陸場とす舟艇繫留場より郵便局、支政廳事務所、支政廳長官舍に至る道路及右各所より島民用地に至る道路は公道とす

若し事業上必要あるときは買主は支政廳と協議の上現時存する道路を移設するの權利を保有す

其他買主は國庫所有地中西方海岸に於て高潮水線より起算し幅員三十米突の地を交通機關の建設に利用するの權利を有す此場合に於て國庫は賠償の請求をなすことなし然れども此の地帶に於ける建築は豫め帝國支政廳の同意を經ることを要す

政府の官吏及其從屬者は島民と同様（第五）島内の道路全部を使用することを得

第七

買主は本契約及地方國庫とアンガウル島民との間に千九百九年十一月二十日を以て締結したる契約の費用其他土地登記簿及土地臺帳に登記の費用を負擔す

右契約は同文二通を作製し署名せられたり

千九百十二年四月十八日アンガウルに於て

獨領ノイギネア地方國庫に代りて

帝國支政廳長　ハー、ロダッツ（署名）

ブレメン獨逸南洋燐礦株式會社社長に代りて

ヴェー、シェーニアン（署名）

右認許す

千九百十二年九月二十八日ラバウルに於て

總督　ハール（署名）

（ハ）獨逸南洋燐礦會社定款

第一章　會社商號、本店、目的及存續期限

第一條　本會社契約に依り獨逸南洋燐礦株式會社なる商號の下にブレメンに其本店を有する一株式會社を設立す

第二條　企業は獨領南洋に於ける有用鑛物の礦田特に燐礦々田の採掘、採取物の製造及加工竝に之れと關聯せる各種事業の經營を目的とす

會社は左の權利を有す

一、會社の事業經營に必要なる不動産及營造物を取得すること

二、監査役に於て會社の各部營業を進奬し收益あらしむべき性質を有すと認めたる各種事業を營むこと

第三條 會社の存續期限は之れを定むることなし

第二章　資本金

第四條 會社の資本金は四百五十萬馬克とし之れを額面金額千馬克の記名株券四千五百箇に分つ四千五百箇の株券は之れを九種(A、B、C、D、E、F、G、H、I)に分ち各種毎五百株は順次に番號を附す

A種は全額拂込を了したるものと看做し在ブレメン獨逸國民銀行の指導せる資本團體に於て其帝國宰相より得たる獨領南洋諸島アンガウル及ビリリウに於ける燐礦採掘の特許に對する代償として之れを享有す此の特權は上記資本團の計算を以て獨領南洋諸島研究の爲め派遣したる探究隊の調査の結果に因由して與へたるものとす

爾餘の各種株券は會社創立の際二割五分の拂込をなすものとす

此爾餘の株券に對する將來の拂込は各種別箇とし監査役會之れを決定す

第五條 資本金の增額は株主總會の決議に依る外之れを行ふことなし、右增額の場合に於て株券は額面以上の價格を以て之れを發行することを得株主總會は株券の發行に就き其最低價格を決定す然れども株券は最近の配當に基く評價々格よりも少額なる市價を以て發行することを得ず本規定に對しては帝國宰相の認許を得たる場合の外例外を設くることを得ず、右の場合に於ては八分の配當を普通利子と看做す監査役會は法律の規定及株主總會の決議に依る規則に觸るることなく拂込期限及拂込額、發行價格並に發行に關する他の細目を定む

第六條 拂込は監査役會の決定するところに遵ひ取締役に於て獨逸帝國官報に之れを公告したる後行ふべきものとす

拂込にして公告に定められたる期間内に行はれざるときは取締役は懈怠株主に對し五分の遲滯利子と共に未拂金額拂込の催告を發し其利益分得權より除斥さるべきこと及既拂込金を損失すべきことを通告す右催告は少なくとも三回之れを獨逸帝國官報に公告す其第一の公告は拂込猶豫期限の經過前少なくとも三ヶ月、最終の公告は少なくとも一ヶ月前に之れをなすべし

右催告にも係らず尙拂込なきときは懈怠株主は其株券に依る利益分得權及既に拂込みたる一部仕拂を會社の利益の爲に喪失したるものと宣告す此失權宣告は獨逸帝國官報に公告して之れを失效假證券の代りに新證券を作製し既に完了したる一部拂込の外に尙所要金額を揭記す會社が右金額に對し又は其後要求したる金額に就き蒙るべき損害に對し除斥せられたる株主は責任を負ふものとす除斥せられたる株主の前權利者は商法の規定に依り責任を負ふべきものとす

第七條 株の全額拂込終らざる間は記名假證券を交付し全額拂込終了後之れを株券と交換す

假證券及株券は取締役及監査役會長の印刷署名を有し所有者名儀の利札を附帶す、右利札は前記同樣の印刷署名を有し監査役會に於て定むべき年數を記して其經過後利札の緣邊の提示に對し更に其後の利札を發給すべきものとす

未だ收受せざる配當に對する請求權は拂渡期限經過後四年を以て消滅し配當は會社の法定積立金に算入す然れども利札提出期限の經過前に於て利札紛失の屆出あり且つ其所有の信憑すべきことを立證せられたるときは監査役會の決議に依り右權利者に時效期間の經過後に於て右屆出ありたる且つ未だ提示なき利札の金額を領收書と引換に仕拂ふものとす

株券又は假證券紛失し又は滅失せるときは公示催告手續に依り失效の宣告をなす民法第七百九十九條第二項及第八百條の規定を之れに準用す株券又は假證券の失效宣告と共に未だ拂渡期限到來せざる利札に依る請求權も亦消滅す

株券又は假證券の所有者にして反對するときは利札の緣邊の所有者に對し新利札を發行することを得ず此場合に於ては該利札は本證券の提示に對し株券又は假證券の所有者に之れを交付すべきものとす

株券又は假證券にして毀損又は變形に因り流通に適せざるに至れるときは其重要部及識別點の確認せらるゝ限り毀損又は變形證券を提出して權利者は會社より新證券の交附を請求することを得之れに關する費用は權利者の負擔とす

第三章　取締役

第八條 會社取締役は監査役會の決するところに從ひ一名又は數名とし獨逸臣民たることを要す

取締役の任命及解任並に就任契約の締結は監査役會之れを行ふ就中取締役に與ふべき報酬は監査役會之れを決定し營業費として之れを記帳す

取締役の任免は公正證書を以て之れをなす

第九條 取締役は外部に對して會社を代表し定款に遵ひ且つ就任契約規則及監査役會の與へたる命令を遵奉して事務を掌理す

取締役は會社役員を任免す然れども俸給年額一萬馬克を超へ又は一年以上の期限を以て若くは三箇月以上の解任豫告期限を以て雇入れたる役員の任免は監査役會の承認を要す取締役は右の役員を監査役會に於て解任するまで其職務より離れしむることを得

取締役は監査役會の承認を得たる場合に限り支配人及代理人を任命することを得監査役會は支配人の商號代表方法に關し其任命と同時に之れを定む

第十條 取締役に對し監査役會の與へたる業務規定に依り取締役の權限内に屬せざる以上は第十五條に揭げたる事務及法律行爲に關しては監査役會の同意を要す

第十一條 會社を代表する取締役の意思表示特に其署名に就ては左の要件を必要とし之れを以て足れりとす取締役二名以上なるときは取締役二名の共同行爲若くは其署名又は取締役一名及支配人一名の署名又は監査役會の決議

（第九條）に依り支配人二名若くは支配人一名及代理者一名の署名取締役一名なるときは其意思表示若くは署名又は監査役會の決議に依り支配人二名の署名又は支配人一名及代理者一名の署名然れども監査役會は如何なる場合に於ても取締役の一名に單獨にて會社を代表し商號に署名するの權限を與ふることを得

第四章　監査役會

第十二條　監査役會は株主總會に於て選擧すべき四名以上の會員を以て組織し少なくとも其四分の三は獨逸臣民たることを要す

選擧は每四事務年に之れを行ふ、一事務年とは一通常株主總會より次回の通常株主總會の終了に至る期間をいふ然れども監査役會員の半數は每に選擧後第二回目の通常株主總會の終了と共に離任すべきものとす此際若し端數を生ずるときは少數員數の部先づ離任し次に多數員數の部離任す

離任の順序は就任年限に依る就任年限同一なるときは抽籤に依る再選出を妨げず

監査役會員の權利證明は株主總會議事錄の抄本を以て足れりとす

株主總會より選出せられたる監査役會員が多數投票を得たることは帝國宰相の確認を要す

監査役會員の更迭は取締役に於て遲滯なく之れを獨國官報に公告すべし取締役は右公告を商業登記に登記すべし最始の監査役會員の選擧は商業登記に會社の登記を了せる後一年を經て年度決算に關する議決をなす爲め開會せる通常株主總會の終了まで效力を有す右株主總會にて監査役全員を新に選出すべし

第十三條　監査役會員の一名にして其任期滿了前離任するものある每に監査役會は其殘存期間に對し次期の通常若くは臨時株主總會に於て新選擧を行ふことを得

若し會員數四名以下に減じたるときは新選擧は三ヶ月內に之れを行ふことを要す

監査役會にして尙少なくとも三名の會員を有するときは同會は補缺迄有效に其權限を行ふことを得

第十四條　監査役會は其會員中より每年會長一名及其代理者を選擧す

監査役會は現在會員全數を召集し少なくとも其半數が會議に出席したるときは議決をなすことを得

監査役會は會議に出席したる會員の絕對多數に依り其議決を行ふ投票數同數なるときは會長若くは其故障あるときは代理者之れを決す

緊急の必要あるときは書面にて又は連絡を通じ得る限り監査役會の同意を經て電話若くは電報に依り投票を行ふことを得

監査役會は其會員中の一名若くは數名に一時一定の權限を委任することを得

監査役會の議事錄、書類及公告は會長若くは其代理者之れに署名す

會長又は監査役會員二名の提議あるときは遲くとも八日以內に監査役會を召集することを要す

招集と監査役會との間には緊急の必要ある場合を除き少なくとも三日の期間を設くることを要す

取締役は會長又其故障あるときは其代理者の招請に依り監査役會の會議に出席することを要す

第十五篠　監査役會は各部に亙りて會社の業務を監督し此目的を達する爲め會社事務の進行を知悉することを要す

監査役會は何時にても會社事務に關し取締役より報告を要求し且つ自ら若くは其決定すべき會員に依り會社の帳簿及書類を閱覽し會社金庫の現在金及有價證券竝に物品の現在高を檢査することを得

監査役會は歲計貸借對照表及利益配當案を審査し之れに關する報告を每年株主總會に提出することを要す

監査役會は其他左の事項を決定す

一、各種不動產及採礦權の取得、讓渡、賃貸借、質入に關すること

二、會社が一年以上義務を負ふべき供給契約を締結すること

三、借款の締結、社債の發行及各種借款の形式決定

四、發行社債の償還通知

五、取締役の提出すべき事業計畫及提議せられたる改築竝に新築工事

六、役員、勞働者若くは其遺族に給與すべき扶助に關すること

七、取締役、役員又は監査役會員の特別の勤勞に對する特別手當の給與（第十六條）

監査役會は如何なる範圍迄上記第一乃至第六の事務及法律行爲を取締役の權限に委すべきかに就き取締役に與へらるべき事務規程を以て之れを決定す

第十六條　監査役會は實費の賠償を受くる外其勤勞に對し第二十六條第四項に規定せる純益の百分十に相當する報酬を受く右は少なくとも合して二萬馬克の報酬たるべく之れを營業費中に記帳す

監査役會員各箇間に於ける右報酬全額の分配に關しては監査役會自ら之れを議決す

監査役會員の特別の勤勞に對しては監査役會は尙他に必要の場合には特別の手當給與を決議することを得

最始の監査役會に對する報酬は其任期滿了の際又は滿了後に於て通常株主總會の決議を以てのみ之れに同意を與ふることを得

第五章　株主總會

第十七條　株主總會は監査役會又は取締役之れを招集し其招集通知は獨逸帝國官報に依る

招集通知は遲くとも株主總會の日より十九日前に之れを發し日程を記載することを要す

第十八條　株主總會は會社の住所又は監査役會に於て公告中に指定すべき獨逸帝國內の他の場所に之れを開く監査役會長又は其代理者又は右兩者の故障あるときは監査役會に於て定むべき他の會員若くは必要あるときは株主總會の任命すべき株主一名議事を指導し且つ投票計算者二

名を任命す
決議に關しては裁判所の若くは公證人の證書を作製し其作製者のみ之れに署名す右證書には出席株主又は株主代理者の氏名及住所竝に代表株劵の金額を記入せる名簿を添附す
右名簿には議長之れに署名し最始の投票前に閲覽に供すべし證書に委任狀を添附することを要せず
證書の認證謄本は株主總會後遲滯なく之れを取締役より商業登記の手續をなすべし

第十九條　各株主は株主總會に出席するの權利を有するも其投票權を有するは遲くとも株主總會の定日より三日前に監査役會の指定すべき場所に其株劵又は銀行若くは官署若くは公證人になしたる供託に關する供託證書を寄託したる株主に限る
商店は其支配人を以て妻は其夫を以て未成年者又は扶養を受くるものは其後見人を以て組合、會社、團體、協會は其法定若くは定款上の代理者を以て代理せしむることを得其他の各場合に於ては株主は委任狀を以て他の投票權を有する株主のみをして代理せしむることを得委任狀の效力に關しては株主總會に出席せる監査役會員之れを決定す
毎株一箇の票決權を有す

第二十條　通常株主總會は毎營業年度の上半季內に之れを開くべし取締役は總會に年度報告、監査役會は年度計算、貸借對照表及利益分配に關する提案の審査に關する報告を提出すべし
通常株主總會は取締役竝に監査役會に責任解除證を附與し、純益の分配を議決し、定款に規定せる選擧を行ひ日程たる各種提案に關し議決す
總會の招集書を以て又は商法第二百五十六條第二項に規定せる方法を以て豫告せざる事項に關しては議決を行ふことを得ず然れども總會に提出せられたる檢査人の選擧又は臨時總會の招集に關する提案に對する議決は此限に在らず
決算に關する議事は單純なる多數決に依り議決せらるゝか又は資本金の十分一に達する利益分得權を有する少數株主の要求あるときは之れを中止す但し少數株主の要求に因り中止するは其指定したる要目の決算に缺如せる場合に限る

第二十一條　臨時株主總會は左の場合に之れを招集す
一、監査役會又は取締役が必要を認めたるとき
二、少なくとも資本金の二十分一に達する株を所有する一名又は多數の株主に對し商法第二百五十四條に遵據し招集の權利認められたるとき
三、其他法律上又は定款上の理由存するとき
上記第二項の場合に於ける臨時株主總會には其招集は提議交付後遲くとも四週間內に之れを發すべし

第二十二條　株主總會は法律及會社契約に規定せる大多數投票を必要とする場合を除き絕對多數決に依り議決す選擧に關する投票數同數なるときは抽籤に依る

然れども次の事項即ち
一、他の株式會社に對する會社財産の讓渡又は之れとの融合(合併)
二、會社の解散に關しては議決に際し代表せられたる資本金の少なくとも四分三の多數及少なくとも資本金の三分二か代表せられたるときに限り議決するを得若し上記第二の條件具備せざるときは其後六週間に第二の株主總會を招集し代表せられたる株劵の數に拘らず代表せられたる投票權の四分三の多數を以て議決を行ふ

第二十三條　株主總會に於ける投票及選擧は若し出席株主中の十名の要求あるときは投票用紙を以て之れを行ふ

第六章　貸借對照表、損益計算表、積立金

第二十四條　會社の營業年度は毎年一月一日より十二月三十一日までとす
第一營業年度は千九百八年十二月三十一日を以て終る
帳簿は毎年十二月三十一日を以て締切り貸借對照表及損益計算表は法律の規定に依り之れを作製す

第二十五條　取締役は遲くとも毎年五月十五日を以て貸借對照表、損益計算表及會社の財産狀態竝に關係を明にすべき報告を審査を求むる爲め監査役會に提出することを要す右書類は株主の閲覽に供する爲め通常株主總會の日より十九日前に會社の事務所に備ふべきものとす

第二十六條　株主總會に於て貸借對照表を承認したるときは利益金は左の如く之れを使用す
一、積立金にして現在資本金の十分一を超過せざる限りは先づ利益金の百分五を積立金に繰入るべし
二、殘餘の金額中より先づ監査役會より提議することあるべく且つ株主總會の承認を得たる費目及各種償却金を引去るべし
三、爾餘の殘額中より各株に對し株金拂込額の百分四以下の配當をなす
四、償却及準備金に關する商法第二百四十五條の規定に違反することなく爾餘の殘額中より監査役に於て其百分十を受く
五、殘額中より株主は資本金の百分四以下の配當を受く
六、爾餘の殘額は株主總會に於て決定さるべく且つ資本金の百分一を超過することを得ざる後期繰越金を控除したる後株主及獨逸帝國々庫の間に左の如く分配す
(イ)事業開始後二十五營業年度に至るまで國庫は剩餘金の百分四十
(ロ)事業開始後二十六乃至三十營業年度間國庫は百分五十
(ハ)事業開始後三十一乃至三十五營業年度間國庫は百分六十を受く
爾餘の殘額は資本金の關係に應じ株主間に之れを分配す
監査役會及取締役にして資産の評價及償却額に就き意見一致せざるときは株主總會は投票全數の四分三以上の多數を以てする外此の決定を變更することを得ず

第二十七條　法定積立金は貸借對照表に依り生ずべき損失の補塡のみに充つるものとす爾餘の準備金の使途に關しては監査役會之れを決定す

第二十八條　決算の承認後貸借對照表及損益計算表は獨逸帝國官報を以て之れを公表す配當金は右承認後八日を經て會社金庫及監査役會の定むべき場所に於て之れを仕拂ふべし

第七章　清算

第二十九條　會社解散し又は其權利消滅するときは國庫は株主資本及株主の拂込みたる割增金が尙會社の通常積立金中に存する限りは之れを拂戾したる上成立すべき清算財產に對し分得權を有す

右分得權は

清算が二十五箇年內に行はるゝときは百分四十

清算が二十五箇年以上三十箇年內に行はるゝときは百分五十

清算が三十一箇年後に行はるゝときは百分六十となす

第八章　帝國の監督

第三十條　本規定は帝國宰相の認許を要す

帝國宰相は會社に對し監督權を有し其行使に關し政府委員を任命するの權を有す

本定款に於て帝國宰相に附與せられたる權能は帝國殖民省之れを司る

第九章　公　告

第三十一條　會社の行ふべき一切の公告は獨逸帝國官報に依る法律又は定款に於て數回の公示を規定せざる限りは一回の掲載を以て足れりとす會社は其他に尙普通ブレメン、フランクフルト、アム、マイン及伯林にて發行せらるゝ日刊新聞每一種に依り公告の法律上の效力に關係することなく其公告を公示すべし

（二）千九百十三年獨逸南洋燐礦會社業務報告

前營業年度は吾人の期待せる好結果を擧ぐるを得たり

吾人は監査役會と協議濟の上設備及特權に對し總額五十六萬馬克（前期三十二萬五千馬克）の減價償却金及前期と同じく三萬馬克の準備積立金を計上したる後一割一分の利益配當案を提出す帝國々庫は確定稅金十一萬二千二百七十四馬克七十三布の外尙前營業年度の益金中より契約に遵ひ八分配當以上の分得利益として九萬馬克、卽ち合計二十萬二千二百七十四馬克七十三布を收得すべし後期繰越金として一萬七千二百十一馬克六十七布殘留す

アンガウル島の西岸に設けたる自動積込裝置は其使用に堪ゆることを立證したるを以て吾人は現時北東側にも同樣の裝置を設けつゝあり千九百十四年中には之れを使用することを得るに至るべし然る上は吾人は一年中の大部分は風力の障害を被ることなくして船積みをなし得べし

燐礦輸出は約九萬噸（前期は六萬噸）を算せり本年度に於ては恐く一層の增額を見るを得べし

ハンザ南洋シンジケートは帝國殖民省の認許を經てファイス島（西カロリーネン）に於ける燐礦の採掘權を代金二十萬馬克にて吾人に讓與せり右採掘權の取得を決定するに至りしは其利益收得の見込の有望なるよりも寧ろ勞働力の豐富ならざる群島地方に於て豫期し得べき勞働者募集の競爭を除かんとするにありたり充分なる勞働者數を得るには吾人に於て不斷に十分の注意を加ふるの必要あり而して本問題は吾人が過去に於ても之れを享受したる繼續的に理智ある官憲の援助に依るの外解決の途なし

歐洲に於ける燐礦市場は一般に不況を示せり然れども吾人は地理上有利なる地位に在る消費地に對し高價を以て長期の販賣を試むるを得たり充分に勞働者を募集し得る條件の下に吾人は本年度に於て良好なる成績を擧ぐることを期待し得べし

千九百十三年十二月三十一日　ブレメンに於て

社　長

貸借對照表（千九百十三年十二月三十一日）

▲借　方

		馬克　布
一、G、H、I株未拂込額（七割五分未拂）		一、一二五、〇〇〇・〇〇
一、特權		
アンガウル島	四七五、〇〇〇・〇〇	—
ファイス島	二〇〇、〇〇〇・〇〇	—
計	六七五、〇〇〇・〇〇	—
減價償却金	三五、〇〇〇・〇〇	—
差引	—	六四〇、〇〇〇・〇〇
一、アンガウル島施設	二、七〇九、八七五、〇九	—
減價償却金	五二二、七九一、〇〇	—
差引	—	二、一八七、〇八四・〇九
一、アンガウル島貯藏品（燐礦、食糧品石炭等）	—	三一六、八三二・七七
一、アンガウル島へ輸送中の材料、商品	—	五五、八二六・六二
一、ブレメン事務所設備	二、二一〇・〇〇	—
減價償却金	二、二〇九・〇〇	—
差引	—	一・〇〇
一、前拂保險料	—	四、一六五・四五
一、有價證券	—	二〇、一八〇・〇〇
一、銀行預金、交互計算貸金	—	一、六〇三、四〇四・八〇
一、現金	—	一、〇九〇・六二
計	—	五、九五三、五八五・三五

▲貸　方

一、株金	—	四、五〇〇、〇〇〇・〇〇
一、積立金	—	一五、六二六・四〇
一、準備積立金	—	三〇、〇〇〇・〇〇
一、交互計算借金	—	五五六、一五三・五二
一、未拂關稅其他	—	五九、九三一・四九
一、タロン稅	—	二二、五〇〇・〇〇
一、買掛金	—	八〇、〇六九・三一
一、千九百十二年未拂配當金	—	一、二六〇・〇〇
一、純益金	—	六八八、〇四四・六三
計	—	五、九五三、五八五・三五

純益金配分法

一、法定積立金	—	三四、四〇二・二三
一、株主配當（既拂込株金三、三七五、〇〇〇馬克に對し四分）	—	一三五、〇〇〇・〇〇
一、タロン稅	—	四、五〇〇・〇〇
一、準備積立金	—	三〇、〇〇〇・〇〇
一、役員賞與金	—	六一、九三〇・七三
一、株主配當（株金四、五〇〇、〇〇〇馬克の四分）	—	一八〇、〇〇〇・〇〇

一、國庫納入金(四割)……	九〇,〇〇〇・〇〇
一、株主配當(三分)……	一三五,〇〇〇・〇〇
一、後期繰越金……	一七,二二一・六七

損益計算表 (千九百十三年十二月三十一日)

	馬克 布
損失の部	
一、營業費(租税を含む)……	一二六,三三五・八四
一、減價償却金	
アンガウル坑業(特權を含む)……	五五七,七九一・〇〇
ブレメン事務所設備……	二,二〇九・〇〇
計……	五六〇,〇〇〇・〇〇
一、純益金……	六八八,〇四四・六三
計……	一,三六四,二八〇・四七
利益の部	
一、千九百十二年より繰越金……	一九,四〇一・七五
一、利子……	六,四四三・三九
一、燐礦益金……	一,三三八,四三五・三三
計……	一,三六四,二八〇・四七

(ホ)大株主氏名表

氏名又は商號	株金額 馬克
Direktor Phil Heineken, Bremen.	三五,〇〇〇
D. H. Wätjen u. Co., Bremen.	一三,〇〇〇
„Tellus" Aktiengesellschaft für Bergbau und Hütteniudustrie, Frankfurt a. M.	四五二,〇〇〇〇
Dr. Aug. Strube, Bremen.	五〇,〇〇〇
Direkton Heinr. W. müller, Bremen.	五〇,〇〇〇
Deutsche Nationalbank Kommanditgesellschaft auf Aktien, Bremen.	一,四三五,〇〇〇

(ヘ)アンガウル島燐礦輸出量及會社損益表

	燐礦輸出量	會社損益
一九〇八年	會社創立	—
一九〇九年……	八,六四一噸	損失 二〇一,四〇七・七三
一九一〇年……	四〇,〇〇〇	同上 一九五,七三五・六六
一九一一年……	四五,〇〇〇(乾燥工場破損及天候不良)	純益 三,五二四・三七 馬克 布
一九一二年……	六〇,〇〇〇	同上 三一三,五三八・一五
一九一三年……	約 九〇,〇〇〇	同上 六八八,〇四四・六三
一九一四年……	未詳	未詳

(ト)アンガウル島に於ける會社の施設

其の重なるもの左の如し

燐礦乾燥工場	支配人社宅
倉庫	其他社宅
發電所	雇勞働者宿舍
輕便鐵道(汽罐車車輛)	病院
棧橋三	製氷所
燐礦船積自働裝置	無線電信所(千九百九年十月特許)
繋船浮標	
汽船ウキーガンド號(四九九噸)	
端艇若干隻	

第十四節 カロリーネン群島

(一)東カロリーネン群島各島事情

本群島には クサイエ・ボナペ兩大島の外に 尙多數の小珊瑚島群あり

一、ピンゲラップ島群 (Pingelap, Macaskill, Musgrave, Sailrocks, Tucksriff) クサイエ島の西方二度餘の 地位に在り三箇の島嶼ピンゲラップ・テケ及スクル (Pingelap, Teke, Sukuru) より成るピンゲラップは最も南方に位する最大島にして共南西側に部落ありテケは北方に位し兩島共に椰子樹繁生し多數の住民を有す從前コプラの產額多大なりしもの千九百五年四月颱風の襲來ありて被害多く島民の一部はサイパン島 (マリアーネン群島) へ一部は他のカロリーネン諸島へ移住し人口大に減少したり

二、モキール島群 (Mokil, Mukil, Wellington, Duperrey) (北緯六度三十九分、東經百五十九度五十三分)、三箇の低き珊瑚礁島ウレク (Uräk)、モキール (Mokil)、ウガイ(Ugei) より成る最大島モキール (又はカラプ Kalap) には住民多く他の二島には椰子樹繁茂しヤルイト會社の貿易場あり本島群も亦千九百五年颱風の害を蒙れり

三、パキン島群 (Pakin, Pagenema) (北緯七度四分東經百五十七度五十分) ポナペ島の西に於て同島とクサイエ島とを連結せる線の延長線上に在りポナペ島を距る十五浬、五箇の島及六箇の小嶼より成り最西のニカラップ島には酋長居住す本島群にはヤルイト會社の椰子樹園あり

四、アント島群 (Ant, Andema, Fraser)、 ポナペ島ロンキテキ港の西方約八浬に在り二島及十三小嶼より成るパキン及アント兩珊瑚環礁にポナペ島を加へてセンイエウキン諸島 (Senjäwininseln) と稱す

五、ヌガテイク島群 (Ngatik, Ngarik, Raven, Seven Island, Islas de la Pasion)、千七百七十三年西班牙人の發見せるところにして九ケの島より成る 西方に在る主島ヌゲテイク島には土人の 貿易場を 經營せるものあり 諸島には 椰子樹、麵麭果樹多く生育し又甘蔗及芭蕉實を多量に產す

六、オロルク環礁、 西方に進んで東經百五十五度十二分の地位に在り (Oroluk, Oraluk, La Bordelaise, Meaburn, Campbellriff, Larkins)、サン、アグステキン (San Agstin) 及バクソ、トリスタ (Baxo Trista) の二島を存するに過ぎざるも礁湖は長さ三十五基米、幅二十基米にして良好なる錨地を有す礁湖の周圍及內側には椰子蟹、綠色の龜多數に生息す

七、ミント礁 (Mintoriff, Tönömar)及ドゥンキン礁(Dunkinriff) 共に東カロリーネン群島の最西方に位す前者は價値なき砂島にして後者は共大なるを以て名あるも同樣何等の價値なし

(二)中部カロリーネン群島

八、サン、ラフエール島 (San Rafael)、 北緯七度二十分、東經百五十三度五十二分

九、ホール島 (Hall) 一名クック島 (Cookinseln, Worthinseln)

一〇、ムリロ環礁 (Murilo, Murilen, Murila, Barlados Los Reyes) 北緯八度三十四分より八度四十四分に亙り十一箇の島より成る最大島ルア (Rua) は長さ一基米半、其他は小島に過ぎず

一一、ノムウォン環礁(Nomwin, Fanauu, Namolipiafane, El Corral, Palaceres, San Estévan) 礁湖は四箇の通航路を有し多數の小島より成る其内大なるはファナヌ(Fananu)及イグップ(Igup)にして前者は長さ二基米、島民の營める貿易場あり

ムリロ及ノムウォキン共に從前は多數の住民ありしも千九百五年颶風の結果島民の多數は他の諸島殊にトルック島に移住せり

一二、オノン(Onon, Olol, Namonuits, Remp, Lütke, Livingstone, Bunkey, Anonima, Las Hermanas, Los Jardines) 環礁、北緯八度三十分乃至九度、東經百四十九度四十分乃至百五十度三十分、直徑七十基米以上に達する大環礁にして形狀三角形を成し其南西部に長さ七基米の長島オノン(Onon, Ulul, Onnu, Onöun)あり其他の島嶼は皆小にして舉ぐるに足るものなし本環礁も千九百五年の颶風及之れに續ける旱魃の爲め島民は多く他島に移住し人口の激減を見たり

一三、マック、ラフリン島(Mac Laughlin-Bank)、北緯九度、東經百四十八度

一四、ヌクオロ環礁(Nukuoro, Nukuor, Nukuwor, Dunkin, Monteverde)、北緯三度五十二分、東經百五十四度五十八分、礁湖の直徑六基米其の北、東、南側に多數の島嶼あり其最大なるはヌクオロ島にして長さ一基米半、幅一基米、村落及貿易場あり

一五、ノモイ環礁(Nomoi, Namoi, Mortlock) 北緯五度十五分乃至五度三十五分、東經百五十三度三十七分乃至百五十三度五十八分、三箇の環礁より成り島嶼數約九十を算す最も重要なる環礁はルクノール(Lukunor, Lugulus, Mortlock)にして又ヤング、ウォリアム(Young William)の名あり其主島をルクノールとなす貿易場あり椰子樹頗る饒多にして人口千九百三年には實に千百六十五を算し東方カロリーネン諸島中の第四位に位したり次にエタール環礁(Etal, Naiad Islands) は十五の島嶼より成り北より南に連亘す礁湖には入口なしサトアン環礁(Satoan, Satauan, Sotoan) は他の二環礁よりも大にして礁湖の長さ三十七基米、幅十二乃至十四基米、周圍に約六十の島嶼を存す、最大島タ(Ta)は長さ十五浬、各島共椰子樹、麵麭果樹等叢生すタ島及サトアン島には貿易場あり本島群は千九百七年三月猛烈なる颶風の慘害を被り爾後島民の大部分はポナペ島に移住せり

一六、ナモルク環礁(Namoluk, Namaluk, Hashmy, Skiddy, Harvest) 北緯五度五十五分、東經百五十三度十五分、エタール環礁に近接す周囘約七浬、環礁の形狀は三角形にして五箇の卑低なる小島ナモルク・ルカン・テウノム・ウマップ及アマス (Namoluk, Lukau, Teunom, Umap, Amas) より成る椰子樹多し

一七、ロソップ環礁(Lossop) 北緯六度五十分、東經百五十二度四十五分、トルック島に近接す三島ありビス・タラップ及レオール(Pis, Talap, Läol) 是なり礁湖は水深に富む

一八、ナマ島(Nama, Namo, Nema, d'Urville, San Rafad) 北緯六度五十六分、東經百五十二度四十分、上記ロソップ環礁の西北西十一浬にある小島にして他の多數の珊瑚島に比すれば著るしく高し

一九、ロヤリスト環礁(Royalist Islands) 一名クオップ島群(Kuopinseln) トルック環礁の南に位しイピス・ファライク・フォロルク・ファラピ (Ipis, Falaik, Fololuk, Falapi) 等の諸島より成る礁湖は長さ約十二浬、幅五浬を有す

二〇、トルック環礁(Truk) 別記

二一、ポロート環礁(Poloot, Poloat, Puluhot, Puluwat, Mama, Uanak, Osuak, Enderby, Cata) 北緯七度二十分、東經百四十九度二十分、トルック環礁と同じく礁湖内に多數の島嶼あり其主なるものをポロート・ヤーレ・エランゲラップ・サウ (Poloot, Jale, Elangelap, San) 等となす是等の小島嶼はトルックの諸島の如く玄武岩島に非ずして珊瑚島なり椰子樹多く且つ人口の多數を以て東方カロリーネン諸島の第四位に位する環礁なりしも其後人口漸減せり

二二、ホック島(Hok, Suk, Pulusuk, San Bartolomeo, Ibargoita) 椰子樹に蔽はれたる低き孤島なり

二三、ロス、マルテォレス環礁(Los Martyres, Pulap) 北緯七度三十八分、東經百四十九度三十三分、プラプ・ファナデォク・タマタム・ファナマイロング・リュナリン (Pulap, Fanadik, Tamatam, Fanamailong, Bünalin)等八箇の島嶼より成りタマタム島最も著名なり礁湖の大さは長さ約六浬、幅約四浬

二四、ピガロ(Pigalo, Pikela, Pik, Lydia) 島

二五、ピケロット島(Pikelot, La Coquille) 北緯八度五分、東經百四十七度三十六分) 低き珊瑚礁にして密茂せる矮樹、椰子樹あり

二六、サタワル島(Satawal, Satuwal, Tucker) 北緯七度二十二分、東經百四十七度六分

二七、ウェスト、ファヨ島(West-Fajo, West-Fajen, West-Faganerak) 北緯八度五分、東經百四十六度五十分、上記四箇の珊瑚島は皆孤島にして裾礁を有す島上には孰れも椰子樹、パンダーヌス樹、芭蕉、麵麭果樹、タロ芋等好く生育せり其島民の風俗、習慣、言語等は東西兩カロリーネン群島を中介をなし居れり

二八、ラムトリック環礁(Lamutrik, Lamotrek, Swede) 北緯七度二十七分乃至七度三十分、東經百四十六度二十四分乃至百四十六度三十一分、サタワル島の西方約四十二浬に位す環礁の形狀は三角形にして其三隅にラムトリック・プッフ及フライト(Lamutrik, Puch, Flait)の三島あり各島植物の生育に適し椰子樹、芭蕉、パンダーヌス樹、甘蔗、タロ芋、麵麭果樹等多し

二九、エラト環礁(Elato) 北緯七度二十三分乃至七度三十分、東經百四十六度十六分乃至百四十六度十九分、主島エラトは狹長にして其他にオレテル・カリ・タウアス及ファリピ等の諸島あり(Oletel, Kari, Tanas, Falipi)

三〇、ラミオール礁(Lamior, Namoliaure) 及ウレール礁(Ulör, Toass) 上記エラト環礁の南方に在り

三一、オリマラウ島（Five Islands）五箇の小島より成る

三二、ファイヨ環礁（Faijo, Grimesinseln, Gaferut）北緯九度十五分、東經百四十五度三十分、長さ八百米突、幅四百米突、高さ二米突の扁平なる島にして樹木叢生す

三三、ファラウリップ環礁（Faraulip, Faraulep, Färoilap, Gardner）北緯八度四十分、東經百四十四度三十五分、礁湖内にファラウリップ・エアト・ピグ（Faraulip, Eat, Pig）の三嶼あり共に椰子樹其他の植物繁茂す

三四、イファルク環礁（Ifaluk, Ifalik, Wilson, Two Sisters）北緯七度十五分、東經百四十四度三十一分、礁湖の大さ周回約五浬、内にフララプ・フラリク・イモアイ・エラ（Flalap, Flarik, Imoai, Ella）等の諸島を有す共にコプラの產出多し

三五、アウレピク環礁（Aurepik, Jaurepik, Eauripik, Juripik, Low Islands, Kama）北緯六度四十三分、東經百四十三度十分、アウレピク・ウアウ（Uau）、シテキング（Siting）の三嶼を有する小環礁なり椰子樹多きも人口少し

三六、オレアイ（Oleai, Oleei, Uleai, Woleai, Ulië, Anangai）島群、北緯七度二十分乃至七度二十五分、東經百四十三度五十二分乃至百四十三度五十八分、本來二箇の環礁より成り二箇の礁湖を有す島嶼の總數二十一、主島フララプ（Flalap）は三角形をなし長さ約四分の三浬、樹木發生し小道路四方に通じ廣く開拓せらる南東に位する狹少なる島をラウル（Raur）と稱し石造の埠頭、貿易場あり

(三)西カロリーネン群島

主なる島嶼としてヤップ（Jap）及ファイス（Fais）の兩島（別記）ある外、尙左の諸島あり

三七、ソロール環礁（Sorol, Phillip）北緯八度五分乃至八度十分、東經百四十度十五分乃至百四十度二十五分、小環礁にして六箇の小島を包容し皆椰子樹に富む

ファイス島及本環礁は西カロリーネン群島の最東に位す

三八、ウルルシ島群（Ululssi, Ulussi, Uluti, Uliti, Ulewi, Ugeu, Egeu, Mackenzie-Inseln, Los Reyes, Garbanzos）北緯九度四十七分乃至十度七分、東經百三十九度三十七分乃至百四十度四分、本島群は二箇の環礁より成り西カロリーネン群島に於ける最大の島群なり最も著名なるをファアラロプ島と呼び千九百四年に於て全島群の住民八百を算せしが千九百七年の颶風の結果被害多く人口大に減少せり島民の舞踊は多く人に知らる

三九、ヌグル環礁（Ngulu, Ngoli, Onolu, Lamoliork, Lamuliur, Lamoliau(uru) Angelul, Matelotas, Spencerkeys, Thieve Islands, Sequeira）北緯八度十五分乃至八度三十八分、東經百三十八度二十四分乃至百三十七度四十分、環礁は長さ四十基米、幅員三十基米にして廣濶なる礁湖を有し其主なる島をロザウ（Lasau）、メゼラン（Meseran）（北方）、ヌグル（Ngulu）（南方）となす

(四)パラウ諸島（Palau, Pelau, Palao, Pelew）

北緯六度五十分乃至八度十分、東經百三十四度十分乃至百三十四度四十八分、通常主島バーベルタオブ（Babeltaob）の周圍に在る島群に南方のアンガウル（Angaur）北方のヌガルアングル島（Ngarnanglriff）を加へてパラウ諸島と稱す、本群島に關しては別に記述するところあるべし

四〇、ソンソル礁（Sonsol, Sonserol, San Andrés, St. Andrew, Fana）北緯五度二十分、東經百三十二度十六分、千九百一年三月六日獨國領に歸せり

四一、プル島（Bur, Pul, Wul, Pulo, Anna, Current Islands）北緯四度三十八分、東經百三十二度二分

四二、メリール島（Merir, Pulo Maria, Warren Hastings）北緯四度二十分、東經百三十二度二十八分

右兩島は千九百一年三月七日獨國に於て正式に占領せるところにして椰子樹其他の植物に富む

四三、ヘレナ礁（Helenariff, San Felipe, Carteretbank）北緯三度、東經百三十一度五十六分、長さ三十基米にして小數なる小島を有す

四四、トビ礁（Tobi, Kodogubi Peaked Hill, Evening, San Carlos, Nevil, Lord North, Johnstone）北緯三度二分、東經百三十一度五分、三角形を成し長さ一基米八、幅一基米弱、島狀扁平にして中央部は低窪をなし他島と異なり椰子殊に饒多にして人口亦多し頻次の地震を感ず

右兩島はパラウ群島の西南に位し既に和蘭領諸島に近接せり

第四章　マルシャル群島

第十五節　總　說

小史　本群島の一部は既に十六世紀に於て歐洲航海者の知るところとなりしも群島の事情に關しては世上何等知るところなかりしが千七百八十八年船長マルシャル及ギルベルトの兩名本群島の大部分を發見するに及て其名を群島に冠するに至れり爾來群島各島に於ける椰子實の產出饒多なるに因りてヤルイト島を中心として商業繁昌し英米の商人殊に北獨逸の商人は夙に本群島に著目して事業を經營し來りしが終にゴデッフロイ其他の獨商は本群島を獨逸の保護領とするの建議を提出し獨國政府は之れを容れて千八百八十五年十月ヤルイト島の酋長と協議の上各島に獨逸國旗を掲げ翌年公然マルシャル群島の占領を宣告せり

本群島の歷史は獨逸商殊にヤルイト會社に關するもの多きを以て詳細は之れを後章同會社の項に於て敍述すべし

地理　マルシャル群島は北緯四度三十分乃至十五度及東經百六十一度乃至百七十三度の間に亘り其海洋面の總面積は獨逸帝國の二倍に達す群島は三十二箇の珊瑚環礁より成るも其多くは小島又は小礁にして面積總計約四百平方基米に過ぎず、本群島は相距る約二百基米の二島列をなし其東方に位するをラタック（Ratak）島列（日出島列）、西方に在るをレリック（Rälik）島列（日沒島列）と稱す

群島の各島は海面上に露はるゝこと極めて低く珊瑚岩又は其破片及砂礫の堆積より成り其內割合に大なるものは島上に椰子樹、パンダーヌス樹、麵麭果樹等叢生し小なるものは島上何等の植物を有せざるものあり礁湖內は槪して水深頗る大なる珊瑚礁に依り外洋と隔離せられ僅に水道によりて相通ずるのみなるを以て波平かにして船舶の碇泊に適

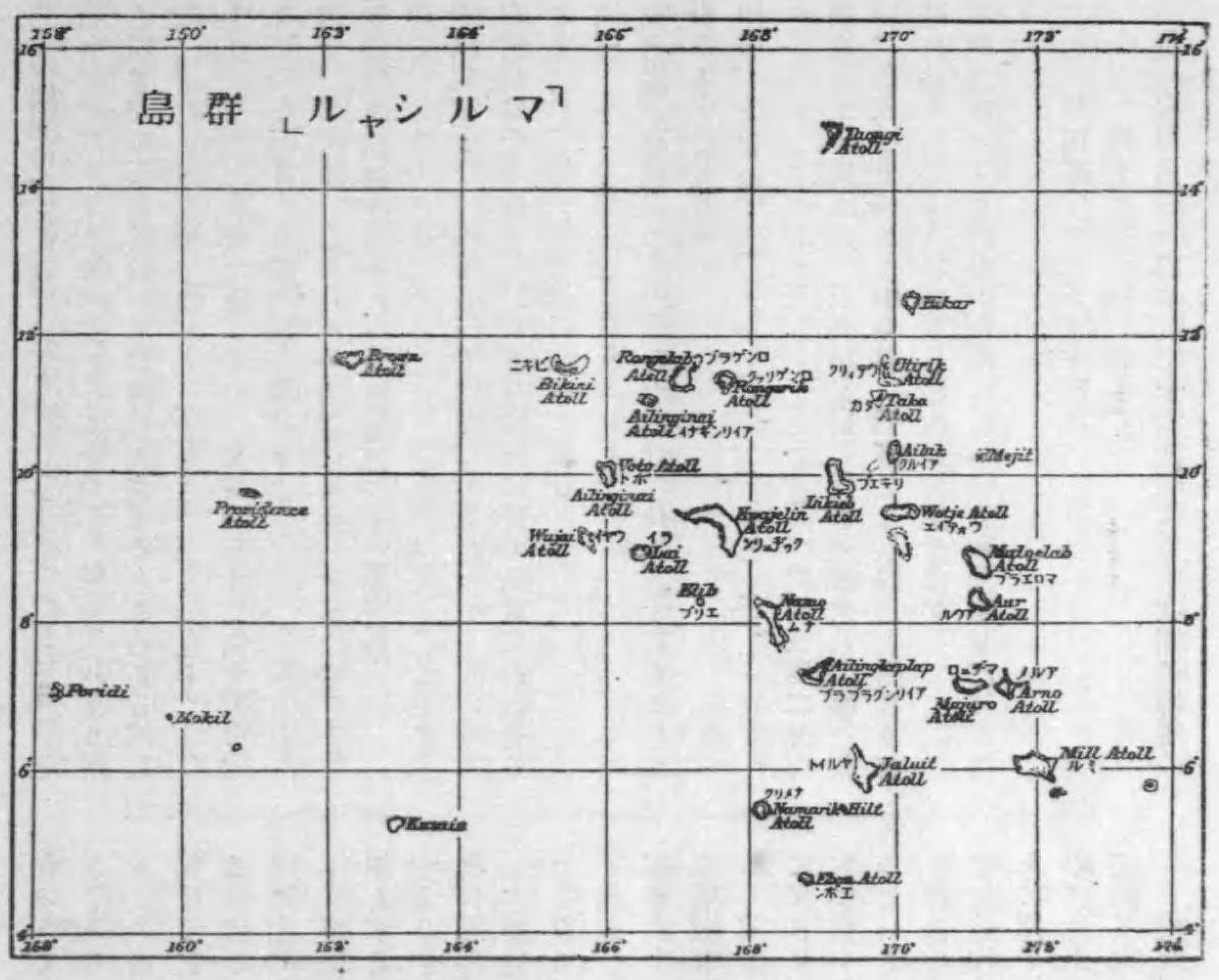

す然れども水道の多數は潮流頗る急にして船舶の通航には至大の注意を要すべし

氣候　各島共熱帶海洋的氣候を有し氣溫及氣壓の高低極めて少なく且つ雨量に富む本群島の主島たるヤルイト島に於ては一年間の平均溫度攝氏二十七度十九分にして其最も暑熱なる二月に於ては平均二十七度四分、最も低溫なる七月に於て二十七度なり一年間の最高溫度は三十六度九分、最低溫度二十一度にして其差約十六度に達するも一日の高低の差は僅に六度六分に過ぎず

一年の平均氣壓は七百五十六密米二十二にして高低の差大ならず（千九百五年六月襲來せる颱風の際には六百九十七密米二に降下せり）平均風力は二・五乃至三・五にして四を越へ又は一・五以下なることは極めて稀有なり風位は四時を通じて東にして十二月より四月までは東北風、五月より十一月迄は南東風吹くを常とし八月及十一月に於て時々風の靜止することあり颱風は極めて稀なるも絕無には非らず最近には千九百五年六月三十日猛烈なる颱風群島の南方に位するミル・ヤルイト其他の島嶼を襲ひ被害少なからざりき

雨量は一年を通じて大にして千八百九十二年乃至千八百九十六年及千九百二年乃至千九百八年の測定に據ればヤルイト島に於て一年の平均雨量四千九十六密米、其最少三千二百九密米（千九百四年）最大四千七百四十五密米を算せり之れを東カロリーネン群島のクサイエ・ポナペ等の諸島に比すれば少きも西カロリーネン群島のパラウ・ヤップ諸島に比すれば多量なり雨量の多少は月に依り其差著るしく例年五月に多くして二月に少きを常とす雷雨は五、六、七、八月の交に多きも其時間極めて短し多雨期に於ては一日數回の驟雨あり暑熱を緩和し島民に飲料水を供給す

植物　各島に於て最も夥多なるは椰子樹にしてパンダーヌス樹、芭蕉、パパヤ、鐵木、マングローブ樹等も成育せり多數の島嶼に於て珈琲、カカオ、棉等は栽培に適せざるも胡瓜、豆類、蕪等は良く生育しトマトー、無花果樹及橙等は不充分ながら生育することを得

動物　珊瑚礁の常として獸類に乏しく僅に歐米人の輸入して飼育せる牛、豚等を見るのみ陸鳥は野鳩、杜鵑の類を存するのみなるも水禽には每年十月より二月までの間に渡來する鴨の外海燕、白鷺、軍艦鳥、千鳥、鷸等生息し群島中人煙稀薄なる北方諸島には海禽群をなして繁殖せり爬虫類は多數に棲息せるも蛇類は絕無なり各種の蟹、椰子蟹、寄生蟹（ヤドカリ）の外甲虫、蝶類も少なからず殊に多きは蜘蛛、蟻にして蠅、蚊も盛んに生育し有毒虫としては百足、蝎あり

上述の如く陸上動物の割合に貧弱なるに反し海中動物は頗る豐富なり鯨族は往年多數に生息し爲めに外國捕鯨船の來り獵するもの多かりしが濫獵の結果漸く其數を減じたり然るに近年に至り捕鯨者の減少と共に再增殖せるやの傾向あり海蛇は其數少なきも鱧、鮫は到所に之れを見るを得べく礁湖內にも遊泳せるを以て水泳には充分の注意を要す沿海には魚族の繁殖夥しく殊に珊瑚礁附近には色彩艶美なる磯魚多きも往々有毒にして食膳に供し難きものあり貝類は少なきが如し龜類は一、二の小島に產卵の爲め來ることあり

住民　マルシャル群島の住民はミクロネジア種族に屬し混血種なり之れをカロリーネン族に比すれば各種の點に於て相違あるを見るも然かもポリネジア種族に比すれば其差違頗る大なるものあり

本群島の住民は其眼暗黑色にして黑色の長き頭毛を有し髯少なく鼻低く脣は幾分上向し額部は發達せず皮膚の色は銅褐色にして黃褐色のものも少なからず男子に比すれば女子は槪して其色薄し身長は一般に短く殊に女子には侏儒に類するものあり

衣服はヤルイト其他南方諸島に於ては基督敎の普及と共に歐人の服裝を學ぶもの多きも北方諸島には半裸體にして植物の葉又は纖維を以て編める蓆を腰部に纒ふ古來の習俗を存す往時は黥を愛好せしも是亦宣敎師の訓戒に依り近年は之れを施すもの少なし

島民の食餌は主として植物性にしてタロ芋、パンダーヌス、麵麭果、芭蕉實、南京米及印度矢根の類を用ゐ生食又は火食す動物性の食物は魚、龜、椰子蟹の類にして豚、鳥の類を食ふこと少なし

島民の家屋は酋長の住居を除けば一般に頗る簡單にして從前は壁なかりしも近時宣敎師の注意に依り之れを設くる

に至り屋根はパンダーヌス樹の葉を以て之れを葺き幾分傾斜す床は通常之れを設けず蓆を敷きて之れに坐臥す屋内概して不潔にして一種不快の臭氣を有するもの多し端舟は麵麭果樹にて之れを製し舳艫共に鋭く尖り副木を具ふ橈艇の外大小の帆走カノーあり大は群島内の諸島嶼間を航走し小は礁湖内の漁業に用ゆ

各島民の重なる生業はコプラ製造の外漁業、有用植物の栽植、蓆及帆の製作、椰子實の核にて種々の容器を作ること等なり女子は洗濯に從ふもの多し

島民は一般に放縱、懶惰にして勞働を忌み且つ所有の念に乏しく概して男尊女卑の風あり風俗淫靡にして夫妻の離合常なく野合盛に行はるゝも之れに基く闘爭稀なり殊に風俗の頽廢せるはヤルイト島にして古來外國船舶の海員に對する賣淫の行はるゝを見る又女子は一般に育兒を厭ふの風あり墮胎の惡習頗る多しといふ

土民の階級に三種あり最高をイロア（Lroa）次をブーラク（Burak）と稱し他は一般庶民なりイロアは酋長にして從來七名ありマルシャル群島を分割して領有し自己直轄地を除き他を大小數名のブーラクをして管領せしめブーラクは各部落中より一名を指名してカジュールたらしむ此三者の關係は我が封建時代の將軍、諸侯、庄屋の關係に類似し酋長は部下に對し古來生殺與奪の權を握り他酋長と領土の爭奪を事とせしが基督教の入ると共に爭闘漸く減じ過去二十年來最早之れを見ることなしといふ酋長卽ちイロアは男系世襲なり獨逸官憲は之れを撲滅する方針を執り從來七名存したる酋長現今は六名に減じたり

人口　本群島の人口は漸次減退の傾向ありしが近年に至り幾分增加の勢あり往年其最も多かりしときは總人口一萬六千に達したりと傳へらるゝも年と共に減じ千九百八年の調査に據れば僅に九千二百六十七人に過ぎずして一平方基米二十三人の割合なり、最近千九百十三年の調査によれば四百六人を增加せり

○マルシャル群島人口表（千九百十三年一月調）

環礁又は島嶼名稱	男	女	小兒 男	小兒 女	計	一九〇八年人口調査
エボン	二八八	二〇二	一〇五	八七	七〇一	六六八
ナメリク	一七五	一五六	一〇四	八六	五二一	五一〇
ヤルイト	四〇〇	三一三	一八六	一八六	一、〇八三	九九五
アイリングラブラブ	二三二	二一二	七七	七二	五九三	五九三
ヤブワット	二四	三一	一一	八	七四	七四
ナム	六四	五九	三七	三五	一九五	一九三
エリブ	二二	三三	五	一四	七四	五五
クワヂェリン	一四九	一一六	四五	三九	三四九	三三二
ボト	二九	二五	一二	八	七四	五一
ロンゲリック	一八	一八	七	五	四八	二六
ロンゲラブ	四二	四六	二六	八	一二二	五四
アイリンギナイ	—	—	—	—	—	—
ビキニ	一七	二一	二二	二〇	八〇	七九
ウヤイ	五四	四六	二七	二六	一五三	一二七
ライ	六八	六七	五二	三六	二二三	一〇七
ウヂェラング	二〇	七	—	—	二七	二七
エニウェトク	二二	三二	二〇	一七	九一	六九
ミル	一七六	一七〇	六四	七二	四八二	四八二
アルノ	五七二	五二八	一三三	一一三	一、三四六	一、二八六
マジェロ	四七六	四六六	八三	六四	一、〇八九	一、四一七
アウル	一〇四	一一六	六〇	四一	三一八	三三三
マロエラブ	一七〇	一六八	六八	五〇	四五六	四七〇
ウォテチェ	一二〇	一〇五	四七	三九	三一一	二五四
エリクブ	—	—	—	—	—	—
アイルク	九九	九一	三六	二四	二五〇	二四三
タカ	—	—	—	—	—	—
ウテチリク	六三	五八	二九	一五	一六五	八八
メイク	一九六	一六五	六四	六七	四九二	三八八
リキエブ	九八	九七	三一	二六	二五二	二五二
合計	三、六九八	三、三五五	一、三四七	一、一六九	九、五六九	九、一六三

○マルシャル群島在留歐米人々口表（職業別）（千九百十三年一月調）

（一）男子（十五歲以上）

	官吏	宣教師	栽培業	鍛冶工	機械工	商業	漁業海員	計
ヤルイト	三	七	—	一	七	一二	二〇	五〇
エボン	—	—	—	—	—	二	—	二
アイリングラブラブ	—	—	—	—	—	一	—	一
ミル	—	—	—	—	—	一	—	一
アルノ	—	一	—	—	—	三	—	四
マジュロ	—	二	—	—	—	一	—	三
マロエラブ	—	—	—	—	—	一	—	一
リキエブ	—	二	—	—	—	—	—	二
キリ	—	—	一	—	—	—	—	一
ウジェラング	—	—	一	—	—	—	—	一
計	三	一二	二	一	七	二二	二〇	六八

（二）女子（十五歲以上）

	既婚者 官吏其他の妻	既婚者 宣教師	寡婦 宣教師	未婚者 看護婦	計
ヤルイト	二	—	五	一	八
エボン	—	—	—	—	—
アイリングラブラブ	—	—	—	—	—
ミル	—	—	—	—	—
アルノ	—	—	二	—	二
マジュロ	—	一	—	—	一
マロエラブ	—	—	—	—	—
リキエブ	—	—	二	—	二
キリ	—	—	—	—	—
ウジエラング	—	—	—	—	—
計	二	一	九	一	一三

（三）小兒　ヤルイト　女兒　二

總計……八二 {新教 六三 / 舊教 一八}

○マルシャル群島在留歐米人々口表（國籍別）（千九百十三年一月調）

	官吏	宣教師	栽培業	機械工	鍛冶工	商業	漁業及海員	計
獨逸	三	一二	二	四	一	一三	七	四二
和蘭	—	—	—	—	—	一	—	一
諸威	—	—	—	—	—	一	—	一
英吉利	—	—	—	三	—	一	六	一〇

濠洲	—	一	—	—	—	三	七	二
米國	—	—	—	—	—	一	—	一
無國籍	—	—	—	—	—	一	—	一
計	三	亖	二	七	一	二〇	二〇	六六

外に獨逸人女子、官吏の妻二、宣教師一〇、看護婦一、及獨逸人女兒二あり獨逸人總計五十六

農業　マルシャル群島に於て農業上最も注意すべきは椰子樹の栽培にして他に有用植物の栽植をなすものあるも多くは自家用たるに止るの姿なり椰子樹は從前島民が其自家用果實採取のため之れを栽培したる外多くは野生林にして隨て此の顆實の收穫少なかりしが近年に至り歐米市場に於けるコプラの需要增大するや白人の椰子樹栽培に注意するもの增加しヤルイト會社は千八百九十八年初めてエニウェトク島民と植林契約を締結したるを始めとし會社所有地に於て椰子樹植林事業を經營して良好なる成績を占むるに至り其他白人及島民にして之れを營めるもの增加せり其結果島民所有の島地の大部分は椰子樹を栽培し現時に至りては到所最早大なる空地を存せず其收穫率は白人經營の椰子園の如く大ならざるもコプラ需要の增加に伴ひ其產額も逐年多大となりつゝあり近年の統計に據ればマルシャル群島全部に於て平均年額三千八百乃至四千噸のコプラを產出せるが群島の事情に精通せる歐人の言に依れば群島々地の地味は頗る椰子樹に適するを以て若し今後植樹を奬勵し栽培地を整理せば優に五割以上のコプラ產額の增加を見るに至るべしといふ而して白人商人が島民より直接買入るゝコプラの價格は一「キロ」に付平均十布內外にして一樹より平均三十封度（椰子樹果五十乃至六十箇）のコプラを得べく一年の收入三馬克にして一「ヘクタール」に付一年約三百馬克の生產力を見る理なり

商工業　マルシャル群島の商業は島民の製造せるコプラの蒐集及輸出竝に島民の日常要品販賣にして商人の重なるものを獨逸ヤルイト會社（後章參照）及英商バーンス、フキルプ商會とす而して前者は主として香港經由の獨國品を輸入販賣し後者はシドニーより濠洲又は米、英國品を輸入せり群島中ヤルイト島はヤルイト會社物資の集散地にして同島ヤボールに店舖及大規摸なる倉庫を有し常に多量の商品を蓄藏し島民に卸賣及小賣をなす外之れを各他島の同社分店に配分して群島民に販賣せしむ、バーンス、フキルプ商會はシドニーに本店、ナウル島に支店を有しシドニー・ヤルイト間の往復及群島內の巡航に從事する二隻の汽船を以て專ら島民の衣食要品を行商すると共にコプラの直接購入をなしつゝあり

右の外ヤルイト島に獨人の營める旅館一、獨商一名あり其他各島にも若干の商人ありてヤルイト會社より卸賣せる食品、日用雜貨の販賣に從事せり賣買は現品交換又は通貨の媒介を以てす（マルシャル群島在留歐米人人口表參照）

ヤルイト島ヤボールにヤルイト會社附屬の端舟修理工場一ある外リキエプ島に獨商の經營せる小規摸の端舟修理場あり其他に於ては家屋の建築に從事する島民及支那人の大工職數名あるのみ特に工業として注意すべきものなし

物價　本群島に於ける物價殊に輸入品の價格は一般に高價にして其歐米人に對するものと島民に對するものとの間に著るしき差額あり島民に對する商品の賣價は白人に對するよりも遙に高きを常とし往々倍額に達するものあり今試にヤルイト會社の定めたる商品價格表を示せば左の如し

品名	數量	支政廳及白人（馬克布）	島民に對する卸賣（馬克布）	同上小賣（馬克布）
南京米	四十五封度	五・八〇	六・二四	一〇・〇〇
麥粉	一袋四十五基	七・八八	—	一四・〇〇
砂糖	一俵	—	一三・五七	二八・〇〇
燐寸	一包	二四	三五	一・〇〇
ロプ、タバコ	一箱	—	九八・四三	（六本）一・〇〇
茶	一罐	—	二・四三	五・〇〇
麥酒	一本	一・五〇	—	—
繪葉書	十二葉	一・〇〇	—	—
牛肉罐詰	一箇	六〇	—	一・〇〇

農業上の所得　島民の收入の重なるものは農業上の所得殊にコプラ賣却による收入及勞働其他の職業に依る賃銀にしてコプラの產出大なる年に於ては島民の財力は槪して豐富なり群島の島地は官有地及歐米人所有の僅小なる部分を除けば悉く酋長の管領するところにして島民は酋長より世襲的に土地を借受け之れに椰子樹を植付けコプラを製造して之れを賣却し生活の資を得るものとす而して一箇年中其上半期に得たるコプラは總て之れを酋長に上納し後半期の收得も共幾分を租稅に當て爾餘の額を自家の生活費に充つるの慣習あり而して島民の純取得に歸するコプラの數量は約三千噸內外なるべしといふ

コプラの製造以外に島民の家族は手工業として椰子樹、芭蕉、バンダーヌス等の葉又は樹皮より纖維を採取して蓆、帽子等を製出し之れを在留外國人又は船員等に賣り多少の收入を計りつゝあるも極めて少額且不規則の收入たるを免れず

次に島民の收得たるはヤルイト會社其他の商人、寄港船舶等に雇はれて得る勞銀にしてヤルイト會社の如きは島人に對する勞銀として一年約四萬馬克を仕拂へりといふ

（イ）船員（ヤルイト島）

船長（五乃至八噸の小型スクーナー）　一箇月　二四 馬克

水夫（同上）　同　二〇

右の外　米、麵麭、牛肉等適宜の食糧を與ふるを要す

（ロ）勞働者（ヤルイト會社）

常傭人夫　米、麵麭、一日各一封度、每週砂糖一封度、肉類一封度を給し別に月給初年度十六馬克より年數を重ぬるに從ひ二馬克宛增給す但し人夫にして正妻あるものには前記同量の食糧を給與す被服は一切被傭者の自辨なるも基督降誕祭には襯衣、袴下、革帶各一箇を給するを例とす

臨時雇人夫一日三馬克の外、麵麭、砂糖、肉類等給與す其他ヤルイト會社以外に於て年期雇のものは通常一箇月二十馬克其他は十七、八馬克にして別に相當の食物を給與することを要す

貿易　千九百十三年に於けるマルシャル群島の貿易額は輸出百四十三萬六千八百三十七馬克、輸入九十四萬七千七百三十二馬克、合計二百三十八萬四千五百六十九馬克にして其內コプラ、輸出額の最大部分を占め其他僅少なる鱶鰭、黑蝶貝及鼈甲を輸出品とす、而してコプラは獨國及濠洲へ

露光量違いの為重複撮影

鱶鰭は支那へ鼈甲は獨國へ輸出せらる

千九百十三年に於けるマルシャル群島の輸出表左の如し

輸出品目	一九一二年 數量	一九一二年 價額	一九一三年 數量	一九一三年 價額
コプラ	三、八五六、六二二基	一、四六五、六八六馬克	三、七六八、〇四三基	一、四三一、八五四馬克
鱶鰭	五〇一	七八三	二、三〇四	四、六〇八
黒蝶貝	四二二	四一	—	—
鼈甲	一、一四三	三〇、六一三	一六九	三七五
合計	三、八五八、六七八	一、四九七、一二三	三、七七〇、五一六	一、四三六、八三七

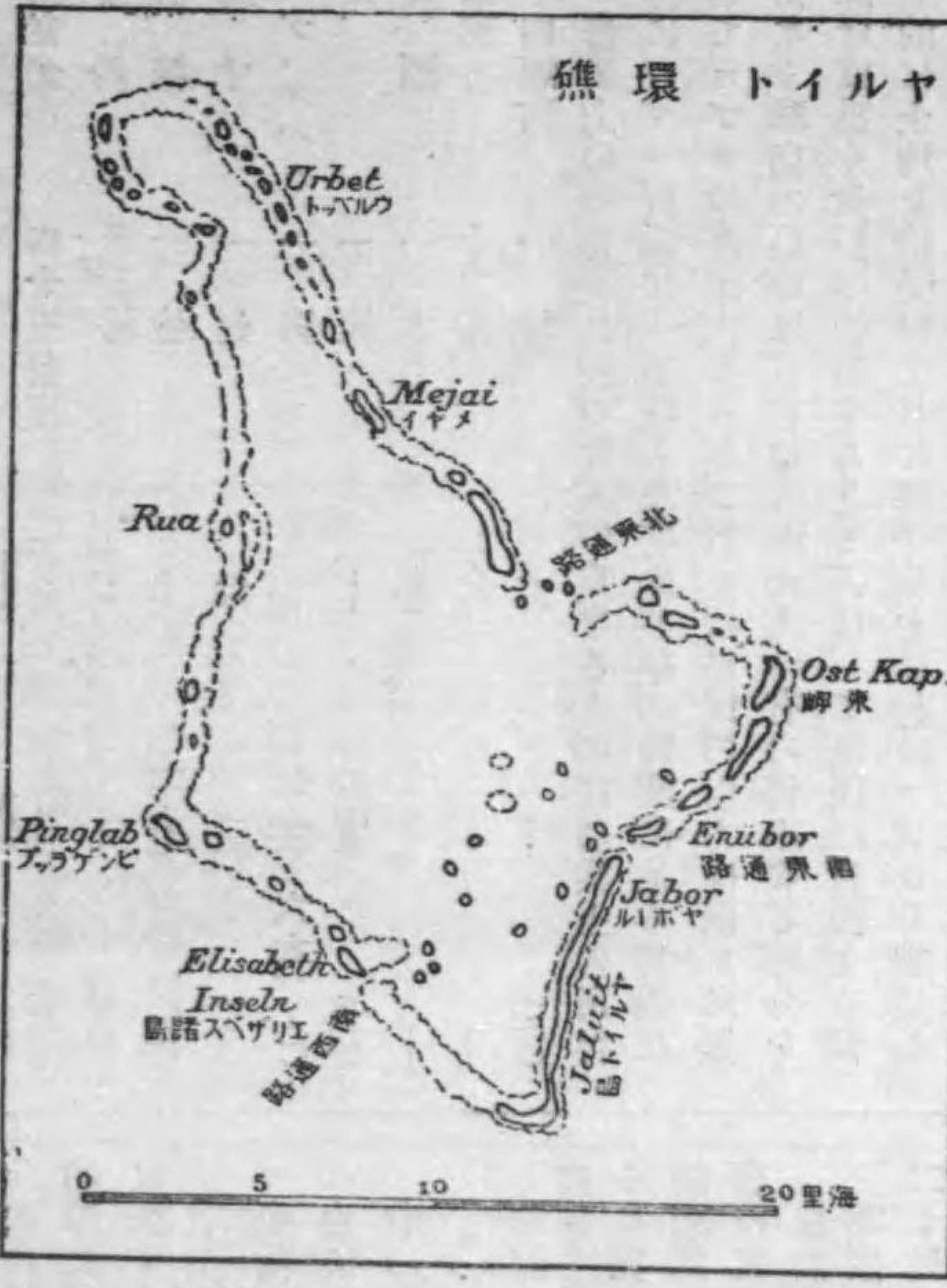

千九百十三年の輸入總額は九十四萬七千三十二馬克なり

第十六節　ヤルイト環礁

ヤルイト(Jaluit, Jelut, Yaluit, Dschalut, Scheludj, Banham)環礁は北緯五度四十八分乃至六度十八分、東經百六十九度二十二分乃至百六十九度四十二分に位しマルシャル群島中の他島に比し人口多からず面積も亦大ならざるも支政廳の所在地たると共に獨逸ヤルイト會社支店の在るところにして從來獨、英、米諸國の商人が本島を其根據としてマルシャル群島の商利を占めたる沿革に鑑み之れを本群島の主島と稱するを得べし我が横濱より直航すれば二千四百四十五海里、マリアーネン、東カロリーネン兩群島の各主島を經由すれば實に二千九百五十海里の航程に在り

本環礁は約千三百五十平方基米の面積を有する大珊瑚環礁なるも陸地は僅に九十平方基米に過ぎず環礁は其東側に土質多くして狹長なるヤルイト島を成し礁の最南端を包有す、ヤボール(Jabor)と稱する地方(支政廳所在地)に沿ひ南東通航路あり其對岸には多數の小島及二箇の大島ありて環礁の東嘴に至る次て小島連亘しキナエング及イムロイ(Kinajeng, Imroj)の兩島により隔離せらるゝ二箇の通航路ド、ラヂキク(Do Radik)ド、アニエ(Do Anije)に至る而して環礁の北東部は其北西端に至る迄多數の小島を成し其大なるものをメヤド(Mejado)、メヤイ(Mejai)、ウ

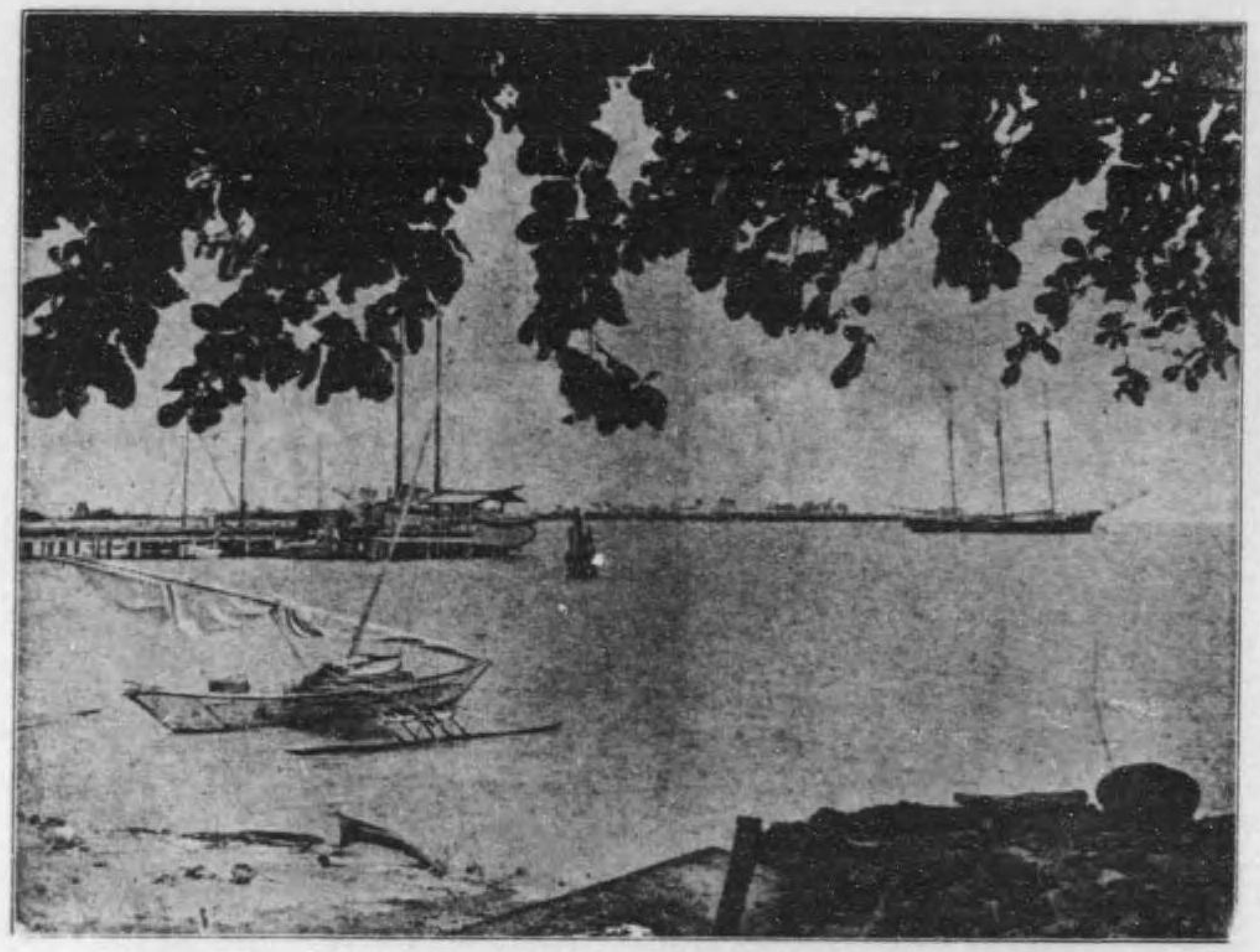

ヤルイト島

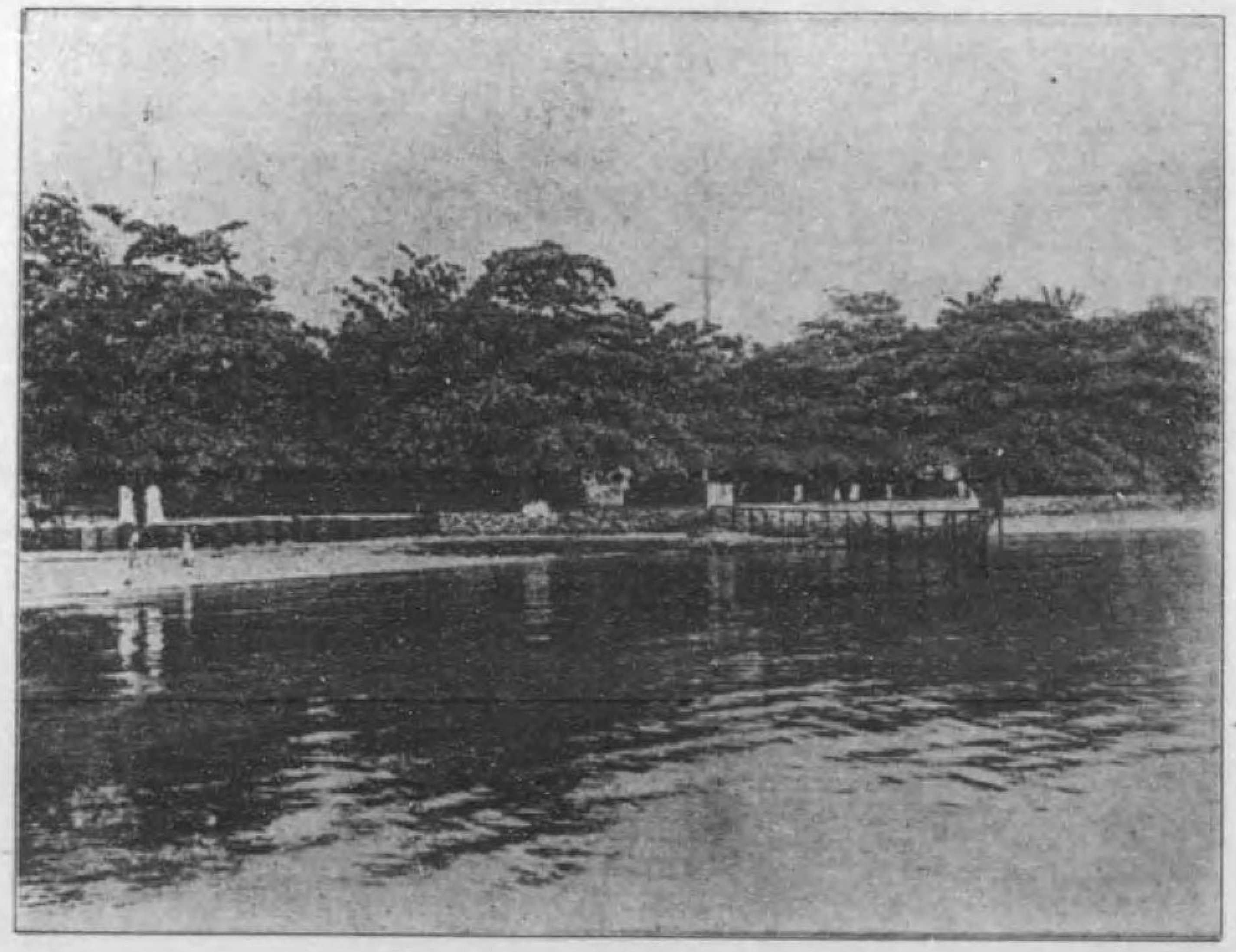

ヤルイト島

露光量違いの為重複撮影

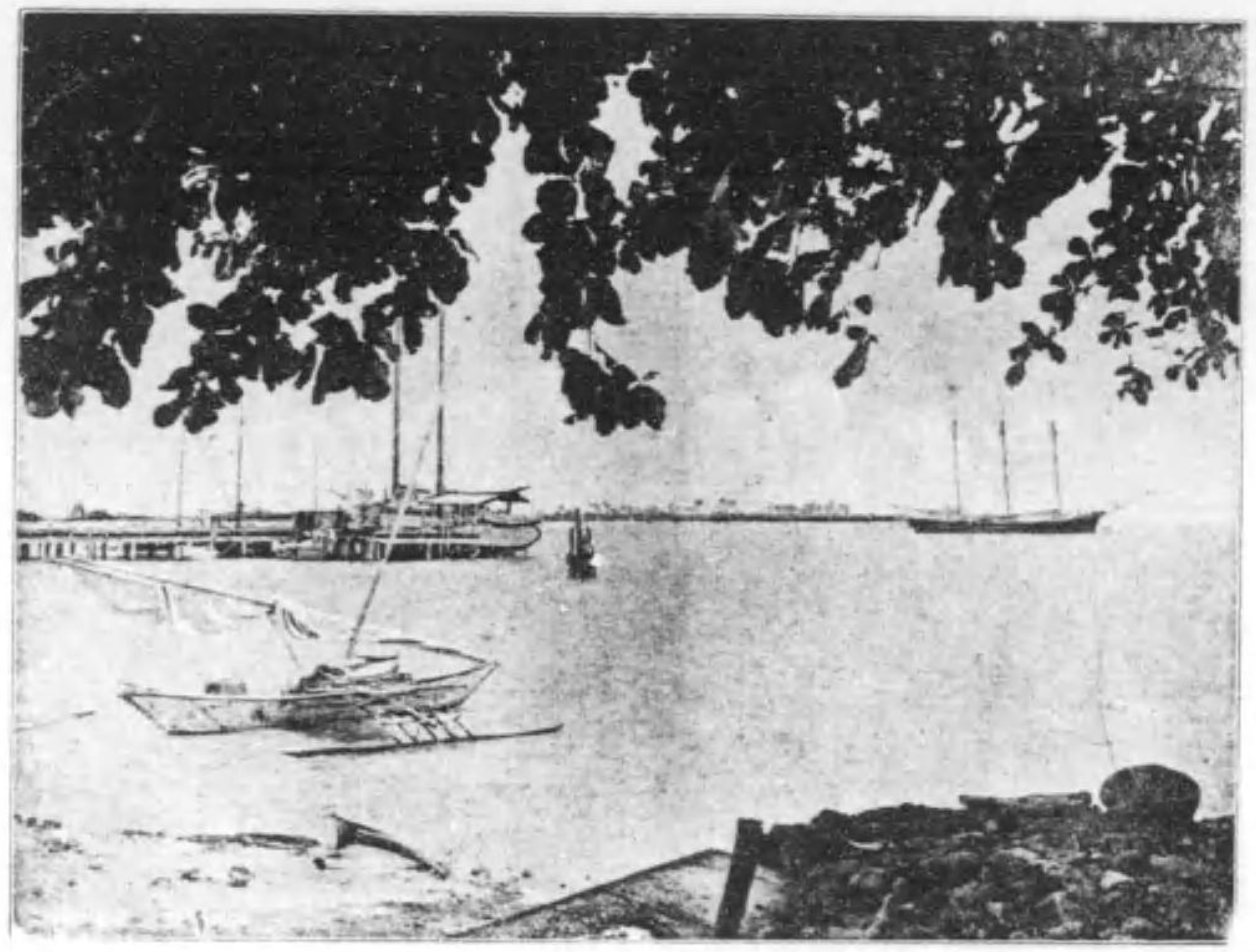

ヤ　ル　イ　ト　島

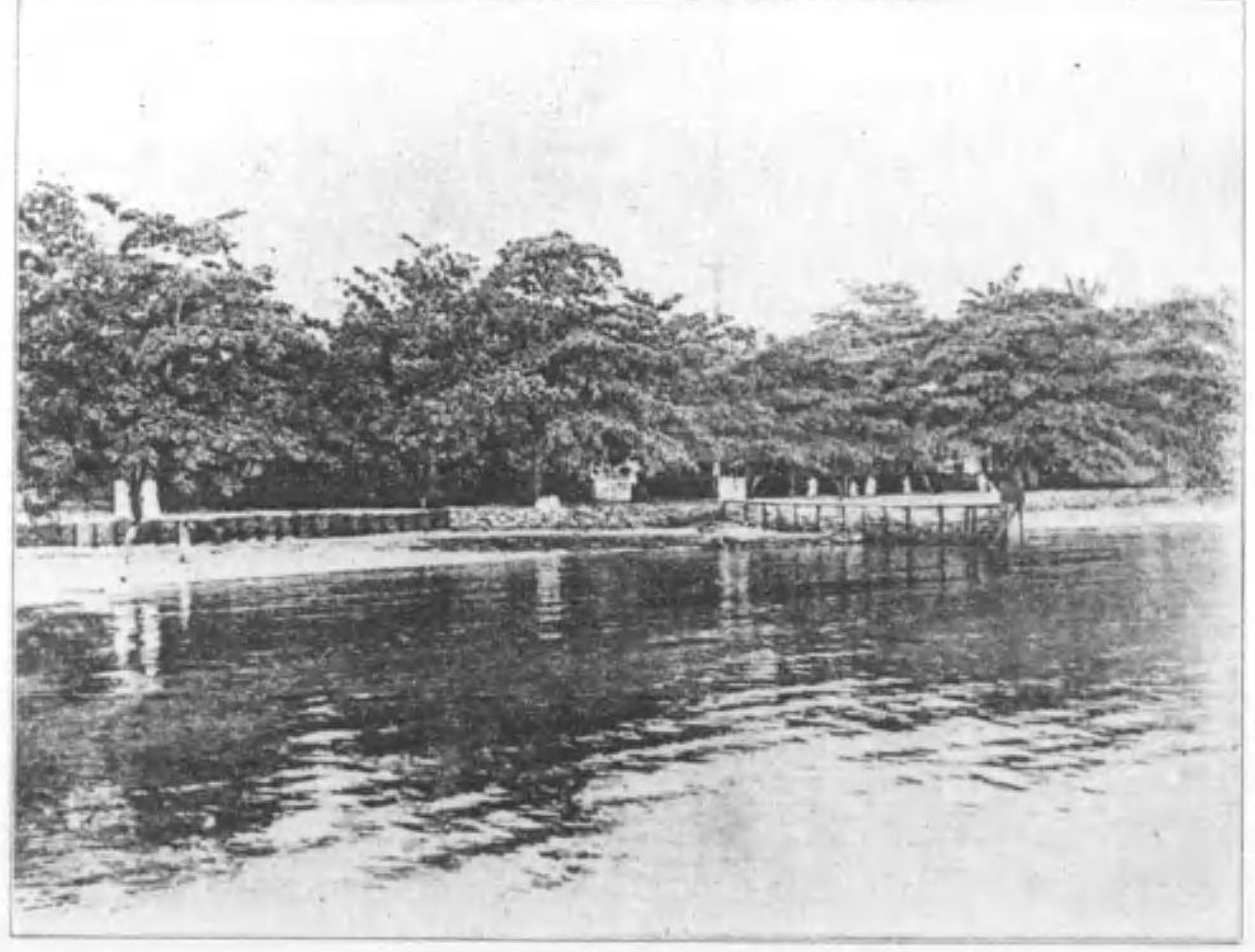

ヤ　ル　イ　ト　島

鱶鰭は支那へ鼈甲は獨國へ輸出せらる

千九百十三年に於けるマルシャル群島の輸出表左の如し

輸出品目	一九一二年 數量	一九一二年 價額	一九一三年 數量	一九一三年 價額
コプラ	三,八五六,六二二基	一,四六五,六八六馬克	三,七六八,〇四三基	一,四三一,八五四馬克
鱶鰭	五〇一	七八三	二,三〇四	四,六〇八
黒蝶貝	四二三	四一	—	—
鼈甲	一,一四三	三〇,六一三	一六九	三七五
合計	三,八五八,六七八	一,四九七,一一三	三,七七〇,五一六	一,四三六,八三七

千九百十三年の輸入總額は九十四萬七千三十二馬克なり

第十六節　ヤルイト環礁

ヤルイト(Jaluit, Jelut, Yalnit, Dschalut, Scheludj, Bannam)環礁は北緯五度四十八分乃至六度十八分、東經百六十九度二十二分乃至百六十九度四十二分に位しマルシャル群島中の他島に比し人口多からず面積も亦大ならざるも支政廳の所在地たると共に獨逸ヤルイト會社支店の在るところにして從來獨、英、米諸國の商人が本島を其根據としてマルシャル群島の商利を占めたる沿革に鑑み之れを本群島の主島と稱するを得べし我が横濱より直航すれば二千四百四十五海里、マリアーネン、東カロリーネン兩群島の各主島を經由すれば實に二千九百五十海里の航程に在り

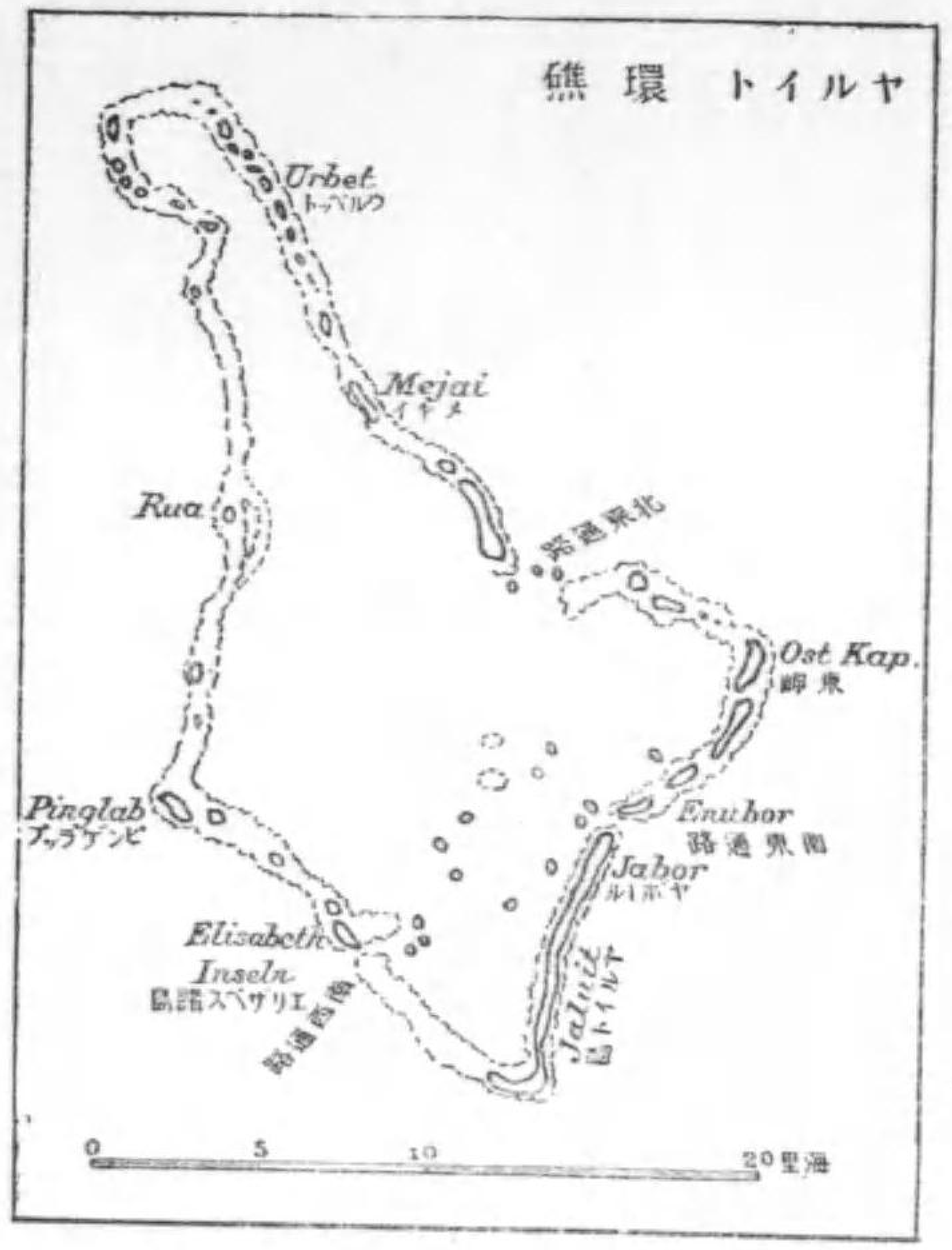

本環礁は約千三百五十平方基米の面積を有する大珊瑚環礁なるも陸地は僅に九十平方基米に過ぎず環礁は其東側に土質多くして狭長なるヤルイト島を成し礁の最南端を包有す、ヤボール(Jabor)と稱する地方(支政廳所在地)に沿ひ南東通航路あり其對岸には多數の小島及二箇の大島ありて環礁の東嘴に至る次て小島連亘しキナエング及イムロイ(Kinajeng, Imroj)の兩島により隔離せらるゝ二箇の通航路ド、ラディク(Do Radik)ド、アニエ(Do Anije)に至る而して環礁の北東部は其北西端に至る迄多數の小島を成し其大なるものをメヤド(Mejado)、メヤイ(Mejai)、ウ

露光量違いの為重複撮影

ヤルイト島道路

ヤルイト島婦人

ルベット（Urbet）島となす
環礁の西方部は島嶼極めて少く殊に北西部は廣濶なる缺隙を存し其最長なるものは十基米に達す然るに南西部に至るに從ひ島數漸く多くアイ（Ai）・メエルリック（Mejerurik）、メンゲ（Mengä）・エネアルミー（Eneurmij）・オーア（Ooa）、ボゴランク（Bogohnk）島等あり是等南西諸島を總稱してエリザベット島群（Elizabeth）と稱す
ヤルイト環礁の各島は極めて平低にして肥沃ならず椰子樹あるも全環礁の價値は重視するに足らず然れども礁湖内は稀に見るの良港をなし長さ六十四、幅三十九基米に達する小礁殊に高さ一米突のフリュースチュクス礁（Frühstücksriff）及シャイベン礁（Scheibenriff）の如きあるも航行に支障を與へず

ヤルイト島の北部ヤボール（Jabor, Jabwor）は支政廳、病院、ヤルイト會社支店等の所在地にして同時に歐米人の居住地區たり其西方（礁湖内）は安全なる錨地にしてヤルイト會社所有に係る棧橋海中に突出し輕便鐵道に依り同會社倉庫と連絡す千五百噸内外の船舶は容易に此の棧橋に横付けとなすを得べし本島は其最高所海拔僅に三米突にして全島珊瑚礁の破片より成り椰子樹、パンダーヌス樹、麵麭果樹、洋傘樹等叢生す

ヤルイト島の西方礁湖内に日本人島（Japanesen Insel）なる小礁あり何等史實の徵すべきなきも其日本人と緣由を有するや疑なし

島治　ポナペ政廳に屬するヤルイト支政廳本島ヤボールに在りナウル島を除く全マルシャル群島を管轄す支政廳長一名、補佐官、廳醫、助手、警務長各一名を率ゐて行政及司法を行ひ民刑事々件に關しては其の白人に關するものは之れを取扱はずラバウル地方裁判所に移し支政廳長は單に島民其他の有色人に關するものを主理す必要あるときは在留獨國人中より二名の陪審官並に一名の辯護士を指定することあり

本群島の財政狀況は頁好にして毎年四萬乃至十萬馬克の餘剩あり歳入の重なるものは
人頭税（白人年四十馬克、有色人年二十馬克）
島民税（一般島民に對する租税にしてコプラを以て納付せし毎年む六名の酋長（イロア）に對し其管領地の廣狹住民の多少、椰子樹數の多寡に比例して一定のコプラ納付額を定め之れを徵集す其の徵集したるコプラは之れを一「キロ」五十布の割合にてヤルイト會社に拂下げ酋長に對する徵收手數料としてコプラ總額の三分一を一「キロ」四布の割合に換算して金額にて支給するものとす）

ルベット（Urbet）島となす

環礁の西方部は島嶼極めて少く殊に北西部は廣濶なる缺隙を存し其最長なるものは十基米に達す然るに南西部に至るに從ひ島數漸く多くアイ（Ai）・メエルリック（Mejerurik）、メンゲ（Mengä）・エネアルミー（Enearmij）・オーア（Ooa）ボゴランク（Bogolank）島等あり是等南西諸島を總稱してエリザベット島群（Elizabeth）と稱す

ヤルイト環礁の各島は極めて平低にして肥沃ならず椰子樹あるも全環礁の價値は重視するに足らず然れども礁湖内は稀に見るの良港をなし長さ六十四、幅三十九基米に達す小礁殊に高さ一米突のフリューステュクス礁（Frühstücksriff）及シャイベン礁（Scheibenriff）の如きあるも航行に支障を與へず

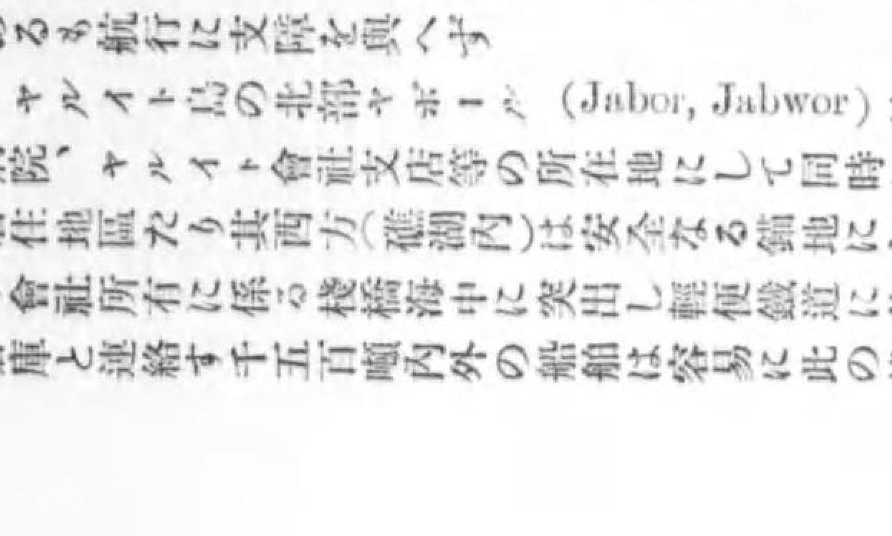

ヤルイト島の北部ヤボール（Jabor, Jabwor）は支政廳、病院、ヤルイト會社支店等の所在地にして同時に歐米人の居住地區たり其西方（礁湖内）は安全なる錨地にしてヤルイト會社所有に係る棧橋海中に突出し輕便鐵道に依り同會社倉庫と連絡す千五百噸内外の船舶は容易に此の棧橋に横付けとなすを得べし本島は其最高所海拔僅に三米突にして全島珊瑚礁の破片より成り椰子樹、パンダーヌス樹、麵麭果樹、洋傘樹等叢生す

ヤルイト島の西方礁湖内に日本人島（Japanesen Insel）なる小礁あり何等史實の徴すべきなきも其日本人と緣由を有するや疑なし

島治　ポナペ政廳に屬するヤルイト支政廳本島ヤボールに在りナウル島を除く全マルシャル群島を管轄す支政廳長一名、補佐官、廳僚、助手、警務長各一名を率ゐて行政及司法を行ひ民刑事々件に關しては其の白人に關するものはこれを取扱はずラバウル地方裁判所に移し支政廳長は單に島民其他の有色人に關するものを主理す必要あるときは在留獨國人中より二名の陪審官竝に一名の辯護士を指定することあり

本群島の財政狀況は良好にして每年四萬乃至十萬馬克の餘剩あり收入の重なるものは

人頭稅（白人年四十馬克、有色人年二十馬克）

島民稅（一般島民に對する租稅にしてコプラを以て納付せしむ每年六名の酋長（イロア）に對し其管領地の廣狹住民の多少、椰子樹數の多寡に比例して一定のコプラ納付額を定め之れを徴集す其の徴集したるコプラは之れを一「キロ」五十布の割合にてヤルイト會社に拂下げ酋長に對する徴收手數料としてコプラ總額の三分一を一「キロ」四布の割合に換算して金額にて支給するものとす）

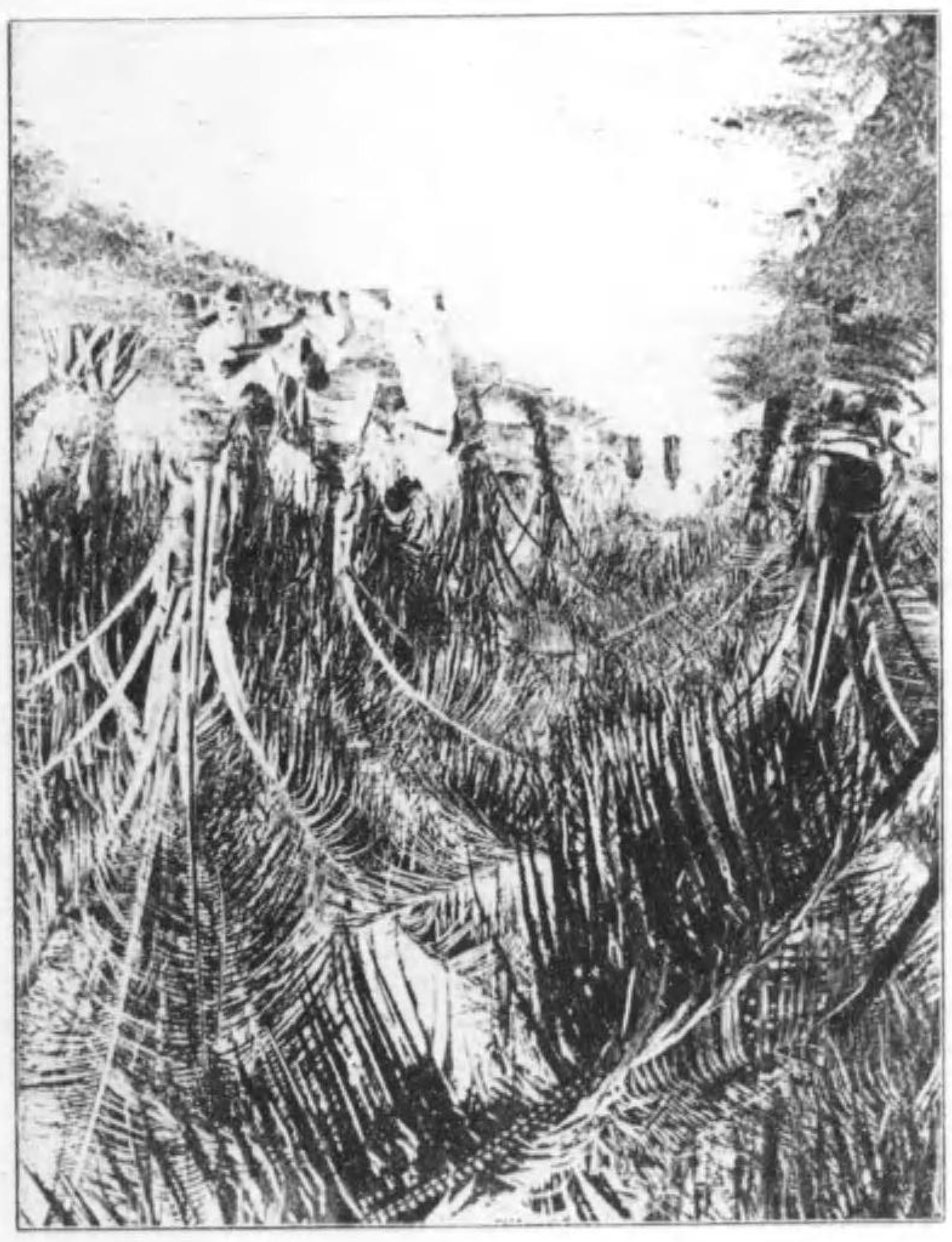
ヤルイト島道路

ヤルイト島婦人

關稅
營業稅
船舶入港稅

等にして千九百十三年度の歳入總額（決算）十四萬九千馬克（租稅三割、關稅六割其他雜收入一割）同歳出總額九萬千馬克（俸給、諸給與五割餘、病院衞生費二割三分）なり

マルシャル群島豫算

	一九一四年	一九一五年
歳入之部		
（一）經常收入		
一、租稅		
イ、營業稅	九、四〇〇 馬克	九、四〇〇 馬克
ロ、人頭稅		
白人竝に土人に非ざる有色人	四、一〇〇	四、一〇〇
土人	三一、〇五〇	六〇、〇〇〇
二、關稅及關稅に關する附屬收入		
イ、輸入稅		
煙草	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
酒精飲料	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇
從價一割稅	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
ロ、輸出稅		
コプラ	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
三、其他の租稅、手數料		
各種行政上の收入		
イ、裁判所（ポナペ政廳へ移算す）		
ロ、罰金	五〇〇	五〇〇
ハ、船舶及檢疫手數料	一、二〇〇	一、四〇〇
ニ、勞働者呼集手數料	一〇〇	二〇〇
ホ、土地賣買及土地賃貸料	一〇〇	一〇〇
ヘ、病院及藥局收入	三、五〇〇	三、五〇〇
ト、官有船舶營業	一五〇	一五〇
チ、醫師給料に對する私人の寄附	三、六〇〇	三、六〇〇
リ、其他の小收入	四〇〇	四〇〇
（二）臨時收入		
歳入總計	一五五、一〇〇	一八四、三五〇
歳出之部		
（一）經常支出		
一、俸給		
地方行政		
二等支政廳長（スタチオンスヘライター）（一名）（外國給四、五〇〇、殖民地增俸三、三〇〇）	七、八〇〇	七、八〇〇
外に地方增俸	五〇〇	五〇〇
二等補助官（一名）（外國給三、三〇〇、殖民地增俸二、七〇〇）	六、〇〇〇	六、〇〇〇
外に地方增俸	五〇〇	五〇〇
年齡增俸	三〇〇	三〇〇
醫務行政		
廳醫（一名）（外國給五、八〇〇、殖民地增俸四、七〇〇）	一三、四〇〇	一〇、五〇〇
外に地方增俸	六〇〇	六〇〇
二、白人補助員		
イ、通常補助員		

	一九一四年	一九一五年
警務長（一名）	八、五二〇	四、九〇〇
衞生助手（一名）		四、二〇〇
ロ、臨時補助員	七、〇二五	六、五五〇
三、土人補助員		
（甲）島廳（支政廳）		
土人巡警（十八名）	六、四二〇	六、四二〇
大工（一名）	一、二〇〇	一、三二〇
土人通譯（一名）	七二〇	七二〇
（乙）病院		
土人助手（二名）、土人料理人（一名）	二、二五〇	二、二五〇
四、公共衞生及醫務		
イ、病院及藥劑	八、五〇〇	九、五〇〇
ロ、サルバルサン購入	—	一〇、〇〇〇
ハ、十二指腸蟲病撲滅費	—	五〇〇
ニ、赤十字看護婦（一名）	三、五〇〇	三、五〇〇
五、學校及教育		
獨逸語奬勵	二、〇〇〇	三、〇〇〇
六、官衙、土地及什器		
イ、建物の維持及什器補充	四、四五〇	四、八〇〇
ロ、土地、庭園維持、道路、橋梁及貯水裝置	五〇〇	一、〇〇〇
七、探究隊	五〇〇	五〇〇
八、土地及測量		
農事試驗	一、〇〇〇	一、〇〇〇
九、雜支出		
イ、廳費、郵稅、電信料、書籍新聞、雜誌代、運送費	一、五〇〇	一、五〇〇
ロ、旅費、移轉料、武裝費	六、〇〇〇	六、〇〇〇
ハ、巡警武裝の維持及補充	一、〇〇〇	一、〇〇〇
ニ、裁判費（囚人食料を含む）	一、〇〇〇	一、〇〇〇
ホ、雜費	一、七五〇	一、〇〇〇
一〇、官有船舶		
イ、白人給料	—	二、六五〇
ロ、土人同上	五〇〇	三、二二〇
ハ、小船營業	—	五、〇〇〇
ニ、船舶及端艇維持	二、〇〇〇	二、〇〇〇
經常支出合計	八八、四三五	一一〇、五八〇
（二）臨時支出		
一、新築（兵舍）及家屋設備	五、〇〇〇	七、五〇〇
二、道路、橋梁建設及貯水タンク	—	一、〇〇〇
三、船舶新造費	—	一〇〇、〇〇〇
臨時支出合計	五、〇〇〇	一〇八、五〇〇
支出總計	九三、四三五	二一九、〇八〇
經常收入總計	一五五、一〇〇	一八四、三五〇
同　支出總計	八八、四三五	一一〇、五八〇
剩餘額	六六、六六五	七三、七七〇

警察　支政廳長はノイギネアに於て約半歳獨式教育を施したる同島民十五名を以て組織せる巡警隊を有しヤルイト島に於て警察の任に當らしむ然れども任務は主として廳

舍、宿舍の警衞、監獄囚徒の監視其他の雜役に使役したるものなりといふ囚徒は晝間は道路掃除其他の雜役に從ひ夜間は之れを獄舍に拘禁す（我が海軍の本島占領前獨國官憲の爲めに拘禁せられたる本邦人塚村某は巡警長の住舍たる倭屋の床下たる方二間、高さ六尺、木柵を以て圍める裡に珊瑚礁の破片亂離たるところに起臥せしめられたる如し附近に巡警隊の宿舍あり監視の都合上好適の場所を選みしものなるべし）

戸籍　本群島の戸籍は歐米人、有色人及島民の三部に分ち其歐米人に關するものは嚴正に獨逸帝國の法令に遵據して之れを處理せるを以て信憑するを得るも他の二者に關しては必要なる屆出を强制する能はざる事情あるを以て頗る不正確にして信用するに足らず支政廳長は戸籍吏として其事務を見るものとす（有色人とは主として支那人をいふ）

土地の所有　官有地はヤルイト島に二千六百餘「ヘクタール」あるのみ教會及ヤルイト會社其他四名の歐米人の私有地は全群島に亙り其他は六名の酋長イロア之れを管領す

衞生　本島ヤボールに官立の病院あり別にエリ島に島民癩病患者收容所を設く其他アルノ・リキエフ兩島に藥品販賣所ありヤボール病院は其整備せる點に於て三群島隨一なりと謂ふべく病室（三棟）には歐米人四名、島民四十名を收容し得べし別に傳染病隔離室あり衞生事務は廳醫、獨人助手、赤十字看護婦各一名其任に當り毎日島民に對し施療を行ふ

藥劑販賣人は支政廳より毎月一定の手當を得て藥品の委托販賣を行ふものとす

宗教及教育　從來教育は基督教々會の事業に止り政府は只獨語教授の强制を行ひ其奬勵費として年額二千馬克を教會に下附せるのみ教科目其他に關して何等干渉を試みたることなし

千八百五十六年布教を開始せる米國ボストン教會（新教）は現時全群島に於て四千人以上の信徒を有し二十五の布教場及學校を有す白人宣教師四名及島民教師約五十名、生徒數約四百五十に達す學科は聖書の外讀書及習字（羅馬字綴マルシャル語）算術、地理、手工、簡單なる英語、獨語等にして其學年は一定せず本國教會より年額四千馬克の補助を受け別に寄附金及授業料（就學者の家族の大小により月額四乃至八馬克を徵す）を合し約八千馬克の年收入ありといふ

舊教は獨逸本國のハイリヒステン、ヘルツェン、イェズ派（Heiligsten Herzen Jesu）千九百三年より布教を開始し千九百九年より新教と同じく教育に著手するに至り近年六萬馬克を投じて本島に教會及學校を新設し各大島に支部を置けり信徒數約六百、生徒數二百、課程は新教の學校と大差なきも生徒は悉く之れを寄宿舍に收容して衣食を給し授業料を徵せず獨人教師數名熱心教育に從事し成績良好なりといふ本國教會より受くる補助金は年額六萬馬克にして支政廳よりは獨語普及費として年額二千馬克を受く然れども全群島を通じて新教の勢力優越なり

交通　シドニー香港間を往復するヤルイト會社汽船ゲルマニア號（千九十六噸）年六回寄港しシドニー・ヤルイト島間を往復する英商バーンス、フォルプ商會（シドニー）の所有汽船三隻（二隻は四百二十八噸、一隻は八百三十七噸）年六回來島す其他不定期船の寄港ありて米國其他に不時の便ありマルシャル群島各島間の交通は上記バーンス、フォルプ商會の汽船に依る外ヤルイト會社所有に係る帆船（五十噸乃至百五十噸、補助機關付）少くとも毎月一回各島を巡航すヤルイト環礁々湖内は隨時島民のカヌーを利用することを得べしヤボールには獨逸帝國郵政省の管下に在る郵便局あり一切の郵便及電信事務を司る電報はヤップ島に送付して其の海底電線に依るか又はナウル島に送付して無線電信に依りヤップ島に打電し同島より更に他に轉電するものとす千九百十二年に於てヤルイト島の出入船舶（汽船）數二十六隻、二萬七千六百八十噸、千九百十三年同上二十四隻、二萬九百四十六噸なり

○ヤルイト會社（Deutsche Jaluit-Gesellschaft）

ヤルイト會社は千八百八十七年の創立に係る資本金百二十萬馬克の獨國株式會社にして本店を漢堡に置き多年マルシャル群島の行政を獨占したる歴史を有するのみならず現時尙其商權を把握せる有力なる會社なり其營業の範圍は南洋諸島に於て商業を營み植樹をなし南洋諸島との貿易及航海を營むことに在りて尙他商店又は會社の事業に參加するを得（ヤルイト會社定欵第一條、後出）、本會社は近年に至り英國太平洋燐礦會社（太洋島）と共同してナウル島の燐礦を採取する外東カロリーネン群島々民と椰子栽培契約を締結し更にオケーフ家の事業を買收して西カロリーネン會社なるものを設立し西部カロリーネンにも其手を伸ばしつゝありヤルイト島は本會社活躍の中心にして同島に店舗、倉庫等を設備して總支店となし更にナウル・ポナペ・トラック等の諸島に支、分店又は代理店を置き其近年に於ける營業成績は頗る良好なり（後項、ヤルイト會社營業報告參照）ヤルイト會社當初の主たる事業たりしマルシャル群島のコプラ輸出は千九百五年の颶風の結果大打擊を受け現時尙全く回復せざるもナウル島の燐礦輸出は逐年好況に在りて千九百十年に於て二割五分、千九百十二年に於て一割三分の配當をなせり今本會社成立の沿革と其營業狀況を左に略述すべし

成立の沿革　ヤルイト會社の前身は十九世紀に於て南洋に活躍したる北獨逸の商人なり千八百七十三年頃獨人ゴデッフロイ家（Hans Godeffroy）なるものヤルイト島に全ミクロネジエン諸島の貿易根據地を建て其支店をエボン・ナムリク・ミル・マロエラプの各島に設置しコプラの輸出を主とせるマルシャル群島の貿易は大に隆昌に向へり次て千八百七十六年に至り獨商ヘルンスハイム商會（Hernsheim u. Kompanie）なるものヤルイト島に支店を設け其後ミル・マジュロ・アルノ・エボン・ナモリック各島に分店を置き翌年リキエブ島を取得して椰子樹を栽培し千八百八十九年には其植付事業ウジェラング島に及べり獨人の事業は此の如く次第に繁昌せしが千八百七十九年上記ゴデッフロイ家の事業失敗し其後繼者として成立したる獨逸南洋貿易植樹會社

(Deutsche Handels- u. Plantagengesellschaft der Südsee)は引續きヤルイト島を根據地とせしも獨人の貿易は漸く振はざるに至り却て英人及米人の事業の隆昌を見たり

千八百八十五年獨逸がマルシャル群島を領有するに至るや上記獨逸南洋貿易植樹會社は玆にヘルンスハイム商會と合併して獨逸ヤルイト會社を創立し全群島に於ける商權を獨占するの計を立て且つマルシャル群島の行政に關し千八百八十八年獨逸政府と左記要領の契約を締結し獨逸政府よりマルシャル群島に於ける無主島嶼の奄有權、ナモリク島の眞珠貝採取及ピカール島より燐礦輸出の特許を得たり

一、マルシャル群島（ブラウン・プロビデンス諸島を含む）の行政は帝國監督官に於て之れを行ひ（第二條）

一、同監督官は在ヤルイト島ヤルイト會社代表者の申出に基き帝國宰相の認許を經て各地方行政官吏を任命す（第三條）

一、外務省とヤルイト會社と協議の上每年、群島の行政豫算を調製す（第四條）

一、ヤルイト會社は群島の行政費を負擔す其結果會社は帝國監督官の俸給用として年額二萬五千五百馬克を支辨し行政費の不足額を塡補し官吏全部に事務所、宿舍及其附屬物を提供し社有船舶に無賃乘船せしむるの義務あり（第五條）、豫算に遵ひ免許税及人頭税を徵集することを得其他行政費に充當すべき租税、手數料の徵集は法令の規定に遵據して之れを行ふ（第六條）、群島行政に關する法令はヤルイト會社に諮詢の上發布せざるべし（第七條）、地方的行政法規を發布するには帝國監督官に於て成るべくヤルイト會社代表者と協議することを要す（第八條）、ブレザント島は本契約の適用を受く（第十二條）

右契約に依りヤルイト會社はマルシャル群島行政の實權を獲得し他の獨領南洋諸島と別箇の一地區をなしてヤルイト會社の自治の下に在りしが千九百五年に至りシドニーに在る英商バーンス、フォルブ商會の汽船のヤルイト島入港に際し同島官憲は故意に營業税を引上げ英國商船の入港行商を不可能ならしめたりとの理由の下に英獨兩國間に重大なる葛藤を生ずるに至れり英國はヤルイト官憲の行爲を以て千九百一年締結に係る南太平洋の商業上の門戸開放に關する英獨條約に違背せるものとなし獨國政府は百方辨疏に努めしが結局獨逸政府及ヤルイト會社に於て英船の損害を賠償し事件の落著を見たり然れども本件は頗る獨國政府をして反省せしむるところありヤルイト會社をしてマルシャル群島を獨占せしむるの弊害を認めたる結果、獨國政府は前記ヤルイト會社との契約を廢棄し千九百六年三月三十一日付を以てマルシャル群島をカロリーネン・マリアーネン群島と齊しくノイギネア總督府の直轄に移しヤルイト島に政廳の設置を見るに至れり

爾後ヤルイト會社は單純なる商事會社として存立しマルシャル群島のグァノ（燐礦）採取權は依然之れを保有したり右に關する千九百五年十一月のグァノ採取特許約款要領左の如し

特許期限は千九百六年四月一日より九十四箇年とす（前文）ヤルイト會社は千九百六年四月一日より年税二萬五千馬克を國庫に豫納すべし（第一項）、一營業年度內にグァノ五萬噸以上を積出せるときはヤルイト會社は其超過額に對し每噸五十布を納税すべし（第二項）、グァノの採取及輸出に對しては第一項第二項の規定の租税以外に課税することなし（第三項）、グァノ採取用材料、機具及勞働者の輸入食糧に對しては關税を免除す（第四項）、

是より先き千九百一年七月獨國政府はカロリーネン・マリアーネン群島に於ては無主の島嶼を取得し其土地の所有權其他の物權又は使用に就き島民と契約するの權利一切をノイギネア保護領地方國庫に歸屬せしめしが是に先だちヤルイト會社は獨國政府より千九百一年六月以降千九百三十二年十二月三十一日に至る期限を以て東カロリーネン群島に於て島民と植樹契約を締結するの特許を得たり但し東カロリーネン群島中ボナペ・クサイエ・アント・バーキン・グリーンウィチ諸島を除くものとす右特許に對しヤルイト會社は年額六千馬克を地方國庫に提供すべく若しコプラの輸出年額六百噸を超過するときは超過額每五十噸に付更に五百馬克を提供するものとす其島民との契約の形式は會社側より植樹に關する機具、種子及事情に依りては島民の生計品を供給するに對し島民は其製造せるコプラを第一次にヤルイト會社に地方時價を以て賣却するの義務あるものとす

右の外ヤルイト會社は千九百一年十二月獨國政府と郵船契約を締結し其所有船舶を以て獨領南洋を貫通せる一線の定期航海を營めり右契約の要領左の如し

（一）會社は其所有汽船をして年三回シドニーよりマルシャル・カロリーネン群島を經て香港まで及其復航をなさしむべし、（二）會社は右航海に付少なくも船客十名、勞働者二十五名を輸送するに足るべき設備を有し登簿噸數五百又は六百噸、獨逸ロイドの最高級に屬する汽船を使用することを要す、（三）帝國宰相之れを監督す、（四）會社の上記義務履行に對し獨國政府は年額十二萬馬克を會社に支辨すべし（五）運賃其他は會社の所得とす、（六）會社は義務履行の擔保として公債額面一萬馬克を供託すべし、（七）本契約は千九百二年一月一日より三年有效とす千九百四年一月一日迄に廢棄通告なきときは更に無期限に效力を有す

ヤルイト會社は其他に尙獨國海軍省との契約に依り石炭七百五十噸を常に貯藏して獨國軍艦に供給するの義務あり

（イ）營業狀況

ヤルイト會社の營業成績は頗る良好にして千九百十年に於て純益九十七萬餘馬克、（株主配當二割五分）、千九百十二年に於て九十九萬餘馬克（株主配當一割三分）を擧げ十二萬馬克の積立金を有せり會社の主業たりしマルシャル群島のコプラ輸出は千九百五年の颶風に因り椰子樹の被害尠なからざりし爲め多大の打擊を蒙りしも他方に於て太平洋燐礦會社との共同事業たるナウル島の燐礦輸出は良好なる成績を得たる結果同會社は尙克く每年相當の利潤を獲得せり

ヤルイト島支店はリキエフ・キリ・エニウェトク諸島產出のコプラは悉く之れを會社に獨占買收するの契約を島民と結び其他の諸島に於ても島民とは分店又は代理店をして

一定の價格を以てコプラを買收するの契約を結ばしめ居れるを以てヤルイト會社のマルシャル群島に於ける根據は頗る鞏固にして容易に同會社以外の商人が同群島に侵入してコプラ買收を企つるを得ざる狀況に在り

ヤルイト支店の營業費は一年約十一萬馬克にして其千九百十三年に於ける輸入額は六十三萬二千三百馬克各島に於ける商品の賣上總額約六十萬馬克なり同店のコプラ輸出總額は三千五百餘噸にして其價額百二十萬馬克に達せり

又ヤルイト島支店は最近に於て獨人四十二名、島民三十餘名、支那人十名の使用人を有し全マルシャル群島に亙る會社の所有地は總計十六萬三千八百餘ヘクタールに達す而してプロビデンス・ピカー諸島は全部其所有なり（別項マルシャル群島土地の所有參照）會社の所有船舶は汽船一隻（グルマニア號、千九十六噸、獨國政府との契約に依りシドニー太平洋諸島、香港間の定期航海に從事す）帆船三隻（テオラス百五十噸、ネプトゥン百九十七噸、アトラス二百九噸、孰れもマルシャル群島內の巡航に從事す）及端艇若干隻なり

ヤルイト會社の千九百十年及千九百十二年に於ける營業報告左の如し

〇ヤルイト會社損益計算表（千九百十年 千九百十二年）

支出之部

	一九一〇年 馬克	一九一二年 馬克
一、營業費（社長及監査役に對する報酬を含む）	二八一、八〇七・九六	三七〇、五六三・〇四
一、船舶營業費	六六、五八六・一九	九三、三六三・六五
一、減價額 船舶	一〇四、四三五・八四	七六、八一六・七五
建物	二六、五九一・五三	二二、二四三・八〇
端艇及什器	五、六八三・〇〇	六、一二三・三〇
株券	—	二〇、〇〇〇・〇〇
計	一三六、七一〇・三七	一二五、一八三・八五
一、純益	九七一、七一五・二八	九九九、八六五・〇九
左の如く配分す		
四分配當	四八、〇〇〇・〇〇	四八、〇〇〇・〇〇
每利得證券に對し四十馬克	九六、〇〇〇・〇〇	二四〇、〇〇〇・〇〇
監査役報酬（五分） / 監査役報酬	四〇、〇五三・五〇	三四、〇五八・四三
特別配當（二割一分） / 九分特別配當	二五二、〇〇〇・〇〇	一〇八、〇〇〇・〇〇
每利得證券に對し二百十馬克 / 每利得證券に對し九十馬克	五〇四、〇〇〇・〇〇	五四〇、〇〇〇・〇〇
小計	九四〇、〇五三・五〇	九七〇、〇五八・四三
一、繰越金	三一、六六一・七八	二九、八〇六・六六
計	一、四五七、八〇九・八〇	一、五八八、八九四・六三

收入之部

	一九一〇年 馬克	一九一二年 馬克
一、總益金	一、四三一、一四四・五九	一、五五八、一九八・一八
一、前年度繰越金	二六、六六五・二一	三〇、六九六・四五
計	一、四五七、八〇九・八〇	一、五八八、八九四・六三

〇ヤルイト會社貸借對照表（千九百十年 千九百十二年）

資產之部

	一九一〇年 馬克	一九一二年 馬克
一、銀行預金	一〇四、五三六・七〇	三五五、五三三・三〇
一、金銀	四、三〇〇・九八	一一、五六九・三四
一、殘留貨物	二八三、四一七・八七	三六七、一六三・八二
一、商品及石炭	九一、三六〇・〇一	五七、四三一・三一
一、什器	一・〇〇	一・〇〇
一、有價證券	五八〇、〇〇〇・〇〇	七六〇、〇〇〇・〇〇
一、船舶	三六〇、〇〇一・〇〇	三四五、〇〇一・〇〇
一、家屋及土地	二七〇、七四六・八六	二六七、九〇四・六七
一、在南洋支店	一、六二八、六六九・三三	一、四〇五、〇一七・三一
一、貸付金	—	七、〇六〇・〇一
一、諸繰越金	一六〇、二〇〇・九四	一七四、六一一・一二
計	三、五八三、一二四・五九	三、八二三、八二六・六八

負債之部

	一九一〇年 馬克	一九一二年 馬克
一、資本金（額面千馬克 千二百株）	一、二〇〇、〇〇〇・〇〇	一、二〇〇、〇〇〇・〇〇
（此他に利得證券二千四百箇を發行せり）		
一、積立金	一二〇、〇〇〇・〇〇	一二〇、〇〇〇・〇〇
一、特別積立金	三八〇、〇〇〇・〇〇	三八〇、〇〇〇・〇〇
一、保險準備金	三三二、七八〇・〇〇	三二九、六五九・〇〇
一、減價金	二五〇、〇〇〇・〇〇	二五〇、〇〇〇・〇〇
一、賞與金	七五、〇〇〇・〇〇	五〇、〇〇〇・〇〇
一、爲替手形	一一二、四六三・四二	二六一、三三九・〇八
一、諸借入金	一〇三、八九一・三三	一五一、四五四・五三
一、諸繰越金	三七、二七三・七一	四六、〇六六・七六
一、役員報酬	四〇、〇五三・五〇	三四、〇五八・四三
一、配當金	九〇〇、〇〇〇・〇〇	九三六、〇〇〇・〇〇
一、損益差額繰越金	三一、六六一・七八	二九、八〇六・六六
計	三、五八三、一二四・五九	三、八二三、八二六・六八

（ロ）獨逸ヤルイト會社定款（千九百十一年改正）

會社の商號、目的及本店

第一條　漢堡に本店を有し千八百八十七年に設立せるヤルイト會社は南洋諸島に於て商業を營み植樹をなし南洋諸島との貿易及航海を營むことを營業の目的とす本會社は尙他の商業を營み他の商店又は會社に關與することを得

第二條　本會社の設立に際しヤルイト島に在る本貿易場及各支場は之れに附屬する土地、樹木、建設物、船舶、商品竝に動產と共に價額九十八萬馬克を以て計上せり

第三條　本會社は支店、貿易場及代理店を設くることを得

資本金及株券

第四條　資本金は百二十萬馬克とし之れを全額拂込、所有者名儀、額面千馬克の株券千二百箇に分つ千九百七年十月十九日の總會の決議に依り所有者名儀の利得株券二千四百箇の發行を議決し株券の各所有者に二箇の利得株券を引受くるの權利を與へたり利得株券の所有者は第四條(a)第二十六條及第二十六條(a)に規定せる權利を有す是等の諸權利は株主の決議に依り利得株券所有者全員の同意を得て之れを制限し又は喪失せしむることを得

資本金增額の場合に於ては券額面以上の價格を以て株券を發行することを得

第四條(a)　將來利得株券發行の場合には株主及既存利得株券の所有者は均一なる權利を有す

第五條　紛失せる株券及利得株券は之れを法律上の公告に附す法律上有效なる除權判決に依り費用の賠償に對し新

株券を發行す

利益配當券による請求權は配當年限の滿了より起算し四年を以て時效に罹るものとす然れども利益配當券の喪失にして四年の期間內に届出でらるゝときは株券又は利得株券を提示するか又は他の方法により監查役會に於て有權者なりと認めたるものに對し期限滿了後と雖ども届出でられたる且つ其時迄提示せられざりし利益配當券の金額を仕拂ふべきものとす

第六條　株主及利得株券所有者は株券の記名又は取得に依り及利得株券の取得に依り會社との一切の爭議に就き所屬漢堡裁判所の決定に服するの義務あるものとす

會社の機關

第七條　會社の機關左の如し

(a) 取締役
(b) 監查役
(c) 總會

(a) 取締役

第八條　會社取締役は監查役會の決定に依り監查役の選出せる一名又は數名の社員を以て之れに宛つ但し獨逸帝國臣民たることを要す選擧は監查役之れを行ひ監查役は就任の條件をも決定す

第九條　取締役は裁判上及裁判外に於て會社を代表し本定款及監查役の與へたる命令に準據し會社の業務を行ふものとす

第十條　會社の商號は若し取締役一名なるときは同人若し然らざるときは二名に依り署名さるべし監查役は取締役の同意を得て會社の吏員に對し商號を代理署名するの權を與ふることを得監查役にして此權利を施行したるときは商號は若し取締役一名なるときは二名の支配人に於て連署し若し取締役にして多數なるときは其一名に於て支配人一名と連署し又は支配人二名により署名さるゝことを得

第十一條　取締役及支配人は其選任に關する公正證書を以て商業登記簿に登記し登記後商業登記簿の抄本を以て其權限を取得す

(b) 監查役

第十二條　監查役は總會の決定に依り少なくとも五名、多くとも七名とし總會に於て之れを選擧す、獨逸帝國臣民たることを要す、少なくとも三名は漢堡に其住所を有するを要す

第十三條　監查役の任期は五箇年とす再選を妨げず若し監查役にして任期滿了前離任するときは其補缺選擧は離任者が在任すべかりし期間に就き之れを行ふものとす監查役の變更は取締役之れを獨逸帝國官報に公告す右公告は商業登記をなす

第十四條　監查役は通常總會後開くべき最初の會議に於て監查役中より一箇年を期して議長一名及其代理者を選出す

第十五條　議長又は其故障あるときは其代理者若くは其故障あるときは殘餘監查役中の最年長者は何時にても會議を開くことを得監查役二名の提議又は取締役の請求あるときは會議を開くことを要す

監查役會の議決は三名の出席あることを要す議決及選擧は多數決に依る投票同數なるときは議長之れを決す選擧に際し投票同數なるときは抽籤に依る監查役會の決議には監查役二名署名することを要す

投票は回狀に依ることを得

第十六條　監查役會は

(イ)取締役を選擧し之れと契約を締結し若し法律の規定あるときは取締役任命の取消權を行使す

(ロ)支店長を任命し其就職條件を協定し又は之れを解任す

(ハ)支店の設置竝に新に植樹地を設くることを議決す

(ニ)他の同種目的を遂行せる商店又は會社に參加することを議決す

(ホ)取締役の報告を受け且つ其業務を監督す

(ヘ)必要あるときは取締役及吏員に休職を命ず

(ト)大なる又は普通業務の範圍外に在る取引の締結乃借款の引受を議決す

(チ)會社吏員又は其家族に對する恩給又は增給の許否を決定す

(リ)法律上取締役に屬する權限以外に於て總會の招集及其議事日程を決す

(ヌ)取締役より提出せる損益計算表と共に貸借對照表竝に年報を審查す

第十七條　監查役は會社の爲に費せる費用の賠償を求むることを得其他監查役は共同して一年二萬馬克の報酬及定款に規定せる利益配當金を受くるの權利を有す

(c) 總會

第十八條　每年前半期內に通常總會を開く

第十九條　取締役又は監查役其必要を認むるとき又は資本額の二十分一以上を引受くる株主に於て招集の目的及理由を具して書面にて申出でたるときは臨時總會を招集す

第二十條　總會は之れを漢堡に開く

利得株券の所有者は總會に出席することを得ず

第二十一條　招集は日程を示し少なくも開會日の三週間前に於て會社々報に發表することを要す日程には監查役及取締役の提案の外株券全數の少なくとも二十分一を所有せる株主より書面を以てなしたる提議を登載すべし但し右株主の提議は少なくとも開會日の一週間前又若し其議決が普通の多數決に依らざるときは二週間前に通告さるゝことを要す

第二十二條　總會に於ては公正證書を作成し其議長は監查役會議長其故障あるときは其代理者又右兩者故障あるときは他の監查役之れに當る

每株一票を有す

總會に於ては少なくとも開會日の一週間前又其議決が普通の多數決に依らざる場合には少なくとも二週間前に通告せられたる事項に關してのみ議決をなすことを得但し臨時總會の招集に關する提議は此限に在らず

總會は次の規定に於て例外を設けざる限りは投票の普通

多數を以て其議決を行ふ
定款の變更及補正竝に會社の解散又は他會社との合同に關する議決は代表せられたる資本額の四分三の多數を占むることを要す
第二十三條　總會は監査役の選擧及會社の事務に關し他の機關に從屬せざる一切の議決事項に就き議決を行ふものとす
第二十四條　選擧は多數決に依る投票同數なるときは抽籤に依る
貸借對照表、利益配當、重役利益配當
第二十五條　營業年度は曆年に依る每營業年度の經過後取締役は商人の原則に遵ひ且つ法律の規定を考量して貸借對照表、損益計算表を作成す會社の海外支店が總貸借對照表の材料たるべき其決算をなすべき時期は取締役の提議に依り監査役之れを決す右決算書は年報と共に之れを監査役に提出すべし
監査役は減價償却金額及特別積立金の積立竝に使用を決定す
監査役の承認せる貸借對照表は損益計算表と共に承認を受くる爲め之れを通常總會に提出すべし
第二十六條　借方を超過せる貸方の剩餘は之れを純益とす純益の中より其五分を資本金の一割に達するまで法定積立金に充つ資本金の一割に達したる積立金にして減損せるときは右と同樣の方法にて再び之れを補塡すべきものとす
殘存せる純益中より取締役は監査役と協議の上利益配當金を受く
更に殘存せる純益中より株主は拂込資本の四分以內、利得株券の所有者は千馬克の額に對する四分以內を受く其殊額の五分は監査役之れを受く其殘額は株主及利得株券所有者の間に均等に分配す
第二十六條(a)　會社の解散後生すべき會社財產の剩餘中より每利得株券に對し千馬克以內の額を利得株券所有者に於て先づ取得し其の殘餘財產は之れを株主及利得株主に均等に配分す

公告

第二十七條　會社の公告は取締役之れに署名す而して其監査役の發する場合に於ては監査役二名之れに署名す公告は獨逸帝國官報に之れをなす

（ハ）ヤルイト會社所有汽船ゲルマニア號
シドニー、香港間定期航海表（千九百十三年）

（一）シドニー香港間

	海里數	
一、シドニー發	—	一月二十五日（五月十七日 九月六日 十二月二十七日）
二、ラバウル著	一、八五四	二月三日
同　發	—	三日
三、ナウル著	二、八〇九	八日
同　發	—	八日
四、ヤルイト著	三、三二九	十日
同　發	—	十二日
五、クサイエ著	三、六三九	十四日
同　發	—	十四日
六、ポナペ著	三、九五九	十六日
同　發	—	十八日
七、トラック著	四、三七七	二十日
同　發	—	二十一日
八、サイパン著	四、九八七	二十四日
同　發	—	二十四日
九、ウリアイ著	五、四六七	二十六日
同　發	—	二十七日
一〇、ヤップ著	五、八三七	三月一日
同　發	—	二日
一一、コロール（パラウ）著	六、〇九七	三日
同　發	—	三日
一二、香港著	七、六四二	十一日（七月十一日 十月二十一日 二月十一日）

（二）香港シドニー間

一、香港發	—	三月二十一日（七月二十一日 十月三十一日 二月二十一日）
二、コロール（パラウ）著	一、五四五	二十九日
同　發	—	二十九日
三、ヤップ著	一、八〇五	三十日
同　發	—	三十一日
四、ウリアイ著	二、一七五	四月二日
同　發	—	三日
五、サイパン著	二、六五五	五日
同　發	—	五日
六、トラック著	三、二六五	八日
同　發	—	十日
七、ポナペ著	三、六八三	十二日
同　發	—	十三日
八、クサイエ著	四、〇〇三	十五日
同　發	—	十五日
九、ヤルイト著	四、四一三	十七日
同　發	—	二十日
一〇、ナウル著	四、八三三	二十二日
同　發	—	二十二日
一一、ラバウル著	五、七八八	二十六日
同　發	—	二十六日
一二、シドニー著	七、六四二	五月五日（八月二十五日 十二月十五日 四月六日）

◎東カロリーネン植樹有限責任會社
（Ost-Karolinen Plantagen-Gesellschaft m. b. H.）

本會社は西カロリーネン會社に倣ひて東カロリーネン諸島に於て椰子樹の栽培、コプラの採集、輸出を目的とせるものにして千九百十一年十月在ラバウル總督に對するヤルイト島支政廳長の建議に基きヤルイト會社の計畫せるところに係り千九百十三年頃獨國殖民省より東カロリーネンの島地を本會社の爲に買收して之れに租貸するの契約認許せられ千九百十四年に於て官船デルフィン號は東カロリーネンの諸島を巡航して土地の買收に從事しつゝありたり故に本會社は其事業開始の徑路に在りしものにして詳細の經過は不明なるも未だ完全に成立せるものと見るを得ず、土地賃

貸借の要領は略ぼ西カロリーネン會社に關するものと同じ（西カロリーネン會社の項參照）

○バーンスフヰルプ商會

(Messrs. Burns, Philp & Co., Ltd.)

本商會のマルシャル群島に關し英獨兩國間に大葛藤を生ぜしことは既にヤルイト會社の項に記述せしところなるが爾後本商會は同會社と對峙してマルシャル群島の通商權を壟斷し來れり而して其資本の豐富にして營業地域の廣大なる點に於ては寧ろヤルイト會社を凌ぐものあり

本商會の創立は千八百八十三年にして拂込資本額百萬磅本店を濠洲シドニーに有し汽船十三隻を以て航海及通商業を營む其支店は濠洲内に十三箇所其他ノイギネア、ソロモン、ニウヘブリデス、トンガ、サモア、ギルベルト、瓜哇等諸島の要地に散在す

本商會の營める定期航海は左記八線にして濠洲政府の命に依り郵便物の遞送を請負ひ若干の補助金を受く

一、シドニー瓜哇及新嘉坡間　月一回
二、ノイギネア、Woodlark 島間　シドニーより每三週一回連絡
三、ノイギネア沿岸諸港間　每月一回木曜島に於てシドニー新嘉坡線と連絡
四、シドニー、ソロモン島及 Shortland 諸島間　每六週一回
五、シドニー、Lard Howe 及 Norfolk 諸島間　月一回
六、シドニー、ニウヘブリデス間　月一回
七、シドニー Banks 諸島間　二ヶ月一回
八、シドニー、ギルベルト、Ellis 及マルシャル群島間　二ヶ月一回

本商會は右の外尚カロリーネン群島へ臨時船を派し航海及通商業を營み來れり

第十七節　ナウル島

マルシャル群島の南方遙に赤道を距てゝナウル島(Nauru' Nauuru, Nawodo, Navoda, Onavero, Shank=, Pleasant Island あり千七百九十五年の發見に係り千八百八十八年獨領となれるものにして其位置は殆ど赤道直下に在りと謂ふを得べく獨逸ナウル支政廳の所在地は實に南緯零度二十六分三、東經百六十六度五十六分八なり海岸は一帶に幅員二百乃至三百米突の平地にして內地に入るに從ひ漸く高く海拔三十五乃至四十米突の高臺をなし其南西部に往昔の噴火孔と認むべきアレニベック湖 (Arénibek, Arinobeek) あり長さ五百米突、幅百乃至二百米突を有し北方に於て海に通ず全島は火山岩を中心とせる珊瑚礁にして岩多く樹木蓊鬱之れを海上より望めば畫圖の如く實にプレザント島の名に背かざるものあり島上椰子樹最も多くパンダーヌス樹之れに次ぎ海鳥頗る多數に棲息す島の面積二十平方基米なり

島民はマルシャル群島の島民と大差なく古來性質殺伐にして爭鬪の爲め人口一時大に減少したるも千八百八十八年獨領となりしより漸次增殖しつゝあり全島の住民は十二名(一說に十四名)の酋長の管下に在り

島上には獨逸支政廳、郵便局、無線電信局、敎會、學校、ヤルイト會社支店、太平洋燐礦會社支店等あり

本島の物產はコプラ及燐礦にして前者は收穫良好なる年に於て七百五十噸を產し全マルシャル群島のコプラ產額の三分一乃至四分一に達せるが尚千二百五十噸に增加し得る見込ありといふ燐礦は太平洋燐礦會社 (Pacific Phosphate Co. 太洋島) とヤルイト會社と共同して採掘に從事せり千九百七年五月初めて本島の燐礦四千噸を獨國ステッチンに輸出したるが品質優秀なるため同年中に既に一萬二千噸を輸出し其價額七十萬馬克に達せり爾來輸出額年と共に增加し最近には年額二十萬噸に上れり

ナウル島の住民は目下約二千人にして內、島民千人、他は燐礦採掘に從事せる出稼勞働者にして支那人多く西カロリーネン群島の島民之れに次げり歐米人は英人六十名、獨人在留者六人にして上記兩會社の使用人及商人、宣敎師なり日本人は佐藤某なる醫師夫妻のみなり

本島は大正三年十一月七日英國之れを占領せり

第十八節　マルシャル群島各島事情

（一）ラタック島列（ラタック島列）

一、ナリク環礁 (Narik, Narikerik, Knox.)

ラタック島列の最南方、東經百七十二度と北緯六度の交錯點の南東方に在り環礁の北西部に礁湖の入口あり、礁の南部には多數の小島あり本環礁には既に久しく住民なく唯千九百五年の颶風までは時々數十名のコプラ採集者及漁業者來島したるのみ各島上椰子樹多し

二、ミル環礁 (Mile, Milli, Meli, Lord=Musgrave).

上記ナリク環礁の北西方に在りて之れと直角をなす多數の小島中西方に在るミル島及南方に在るルクノール島 (Lukunor) を共主たるものとす礁湖は北東に三箇、北西に二箇の通航路を有するも最も安全なるは北東側のエンナンリック (Ennanlik) 東方のものなり礁湖の南東隅を良錨地とすミル島群の全面積は約十平方基米にして千九百五年までは住民約七百を算したるも同年の颶風及之れに伴へる饑饉の爲め爾後人口半減せりミル島の一村落に米國ボストン敎會の寺院あり

三、エンコール環礁 (Enkor, Elingenjor) ミル環礁のライヘル (Reiher) 通航路の前方に位す礁湖內に貿易場あり

四、アルノ環礁(Arno, Arnho, Daniel, Pedder) 及マジュロ環礁 (Majuro, Majeru, Mejeru, Mejoro, Mediuro, Arrowsmith.) 此兩環礁は北緯六度五十分乃至七度十五分及東經百七十一度乃至百七十二度の間に在りアルノ環礁は椰子樹、鐵木、麵麭果樹等に富み其南部の長狹なる島に主なる村落あり其一たるイネ (Ine) には酋長の住居、敎會、貿易場等あり礁湖の北東側には多數の通航路ありて東口及タゲリブ (Tagelib) 口は深さ三尋以上なるも强流あり

マジュロ環礁は其南部に於て長さ五十基米を有する同名の島を成し北部は多數の小島に分裂す環礁の島數總計三十三、島上椰子樹、麵麭果樹多く人口も亦多しマジュロ島の西部に敎會、貿易場等あり環礁の西側に通航路を有す

五、アウル環礁 (Aur, Aurh, Traversey, Ibbetson) 及マロエラプ環礁 (Maloelab, Malolab, Molwonlap, Malangelab, Kawen, Kaben, Araktschijew).

此兩環礁はカルベルト諸島 (Calvertinseln) と稱せられ北緯八度十分乃至九度及東經百七十度五十五分乃至百七十

一度二十分の間に在りアウルは其南部に位し島數三十二、中にビーゲン・ムメット・アウル・タバール（Bigen, Mumet, Aur, Tabal）の諸島を其重なるものとす各島上には椰子樹叢生し多少の住民ありマロエラブ島群の酋長に隷屬す

マロエラブ環礁は長さ五十四基米、幅二十七基米、面積千四百五十方基米を有するも陸地狹小なり島の總數六十四東方に位する最大島タロア島（Taroa, Torna）には酋長及商人居住す礁湖の入口の最も安全なるはエニユン島（Enijun）の東方に在るものにして錨地は上記タロア島の西方に在り

六、ウォテヰエ環礁（Wotje, Wotja, Otdia, Romanzow）及エリクブ環礁（Erikub, Erigub, Eregub, Tschitschagow.）此兩環礁は之れを併稱してジャンクション諸島（Junction Islands）又はチャタム諸島（Chathaminseln）といふ北緯八度五十五分乃至九度三十五分及東經百六十九度四十八分乃至百七十度二十分の間に位すウォテヰエ環礁は東西三十浬、南北十浬に亙り六十五箇の小島より成る礁湖のルーリック通航路は良好なり錨地は礁湖の北西隅に在り最大なる島をウォテヰエと呼び周圍五浬ありパンダーヌス樹、麵麭果樹等の巨木多し

七、リキエプ環礁（Likieb, Legieb, Ligiep, Likiof. Graf＝Heyden＝Inseln）北緯九度四十五分乃至十度五分、東經百六十九度乃至百六十九度二十分、上記ウォテヰエ環礁の西方約三十二浬に位し大小四十四の島より成り椰子樹繁茂す本環礁には良質の淡水潤澤なるを以て居住に適すと稱せらる教會あり其他コプラ産額の大なると（年額五〇〇噸）礁湖の通航路及錨地の安全なるとにより多數の貿易場あり

八、イエモ島（Jemo, Temo）。上記リキエプ環礁の北東に在る小島にして直徑六百米突に過ぎず瑇瑁を産するを以て名あり

九、アイルーク島群（Ailuk, Ailug, Ailu, Tindal, Watts＝Krusensterninseln.）東經百七十度及北緯十度十分乃至十度三十分に在り多數の島より成り其南部に位するアイルーク環礁は多くの通航路を有するも礁湖内に礁多しコプラの産額多し

十、メジイト島（Mejit, Medjit, Miadi）は又新年島（Neujahrsinsel）の名あり北緯十度二十分、東經百七十一度に在り直徑二百五十米突の礁湖により隔てらるゝ二箇の島より成り島の高さ六米突、全島に亙りて幅六米突の石道を有し教會及貿易場あり又群島々民の航海用たる麵麭果、パンダーヌス果等の乾物を製出するを以て名ある

十一、タカ環礁（Taka, Tagai, Tegi, Senworow）及ウテヰリク環礁（Utirik, Udirik, Uderik, Otirik, Wudrok, Kutusow＝, Smolenskij＝Inseln）。此兩環礁は北緯十一度乃至十一度三十分及東經百六十九度四十分乃至百七十度五分の間に在り併稱してブットン諸島といふタカは住民を有せずウテヰリクは陸地狹く住民も亦少し其礁湖は入航困難なり

十二、ビカール環礁（Bikar, Bigar, Dawson-, Farnhami-nseln）。東經百七十度五分乃至百七十度十五分及北緯十二度十五分乃至十二度三十分の間に在り環礁の南端に稍大なる島あり瑇瑁の産卵地たるのみならず鳥糞の堆積地たり定著住民なし

十三、タオンギ環礁（Taongi, Bogag, Gaspar Rico, Smyth, Cornwallis, San Bartolomé, Sibgllae, Peterel）。マルシャル群島の最北島にして北緯十四度三十分乃至十四度五十五分及東經百六十九度乃至百六十九度十五分の間に孤立す何等の價値なき島なりとす

（二）レリック島列

一、エボン環礁（Ebon, Abone, Fourteen Islands, Covell-Bostongruppe）北緯四度三十分乃至四度四十分及東經百六十八度四十分乃至百六十八度四十六分、本環礁は小島にして珊瑚石灰岩より成り椰子樹其他の植物繁茂し經濟上價値ある島とすボストン教會寺院及貿易場あり

二、ナモリク環礁（Namorik, Namerik, Namurik, Namrik, Klein-Namo, Baringinseln）。北緯五度三十五分、東經百六十八度十分、大さ形狀共にエボンと同じきも其礁湖は水淺く且つ入口を有せず故に其水は外洋よりも高し多數の小島上に椰子樹叢生し貿易場あり

三、キリ島（Kili, Killi, Hunterinsel）。東經百六十九度十分、北緯五度三十五分、本島はヤルイト環礁の南西に位する小島にして海拔七米突に達す土地濕潤なるも住民あり

四、ヤルイト環礁　別に記述す

五、アイリングラプラプ環礁（Ailinglaplap, Ailinglab, Ailinglap, Odia, Elmore, Lambertinseln）。東經百六十八度三十五分乃至百六十九度五分及北緯七度十分乃至七度三十分、西部にウォテヰア（Wotja, Wotga）南部にヤブワン（Japwan）北東部に「イ、」（Ji）等の島を有す共に椰子樹多し礁湖には多數の通航路あり主島ウォテヰアには貿易場、ボストン教會の寺院及學校あり

六、ヤブワット島（Jabwat, Jabuat, Jebat, Jebot.）北緯七度四十分東經百六十九度十分、本島はアイリングラプラプ環礁の北東約二十基米に孤立せる小島にして住民あり

七、ナモ環礁（Namo, Namu, Nemu, Ross-, Mosquills＝inseln）。北緯七度四十五分乃至八度二十分、東經百六十八度乃至百六十八度二十五分、本環礁は其東部に島嶼多く西部は少し椰子樹繁生す

八、クワジエリン環礁（Kwajelin, Kwojelin, Kwajalain, Kwadelen, Dove＝, Mentschikow＝, Ozean＝inseln）。

北緯八度四十分乃至九度三十分、東經百六十六度五十五分乃至百六十七度五十分

本環礁は獨りマルシャル群島中のみならず世界上の最大なる珊瑚環礁の一にして大小二箇の礁湖を有し其大なるものは多數の通航路を有す南方に位するクワジエリンを主島とす貿易場あるも椰子樹は多からず

九、エリブ環礁（Eliib, Liib, Liip, Lileb, Princess Island.）北緯八度二十分、東經百六十七度二十八分、ナモ環礁の西北西約六十五基米に在り島影高く且つ景趣に富める小島にして礁湖は水深く植物繁茂す

一〇、ライ環礁 (Lai, Laë, Brown=inseln).

北緯九度、東經百六十六度三十分、クワジェリン環礁の西方に在り千八百五十八年の發見に係る椰子樹多し

十一、ウヤイ環礁 (Wujai, Ujaë, Udiai, Ujamilai, Milai, Katharine=, Margaretinseln, Serpent Island).

北緯九度五分乃至九度二十分及東經百六十五度五十分乃至百六十五度五十五分、東部の島嶼は海拔六米突に達するものあり礁湖は西方に二箇の入口を有す島地豐饒なり

十二、ボト環礁 (Voto, Wotho, Woto, Uato, Kabahaia, Schanzinsel).

北緯十度、東經百六十六度、島嶼は叢林を以て蔽はれ椰子樹少し千八百八十年頃日本人來りて本環礁及ウヤイ附近にて海鼠を採取せりといふ

十三、ロンゲリック環礁 (Rongerik, Rongrik, Klein=Rong. 及ロンゲラプ環礁 (Rongelab, Rongelap, Ronglap, Gross=Rong, Rimskij=, Korsakowinseln).

北緯十一度十五分乃至十一度四十五分、東經百六十七度五十分乃至百六十六度四十五分、此兩環礁之れを總括してペスカドール諸島といふロンゲリックは稍々小にしてロンゲラプは長さ三十五浬、幅十三浬、島は多く東側に在りて良灣を成す通航路數箇あるも最も安全なるはゴガン島 (Gogan) とエニボボール島 (Enybobor) との間に在り主島ロンゲラプの西方に良錨地あり兩環礁共に植物少し

十四、アイリンギナイ環礁 (Ailinginai, Ailinginaë.)

北緯十一度五分、東經百六十六度二十分乃至百六十六度四十分、住民なきも他島より數々瑇瑁獵者來ることあり

十五、ビキニ環礁 (Bikini, Bigini, Bekini, Eschscholtz-inseln.) 北緯十一度三十五分乃至十一度四十五分、東經百六十五度二十分乃至百六十五度四十分、島上造船用の堅材に富めるも椰子樹に乏しく住民少し

(三)エニウエトク環礁 (Eniwetok, Enüwetok, Browns Range) 及ウジェラング環礁 (Ujelang, Udjelang, Ujilong, Providence, Morning Star, James, Kewley, Arrecifes)

此兩環礁はマルシャル群島の兩島列より隔絶すエニウエトクは北緯十一度二十五分乃至十一度四十分及東經百六十二度の間に位し東カロリーネン群島に近接す環礁は略ぼ圓狀をなし南側に通航路あり良錨地を有す北部の小島には植物繁茂せるも從來椰子樹、麵麭果樹なく近年に至り獨逸ヤルイト會社に於て椰子樹の栽培に著手したり住民は少數、原始的にして年二回ヤルイト島より食物の供給を受くウジエラングは東經百六十一度及北緯九度五十五分に位す其位置は既にカロリーネン群島の北東部に頗る近し、十九世紀の中葉に於て多數の住民ありしも千八百七十年颶風の爲めに全島殆ど荒廢に歸し人口大に減少したるが千八百八十年に至り他島より移住し來るものあり椰子樹の栽培再び開始せられ年額二百噸のコプラの產出を見るに至れり

獨領南洋諸島事情　終

第一表 〇千九百

輸入品

一、種粒、莢豆、野菜、果物、穀粉、
二、珈琲、茶、ココア、チョコレート、砂
品
三、香料及原料
四、煙草及煙草製品
五、各種酒精飲料
六、果汁、鑛水其他非酒精飲料
七、建築及有用木材、燃材、木箱
八、生畜
九、肉類及魚類、動物性製品
一〇、植物、苗及種子

計

一、土及石
二、鹽
三、石炭、褐色炭、煉炭
四、タール・ペッチ、土瀝青
五、石油及其他の鑛物

計

一、燭具、蠟燭、石鹼其他蠟、脂、油製
二、藥品其他化學的製品
三、各種絲類及織物類
四、衣服、組紐、裝身具、傘等
五、革、皮革製品
六、護謨、カウチュク・ガタペルチャ製
七、端艇
八、木製品、編細工物、彫刻物
九、紙、紙製品及文藝品
一〇、石器、玻璃及陶器
一一、金屬及金屬製品
一二、器具、機械、車輛及運搬具
一三、銃砲
一四、其他の武器
一五、射擊用品及爆發物
一六、貨幣

計

千九百十三年輸入總計
千九百十二年仝　上

輸出品

一、煙草
二、コプラ
三、海參
四、瑇瑁
五、極樂鳥
六、古奇品
七、石鹼

計

千九百十三年輸出總額
千九百十二年同　上

て良灣を成す通航路數箇あるも最も安全なるはゴガン島(Gogan)とエニボボール島(Enybobor)との間に在り主島ロングラブの西方に良錨地あり兩環礁共に植物少し

十四、アイリンギナイ環礁(Ailinginai, Ailinginaë.)

北緯十一度五分、東經百六十六度二十分乃至百六十六度

獨領南洋諸島事情 終

○千九百十三年マリアーネン群島貿易表

輸入品目	一九一三年總輸入額 數量	價額(馬克)	一九一二年總輸入額 數量	價額	增 數量	價額	減 數量	價額	政府輸入 數量	價額	獨逸 數量	價額	濠洲及南洋諸島 數量	價額	亞細亞諸國 數量	價額	日本 數量	價額	其他諸國 數量	價額
野菜、果物、穀粉、麵麭類	一九二、三〇三	五五、四二三	二三四、九五三	七四、二二四	—	—	四三、六五一	一八、七九九	一〇、〇〇〇	二、一六八	六、五五七	三、七五七	五八、一一三	一五、五〇五	一五、〇二八	四、三二八	一一一、五六三	三一、八四一	—	—
…、チョコレート・砂糖等殖民地産	一一、七二三	七、一九三	九、五七六	六、一六三	二、一四七	九七六	—	—	—	—	七四三	七六五	八、四〇七	四、七六六	一、一一七	八三三	一、四五一	七六九	一五	一五
[illegible]	三、四五一	一、二四九	四五七	四一二	二、九九四	八三七	—	—	—	—	六七五	三二四	五三八	三三二	六六	一一三	二、一七一	五九九	—	—
[illegible]	三五七	一、二九五	二三五	一、四〇一	一二二	—	—	一〇五	—	—	二三七	四六七	五四	四六	六五	三六〇	—	—	—	二
[illegible]	四一、三六五	二二、四七二	一一、九七六	一〇、八四九	二九、三八九	一〇、六二三	—	—	四〇	四五	二〇、七一二	一一、三四九	三、五四〇	一、七〇六	一三〇	三二一	一六、七〇一	七、四三七	二六一	七〇七
…非酒精飲料	三、六八四	九七二	四、七六六	一、六一六	—	—	一、〇八一	六四三	—	—	一、一〇九	三九〇	一四九	三八	—	—	二、四三六	六四三	—	—
…材、燃材、木箱	八六、八二九	一八、八七六	一一九、五〇〇	一七、七六五	—	一、一一一	三二、六八〇	—	三、五八一	七四八	三	二一	一八、九〇〇	五、一五六	一、〇五〇	五五五	六六、八六六	一三、一七三	—	—
[illegible](頭數)	三五	五九一	四〇	三二〇	—	二七一	五	—	—	—	—	—	—	—	九	九	二六	五八二	—	—
…物性製品	二一、九〇三	一八、〇一三	二四、二五三	二〇、七八二	—	—	二、三五〇	二、七六八	—	—	一、三四六	一、七七七	四、八〇一	五、七七六	八二	一〇一	一五、七四四	一〇、五九八	—	—
[illegible]	五八	一五六	五八二	二二九	—	—	五二四	七三	一〇	二八	三	一五六	—	—	—	—	二六	一九	—	—
[illegible]	三六〇、六六五(頭數)三五	一二五、一九〇	四〇六、二九八(頭數)四〇	一三三、七五一	—	—	四五、六三三(頭數)五	八、五六〇	一三、六三一	二、九八七	三一、三五五	一八、八五〇	九四、五三五	三三、六八七	一七、五五八(頭數)九	六、四六二	二二六、九五九(頭數)二六	六五、四六五	二八六	七四
[illegible]	一四、五〇〇	一、〇七三	二五、五九七	一、八七八	—	—	一一、〇九七	八〇四	三、六〇〇	二七三	—	—	一、八〇〇	一四〇	三、六〇〇	二七三	九、一〇〇	六六〇	—	—
[illegible]	七二	三二	一、一二三	三三三	—	—	一、〇五〇	三一〇	—	—	—	—	七三	三	—	—	—	—	—	—
煉炭	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
…、土瀝青	六二三	一四五	二〇〇	一二四	四二三	二一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六二三	一四五	—	—
…鑛物	一一、九一九	三、九九三	一七、三四二	四、三六三	—	—	五、四二三	三六九	三〇八	九五	—	—	—	—	三、五二五	一、〇九〇	八、四〇四	二、九〇三	—	—
[illegible]	二七、一〇四	五、二三四	四四、二六一	六、五九七	—	—	一七、一五六	一、三六三	三、九〇八	三六八	—	—	一、八七三	一六三	七、一二五	一、三六五	一八、一二七	三、七〇九	—	—
石鹸其他蠟、脂、油製品	二、〇七九	一、二九〇	四、二三九	三、三二五	—	—	二、一五九	二、〇三四	—	—	一一	三	一、〇七五	四七〇	—	—	九〇三	六六四	九〇	一三五
…品	四、六六九	三、九九三	八、〇九九	六、一一〇	—	—	三、四三〇	二、一一六	八六六	一、一七四	三三五	八九〇	三三五	五九二	四九二	五九二	三、五三五	二、一一七	—	—
…類	四、三六〇	一三、一一三	六、九八三	一八、九〇九	—	—	二、六二三	五、七七五	一七八	八五六	一、〇五九	三、九六九	八四〇	三、六六四	四三五	五八五	二、〇三四	四、八八九	—	二〇
…身具、傘等	六、三〇四	二一、五九六	四、八七三	一七、九七一	一、三三一	三、六二五	—	—	五五	一七〇	一、二四〇	四、九五九	三、三六七	七、〇一七	八	一五五	二、五七三	九、三四五	一五	二八
[illegible]	五二四	三、〇四三	二六三	一、一五六	二三一	一、八七六	—	—	五五	二九二	二一	二五八	三六八	二、三六九	—	—	一三三	四〇四	—	—
…タ・ガタペルチャ製品	五四	二五二	九四	四七八	—	—	四〇	二五五	—	—	—	—	一	四	—	—	五三	二四八	—	—
[illegible](隻數)	一一	二、一六三	八	一、六二一	三	五四二	—	—	—	—	—	—	五	七六〇	—	—	六	一、四〇三	—	—
…工物、彫刻物	三、三七三	二、八三三	八、六二七	八、八〇一	—	—	五、二五四	六、〇三八	五四〇	七七九	—	—	一七四	三五四	一、四三六	九五一	一、七七三	一、五三六	—	—
文藝品	九〇八	二、一五八	一、〇七六	三、八三七	—	—	一六七	一、六七八	二二六	三七八	五三〇	一、五〇一	六四	九二	二九	三二	二六四	五三一	—	—
陶器	一五二、三四二	五五、六二五	一二、九六二	五五、四五一	一三九、三七九	一六四	—	—	六六	五九	一三〇	五三四	四〇五	三七〇	二八六	三〇四	一五〇、五三一	五四、四〇六	—	—
…品	二八、三三三	一九、五三三	四〇、八七七	二〇、七〇八	—	—	一二、五五三	一、一八四	四、五三八	四、四四七	三、七八九	四、二九九	三、一二五	二、九二五	一、一六一	一、八五〇	一九、九九七	一〇、三六一	二五〇	九六
車輛及運搬具	三、三八一	四、二二九	一〇、五〇九	八、三〇〇	—	—	七、一二八	四、〇八〇	八八	五六四	一五八	七三一	六四八	七一〇	一〇	八三	二、五四五	二、六八四	—	—
[illegible]	一〇八	八六七	一六	七六	九二	七九一	—	—	—	—	一〇四	七九五	—	—	—	—	四	七二	—	—
[illegible]	二四	九八	—	—	二四	九八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二四	九八	—	—
…物	四六	一〇三	一五	三八	三一	六四	—	—	—	—	四五	一〇〇	—	—	—	—	一	三	—	—
[illegible]	—	八四、一一三	—	四九、四二〇	—	三四、六九三	—	—	—	—	—	—	—	三九、一一三	—	—	—	四五、〇〇〇	—	—
[illegible]	二〇五、三九〇(隻數)二一	一六四、九九二	九七、六四三(隻數)八	一四六、二七一	一〇七、七四七(隻數)一三	一八、七二一	—	—	六、五九二	八、七一九	七、四二八	一八、〇六三	九、三九六(個)五	五八、二四四	三、八六八	四、五五六	一八四、三三一(個)六	八三、七六一	三三五	三六七
計	五九三、一五九(個)四六	二九五、四一七	—	—	四四、九五七	八、七九八	(個)二	—	三三、一三一	一三、〇七四	三八、七七四	三六、九二四	一〇五、七九三(個)五	九二、〇九三	二八、五三三(個)九	一三、三八七	四一九、四三七(個)三	一三二、九三六	六四一	一、〇九一
上	五四八、三〇三(個)四八	二八六、六二九	—	—	—	—	—	—	三六、七〇二	一一、三六七	三六、七五〇	三五、六五九	九四、四九三(個)一六	五五、四三六	七三、九〇三(個)一〇	三一、七四五	三五三、〇五六(個)三	一六三、七八九	—	—

輸出品目	一九一三年輸出總額 數量	價額(馬克)	一九一二年輸出總額 數量	價額	增 數量	價額	減 數量	價額	政府輸出品 數量	價額	獨逸 數量	價額	濠洲及南洋諸島 數量	價額	亞細亞 數量	價額	日本 數量	價額	其他諸國 數量	價額
[illegible]	四七六	一、一〇〇	一、五〇八	三、四六六	—	—	一、〇三二	二、三六六	—	—	—	—	四七六	一、一〇〇	—	—	—	—	—	—
[illegible]	八二〇、三二七	二一九、三二九	八八八、一四九	二二四、三六三	—	四、九三六	六七、七七二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	八二〇、三二七	二一九、三二九	—	—
[illegible]	二、〇〇二	五七一	—	—	二、〇〇二	五七一	—	—	—	—	—	—	—	—	一、四四四	二八八	五五八	二八三	—	—
[illegible]	五	一〇〇	—	—	五	一〇〇	—	—	—	—	五	一〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—
[illegible](箇數)	四	一二〇	—	—	四	一二〇	—	—	—	—	四	一二〇	—	—	—	—	—	—	—	—
[illegible]	五、八〇八	六、五五七	一八、一六四	一四、四八八	—	—	五、七四六	四、三〇五	—	—	四〇四	四三一	五、一〇四	五、六八五	八三	一三三	一〇一	一〇〇	一二六	二〇八
[illegible]	六、六一〇	三、六〇八			—	—			—	—	—	—	六、六一〇	三、六〇八	—	—	—	—	—	—
[illegible]	八三五、二七八	二三一、四九三	九〇七、八二一	二三二、四二七	—	—	七二、五四三	六四四	—	—	四〇九(個)四	六五一	一三、一八九	一〇、四九一	一、五三七	四四〇	八二一、〇三七	二一九、七〇一	一二六	二〇八
輸出總額	八三五、二七八	二三一、四九三	—	—	—	—	—	—	—	—	四〇九(個)四	六五一	一三、一八九	一〇、四九一	一、五三七	四四〇	八二一、〇三七	二一九、七〇一	一二六	二〇八
同上	九〇七、八二一	二三二、四二七	—	—	—	—	—	—	—	—	四六八	四九〇	一七、三三三	一四、一三六	—	—	八九〇、〇二一	二一七、八二一	—	—

第二表 ○千九百十二年ポナペ島貿易表

輸入品目	一九一二年輸入總額 數量	一九一二年輸入總額 價額	一九一一年輸入總額 數量	一九一一年輸入總額 價額	增 數量	增 價額
一、種粒、莢豆、野菜、果物、穀粉、麵麭類	基 八九、七〇三	馬克 五〇、四六八	一七三、八六二	五二、八三〇	一六、八六一	—
二、珈琲、茶、ココア、チョコレート、砂糖等殖民地產品	一七、九七三	一四、九一二	二三、四二四	一三、五一五	—	二、三九六
三、香料及原料	五六二	五六九	二、二〇四	一、五一五	—	—
四、煙草及烟草製品	三、六五九	一三、三〇九	五、六〇四	一六、五九五	—	—
五、各種酒精飲料	一九、四八二	一七、六二四	一五、二三五	一四、二六八	四、二四七	三、三五六
六、果汁、鑛水、其他非酒精飲料	三、七七四	一、九四八	三、六一一	二、四一六	—	—
七、建築及有用木材、燃材、木箱	一〇五、四八五	二四、七〇三	九五、七七二	一九、七七三	九、七一三	五、二八五
八、生畜 (頭數)	一四	二四	八	四九	六	—
九、肉類及魚類、動物性製品	三三、〇九八	四三、八〇四	一五、九三五	三二、六三七	一六、一六三	一一、一六七
一〇、植物苗及種子	一〇	四七	三	一六	七	三一
計	(留)三四九、五三〇 (留)二三、二九七 一四	一六六、四〇〇	三〇四、七九四 二〇、八四六 八	一四一、〇五九	四三、七四四 四、二四七 六	三三、四四五
一、土及石	五〇、八一六	五、一一七	四五、四四九	三、四五八	七、三六七	一、六六九
二、鹽	六、〇〇八	八三七	七、八九四	一、一一〇	—	—
三、石炭、褐色炭、煉炭	二六七	九、四〇〇	一、七九〇、〇一七	六三、七八三	—	—
四、タール・ペッチ・土瀝青	二、六五七	八六六	一、三三八	七四六	一、三一九	一二〇
五、石油及其他の礦物	一九、五六七	五、五八三	三三、八三〇	六、七三〇	—	—
計	七九、三〇八	二一、七九四	一、八六五、五一八	七五、八〇七	八、六八六	一、八〇〇
一、燭具、蠟燭、石鹼其他蠟、脂、油製品	三三、七二三	一三、一二七	五、九四〇	四、六七八	一六、七八二	八、四四九
二、藥品其他化學的製品	六、六六七	五、六三七	一三、一一〇	九、五四二	—	—
三、各種絲類及織物類	二七、六一四	七三、四九五	二九、五三九	六七、六三五	—	四、八六二
四、衣服、紐經、裝身具、傘等	二、六九九	一〇、三六〇	二、六〇〇	一二、六九一	九九	—
五、革、皮革製品	三五五	二、〇六五	三六〇	二、九九五	—	—
六、護謨、カウチュク・ガタペルチヤ製品	九七	七七五	九	三四	八八	七四一
七、端艇 (箇數)	二	四六〇	二	一〇、七一〇	—	—
八、木製品、編細工物、彫刻物	三三、九〇五	一六、二三七	三九、五五四	一〇、九六八	—	五、二六九
九、紙、紙製品及文藝品	三、二二七	七、五九七	一、四四五	二、八〇五	二、四八二	四、五九二
一〇、石器、玻璃及陶器	二、八二三	三、六五四	三、七五〇	四、三六七	—	—
一一、金屬及金屬製品	四五、五五三	三五、四八八	三四、九〇五	三六、五一三	八、六四七	—
一二、器具、機械車輛及運搬具	七、四七七	八、七三四	二、三〇一	四、一一一	五、一七六	四、六〇三
一三、銃砲	三六	一五三	四一	五六〇	—	—
一四、其他の武器	—	—	一	三二	—	—
一五、射擊用品及爆發物	一〇四	五五三	一三〇	四六八	—	八〇
一六、貨幣	二三一	五九五	一、八六三	四、二五六	—	—
計	一四一、四八三	一七七、七四四	一三九、四六八	一七一、一六六	三三、五七六	二八、六〇八
千九百十二年輸入總額	(箇)五七〇、七一〇 二四、二一七 一六	三六五、九五九	二、三〇五、七九〇 二、〇八四 一〇	三六八、〇三三	八四、八〇七 四、二四七 六	六三、六五三

輸出品目	一九一二年輸出總額 數量	一九一二年輸出總額 價額	一九一一年輸出總額 數量	一九一一年輸出總額 價額
コプラ……	基 五七三、七四一	馬克 七一、四九三	五八一、〇七一	六九、八四〇
アイボリーナット……	一四、六〇九	二、四一九	一、八四三	二五九
鼈甲……	一一三	三、四五四	一一三	三、一九〇
古奇品及雜品……	二、八八四	一、八五六	八〇七	九六五
計……	五九一、三四八	七九、二〇三	五八三、八五五	七四、二五四

量	價額	政府輸入 數量	政府輸入 價額	獨逸 數量	獨逸 價額	英國 數量	英國 價額	濠洲其他南洋諸島 數量	濠洲其他南洋諸島 價額	亞細亞 數量	亞細亞 價額	米國 數量	米國 價額	其他の諸國 數量	其他の諸國 價額	日本 數量	日本 價額	支那 數量	支那 價額
—	一,五六二	—	—	三,一五七	二,五四三	三二	三七	六一,一七〇	一五,〇三七	四,四二一	一,五六三	八五三	六六四	—	—	九,三〇七	三,七九五	二〇,八〇四	一六,八二七
,四四一	—	—	—	二,三七四	三,五五四	四〇	一五六	一〇,三〇九	七,三三六	四八	一七九	六〇二	四四三	—	—	一,五三六	七六一	三,〇七一	二,五九〇
,六三二	九四五	—	—	三五	二三七	七二	一三三	二	七	—	—	五	一五	—	—	四一六	一四二	五一	一四二
,九四四	四,〇八三	—	—	一八九	三,一七六	—	—	一,七九一	四,六一三	—	三〇	一,六〇六	三,八九九	一二	九七	—	一二	五八	四八一
—	—	—	—	一四,〇五九	二三,七四一	—	—	九九一	一,〇〇九	七三二	六九九	—	—	四九五	二八五	一,〇五二	七九四	二,一五三	二,〇九四
,八六六	四六七	—	—	九六三	九五一	—	—	七五	七六	—	—	—	—	—	—	二,四〇〇	六三五	三〇六	二八五
—	—	四,六八〇	三,三六七	—	—	—	—	八一,二四六	一九,五五三	—	—	—	—	—	—	二三,三六三	四,九三六	八七六	二三四
—	二五	—	—	—	—	—	—	—	—	一四	二四	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	二,〇三一	四,二八五	二一一	一九八	一一,九四四	一五,三八六	一一九	二九四	三,九一四	五,七六二	—	—	二二,八一三	一六,七八二	一,〇五五	一,六九二
—	—	—	—	—	—	—	—	三	二六	三	三	—	—	—	—	四	一八	—	—
,〇〇八 ,九三六	六,八八三 七二	四,六八〇	三,三六七	七,七八七 一五,〇三三	三七,三八二	三四四	五三六	一六六,四七九 一,〇六六	六二,九三七	四,五八二 七三二 一四	二,七九二	六,九八一	一〇,一八二	一二 四九五	三八二	四七,四二九 二,四五二	二七,八六七	一一五,九一七 二,四八九	二四,二二九
—	—	—	—	二,四三九	四七六	—	—	一六,五九三	二,七〇五	一,〇〇〇	七五	—	—	—	—	四,八八一	二一六	二五,九一三	一,五八〇
,八〇五	二八二	—	—	一〇〇	六二	一六四	一三〇	三,五七四	三二五	—	—	一三	一〇	—	—	一,〇五三	一三六	一,一八四	一六二
,七四九	五四,三八二	—	—	—	—	—	—	二六七	九,四〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	六三二	二九一	—	—	一,六三二	五〇四	—	—	—	—	—	—	一七三	四六	二五〇	二四
,二五三	一,一四六	—	—	—	—	—	—	二二,五一五	三,五三六	一,四一四	三四四	一三六	三四	—	—	四,四八二	一,四二七	一,〇三〇	二三六
,八〇八	五五,八二二	—	—	三,一五一	八三〇	一六四	一三〇	三四,五六一	一六,四七四	二,四一四	四二三	一三九	四五	—	—	一〇,五八九	一,八八五	二八,三七七	二,〇〇五
—	—	—	—	六,六五九	六,九三九	—	—	二二,八〇三	四,〇四八	—	—	一〇一	一〇九	三五	四	九八八	八六〇	二,一六八	一,一七五
,一五二	三,八九四	一三九	一七	三,四五三	二,四五一	—	—	三,四一五	二,一八六	五一	一〇四	一一三	一九八	—	—	八七〇	四九三	一五三	一〇三
,九一四	—	一二八	五一〇	三,三二六	一五,七八一	五,五五五	二六,四四三	二,五八九	九,〇七〇	三,六〇一	一,五七八	一,三一〇	一,八〇五	一三六	一,一九八	四,七五五	三,〇五七	六,三三二	三,五八二
—	一,三一〇	—	—	一,四四五	四,八一九	一〇〇	二四六	三五三	一,三〇六	五八六	三,一六三	三四	一一三	一四	四九	一四九	四八九	一七	一一五
四四	九一九	—	—	一二八	八八七	七七	五一〇	五八	二八八	—	—	—	—	四	一一	九八	一六八	一一五	八二
—	—	—	—	六五	四六一	—	—	一七	一一三	六,〇八〇	八六	—	—	—	—	九	一一三	—	—
	一〇,三五〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	三九〇	—	—	一	七〇	—	—
—	—	二,九七八	三,五三四	三,九五三	六,一二五	—	—	一,〇三六	七八六	五五五	四九	一,〇七五	七五七	九	一六	五,六二四	三,二〇三	一〇,六四三	五,二九八
—	—	—	—	一,三九九	二,七五一	—	—	六五一	四四二	三一四	五五四	六一六	二,五七七	一六	四四	二六八	五一〇	六六一	五九三
,九〇七	七四二	—	—	一,〇二四	一,六三二	—	—	四〇六	六三四	二	二七	五九	一九七	六六	七八	一,一七六	九九三	九一	一〇二
—	一,〇二三	—	—	七,七〇七	一二,三七七	一五,八九二	八,七三七	八,〇〇七	九,〇〇九	五四五	六一一	二七四	四六二	一〇六	一三三	八,七一六	三,〇六一	二,三〇三	一,三〇五
—	—	三二	—	一,二三七	二,三五六	—	—	一,九七三	二,五四六	一三一	二一六	一五五	七八〇	一〇一	二三一	二〇二	二三六	三,六八八	一,二四八
一五	三三六	—	—	三	二〇	—	—	五	五四	—	—	—	—	—	—	—	—	一八	七九
一	二二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四五	—	—	—	—	—	—	—	七五	四六二	—	—	—	—	—	—	二九	九一	—	—
,六五	三,六六〇	—	—	一六七	三八九	—	—	—	—	—	—	—	—	四五	二〇六	—	—	—	—
,三七〇	二三,〇三八	三,三七六	四,〇七一	二九,五八一	五六,八九一	二一,六二四	三五,九五七	三一,三九〇	三一,九四八	五,七九一	六,三七九	三,六四九	七,四一三	五〇二	一,九四四	二三,八五九	三三,五二七	二六,〇八七	二三,六八三
,一五六 ,三〇〇 二五	八四,七二四	七,九五六	七,二三八	四〇,五二〇 一五,〇三三 三	八五,一〇四	二三,一三三	三六,六一四	二三三,四八八 一,〇六六	一一一,三九〇	二三,七八七 七三二 一四	九,五九九	一〇,七六八 一	一七,六三九	五一五 四九四	二,三二六	八〇,八七一 三,四五二 一	五三,三八一	一七〇,三八一 二,四八九	五〇,〇二八

増 數量	増 價額	減 數量	減 價額	獨逸 數量	獨逸 價額	濠洲及南洋諸島 數量	濠洲及南洋諸島 價額	日本 數量	日本 價額	支那 數量	支那 價額
—	一,六五三	七,三三九	—	三一,七三一	六一,九四二	—	—	四二,〇〇九	八,五五一	—	—
二二,七六六	二,一八〇	—	—	一四,三七二	二,三六七	—	—	三六	二三	—	—
一	二六四	—	—	九七	三,〇九〇	—	—	一五	三六二	—	—
二,〇七七	八七一	—	—	四〇二	五〇二	二〇	四二	一〇	六〇	二,三五二	一,二三一
一四,八四四	四,六六九	七,三三九	—	三四六,六〇五	六八,九四三	二〇	四二	四二,一七〇	八,九九六	二,三五二	一,二三一

第三表　○千九百十三

輸入品

一、種粒、莢豆、野菜、果物、穀粉、麺麭類
二、珈琲、茶、ココア、チヨコレート、砂糖等殖民地産品
三、香料及原料
四、烟草、及烟草製品
五、各種酒精飲料
六、果汁、鑛水、其他非酒精飲料
七、建築及有用木材、燃材、木箱
八、牛畜　（頭數）
九、肉類及魚類、動物性製品
一〇、植物、苗及種子

計

一、土及石
二、鹽
三、石炭、褐色炭、煉炭
四、タール及ペッチ、土瀝靑
五、石油及其他の礦物

計

一、燭具、蠟燭、石鹸、其他蠟、脂、油製品
二、藥品其他化學的製品
三、各種絲類及織物類
四、衣服、組紐、裝身具、傘等
五、革、皮革製品
六、護謨、カウチュク・ガタペルチヤ製品
七、端艇　（箇數）
八、木製品、編細工物、彫刻物
九、紙、紙製品及文藝品
一〇、石器、玻璃及陶器
一一、金屬及金屬製品
一二、器具、機械、車輛及運搬具
一三、銃砲
一四、其他の武器
一五、射擊用品及爆發物
一六、貨幣

計

千九百十三年輸入總額

輸出品目

コプラ……
アイボリーナット……
龜甲……
眞珠貝其他貝殼類……
極樂鳥……（箇
冠鳩……（仝
古奇品……
合計……

千九百十三年輸出總額

…十三年トラ…ク島貿易表

品目	一九二三年輸入總額 數量	價額	一九二二年輸入總額 數量	價額	增 數量	價額	減 數量	價額	政府輸入 數量	價額	獨國 數量	價額	英國 數量	價額	濠洲及南洋諸島 數量	價額	亞細亞 數量	價額	米國 數量	價額	其他の諸國 數量	價額
…類	四五,〇六四	一七,五八八	三一,四三五	九,四三七	三三,六三四	八,一五〇	—	—	—	—	三,三六〇	九六	—	—	九,〇三三	三,八五〇	三三,七七一	一〇,三三三	—	—	—	—
…、砂糖等雜貨	一,八二三	一,五〇一	一,四三〇	一,三一七	四一三	一七四	—	—	—	—	五五	一三一	—	—	四,六四一	一,〇三三	一三七	一七三	—	—	—	—
	二六五	七五六	四一七	一四六	—	九	一五三	—	—	—	二五六	一四〇	—	—	一	二	八	三三	—	—	—	—
	一,五八四	三,三六〇	二五九	一,一五六	一,三四四	二,一〇三	—	—	—	—	一六	五四一	—	—	一,五四九	二,八六〇	七	八〇	—	—	一三	八〇
	(リットル)四,三二二	四,〇二六	五,三六六	四,六五七	—	—	一,〇五六	六三一	—	—	六四九	四七	—	—	五	二四	三,六五七	三,四六一	—	—	—	—
	(リットル)二,五三三	四九七	七三四	一七三	一,七九一	三三四	—	—	—	—	七七	—	—	—	—	—	二,四四八	四五〇	—	—	—	—
	四〇,九〇七	六,三一三	四七,四六六	一一,九九八	—	—	六,五五九	五,六八七	—	—	—	—	—	—	一八,七八二	二,九八九	三三,一二五	三,三三三	—	—	—	—
(頭數)	一一	一八	一四	二四	—	—	三	六	—	—	—	—	—	—	一一	一八	—	—	—	—	—	—
	四,三〇八	四,七一八	七,〇九三	五,九八八	—	—	二,七八六	一,二六八	—	—	二五六	四七〇	—	—	二,三六八	二,七七〇	一,七四五	一,四七八	—	—	—	—
	—	—	一〇	四七	—	—	一〇	四七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	九三,九六一(リットル) (頭數)一一	三七,七七七	七九,一八八 一四	二四,八五一	二四,三七一(リットル) 一,七九一	一〇,六六〇	九,五〇八(リットル) (頭數)三	七,七三九	—	—	三,八八三(リットル) 七三六	四,九一〇	—	—	三三,三七四(リットル) (頭數)一一	一三,六四六	五六,七九一(リットル) 六,一〇五	一九,一四一	—	—	—	—
	九,一四七	八二六	一一,一三一	九八八	—	—	一,九五七	一六二	—	—	—	—	—	—	八,五三一	七七四	六六二	五三	—	—	—	—
	一,三五二	一七一	二,四八〇	二三〇	—	—	一,一五五	五九	—	—	五〇	五〇	—	—	一,〇三五	九六	二五〇	二五	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	八八五	一六四	—	—	八八五	一六四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	二,六七〇	一,一八〇	七,四六五	二,四〇九	—	—	二,七九五	一,二四八	—	—	—	—	—	—	一,九八〇	五八八	一,六九〇	六五二	—	—	—	—
	一〇,四九九(リットル) 三,六七〇	二,一五七	一一,九九一	四,〇五一	—	—	三,九九七(リットル) 三,七九五	一,九三三	—	—	五〇	五〇	—	—	九,五三七(リットル) 一,九八〇	一,二七八	九一二(リットル) 一,六九〇	七三九	—	—	—	—
…油製品	八一二	三四七	一,一九九	六六七	—	—	三八七	三九四	—	—	—	—	—	—	六七六	二八四	一三六	八八	—	—	—	—
	三,六四七	二,七七四	一,五五九	一,一八〇	二,〇八八	二,五八五	—	—	六三七	二,三七七	—	五,八四六	—	—	二,一九五	六三七	八一七	八六一	—	—	—	—
	一一,九八〇	一一,五三二	二,八九七	九,三七九	五,五八四	二,一一四	—	—	—	—	一〇,三〇二	一,九六八	—	—	二四七	一,五一八	一,五四一	四,一五七	—	—	—	—
	二,四九五	一〇,五一五	一,七七〇	六,三八八	七二四	四,二三六	—	—	—	—	四三九	三一七	—	—	六七三	三,六八三	一,五九二	五,八八四	—	—	—	—
	一二八	五七一	九	四九	—	—	—	—	—	—	三三	一四五	—	—	三五	一四三	五七	三一	—	—	—	—
…製品	一九	二三三	七	八三	一二	一四九	—	—	—	—	五	六〇	—	—	一	二	一三	八五	—	—	—	—
(箇數)	三	四三三	二	四六〇	一	—	一	二八	—	—	—	—	—	—	—	—	三	四三三	—	—	—	—
	二,三三〇	二,一一八	四,六七五	五,三四九	—	—	二,三八五	三,二三一	—	—	三三	一八五	—	—	三三	一九六	二,三五六	一,八九〇	—	—	—	—
	七七七	一,三〇二	一,三一五	四,〇四八	—	—	五三八	二,八四六	五	五〇	三三八	一四五	—	—	—	—	一四三	一四七	二九一	三五〇	—	—
	一,六五三	六六一	一,一一六	一,四六八	五三七	—	—	八〇七	—	—	四一	七,六四三	—	—	四一	八六	一,五七一	四三〇	—	—	—	—
	三四,六五七	一四,二六五	九,〇四三	四,五五八	二五,六三五	九,七〇七	—	—	—	—	二三,三二九	三六四	—	—	二,三六八	一,五三九	八,四五九	五,〇七八	一	一六	—	—
	一,一八七	二,四八三	六三一	一,六一四	四四四	—	—	五三五	一一一	一,三九三	四三八	三六四	—	—	二五四	三九八	三八四	五三〇	—	—	—	—
	—	—	五	五四	—	—	五	五四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	一三	五四	六一	一五七	—	—	二八	一〇三	—	—	八	三一	—	—	二五	二三	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	五九,七一八(箇)三 一六四,一七八 一〇,五〇六(箇)一四	四八,三八〇 八八,三二四	二七,九五七(箇)二 一三九,〇八八 九七,一〇〇 一六	三五,六六四 七四,六〇六	三四,八一三 五九,〇八四 一,七九一 一	一八,七〇八 二九,三八八	一,二四三 一六八,四四八 四,八五一 三	八,〇九八 一七,七七〇	七五三 七五一	三,七三〇 三,七一〇	三四,八一五 三八,九八八(リットル)	一七,二〇五 二三,一六五 七三六	—	—	六九,五四九 四九,三六〇(リットル) 一,九八五	七,三三六 三三,四〇〇	一七,二五七 七四,九六三 七,七九五	一九,五三三 三九,四三三	二九二 二九二	三三六 三三六	— 一三	— 八〇

品目	一九二三年輸出總額 數量	價額	一九二二年輸出總額 數量	價額	增 數量	價額	減 數量	價額	獨逸 數量	價額	英國 數量	價額	濠洲及南洋諸島 數量	價額	亞細亞 數量	價額	其他諸國 數量	價額
……………………	六三六,〇四七	一三一,七一二	五九四,七一二	一一九,三一〇	三一,八五五	四六,三一三	—	—	四八六,七一三	九五,六一四	—	—	—	—	一五九,三三五	三六,〇九八	—	—
……………………	一,六五三	一八〇	—	—	一,六五三	一八〇	—	—	一,六五三	一八〇	—	—	—	—	—	—	—	—
……………………	一	二五	—	—	一	二五	—	—	—	—	—	—	—	—	一	二五	—	—
……………………	三三	一七三	—	—	三三	一七三	—	—	—	—	—	—	—	—	三三	一七三	—	—
……(箇)……	一一	二〇〇	—	—	一一	二〇〇	—	—	八	一六〇	—	—	—	—	—	—	三	四〇
……(个)……	七六	三九	—	—	七六	三九	—	—	七〇	三五	—	—	—	—	—	—	八	四
……………………	—	—	三三	五三	—	—	三三	五三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
……………………	六三七,二二二 (箇)八九 六三七,二二二 (箇)八九	一三二,四三八 一三二,四三八	五九四,一九四 五九四,一九四	一一九,三三五 一一九,三三五	三三,七四〇 (箇)八九	四六,八四九	三三	三五	四八八,三六五 (箇)七六	九五,九九九	—	—	—	—	一五九,三五七	三六,一五五	(箇)一一	六四

第四表

輸

一、種粒、莢豆、野
二、珈琲、茶、ココア、
三、香料及原料
四、煙草及煙草製品
五、各種酒精飲料
六、果汁、鑛水、其他
七、建築及有用木材、
八、生畜
九、肉類及魚類、動物
一〇、植物、苗及種子
一、土及石
二、鹽
三、石炭、褐色炭、煉
四、タール・ペッチ・ア
五、石油及其他の鑛物
一、燭具、蠟燭、石鹼
二、藥品其他化學的製
三、各種絲類及織物
四、衣服、組紐、裝身
五、革、皮革製品
六、護謨、ガウチ
七、端艇
八、木製品、編細工物、
九、紙、紙製品及文藝品
一〇、石器及玻璃、陶器
一一、金屬及金屬製品
一二、器具、機械、車輛及
一三、銃砲
一四、其他の武器
一五、射擊用品及爆發物
一六、貨幣
千九百十三年總輸

輸出品

コプラ……
海參……
鼈甲……
貝類……
計……

第四表　○千九百十三年ヤップ島貿易表

輸入品目	千九百十三年 數量	千九百十三年 價額	千九百十二年 數量	千九百十二年 價額	政府輸入 數量	政府輸入 價額	獨國 數量	獨國 價額	英國 數量	英國 價額	濠洲及南洋諸島 數量	濠洲及南洋諸島 價額	亞細亞 數量	亞細亞 價額	米國 數量	米國 價額	其他の諸國 數量	其他の諸國 價額
穀粒、莢豆、野菜、果物、穀粉、麵麭類	一三〇、三五五	三九、六九五	二五、一六八	四三、四八四	二八、二五〇	六、九九九	三、九二七	五、一〇四	四五	七六	三〇、六〇一	一〇、四五〇	九五、五四三	二三、九三三	三三〇	一四〇	—	—
珈琲、茶、ココア、チョコレート、砂糖等殖民地產品	四、七六五	三、六六八	六、九三〇	七、四〇五	—	—	四九五	一、三一九	—	—	二、〇一七	九六〇	二、三五三	一、四一九	—	—	—	—
香料及原料	三四八	四〇三	一、五五三	一、七四〇	—	—	六八	一三三	四四	一〇六	—	—	三四六	一六四	—	—	—	—
煙草及煙草製品	二、四一四	一一、〇五七	四、五〇三	一四、三五五	—	—	三五七	三、九三一	—	—	三九三	一六、〇三〇	八〇	三六五	一、〇三一	二、四七五	五六三	三、三六八
各種酒精飲料	三二、〇八三	三四、三五四	三一、八四五	三六、一六三	—	—	一六、〇四三	一七、五三五	七〇三	一、四一七	一、五五一	一、五六〇	四、六八三	三、六四六	—	—	一〇三	四六
果汁、鑛水、其他非酒精飲料	二八、〇〇六	七、六五三	二三、〇三九	五、〇一二	—	—	五、三五六	四、六四九	—	—	—	—	二三、六七〇	五、〇〇三	—	—	—	—
建築及有用木材、燃材、木箱	六〇、四四一	一八、三一三	三六三、五三三	三五、三四七	四三、三〇〇	一〇、四一八	—	—	—	—	三六、八三一	一七、八六八	一、六三九	三三五	—	—	—	—
生畜	五	六六	六	三一	一	六〇〇	—	—	—	—	—	—	五	六六	—	—	—	—
肉類及魚類、動物性製品	一九、四四四	三五、四六一	二一、九三六	四〇、三七二	二、九三〇	三五、三九	四、五八二	七、〇七七	四九	五三	八、六四八	一二、二七一	二、七七三	二、九一〇	五、二〇〇	二、八三七	一九二	二四
植物、苗及種子	—	—	一〇	三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
土及石	二九六、七一五	二四、一二五	一一一、六一一	八、九三一	五四、〇〇〇	三、三〇〇	—	—	—	—	—	—	二九六、七一五	二四、一二五	—	—	—	—
鹽	二三、二七五	二、八〇六	三四、九〇五	四、二七四	—	—	—	—	六〇	六九	—	—	二三、二一五	二、七三七	—	—	—	—
石炭、褐色炭、煉炭	二、三五五、〇〇〇	一〇五、九七五	六〇〇、〇〇〇	三六、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	二、三五五、〇〇〇	一〇五、九七五	—	—	—	—	—	—
タール・ペッチ・アスファルト	二、五七三	一、四一〇	二、四〇二	八五三	八七五	四二〇	一、六二五	七一六	—	—	三〇〇	三三二	六四八	三六二	—	—	—	—
石油及其他の鑛物	五二、一七一	一〇、八七九	一五、二八三	五、七七四	二、〇五〇	一、〇三三	二、六二二	二、七五七	—	—	九、八六〇	六九六	三九、六八九	七、四二六	—	—	—	—
蠟具、蠟燭、石鹼其他蠟、脂、油製品	一、五六八	一、四一五	三、二八八	三、四二八	一二〇	六九	二三八	五三三	二三〇	二一二	六五三	五四一	四四八	五二九	—	—	—	—
藥品其他化學的製品	一六、八五五	二〇、三四二	一〇、七三〇	一三、二五五	四、二四〇	九、三三三	二、二七八	一六、一〇九	二五二	二一五	五四	八八	四、二六七	三、八〇五	四	一七	—	—
各種絲類及織物	六、三三二	二〇、三三七	一〇、三九五	一九、一三〇	三六五	一、八七八	三、六〇九	一一、九八五	一、〇五二	三、七一四	四四五	一、九五九	一、二〇〇	二、六七九	—	—	—	—
衣服、紐釦、裝身具、傘等	三、一二〇	一五、一八四	一、三三四	八、三二三	一七〇	一、五〇〇	二、六四九	一一、九二四	—	—	—	—	二七一	一、九六〇	—	—	二〇〇	一、五〇〇
革、皮革製品	四三〇	四、〇四二	二一九	一、一六八	二一〇	一、五七七	二六八	二、七六五	—	—	—	—	一六〇	一、二六〇	二	一七	—	—
護謨、カウチュック、ガタペルチャ製品	七二	二五五	一二三	六四〇	—	—	六一	一六四	一	二三	—	—	一〇	六八	—	—	—	—
繪畫	—	—	四	四、三九七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
木製品、編細工物、彫刻物	一〇、二三八	一〇、二九八	三、九七四	五、一一九	四、一一三	五、七四七	五、四九八	八、一八七	—	—	五四一	一、〇五一	四、七〇五	五、九三〇	一一五	一一四	一	二四
紙、紙製品及文藝品	三、三五五	四、九二二	一、二九〇	三、七五一	—	—	三、一八五	四、四九八	—	—	—	—	一七〇	四二四	—	—	—	—
石器及玻璃、陶器	六、六五八	一三、六四七	二、九〇七	四、六三五	一八〇	五七四	五、〇五二	一〇、八七七	二	八〇	三五三	七二六	八二四	一、三九九	五八一	四九三	五六	七二
金屬及金屬製品	二五七、四七七	一三一、三六三	三一、八三三	一六、九一一	九、五七三	一六、八一一	二五七、四七〇	一一一、九三〇	八五〇	一、四八九	二、五〇八	一、一九二	一六、六四九	六、七五一	—	—	—	—
器具、機械、車輛及運搬具	一六〇、六〇四	二四、二五四	一、四五〇	五、二八三	一、二六〇	二、六六一	一五九、四五四	三一、〇二六	二	四一	四一五	五七七	一〇八	二八九	六二五	一、一一一	—	—
銃砲	—	—	四五	三七三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
其他の武器	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
射撃用品及爆發物	三三	七〇	二八	二二四	三〇	六〇	三	七〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
貨幣	—	二〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
千九百十三年總輸入額	—	七三五、四六〇	—	三一〇、四三九	—	五九、二三三	—	四五四、三七一	—	七、五〇四	—	一五七、一五六	—	九三、九一一	—	七、三二四	—	五、五二四

出品目	千九百十三年 數量	千九百十三年 價額	千九百十二年 數量	千九百十二年 價額	增 數量	增 價額	減 數量	減 價額	獨逸 數量	獨逸 價額	日本 數量	日本 價額
…ラ	一三二、六四五	五三、一〇四	九六、八〇九	二八、三九四	三五、八三六	二四、七一〇	—	—	九〇、一八一	四二、九一三	四二、四六四	一〇、一九一
…參	—	—	六、六六四	三、二五〇	—	—	六、六六四	三、二五〇	—	—	—	—
…甲	五	一三〇	—	—	五	一三〇	—	—	五	一三〇	—	—
…類	二八二	四四	—	—	二八二	四四	—	—	—	—	二八二	四四
	一三二、九三二	五三、二七八	一一八、九八二	三六、一八七	一三、九五〇	一七、〇九一	—	—	九〇、一八六	四三、〇四三	四二、七四六	一〇、二三五

第五表　〇千九百十三年

輸入品目	
一、種粒、莢豆、野菜、果物、穀粉、麵麭類	
二、珈琲、茶、ココア、チョコレート、砂糖等殖民地產品	
三、香料及原料	
四、烟草及烟草製品	
五、各種酒精飲料	
六、果汁、鑛水、其他非酒精飲料	
七、建築及有用木材、燃材、木箱	
八、生畜	
九、肉類及魚類、動物性製品	
一〇、植物、苗及種子	
一、土及石	
二、鹽	
三、石炭、褐色炭、煉炭	
四、タール・ピッチ・アスファルト	
五、石油及其他の礦物	
一、燭具、蠟燭、石鹼、其他蠟、脂、油製品	
二、藥品其他化學的製品	
三、各種絲類織物類	
四、衣服、組紐、裝身具、傘等	
五、革、皮革製品	
六、護謨、カウチュク・ガタペルチヤ製品	
七、艤艇	
八、木製品、編細工物、彫刻物	
九、紙、紙製品及文藝品	
一〇、石器及玻璃、陶器	
一一、金屬及金屬製品	
一二、器具、機械、車輛及運搬具	
一三、銃砲	
一四、其他の武器	
一五、射擊用品及爆發物	
一六、貨幣	
千九百十三年總輸入額	一七六、[illegible]

輸出品目	一九一三年輸[illegible] 數量
コプラ	四七、〇六二
海參	六、六四五
鼈甲	[illegible]
鱶鰭	—
眞珠貝及他の貝類	二五八、六〇〇
古奇品	—
計	三三二、三二四

十三年パラウ諸島貿易表

目	千九百十三年		千九百十二年		政府輸入		獨國		濠洲及南洋諸島		亜細亜		英國		米國		其他諸國	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
總額	九九,六二〇	三四,八三〇	九四,五九三	二七,七二六	一九,六七九	三,七四六	一,八二五	一,一五四	三,九七三	一,五四一	九三,八六二	三二,一三五	—	—	—	—	—	—
殖民地產品	五,五八二	三,五九一	六,三〇八	四,三九七	—	—	五六一	七三〇	—	—	五,〇三二	二,八八一	—	—	—	—	—	—
	一,七四七	五〇七	一,八二一	三,一五四	—	—	—	—	—	—	一,七四七	五〇七	—	—	—	—	—	—
	一〇五	五一三	三四〇	一,四八六	—	—	三	一四	七〇	二八〇	三二	二〇九	—	—	—	—	—	—
	三,七七三	三,四七一	二,五〇〇	二,五七〇	—	—	一,〇六九	七三〇	—	—	二,六六二	二,四八一	—	—	—	—	四二	二六〇
	三五八	一二五	七一〇	三八〇	—	—	八五	四五	—	—	二七三	八〇	—	—	—	—	—	—
	四,四一七	五,三二四	七,一六六	七,六二五	—	—	二,三八五	二,三〇九	九八三	一,五九六	一,〇四九	一,四一九	—	—	—	—	—	—
	六,四一〇	二,一八五	三三,八〇二	五,九一九	—	—	—	—	五	三〇	六,四〇五	二,一五五	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	六三	二四	一	三	—	—	—	—	—	—	六三	二四	—	—	—	—	—	—
	一,四八二	一三六	三,三三八	四六五	—	—	—	—	—	—	一,四八二	一三六	—	—	—	—	—	—
	一,〇九七	一三九	一,六四〇	一四五	—	—	—	—	—	—	一,〇九七	一三九	—	—	—	—	—	—
	一,五〇〇	四六	五〇	一九	—	—	—	—	—	—	一,五〇〇	四六	—	—	—	—	—	—
	二〇二	一五	一,〇六五	三四〇	—	—	—	—	—	—	二〇二	一五	—	—	—	—	—	—
	二三,五二九	七,四九二	一〇,五〇一	三,三三三	三五〇	一〇四	四二〇	八七	—	—	二三,一〇九	七,四〇五	—	—	—	—	—	—
品	二,二九三	一,九二五	一,七四七	一,四八二	—	—	二六	五三	三五九	四九九	一,九〇八	一,三七三	—	—	—	—	—	—
	二,〇五七	一,七〇二	三,一八五	三,一七七	一	八	二五七	三〇九	—	—	一,七八〇	一,三九三	—	—	—	—	—	—
	二,二四九	五,九一〇	四,六〇六	一四,五七一	五五	一二四	四〇	一五五	一六〇	八一三	二,〇四九	四,九五二	—	—	—	—	—	—
	二,七一八	七,七五三	四〇五	一,二五六	—	—	二六八	一,〇八七	一二四	九六	二,三二六	六,五七〇	—	—	—	—	—	—
	一三七	六〇三	一八一	六〇〇	—	—	二三	五一	三二	七〇	八二	五〇一	—	—	—	—	—	—
	二	六〇	六二	七五	—	—	—	—	—	—	二	六〇	—	—	—	—	—	—
	—	—	四	四,四九〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	六,〇八六	四,九二三	一,一五七	九九四	—	—	九二三	一,九三三	一八九	二七三	四,九七四	二,七一六	—	—	—	—	—	—
	一,一九八	三,四四二	一七九	四一二	—	—	六五五	一,六九五	五〇	一六五	四九三	一,五八四	—	—	—	—	—	—
	一,四三七	九一五	六,四五五	三,一四二	—	—	—	—	—	—	一,四三七	九一五	—	—	—	—	—	—
	九,四五一	八,〇五五	七,四四四	七,九七五	二〇五	一二四	三一三	九四〇	二七八	一八九	八,八六〇	六,九二六	—	—	—	—	—	—
	一六〇	三三三	二〇四	四九九	—	—	一七〇	二三四	一三	八四	七	一五	—	—	—	—	—	—
	二〇	三九一	六	二四〇	—	—	—	—	—	—	二〇	三九一	—	—	—	—	—	—
	二七六	四七三	一〇〇	五九	—	—	—	—	—	—	二七六	四七三	—	—	—	—	—	—
	一七八,〇二六	九四,八五六	一八八,五二〇	九五,一〇四	二〇,一九〇	四,一一六	八,九三二	一一,五一七	六,三二六	五,六三八	一六三,五五七	七七,四四一	—	—	—	—	三二一	二六〇

一九一三年總輸出額		一九一二年總輸出額		增		減		獨國		亜細亜	
數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
四七,〇六二	二三,五三一	一一八,一〇一	五九,〇五〇	—	—	七一,〇三九	三五,五一九	六四四	三二五	四六,四一八	二三,二〇六
六,六四五	二,九五〇	五三六	二六三	六,一〇九	二,六八七	—	—	—	—	六,六四五	二,九五〇
七	一〇〇	五〇	二,〇〇〇	—	—	四三	一,九〇〇	—	—	七	一〇〇
—	—	一,一二七	五六三	—	—	一,一二七	五六三	—	—	—	—
二五八,六〇〇	一二九,三〇〇	五五,九〇六	二七,九五三	二〇二,六九四	一〇一,三四七	—	—	—	—	二五八,六〇〇	一二九,三〇〇
—	—	九〇	九二	—	—	九〇	九二	—	—	—	—
三一二,三一四	一五五,八八一	一七五,八〇〇	八九,九二〇	二〇八,八一三	一〇四,〇三五	七二,二九九	三八,〇七四	六四四	三二五	三一一,六七〇	一五五,五五六

1961

終